

平成16年版

出入国管理

法務省入国管理局編

平成16年版

# 出入国管理



法務省入国管理局編

平成16年版

# 出入国管理

法務省入国管理局編

## はじめに

# 平成16年版「出入国管理」の発刊に当たって

昭和34年から発刊されている「出入国管理」は、本書で10冊目になります。昨年は、平成10年から14年までの5年間の出入国管理行政の歩みをまとめ、平成15年版「出入国管理」を発刊しました。

その後の情勢を見ると、観光立国を目指す訪日旅行者促進の取組、構造改革特別区域制度において高度な専門性を有する外国人招へいを通じた地域経済活性化のための取組、国際的な枠組みによる国境管理強化の取組など、出入国管理行政を取り巻く環境は変化し続けており、出入国管理行政としても、こうした変化に適時適切に対応していく必要があります。その意味において、今後とも我が国社会が健全な発展を続け、国際協調と円滑な国際交流の増進に寄与するために、出入国管理行政の果たす役割の重要性がより一層高まっていると考えられます。

今日、経済のグローバル化が進展するに伴い、企業活動の国際化、多様化が加速化するなど、我が国社会の要請に応じて外国人の一層柔軟な受入れを図っていく必要があります。

他方、不法滞在外国人の関与する凶悪犯罪等の発生による我が国治安への悪影響など国民の不安感も増大しており、ブローカー等の関与による人身取引や売春の強要など人権上の問題への対応も求められています。

このような状況の中で、出入国管理行政は、国際交流や経済の発展等のために外国人を円滑に受け入れ、同時に犯罪者など好ましくない外国人については厳格な対応を行っていくという、二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正な業務を推進していかなければなりません。そのためにも、まず、出入国管理行政がどのような状況の下で、具体的にどのような施策を実施しているのかについて、広く皆様に御理解いただきたいと考えております。

そこで、今般、平成16年版「出入国管理」を刊行することとし、過去5年間の業務の推移を見つつ、昨年度を中心に最近の出入国管理行政を取り巻く状況や施策を取りまとめ、紹介することとしました。平成15年版がそうであったように、これまでの「出入国管理」は過去5年の

出入国管理行政の動きを記録したものでしたが、前述のように、今日の出入国管理をめぐる情勢はめまぐるしく変化していることから、今後は毎年の動きを取りまとめ、皆様に御理解をいただく資料として刊行したいと考えています。

第1部では、「出入国管理をめぐる近年の状況」として、外国人の入国・在留状況及び日本人の出帰国の状況（第1章）、外国人の退去強制手続業務の状況（第2章）、難民認定業務等の状況（第3章）、外国人登録の実施状況（第4章）、行政訴訟（第5章）について説明します。この第1部で、主として平成15年の出入国管理行政の状況を過去5年間の推移と併せて数的に見て取ることができます。

第2部では、「平成15年度における出入国管理行政に係る主要な施策」として、平成15年度において入国管理局が行った施策について説明します。第1章では、平成16年6月2日に公布された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の概要、第2章では、出入国管理業務全般における取組として、水際対策の強化、コンピュータ化の推進、第3章では、入国・在留業務における取組として、外国人の円滑な受入れのために講じた措置、第4章以下では、退去強制手続業務、難民認定手続業務、外国人登録業務、国際化への対応等、平成15年度における様々な問題や要望に対して出入国管理行政がどのように対応したのかについて説明します。この第2部で、平成15年度における出入国管理行政の状況を質的に見て取ることができます。

また、資料編においては、平成15年度中に起こった出入国管理行政に係る主な出来事のほか、我が国の出入国管理行政の仕組みについて説明していますので、出入国管理行政の基礎知識の習得のために活用していただきたいと思います。

本報告書を通じ、出入国管理が皆様にとって身近で分かりやすい行政となることができれば幸いです。

平成16年 8月

法務省入国管理局長 **増田 暢也**

## 凡 例 (五十音, アルファベット順)

外登法	外国人登録法
登録原票	外国人登録原票
登録証明書	外国人登録証明書
特区法	構造改革特別区域法
難民条約	難民の地位に関する条約
難民議定書	難民の地位に関する議定書
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
A B T C	APEC Business Travel Card (A P E C ・ ビジネス ・ トラベル ・ カード)
A S E A N	Association of Southeast Asian Nations (東南アジア諸国連合)
A S E M	Asia-Europe Meeting(アジア欧州会合)
A P E C	Asia-Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力)
A P I システム	Advance Passenger Information (事前旅客情報) システム
E D カード	Embarkation Card and Disembarkation Card (出入国記録カード)
F A L 条約	Convention on Facilitation of International Maritime Traffic (国際海運の簡易化に関する条約)
F E I S	Foreigners Entry and Departure Information System (外国人出入国情報システム)
I A T A / C A W G	International Air Transport Association / Control Authorities Working Group (国際航空運送協会 ・ 入国管理機関関係部会)
I C A O	International Civil Aviation Organization (国際民間航空機構)
I C P O	International Criminal Police Organization (国際刑事警察機構)
I O M	International Organization for Migration (国際移住機関)
J I C A	Japan International Cooperation Agency (国際協力機構)
J I T C O	Japan International Training Cooperation Organization (国際研修協力機構)
M R P	Machine Readable Passport (機械読取旅券)
M R P リーダ	旅券自動読取装置
O D A	Official Development Assistance (政府開発援助)
O E C D	Organisation for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構)
P A C R I M	Pacific Rim Immigration Intelligence Officers' Conference (環太平洋出入国管理専門家会合)
S A R	Special Administrative Region (特別行政区)
S O P E M I	Systeme D'observation Permanente des Migration (移民に関する継続的報告システム)
U N H C R	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees (国際連合難民高等弁務官事務所) 又は United Nations High Commissioner for Refugees (国際連合難民高等弁務官)
W T O	World Trade Organization (世界貿易機関)

# 平成16年版「出入国管理」

## 目 次

はじめに — 平成16年版「出入国管理」の発刊に当たって

凡 例

## 第1部 出入国管理をめぐる近年の状況

### 第1章 外国人の入国・在留等

第1節◆外国人の出入国の状況	2
①外国人の出入国者数の推移	2
（1）外国人の入国	2
ア 入国者数	2
イ 地域別	3
ウ 国籍（出身地）別	5
エ 男女別・年齢別	6
オ 空港・海港別	9
カ 入国目的（在留資格）別	9
（ア）短期滞在者	10
（イ）就労を目的とする外国人	13
a 「技術」、 「人文知識・国際業務」 及び 「企業内転勤」	14
b 「技能」	15
c 「教授」 及び 「教育」	15
d 「法律・会計業務」 及び 「医療」	15
e 「興行」	15
（ウ）学ぶことを目的とする外国人	16
a 研修生	16
b 留学生・就学生	17
（エ）身分又は地位に基づいて入国する外国人	20
（2）特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く。）	20
ア 寄港地上陸の許可	22
イ 通過上陸の許可	22

ウ 乗員上陸の許可	22
エ 緊急上陸の許可	22
オ 遭難による上陸の許可	22
(3) 外国人の出国	23

<b>2 上陸審判状況</b>	23
(1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理	23
(2) 被上陸拒否者	25
(3) 上陸特別許可	26

<b>3 入国・事前審査状況</b>	27
(1) 入国事前審査	27
ア 査証事前協議	27
イ 在留資格認定証明書	27
(2) 査証免除等	28
ア 査証免除	28
イ 数次査証取決め	29

## 第2節 ◆外国人の在留の状況 30

<b>1 外国人登録者数</b>	30
(1) 総数	31
(2) 地域別	32
(3) 国籍（出身地）別	33
(4) 目的（在留資格）別	34
ア 永住者・特別永住者	34
イ 就労を目的とする外国人	35
ウ 留学生・就学生	36
エ 研修生	36
オ 身分又は地位に基づき在留する外国人	37

<b>2 在留審査の状況</b>	37
(1) 在留期間更新の許可	38
(2) 在留資格変更の許可	38
ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可	38
イ 技能実習制度	41
(3) 在留資格取得の許可	43
(4) 再入国の許可	43
(5) 資格外活動の許可	43
(6) 永住許可	44

## 第3節 ◆ 日本人の出帰国の状況 ..... 44

### 1 出国者 ..... 44

(1) 総数 ..... 44

(2) 男女別・年齢別 ..... 47

(3) 空港・海港別 ..... 47

### 2 帰国者 ..... 49

## 第2章 外国人の退去強制手続業務の状況

## 第1節 ◆ 入管法違反者の状況 ..... 50

### 1 不法残留者総数 ..... 50

(1) 国籍（出身地）別 ..... 50

(2) 在留資格別 ..... 52

### 2 不法入国・不法上陸者の状況 ..... 53

## 第2節 ◆ 退去強制手続を執った入管法違反事件の概要 ..... 54

### 1 退去強制事由別 ..... 54

(1) 不法入国 ..... 55

ア 航空機による不法入国 ..... 56

イ 船舶による不法入国 ..... 57

(2) 不法上陸 ..... 57

(3) 不法残留 ..... 58

(4) 資格外活動 ..... 59

### 2 不法就労事件 ..... 59

(1) 概況 ..... 59

(2) 国籍（出身地）別 ..... 60

(3) 男女別 ..... 61

(4) 就労内容別 ..... 62

(5) 稼働場所（都道府県）別 ..... 62

### 3 違反審判の概況 ..... 64

(1) 事件の受理・処理 ..... 64

(2) 退去強制令書の発付 ..... 65

(3) 仮放免	67
(4) 在留特別許可	67
<b>4 送還の概況</b>	68
(1) 国費送還	69
ア 集団送還	69
イ 個別送還	69
(2) 自費出国	70
(3) 運送業者の責任と費用による送還	70

## 第3章 難民認定業務等の状況

<b>第1節 ◆ 難民認定の申請及び処理</b>	71
<b>1 難民認定申請</b>	71
<b>2 難民認定申請の処理</b>	72
<b>第2節 ◆ 異議の申出</b>	73
<b>1 異議の申出</b>	73
<b>2 異議の申出の処理</b>	73
<b>第3節 ◆ 一時庇護のための上陸の許可</b>	74
<b>第4節 ◆ インドシナ難民</b>	74

## 第4章 外国人登録の実施状況

<b>第1節 ◆ 新規登録及び登録の閉鎖</b>	76
<b>第2節 ◆ 変更登録</b>	77

第3節 ◆登録証明書の切替（登録事項の確認）	77
------------------------	----

第4節 ◆地方自治体と外国人登録	78
------------------	----

## 第5章 行政訴訟

第1節 ◆在留審査関係訴訟	80
---------------	----

第2節 ◆退去強制手続関係訴訟	81
-----------------	----

第3節 ◆退去強制令書発付処分等に関する執行停止申立て	81
-----------------------------	----

第4節 ◆難民認定手続関係訴訟	82
-----------------	----

## 第2部 平成15年度における出入国管理行政に係る主要な施策

### 第1章 出入国管理及び難民認定法の改正

第1節 ◆改正の趣旨	84
------------	----

第2節 ◆改正の概要	85
------------	----

① 不法滞在者等対策	85
（1）罰金の引上げ等	85
（2）出国命令制度	85
ア 出国命令制度新設の趣旨	85
イ 出国命令の要件	85
ウ 出国命令の効果	87
（3）在留資格取消制度	87
ア 在留資格取消制度新設の趣旨	87

イ 在留資格取消しの要件	87
ウ 在留資格取消しの効果	88

<b>2 難民認定制度の見直し</b>	88
(1) 仮滞在許可制度	88
ア 仮滞在許可制度新設の趣旨	88
イ 仮滞在許可の要件	90
ウ 仮滞在許可の効果	90
(2) 難民と認定された者に対する在留許可	90
(3) 難民審査参与員制度の新設	91
(4) 申請期間の撤廃	92
<b>3 精神障害を有する外国人に係る上陸拒否事由の見直し</b>	92
<b>4 附帯決議</b>	92

## 第2章 出入国管理業務全般

<b>第1節 ◆ 米国等によるイラクに対する武力行使開始に伴う対応</b>	93
<b>第2節 ◆ 北朝鮮籍船舶への対応</b>	93
<b>第3節 ◆ 偽変造文書対策の強化</b>	94
<b>1 偽変造旅券等の行使の状況</b>	94
<b>2 偽変造文書対策室及び文書鑑識係の設置</b>	94
<b>3 偽変造文書鑑識専従要員の増員及び偽変造文書鑑識機器の導入</b>	94
<b>4 偽変造文書対策の効果</b>	95

<b>第4節 ◆ 出入国管理業務のコンピュータ化</b>	96
<b>1 出入国管理行政におけるコンピュータ化の推移</b>	96
<b>2 外国人出入国情報システム（F E I S）の導入</b>	96
<b>3 事前旅客情報システム（A P I S）の開発</b>	97
<b>4 バイオメトリクス導入に関する調査研究</b>	97
(1) 目的	97
(2) 背景	98
(3) 入国管理局の対応	98

## 第3章 入国・在留業務

<b>第1節 ◆ 出入国手続の簡素化</b>	99
<b>1 A P E C ・ ビジネス ・ トラベル ・ カードの運用開始</b>	99
(1) A P E C ・ ビジネス ・ トラベル ・ カード	99
(2) 我が国における運用状況	100
<b>2 乗員上陸許可支援システムの運用開始</b>	100
<b>第2節 ◆ 観光促進への対応</b>	102
<b>第3節 ◆ 我が国社会が必要とする外国人労働者の円滑な受入れ</b>	102
<b>1 I T 技術者の受入れの拡大</b>	102
<b>2 ソムリエ等の受入れの拡大</b>	103
<b>3 外国人医師の診療場所の拡大</b>	104
<b>4 留学生が卒業後に就職活動を行う場合における「短期滞在」の在留資格の容認</b>	104
<b>5 永住許可・不許可事例の紹介</b>	104

⑥	構造改革特別区域法による入管法の特例	105
⑦	優良企業等からの在留資格認定証明書交付申請に係る審査の迅速化・簡素化	106
⑧	「投資・経営」及び「企業内転勤」の在留資格の取扱いの明確化	106
<b>第4節 ◆ 研修制度及び技能実習制度の適正かつ円滑な推進と一層の充実</b> 107		
①	研修制度、技能実習制度に係る省令等の改正	107
	(1) 改正の背景	107
	(2) 改正内容	107
	ア 「研修」に係る基準省令等の改正	107
	イ 技能実習制度に係る法務省告示の改正	108
②	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	108
③	「団体監理型」研修における実態把握	108
④	制度の見直し	108
<b>第5節 ◆ 学術・文化・青少年交流の推進と留学生、就学生の円滑かつ適正な受入れ</b> 109		
①	「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化	109
②	教育機関に対する指導	110
③	夜間大学院留学生受入れ事業	110
④	「家族滞在」に係る資格外活動許可の運用の見直し	110
⑤	青少年の文化交流	111
	(1) 英国人ボランティアの受入れ	111
	(2) インターンシップ(夏季休暇期間等を利用して本邦の企業等での実務を経験するもの)に係る入国許可要件の緩和	111
	(3) 学校の夏期休暇等を活用して外国語講師等を行う外国人大学生の受入れ	112
⑥	しずおか国際園芸博覧会(パシフィックフローラ2004)関係者の円滑な受入れのための措置	112

## 第4章 退去強制手続業務

第1節 ◆不法滞在外国人半減のための施策	113
1 首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言	113
(1) 不法滞在者の摘発の強化と効率的な退去強制	113
(2) 入国・在留資格審査の厳格化	113
(3) 不法滞在を助長する環境の改善と悪質事案の徹底取締り	113
2 犯罪に強い社会の実現のための行動計画	114
3 不法滞在外国人の積極的な摘発等入国管理局の具体的取組	114
第2節 ◆特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の制定に伴う上陸拒否事由及び退去強制事由の追加	116
1 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	116
2 入管法改正規定の概要	116
(1) 改正の趣旨	116
(2) 上陸拒否事由の追加	116
(3) 退去強制事由の追加	116
第3節 ◆人権に一段と配慮した収容場等における処遇の充実	117
第4節 ◆円滑な送還への取組	117
第5節 ◆関係機関との協力の推進	118
1 入管法違反事件全般	118
2 不法就労外国人対策	118

## 第5章 難民認定手続業務

第1節 ◆ 難民認定申請事案の処理促進	120
1 難民調査部門の新設、難民調査官の増員及び研修体制の充実・強化	120
2 難民関連情報収集の一元化	120
3 通訳体制の整備	120
第2節 ◆ 難民不認定に対する異議申出事案の処理の円滑化	120
第3節 ◆ 難民認定制度の在り方に係る検討	121
1 難民問題をめぐる諸情勢	121
2 出入国管理政策懇談会(難民問題に関する専門部会)における議論	121
(1) 難民問題に関する専門部会設置の目的	121
(2) 専門部会における議論	122
3 出入国管理政策懇談会の中間報告	122
(1) いわゆる「60日ルール」について	122
(2) 難民認定申請中の者の法的地位	123
(3) 関連する提言	123
(4) 今後の課題	123
4 中間報告を踏まえた対応	123
5 出入国管理政策懇談会の最終報告	124
(1) 第三者関与の妥当性	124
(2) 第三者関与の具体的な制度案について	124
ア 諮問機関としての位置付け	124
イ 専門委員制度の導入	124
ウ 専門委員の人選	125
6 最終報告等を踏まえた対応	125
第4節 ◆ 難民支援担当窓口の設置	125

## 第6章 外国人登録業務

第1節 ◆外国人登録法施行令の一部改正	126
---------------------	-----

第2節 ◆外国人登録事務の円滑・合理化	126
---------------------	-----

## 第7章 国際化への対応

第1節 ◆各種セミナーの主催	127
----------------	-----

① 東南アジア諸国出入国管理セミナー	128
--------------------	-----

② 偽変造文書鑑識技術者セミナー	128
------------------	-----

第2節 ◆研修の実施－「出入国管理行政コース」の支援－	129
-----------------------------	-----

第3節 ◆条約及び国際会議への対応	130
-------------------	-----

① 条約締結等への対応	130
-------------	-----

(1) 各国とのFTA交渉への対応	130
-------------------	-----

ア 日・メキシコ経済連携協定への対応	130
--------------------	-----

イ 日・ASEAN包括的経済連携協定の協議への対応	130
---------------------------	-----

ウ 日・韓経済連携協定協議	130
---------------	-----

エ その他（日豪経済協議）	131
---------------	-----

(2) WTO協定サービス交渉への対応	131
---------------------	-----

(3) 国連国際組織犯罪防止条約並びに「密入国」及び「人身取引」議定書の概要	131
--	-----

ア 「密入国」議定書	132
------------	-----

イ 「人身取引」議定書	132
-------------	-----

ウ 共通事項	132
--------	-----

エ 入国管理局の取組	132
------------	-----

(4) 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査への対応	133
-----------------------------	-----

(5) その他の条約への対応	133
----------------	-----

② 国際会議への対応	134
------------	-----

(1) G8ローマ・リヨングループ移民専門家アドホック会合	134
(2) 環太平洋出入国管理専門家会合 (PACRIM)	134
(3) アジア欧州 (ASEM) 移民担当局長級会合	134
(4) グローバルコンサルテーション (世界協議)	134
(5) その他の国際会議等	135

## 第8章 広報活動と行政サービスの向上

第1節 ◆ 広報活動の推進	136
---------------	-----

第2節 ◆ 行政サービスの向上	137
-----------------	-----

① 上陸審査手続の円滑化	137
--------------	-----

② 入国・難民申請手続総合案内所	138
------------------	-----

③ 外国人在留総合インフォメーションセンター	138
------------------------	-----

④ 入国管理局ホームページ	139
---------------	-----

## 第9章 公益法人の活用

第1節 ◆ 財団法人日韓文化協会	140
------------------	-----

第2節 ◆ 財団法人入管協会	140
----------------	-----

第3節 ◆ 財団法人日本語教育振興協会	141
---------------------	-----

第4節 ◆ 財団法人国際研修協力機構	141
--------------------	-----

## 第10章 組織・職員の拡充

第1節 ◆ 組織・機構	142
1 入国管理官署の概要	142
2 入国管理官署の主要な拡充	142
(1) 中部空港支局の新設	142
(2) 偽変造文書対策及び文書鑑識体制の強化のための組織拡充	142
(3) 不法滞在者対策の強化に伴う組織拡充	143
(4) 難民認定業務に係る組織の拡充	143
(5) 地方入国管理局の出張所の整理・統廃合	143
第2節 ◆ 職員	147
1 入国管理局職員	147
2 増員	147
(1) 東京入国管理局における摘発方面隊の設置, 東京入国管理局新宿出張所の摘発体制の強化等	147
(2) 空港審査遊撃班の創設	149
(3) 中部国際空港における円滑かつ厳格な入国審査の実施等	149
(4) 海港における審査の厳格化	149
3 研修	149

## 第11章 予算等

第1節 ◆ 予算	150
第2節 ◆ 施設	152

## 本文関係図表目次

### (図)

図1	外国人入国者数の推移	3
図2	地域別入国者数の推移	4
図3	主な国籍（出身地）別入国者数の推移	5
図4	男女別・年齢別外国人入国者の状況	7
図5	主な空港別外国人入国者数の推移	8
図6	主な海港別外国人入国者数の推移	8
図7	「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移	11
図8	就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	13
図9	「研修」の在留資格による地域別新規入国者数の推移	16
図10	「研修」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移	17
図11	「留学」の在留資格による地域別新規入国者数の推移	18
図12	「就学」の在留資格による地域別新規入国者数の推移	18
図13	「留学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移	19
図14	「就学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移	19
図15	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	21
図16	国籍（出身地）別上陸拒否者数の推移	26
図17	外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	31
図18	地域別外国人登録者数の推移	32
図19	主な国籍（出身地）別外国人登録者数の推移	33
図20	日本人出国者数の推移	45
図21	男女別・年齢別日本人出国者の状況	46
図22	主な空港別日本人出国者数の推移	48
図23	主な海港別日本人出国者数の推移	48
図24	主な国籍（出身地）別不法残留者数の推移	51
図25	主な在留資格別不法残留者数の推移	52
図26	国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移	56
図27	国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移	57
図28	国籍（出身地）別不法就労事件の推移	60
図29	男女別不法就労事件の推移	62
図30	口頭審理請求件数及びその比率の推移	65
図31	主な国籍（出身地）別退去強制令書の発付状況	66
図32	改正入管法による不法滞在者等対策	86
図33	改正入管法に基づく不法滞在者等に係る難民認定手続流れ図	89
図34	偽変造文書発見件数の推移	95
図35	乗員上陸許可支援システム図	101

図36	構造改革特別区域における入管法の特例措置に係る流れ図	105
図37	「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移	109
図38	入国管理局ODA関連プログラム関係図	127
図39	入国管理局組織表	144
図40	法務省入国管理局所管事項	145
図41	入国管理官署職員定員の推移	148
図42	予算額の推移	150
図43	電算関連主要予算額の推移	151

(表)

表1	国籍（出身地）別入国者数の推移	5
表2	男女別・年齢別外国人入国者数の推移	7
表3	空・海港別外国人入国者数の推移	8
表4	在留資格別新規入国者数の推移	10
表5	「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数	12
表6	特例上陸許可件数の推移	20
表7	滞在期間別外国人単純出国者数の推移	23
表8	上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数の推移	24
表9	上陸口頭審理の処理状況の推移	25
表10	国籍（出身地）別上陸拒否者数の推移	26
表11	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移	27
表12	入国事前審査処理件数の推移	27
表13	国籍（出身地）別外国人登録者数の推移	33
表14	在留の資格別外国人登録者数の推移	35
表15	在留審査業務許可件数の推移	38
表16	国籍（出身地）別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移	39
表17	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移	39
表18	技能実習移行対象職種	40
表19	国籍別技能実習への移行者数の推移	42
表20	職種別技能実習への移行者数の推移	42
表21	日本人出国者月別推移	45
表22	男女別・年齢別日本人出国者数の推移	46
表23	空・海港別日本人出国者数の推移	48
表24	滞在期間別日本人帰国者数の推移	49
表25	国籍（出身地）別不法残留者数の推移	51
表26	在留資格別不法残留者数の推移	52
表27	退去強制事由別入管法違反事件の推移	54
表28	国籍（出身地）別入管法違反事件の推移	55

表29	国籍（出身地）別不法入国事件の推移	55
表30	国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移	56
表31	国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移	57
表32	国籍（出身地）別不法上陸事件の推移	58
表33	国籍（出身地）別不法残留事件の推移	58
表34	国籍（出身地）別資格外活動事件の推移	59
表35	国籍（出身地）別不法就労事件の推移	61
表36	就労内容別不法就労事件の推移	63
表37	稼働場所別不法就労事件の推移	63
表38	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移	64
表39	退去強制事由別退去強制令書の発付状況	66
表40	国籍（出身地）別退去強制令書の発付状況	67
表41	仮放免許可件数の推移	67
表42	退去強制事由別在留特別許可件数の推移	68
表43	国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移	68
表44	国籍（出身地）別被送還者数の推移	69
表45	送還方法別被送還者数の推移	69
表46	中国向け集団送還者数の推移	69
表47	国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移	70
表48	難民認定申請・処理状況及び庇護状況	72
表49	難民不認定に対する異議申出件数及び処理状況	73
表50	一時庇護のための上陸許可件数の推移	74
表51	ボート・ピープルの出国状況	75
表52	事由別新規登録及び登録閉鎖の状況	76
表53	変更登録の状況	78
表54	登録確認の状況	78
表55	出入国管理関係訴訟（本案事件）提起件数等の推移（平成15年末現在）	79
表56	出入国管理関係訴訟（執行停止申立事件）提起件数等の推移（平成15年末現在）	80
表57	偽変造文書発見件数の推移	95
表58	「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移	109
表59	地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）	146
表60	入国管理官署職員定員の推移	148
表61	出入国管理行政の予算	151
表62	収容定員の推移	152

# 資 料 編

<b>①</b>	<b>平成15年4月1日以降の主な出来事</b>	154
<b>②</b>	<b>統計</b>	161
	(1) 在留資格ごとの国籍(出身地)別新規入国者数・外国人登録者数の推移	161
	(2) 主な国籍(出身地)ごとの在留資格別新規入国者数・外国人登録者数の推移	178
<b>③</b>	<b>我が国の出入国管理行政の仕組み</b>	191
	(1) 出入国管理行政の目的と根拠法令	191
	(2) すべての人の出入(帰)国手続	191
	ア 外国人の出入国手続	191
	イ 外国人の入国(上陸)審査	192
	ウ 入国・事前審査	193
	(ア) 査証事前協議	193
	(イ) 在留資格認定証明書	194
	エ 特例上陸(一時庇護のための上陸の許可を除く。)	195
	(ア) 寄港地上陸の許可	195
	(イ) 通過上陸の許可	195
	(ウ) 乗員上陸の許可	195
	(エ) 緊急上陸の許可	195
	(オ) 遭難による上陸の許可	195
	オ 日本人の出帰国手続	196
	(3) 外国人の在留審査	196
	ア 在留資格制度	196
	イ 在留審査	199
	(ア) 在留期間更新の許可	199
	(イ) 在留資格変更の許可	199
	(ウ) 在留資格取得の許可	199
	(エ) 再入国許可	199
	(オ) 資格外活動の許可	199
	(カ) 永住許可	199
	(4) 外国人の退去強制手続	199
	ア 入国警備官の違反調査	200
	イ 入国審査官の違反審査	200
	ウ 法務大臣の裁決	200
	エ 在留の許否	200
	(ア) 在留が許可されない場合	200
	(イ) 法務大臣の裁決の特例(在留特別許可)	200
	(5) 難民認定手続	201

ア	難民条約等への加入	201
イ	難民認定手続	202
(ア)	定義	202
(イ)	申請期間	202
(ウ)	難民調査と結果に対する異議の申出	202
(エ)	難民認定の効果	203
(オ)	一時庇護のための上陸の許可	203
(6)	外国人登録制度	204
<b>④</b>	<b>在留資格一覧表及び在留期間一覧表</b>	<b>205</b>
<b>⑤</b>	<b>第2次出入国管理基本計画の概要</b>	<b>210</b>
<b>⑥</b>	<b>難民認定制度に関する検討結果（中間報告）（抜粋）</b>	<b>211</b>
<b>⑦</b>	<b>難民認定制度に関する検討結果（最終報告）（抜粋）</b>	<b>214</b>
<b>⑧</b>	<b>地方入国管理官署所在地一覧表</b>	<b>220</b>

# 第1部

- 出入国管理をめぐる  
近年の状況

# 第1章 外国人の入国・在留等

## 第1節◆外国人の出入国の状況

### 1 外国人の出入国者数の推移

#### (1) 外国人の入国

##### ア 入国者数

我が国への外国人入国者（ワンポイント解説）数については，出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年は終戦後の混乱期にあり，また，その当時の出入国管理に関する法令（外国人登録令）では連合軍総司令部（GHQ）に入国許可の裁量を与えつつ，原則入国を禁止する立場をとっていたことから，わずか1万8千人であったが，飛行機の大型化，ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備によって外国渡航の割安感，便利さの高まりにより増加基調が続くこととなり，53年には100万人，59年には200万人，平成2年には300万人，8年には400万人，12年には500万人の大台をそれぞれ突破し，その後も一貫して増加し続けたが，15年には572万7,240人となり，過去最高を記録した14年の577万1,975人と比べて4万4,735人（0.8%）減少した。

15年における外国人入国者572万7,240人のうち「新規入国者」数は463万3,892人で，14年の464万6,240人から1万2,348人（0.3%）減少し，「再入国者」数は，109万3,348人で14年の112万5,735人から3万2,387人（2.9%）減少し，それぞれ過去最高であった前年を下回っている。

しかしながら，15年上半期の大幅な減少に対して，下半期には，入国者総数，新規入国者

#### ワンポイント解説

##### 入国者

入国者には「新規入国者」と「再入国者」がある。

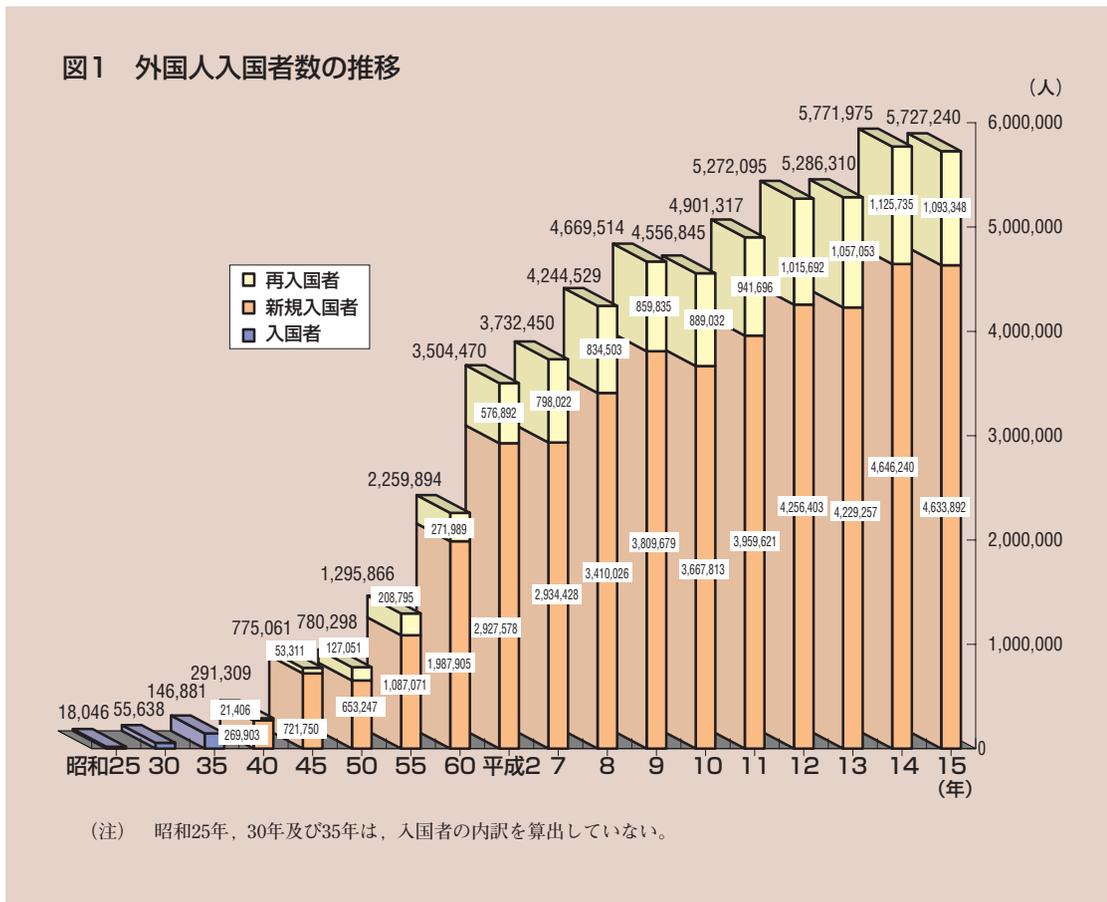
我が国に在留する外国人がその在留期間内に一時外国に出国した後，再度入国する際の手続を簡略化することを目的として再入国許可制度が設けられている。この再入国許可を受けて出国した外国人が再び我が国に入国する場合には，上陸申請に当たって在外公館が発給する査証を要求されず，再入国した後は従前に有していた在留資格・在留期間が継続しているものとして取り扱われる。このように，再入国の許可を受けていったん出国した後に再び入国した外国人を「再入国者」といい，それ以外の入国者を「新規入国者」という。「新規入国者」数と「再入国者」数を総じたものが「入国者」数である。

本章では，在留資格の種別を問わない統計の場合にのみ，人の国際的な往来の全体的な数量の把握として「入国者」数を用い，在留資格の種別に言及する場合には，より実態に即した傾向を知るため「新規入国者」数を用いることとする。

なお，出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第13条の仮上陸の許可を受けた者及び第14条から第18条までの特例上陸により入国した者は，ここでいう「入国者」には当たらないものとして扱っている。ただし，同法第18条の2の「一時庇護のための上陸の許可」は特例上陸であるが，比較的長期にわたり滞在することが見込まれることから便宜上「入国者」に含めることとしている。

数、再入国者数のいずれも大幅に増加し、過去最高を記録したため、年間の減少幅は小さいものとなった。

この減少の原因としては、米国等によるイラクに対する武力攻撃に伴うテロへの懸念やアジア地域におけるSARS（重症急性呼吸器症候群）流行の影響などによって観光や商用を目的とした短期滞在の新規入国者が減少に転じるとともに、我が国の長期滞在外国人が日本国外への渡航を一時手控えたことが背景にあるものと考えられるが、特に、SARS（重症急性呼吸器症候群）が流行等した15年上半期の落ち込みは著しかった一方、下半期が大幅に増加したことからすれば、16年以降も増加基調となることも考えられる（図1）。

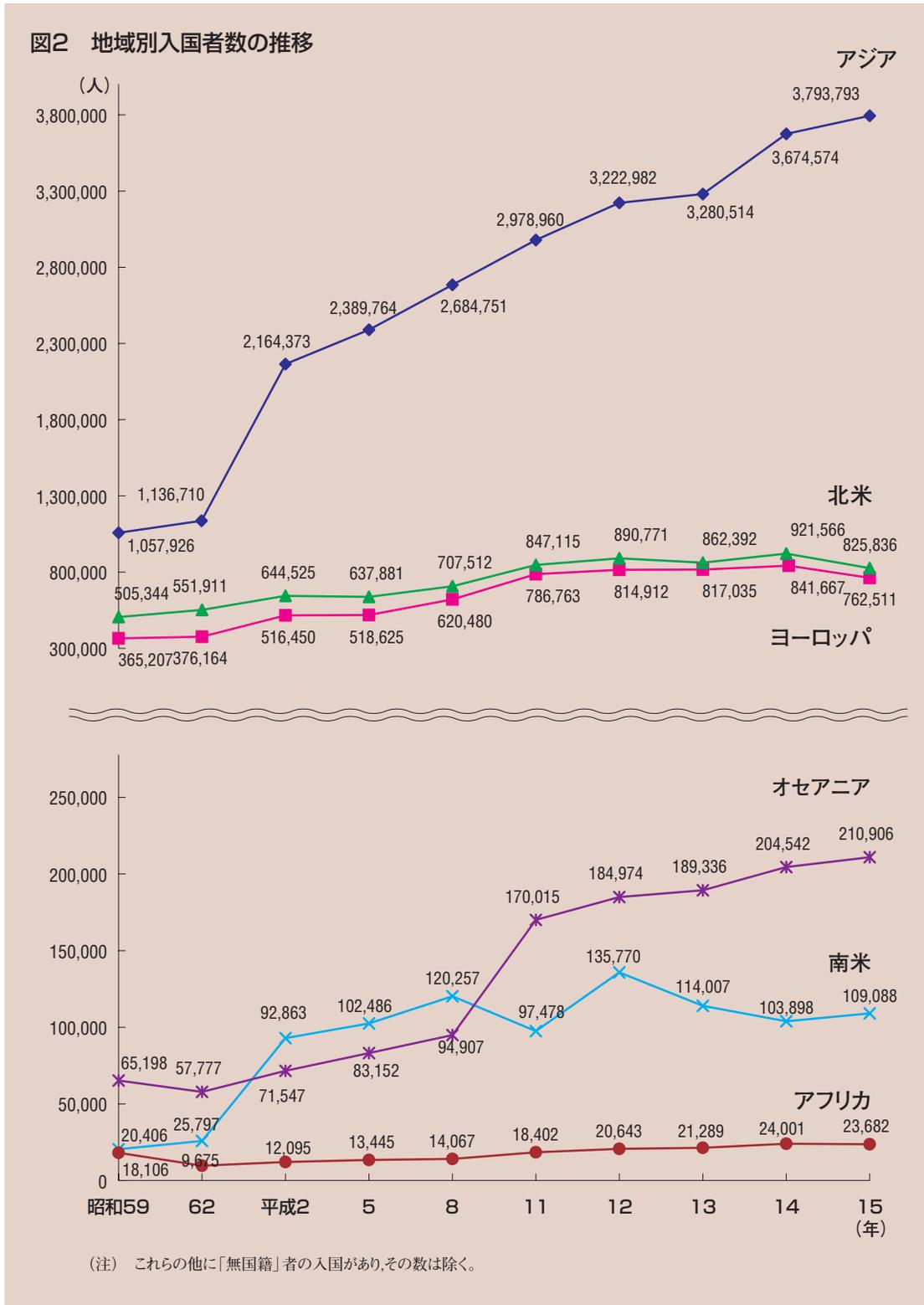


## イ 地域別

平成15年の外国人入国者について、その国籍（出身地）の地域別の入国者数を見ると、最も多いのはアジアの379万3,793人で、外国人入国者総数が減少している中で、14年の367万4,574人に比べて11万9,219人（3.2%）増加している。これは、SARS（重症急性呼吸器症候群）が流行等した上半期の落ち込みは著しかったものの、下半期の増加がこれを上回ったことに加え、勉強、就労等の長期滞在目的の新規入国者が堅調に伸びたこともあり、年間で見ると増加基調を維持したものと考えられる。以下、北米の82万5,836人（対前年比10.4%減）、ヨーロッパの76万2,511人（同9.4%減）、オセアニアの21万906人（同3.1%増）、南米の10万9,088人（同5.0%増）、アフリカの2万3,682人（同1.3%減）となっている。次に地域別構成比を見ると、アジアは、外国人入国者全体に占める割合も66.2%と3分の2に迫る勢いであ

り、以下、北米が14.4%、ヨーロッパが13.3%、オセアニアが3.7%、南米が1.9%、アフリカが0.4%の順となっている。

なお、地域別入国者数は、14年までいずれの地域の入国者数も漸増又は横ばいとなっていたものの、15年においては北米及びヨーロッパの入国者が1割前後減少しているほか、アフリカの入国者も微減となっている（図2）。



### ウ 国籍（出身地）別

平成15年における外国人入国者数を国籍（出身地）別に見ると、韓国が162万1,903人と最も多く、入国者全体の28.3%を占めている。以下、中国（台湾）（注）、米国、中国（注）、フィリピン、英国の順となっている。このうち、隣接国（地域）である韓国、中国（台湾）、中国の3か国（地域）で入国者数全体の52.0%と約半数を占めており、また、韓国から英国までの上位6か国で全体の71.1%を占めている。なお、韓国については昭和63年に米国を抜いて第一位となって以来その座にあり、海外渡航に係る規制緩和や我が国入国査証の数次化、それに両国間の人の交流拡大のための様々な施策が功を奏したものと考えられる。また、中国（台湾）も平成2年に米国を抜いて以来、第二位の位置にあり、特に近年では、日本各地へのチャーター便を利用した旅行がブームとなっており、多くの観光客が来日している（図3、表1）。

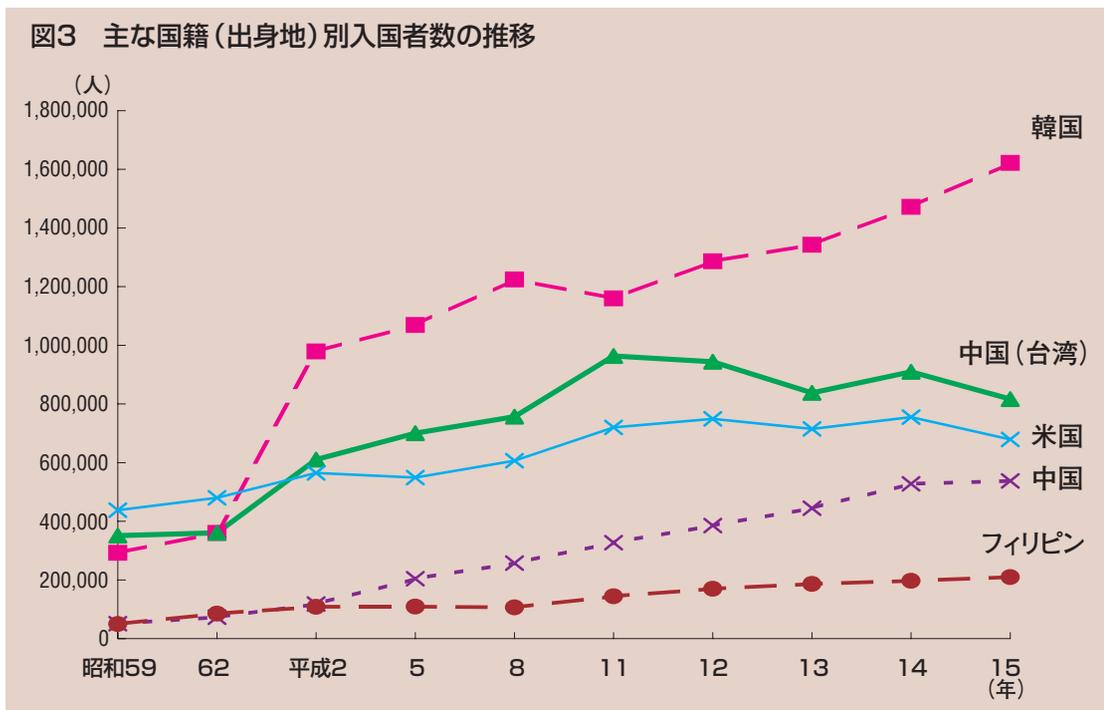


表1 国籍（出身地）別入国者数の推移

(人)

年	昭和59	62	平成2	5	8	11	12	13	14	15
総数	2,036,488	2,161,275	3,504,470	3,747,157	4,244,529	4,901,317	5,272,095	5,286,310	5,771,975	5,727,240
韓国	292,483	360,159	978,984	1,069,450	1,224,441	1,160,034	1,286,583	1,342,987	1,472,096	1,621,903
中国(台湾)	351,294	360,636	610,652	700,294	756,785	963,701	944,019	838,001	909,654	816,692
米国	437,745	479,891	564,958	549,090	606,652	720,142	749,343	715,036	755,196	678,935
中国	51,010	73,030	117,814	204,302	257,393	327,005	385,296	444,441	527,796	537,700
フィリピン	49,511	85,267	108,292	109,353	106,394	144,305	169,755	186,262	197,136	209,525
英国	167,521	144,463	212,043	110,698	145,584	188,036	198,675	203,551	225,074	206,331
オーストラリア	47,803	39,169	53,252	59,906	66,697	137,558	150,046	152,480	167,868	175,315
中国(香港)	52,750	30,569	38,622	33,391	27,761	42,283	49,423	74,704	136,482	163,254
カナダ	53,095	58,536	64,791	73,738	87,246	109,651	122,260	128,707	134,845	129,460
英国(香港)	平成3年(1991)から英国と分離			113,063	138,254	208,172	192,946	187,113	154,758	97,720
ドイツ	49,773	55,271	66,827	64,102	77,717	89,355	90,605	89,895	96,070	95,691
タイ	45,978	33,719	69,477	72,812	68,987	64,246	73,472	77,521	86,683	95,018
その他	437,525	440,565	618,758	586,958	680,618	746,829	859,672	845,612	908,317	899,696

また、個々の国籍（出身地）について14年と15年で入国者数を比較すると、韓国が14万9,807人（10.2%）増、次に中国（香港）が2万6,772人（19.6%）増と続き、韓国の入国者数の増加が顕著になっている。

これらの国籍（出身地）のほか、フィリピンが1万2,389人（6.3%）増、中国が9,904人（1.9%）増、タイが8,335人（9.6%）増、インドネシアが6,173人（13.7%）増等、アジア地域においては、そのほとんどが増加している。

このほか、ブラジルが7,929人（11.0%）増、オーストラリアが7,447人（4.4%）増、ロシアが7,045人（19.2%）増、ペルーが1,318人（10.0%）増となっている。

一方、入国者数が減少している国籍（出身地）では、中国（台湾）が9万2,962人（10.2%）減、米国が7万6,261人（10.1%）減、英国（香港）が5万7,038人（36.9%）減、メキシコが1万2,614人（51.9%）減となっている。

なお、英国（香港）の大幅な減少については、9年7月1日、それまで英国海外領土であった香港地域の中華人民共和国への返還に伴い、英国海外領土国民として香港住民が所持していた旅券（BNO（British National Overseas）旅券）の更新発給が制限されて、順次、香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）へ移行したこと（注）が主な要因と考えられる。

（注）出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「中国（台湾）」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。

他方、外国人登録関係の統計においては、中国については出身地を区別せず「中国」と記載し、また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

なお、外国人登録者数の統計上、在日韓国・朝鮮人については、「韓国・朝鮮」として一括集計している。

## エ 男女別・年齢別

平成15年における外国人入国者について男女別にその数を見ると、男性は313万4,669人、女性は259万2,571人であり、男女比率は、男性が全体の54.7%、女性が45.3%となっており、男性が女性を上回っている。この男女比率については、14年に比べ、男性が0.2%の減少、女性が0.2%増加している。

次に、15年について年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者全体の26.4%となっている。更に年齢別の男女構成比で見ると、30歳代以上の年齢層では男性の比率が高く、20歳代以下の年齢層では女性の比率が高いことが特徴的である（図4、表2）。

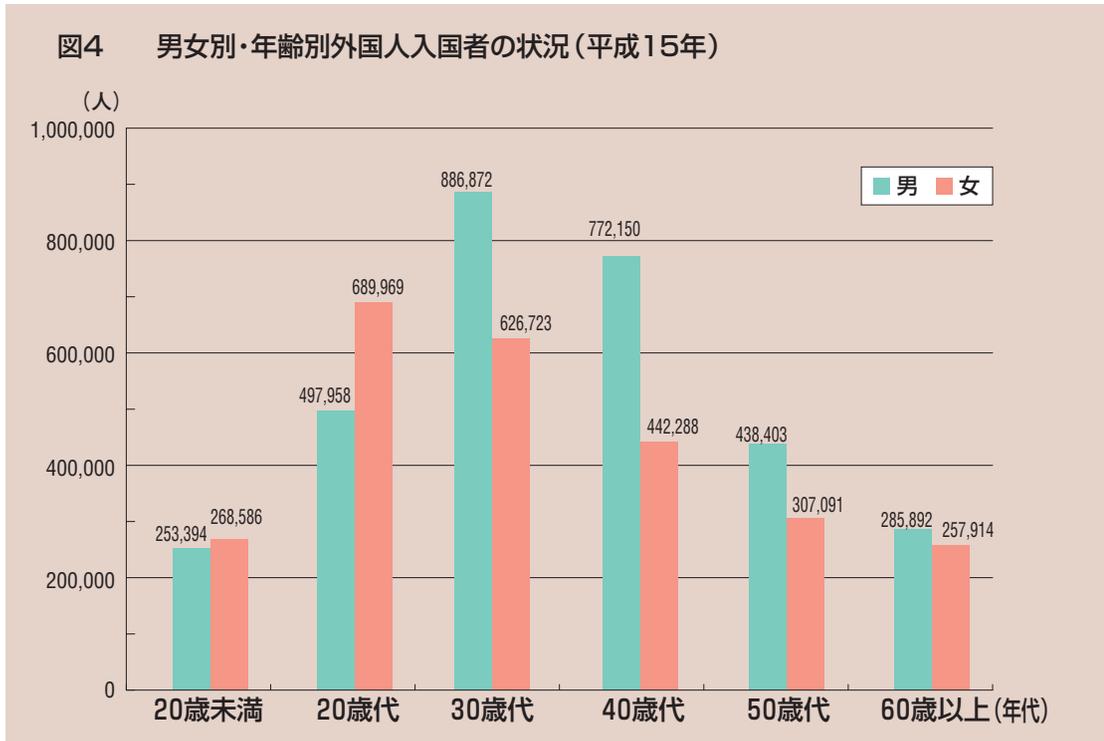


表2 男女別・年齢別外国人入国者数の推移

(人)

区分		年	平成11	12	13	14	15
総数	総数		4,901,317	5,272,095	5,286,310	5,771,975	5,727,240
	男		2,735,063	2,954,947	2,920,787	3,170,553	3,134,669
			55.8%	56.0%	55.3%	54.9%	54.7%
20歳未満	女		2,166,254	2,317,148	2,365,523	2,601,422	2,592,571
			44.2%	44.0%	44.7%	45.1%	45.3%
	総数		444,643	482,116	479,820	517,075	521,980
20歳代	男		218,324	239,561	235,105	252,115	253,394
	女		226,319	242,555	244,715	264,960	268,586
	総数		972,932	1,061,285	1,091,919	1,170,797	1,187,927
30歳代	男		428,209	467,522	470,331	500,573	497,958
	女		544,723	593,763	621,588	670,224	689,969
	総数		1,348,362	1,454,831	1,453,928	1,554,298	1,513,595
40歳代	男		808,518	876,376	862,166	916,459	886,872
	女		539,844	578,455	591,762	637,839	626,723
	総数		1,007,180	1,090,843	1,086,173	1,204,598	1,214,438
50歳代	男		636,561	697,304	690,321	763,673	772,150
	女		370,619	393,539	395,852	440,925	442,288
	総数		628,179	666,853	659,169	745,297	745,494
60歳以上	男		377,606	400,352	391,229	436,015	438,403
	女		250,573	266,501	267,940	309,282	307,091
	総数		500,021	516,167	515,301	579,910	543,806
	男		265,845	273,832	271,635	301,718	285,892
	女		234,176	242,335	243,666	278,192	257,914

図5 主な空港別外国人入国者数の推移

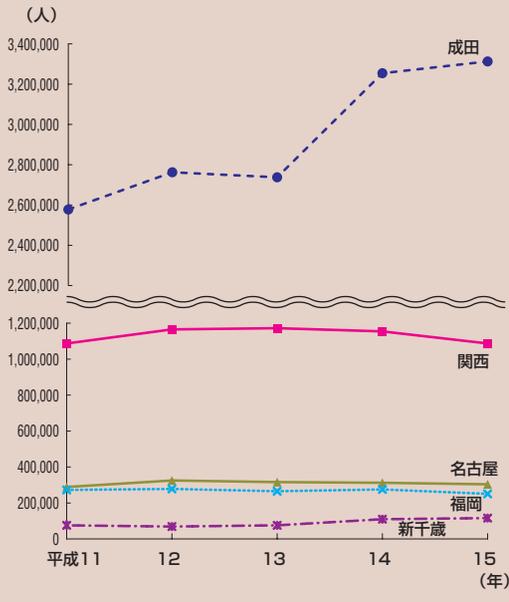


図6 主な海港別外国人入国者数の推移

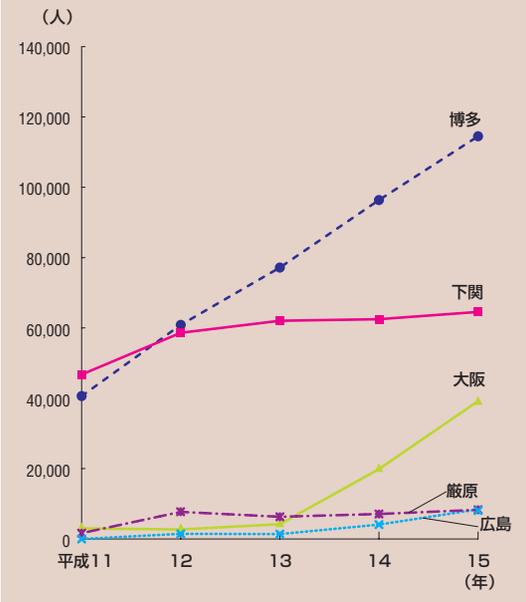


表3 空・海港別外国人入国者数の推移

(人)

区分		年	平成11	12	13	14	15
総数			4,901,317	5,272,095	5,286,310	5,771,975	5,727,240
総数	空港		4,716,665	5,071,847	5,062,992	5,495,636	5,429,188
			96.2%	96.2%	95.8%	95.2%	94.8%
海港	海港		184,652	200,248	223,318	276,339	298,052
			3.8%	3.8%	4.2%	4.8%	5.2%
空港	成田		2,577,703	2,762,507	2,737,449	3,253,933	3,312,692
	関西		1,087,106	1,165,416	1,171,931	1,154,123	1,087,028
	名古屋		288,403	324,923	316,223	312,237	303,961
	福岡		272,478	278,189	265,389	275,493	250,652
	新千歳		75,573	69,079	75,356	109,772	115,550
	那覇		101,689	105,126	103,077	71,431	48,617
	羽田		170,380	179,029	166,962	64,893	38,227
	仙台		28,914	34,796	35,668	41,839	36,589
	新潟		19,130	25,242	28,285	31,102	27,959
	函館		2,963	8,453	21,663	23,245	27,617
	その他		92,326	119,087	140,989	157,568	180,296
海港	博多		40,636	60,884	77,191	96,361	114,499
	下関		46,759	58,610	62,031	62,493	64,563
	大阪		3,009	2,716	4,188	19,872	39,198
	広島		7	1,451	1,378	4,107	8,418
	厳原		1,654	7,712	6,326	7,106	8,281
	比田勝		474	583	2,104	3,639	7,774
	金武中城		52,985	194	409	58	7,325
	鹿児島		2,755	10	90	1,861	6,625
	関門門司(旧小倉)		9	6	311	10,146	6,288
	伏木富山		579	1,553	2,670	2,916	5,302
	その他		36,364	68,082	69,290	70,696	35,081

## オ 空港・海港別

平成15年における外国人入国者について、入国した空港・海港別にその数を見ると、空港を利用した入国者が542万9,188人、海港を利用した入国者が29万8,052人で、空と海の比率は、空港94.8%に対し海港5.2%となっており、航空機を利用した人の移動が依然として大半を占める一方で、船舶については中国、韓国など近隣諸国からの定期便の利用者を中心に一定の割合を維持している。それぞれの入国者数について14年と比較すると、空港が6万6,448人(1.2%)の減少、海港が2万1,713人(7.9%)の増加となっている(図5, 6, 表3)。

11年以降、海港利用者数は年々増加しており、特に15年においては、入国者全体が減少しているにもかかわらず増加している。

15年における空港別の入国者数を見ると、成田空港が331万2,692人で最も多く、空港からの入国者総数の61.0%を占めている。また、成田空港に次ぐ関西空港は108万7,028人(20.0%)であり、我が国の東西の主要玄関である成田・関西の両空港で空港を利用した外国人入国者全体の81.0%を占めている。以下、名古屋空港、福岡空港、新千歳空港の順となっている。また、これらの主要空港以外の地方空港においても、国際定期便やチャーター便を利用して入国する外国人は増加基調にあり、特に増加が顕著な空港としては、例えば旭川空港は国際定期便はなく、チャーター便のみが就航しているが、外国人入国者数は急速に増加し、11年の9人から15年には1万3,455人となったほか、帯広空港においても、11年には6人であったが、15年には9,773人に増加した。これら2空港を始めとして、地方空港へのチャーター便就航による外国人入国者増加の多くを中国(台湾)が占めており、前記ウのとおり、中国(台湾)におけるチャーター便を利用した旅行ブームの一端を見ることができる。

一方、15年における海港別の入国者数を見ると、博多港については年々増加し、11万4,499人と10万人を突破して海港の中で最も多く、次いで、下関港が6万4,563人となっており、博多港と合わせて、この2港で海港を利用した外国人入国者全体の60.1%を占めている。これらの海港はいずれも韓国(釜山)との間の定期客船がほぼ毎日就航しており、航空機と比べて料金が安価で所要時間も数時間程度と、その地理的特性に基づいた利便性によって利用者が増加していることがうかがえる。

## カ 入国目的(在留資格)別

どのような目的をもって我が国に入国する外国人が増減しているのかという傾向を探るには、在留資格別新規入国者数の推移が手掛かりとなる(表4)。

この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たるものであり、後記の我が国における外国人登録者数がある時期の滞在者の統計を示す「ストック」という関係になる。

表4 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		3,959,621	4,256,403	4,229,257	4,646,240	4,633,892
外交		8,305	9,408	8,692	9,339	9,681
公用		9,824	11,767	12,220	14,060	13,552
教授		1,513	1,941	2,024	1,966	2,303
芸術		159	167	211	220	194
宗教		1,229	1,199	1,105	946	927
報道		180	231	166	351	241
投資・経営		974	863	681	566	598
法律・会計業務		4	3	5	1	4
医療		4	1	-	4	-
研究		1,147	1,036	793	782	647
教育		3,203	3,323	3,296	3,337	3,272
技術		3,670	3,396	3,308	2,759	2,643
人文知識・国際業務		6,510	7,039	6,945	6,151	6,886
企業内転勤		3,765	3,876	3,463	2,900	3,421
興行		82,305	103,264	117,839	123,322	133,103
技能		3,375	3,529	2,118	1,792	1,592
文化活動		3,693	3,210	3,138	3,084	3,108
短期滞在		3,677,732	3,910,624	3,878,070	4,302,429	4,259,974
留学		14,446	19,503	23,416	24,730	25,460
就学		19,426	22,404	23,932	25,948	27,362
研修		47,985	54,049	59,064	58,534	64,817
家族滞在		16,695	17,617	16,364	13,888	13,472
特定活動		2,934	4,364	4,722	4,890	5,876
日本人の配偶者等		26,737	33,167	27,461	20,857	23,398
永住者の配偶者等		341	389	494	473	581
定住者		23,465	40,033	29,729	22,905	30,780
一時庇護		-	-	1	6	-

(ア) 短期滞在外

入国目的別、すなわち在留資格別の外国人新規入国者数では、観光客やビジネス関係者等の短期滞在外者が例年90%以上を占めている。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レートの動向、さらには観光客誘致のための各種施策の実施等、我が国をめぐる様々な事象に比較的影響されやすいことから、そうした短期滞在外者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の社会の状況や動きを反映しているといえることができる。

「短期滞在」の在留資格には、観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加等、短期間我が国に滞在して行う活動が該当し、その在留期間としては15日、30日又は90日が定められている（入管法施行規則別表第二）。査証を相互に免除する取決めの実施により、欧米諸国などからの短期滞在目的の入国者は事前に査証を得る必要はない。



FEIS上陸許可証印

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動に従事することができないことに加え、比較的簡易な手続により入国を認めていることもあって、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている（入管法第19条、第20条）。

「短期滞在」の在留資格による平成15年の新規入国者数は、425万9,974人で、新規入国者全体の91.9%を占めており、過去最高だった14年に比べ4万2,455人（1.0%）の微減となっている。

15年における「短期滞在」による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は232万4,242人で新規入国者全体の50.2%を占め、商用を目的とした外国人が120万4,666人（26.0%）と続いている。

観光を目的とした新規入国者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が75万2,205人で最も多く、観光を目的とした新規入国者全体の32.4%を占めており、以下、10万人を超えるところは中国（台湾）の65万8,264人（28.3%）、米国の19万8,019人（8.5%）、中国（香港）の13万9,952人（6.0%）の順となっており、韓国、中国（台湾）からの観光客で半数以上を占めており、今後も観光客誘致のターゲットになるものと思われる（図7、表5）。

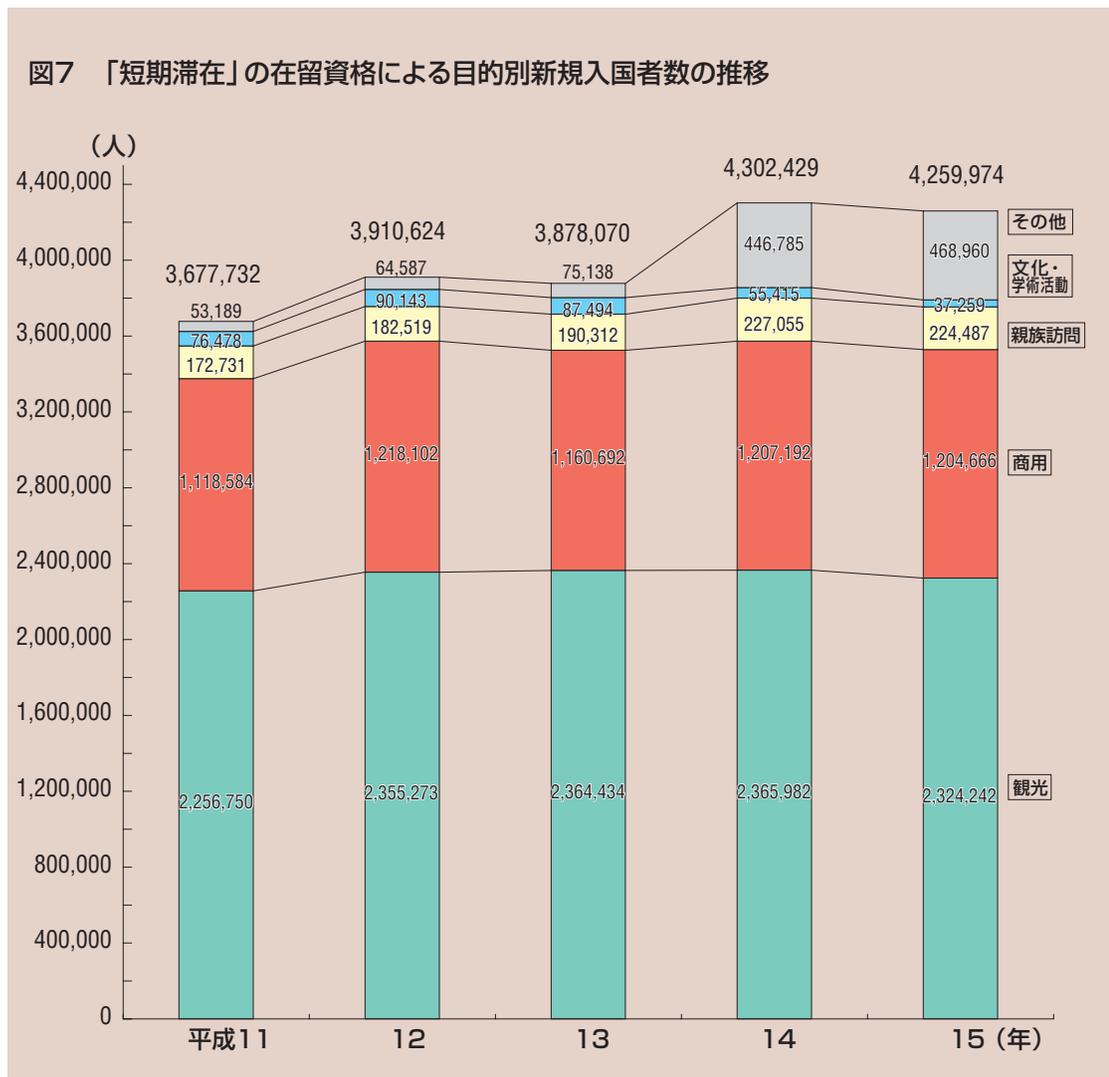


表5 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数（平成15年）

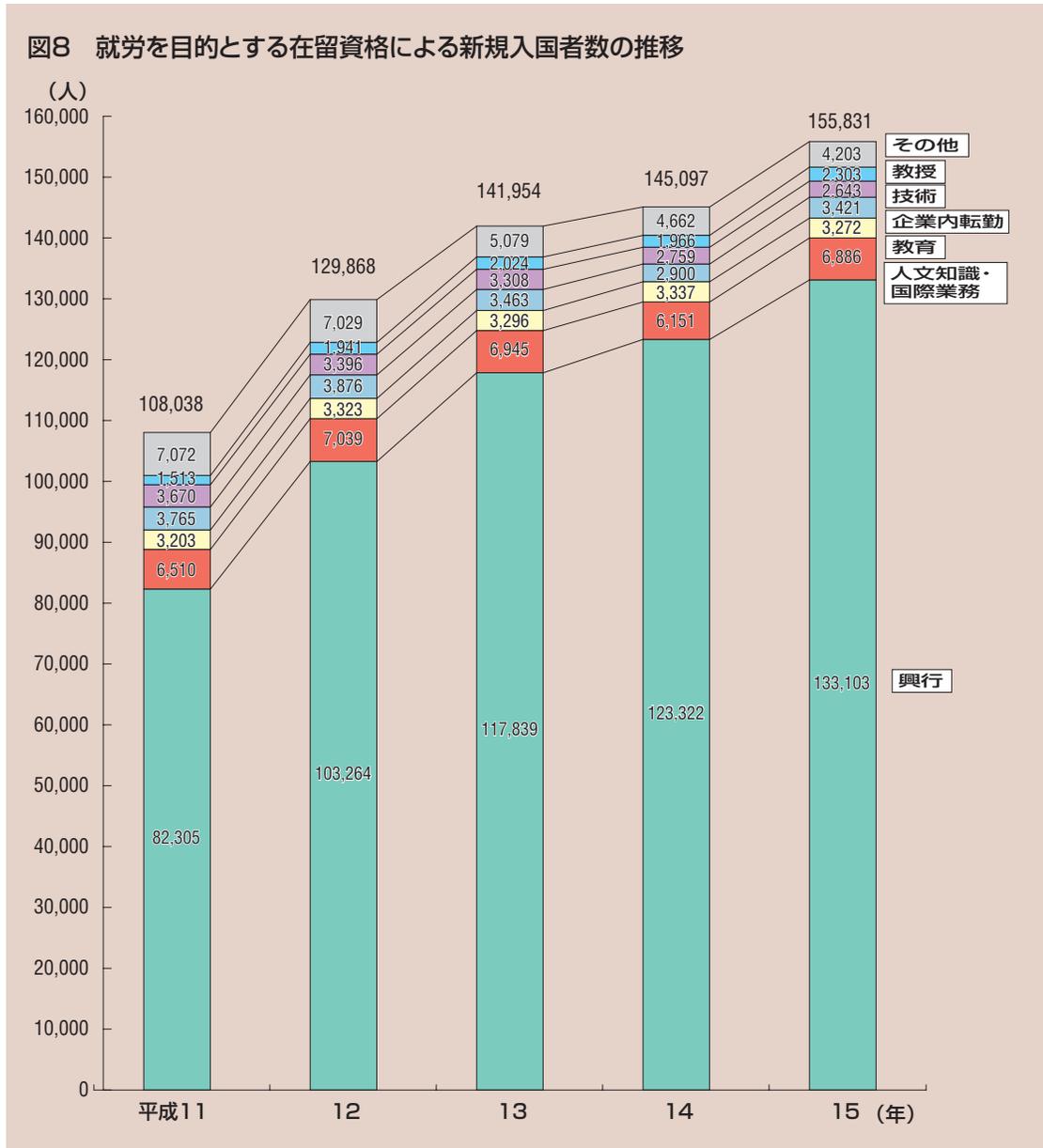
(人)

国籍(出身地)	短期滞在					
	観光	商用	文化・学術活動	親族訪問	その他	計
総数	2,324,242	1,204,666	37,259	224,847	468,960	4,259,974
アジア	1,714,551	666,997	22,282	136,271	183,704	2,723,805
韓国	752,205	354,325	13,830	69,899	81,655	1,271,914
中国(台湾)	658,264	75,048	872	11,753	10,601	756,538
中国	19,318	88,088	2,968	23,129	50,576	184,079
中国(香港)	139,952	17,331	158	963	1,561	159,965
フィリピン	7,823	11,702	430	14,659	3,816	38,430
シンガポール	46,755	21,680	260	1,122	4,253	74,070
タイ	32,922	23,246	895	3,899	6,116	67,078
マレーシア	22,810	23,023	534	2,047	9,814	58,228
インドネシア	17,494	9,512	446	2,033	3,872	33,357
インド	4,021	19,424	446	1,781	2,881	28,553
その他	12,987	23,618	1,443	4,986	8,559	51,593
ヨーロッパ	280,861	238,060	6,345	19,826	83,872	628,964
英国	66,464	59,835	977	6,023	37,045	170,344
英国(香港)	83,741	8,128	88	513	1,094	93,564
ドイツ	24,434	45,810	870	2,424	7,600	81,138
フランス	25,626	31,022	593	2,904	9,664	69,809
イタリア	11,673	15,037	421	812	2,997	30,940
ロシア	12,737	12,163	873	1,039	3,693	30,505
オランダ	5,867	11,748	287	824	3,957	22,683
スウェーデン	5,482	8,263	177	579	1,681	16,182
その他	44,837	46,054	2,059	4,708	16,141	113,799
アフリカ	2,055	5,936	413	566	2,283	11,253
南アフリカ共和国	750	2,084	72	66	483	3,455
エジプト	165	837	60	93	282	1,437
ナイジェリア	125	688	29	51	117	1,010
その他	1,015	2,327	252	356	1,401	5,351
北米	257,197	249,764	6,050	57,231	127,005	697,247
米国	198,019	224,326	4,954	50,763	96,938	575,000
カナダ	53,566	21,115	829	5,758	27,494	108,762
メキシコ	4,478	2,736	177	472	1,916	9,779
その他	1,134	1,587	90	238	657	3,706
南米	7,559	5,205	305	3,358	2,263	18,690
ブラジル	3,051	2,631	143	1,193	731	7,749
ペルー	522	257	26	1,205	240	2,250
その他	3,986	2,317	136	960	1,292	8,691
オセアニア	61,646	38,473	1,852	7,527	69,692	179,190
オーストラリア	52,453	29,943	1,361	5,641	62,547	151,945
ニュージーランド	8,739	7,969	391	1,768	6,671	25,538
その他	454	561	100	118	474	1,707
無国籍	373	231	12	68	141	825

(イ) 就労を目的とする外国人

平成15年における就労目的の在留資格（「外交」及び「公用」を除く。）による新規入国者数は15万5,831人であり、14年に比べ1万734人（7.4%）増となっている。

これは、就労目的の在留資格で入国する外国人の相当部分を占めている「興行」の在留資格による新規入国者数の増加が大きく寄与しているが、「興行」以外の在留資格についても増加している（図8）。



15年における新規入国者全体に占める、就労目的の在留資格による新規入国者数の割合は3.4%である。

なお、これに含まれない「日本人の配偶者等」や「定住者」などの在留活動に制限のない在留資格を持つ外国人、旅行を目的としつつその資金に充当するための就労が可能なワーキング・ホリデー制度の利用者、大学教育の一環として我が国の企業に受け入れられて

就業体験をするいわゆるインターンシップ制度を利用する外国の大学生及び資格外活動の許可を受けた留学生等も同許可の範囲内で就労が認められているので、実際に働くことのできる外国人の割合は更に大きなものとなる。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

#### a 「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」

##### （資料編2統計(1)12-1, 13-1, 14-1）

いわゆる外国人社員に該当する在留資格での平成15年の新規入国者数は、「技術」の在留資格2,643人、「人文知識・国際業務」の在留資格6,886人、「企業内転勤」の在留資格3,421人の計1万2,950人となっており、14年と比べ、「技術」の在留資格については116人（4.2%）の減少となっているが、その一方で「人文知識・国際業務」の在留資格については735人（11.9%）の増加、「企業内転勤」の在留資格については521人（18.0%）の増加となっている。

なお、後記第2節1（4）イのとおり、これらの在留資格のいずれについても、日本に在留する外国人登録者数は11年からほぼ一貫して増加傾向にあり、15年12月末現在で「技術」2万807人、「人文知識・国際業務」4万4,943人、「企業内転勤」1万605人の計7万6,355人となっている。

こうした現象の要因としては、これらの在留資格で在留している外国人の我が国での在留の長期化・定着化がある程度進んでいることや、経済状況の低迷のあおりを受けて、新たな外国人の雇用等を手控える企業もあることが、これらの在留資格に係る新規入国者数が増加しない要素になっているものと考えられる。

また、在留資格「留学」又は「就学」から在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に在留資格の変更を許可され、我が国での勉学に引き続き我が国で就労する外国人も毎年相当数いるが（15年3,778人。後記第2節2（2）ア参照）、これらの者の数は、当該在留資格による新規入国者の増加には結び付かない一方で、在留外国人の増加には寄与する結果となっている。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、中国、韓国、インド、米国の順となっており、インドが米国を抜き、第3位となった。また、これら4か国で「技術」の在留資格による新規入国者全体の77.6%を占めている。特に、「技術」の在留資格による新規入国者数が減少している中で、12年以降コンピュータ関連技術の人材を豊富に有しているインドからの新規入国者数が一貫して増加していることが注目され、今後我が国のIT化の更なる進展の如何によってプログラム開発などの面で一層需要が高まることも考えられる。

一方、「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数については、米国、英国、カナダ、オーストラリアの順となっており、これらの4か国で「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者全体の71.8%を占めており、語学に関連する分野への

就業形態が依然として中心となっている。また、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数は、中国、米国、韓国、英国の順となっており、これらの4か国で「企業内転勤」の在留資格による新規入国者全体の55.7%を占めている。

**b 「技能」（資料編2統計(1)16-1)**

外国人の熟練した職人ともいうべき「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成15年は1,592人となっており、14年に比べ200人（11.2%）減少した。

なお、後記第2節1(4)イのとおり、日本に在留する「技能」に係る外国人登録者数は11年から毎年増加しており、15年12月末現在で1万2,583人となっている。

この現象の要因として、前記aと同様、「技能」の在留資格で在留している外国人の我が国での在留の長期化・定着化が進んでいることや、経済状況の低迷により新たな労働需要がそれほど高まらないことも挙げられ、新規入国者数の減少につながっているものと考えられる。

「技能」の在留資格による15年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、外国料理の調理師がこの在留資格の多くを占めていることもあって、中国、インド、韓国、タイの順となっており、これらの4か国で「技能」の在留資格による新規入国者全体の71.5%を占めている。

**c 「教授」及び「教育」（資料編2統計(1)3-1,11-1)**

大学等での教育・研究を行う「教授」の在留資格による新規入国者数は、平成15年は2,303人となっており、14年に比べて337人（17.1%）増加している。

また、「教育」の在留資格による新規入国者数は、近年3,200～3,300人程度で推移しているところ、15年は3,272人となっており、14年に比べ65人（1.9%）減少している。

「教育」の在留資格による15年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、米国、英国、カナダ、オーストラリアの順となっており、これらの4か国で全体の89.3%を占めている。

**d 「法律・会計業務」及び「医療」（資料編2統計(1)8-1, 9-1)**

「法律・会計業務」及び「医療」の在留資格は、その活動を行うに当たって我が国における法律上の資格を要するものであり、通常は他の在留資格で入国後にこれらの国家資格を取得したことを理由に在留資格を変更することが多く、当初からこれらの在留資格で入国する外国人は極めて少ない。

「法律・会計業務」の在留資格による新規入国者数は、平成15年は4人であり、内訳は、韓国2人、米国2人である。

「医療」の在留資格による新規入国者数は、15年は0人である。

**e 「興行」（資料編2統計(1)15-1)**

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成11年以降一貫して増加しており、15年は、14年に比べ9,781人（7.9%）増の13万3,103人で、就労を目的とする在留資格の中で最も大きな割合を占めている。

「興行」の在留資格による15年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、フィリピン、米国、中国、ロシアの順となっており、最も多いフィリピンは歌手、ダンサーとして稼働する者を中心に8万48人と全体の60.1%を占め、従来から第一位の座を維持している。

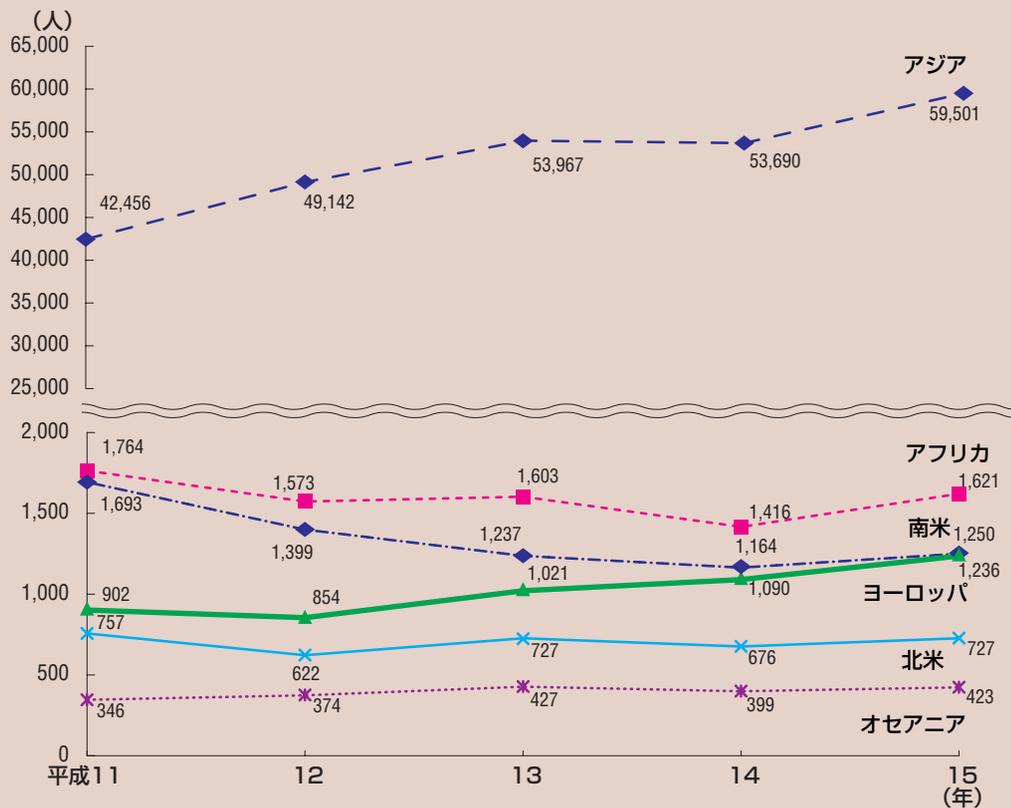
(ウ) 学ぶことを目的とする外国人

a 研修生（資料編2統計(1)21-1）

「研修」の在留資格による平成15年における新規入国者数は6万4,817人であり、14年に比べ6,283人（10.7%）増加して過去最高となった。

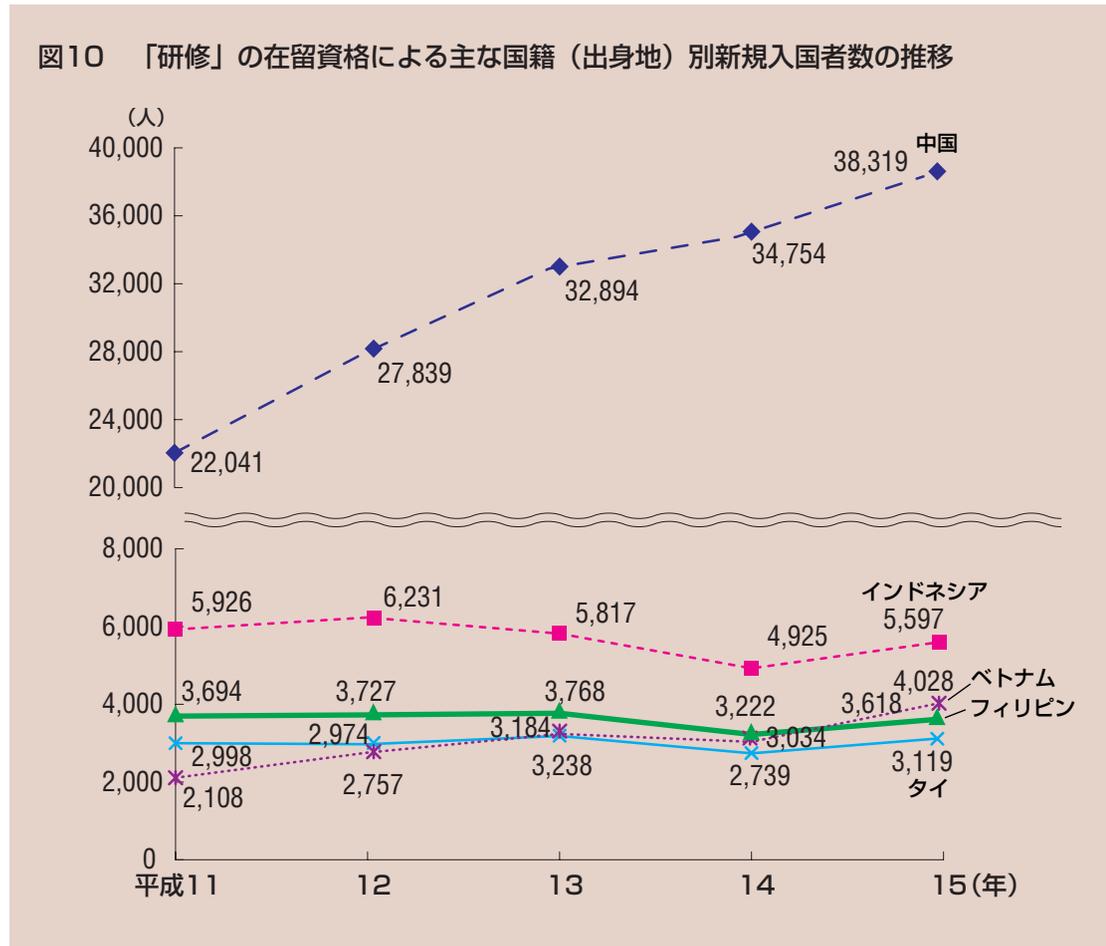
これを地域別に見ると、研修生の派遣、受入れの需要が最も高い近隣諸国を中心とするアジアは引き続き増加傾向にあり、15年には5万9,501人で全体の91.8%を占めており、そのほか、アフリカ1,621人（2.5%）、南米1,250人（1.9%）となっている。日本社会の様々な分野におけるアジアとのつながりから考えて、今後ともこの傾向は続くと考えられる（図9）。

図9 「研修」の在留資格による地域別新規入国者数の推移



(注) これらの他に「無国籍」者の新規入国があり、その数は平成11年67、12年85、13年82、14年99、15年59となっている。

15年の国籍（出身地）別では、中国が3万8,319人で「研修」の在留資格による新規入国者全体の59.1%を占め、以下、インドネシア5,597人(8.6%)、ベトナム4,028人(6.2%)、フィリピン3,618人(5.6%)の順となっている(図10)。



#### b 留学生・就学生（資料編2統計(1)19-1, 20-1)

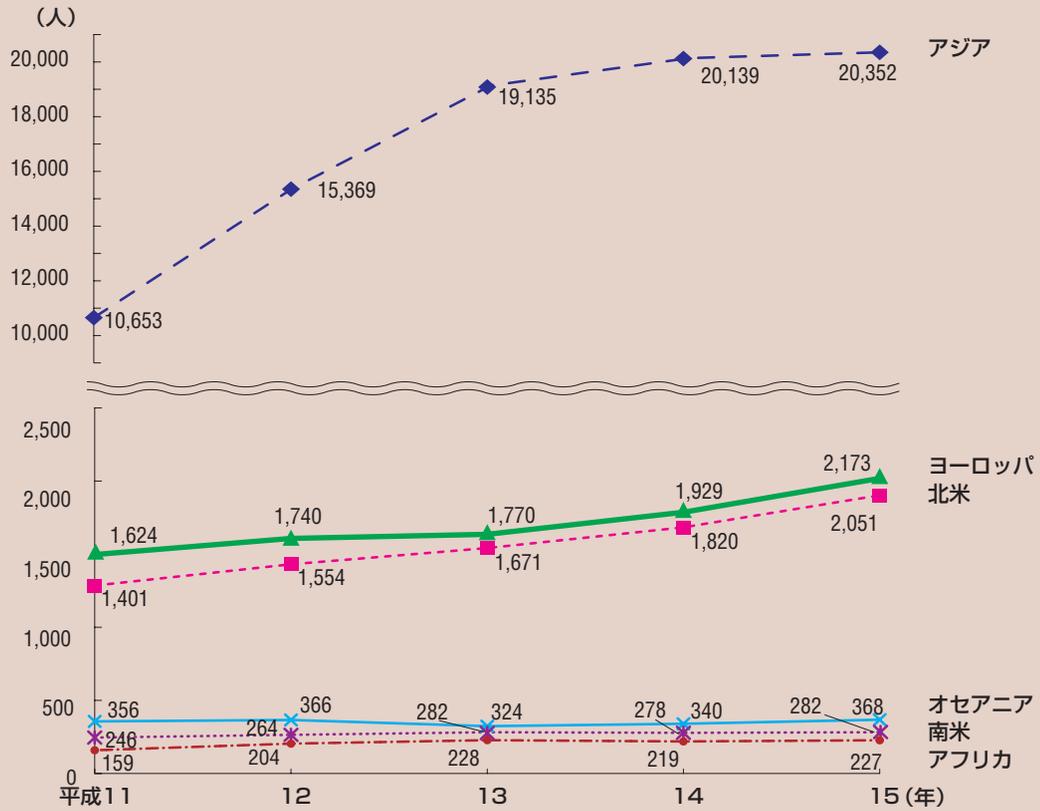
「留学」の在留資格による平成15年における新規入国者数は、14年に比べ730人(3.0%)増の2万5,460人、「就学」の在留資格による15年における新規入国者数は、14年に比べ1,414人(5.4%)増の2万7,362人となっており、それぞれ11年以降一貫して増加している。

15年の新規入国者を地域別に見ると、「留学」、「就学」のいずれについてもアジアからの学生が大部分を占めている(留学生79.9%、就学生95.3%)(図11, 12)。

さらに国籍(出身地)別に見ると、留学生については、中国が1万1,640人で全体の45.7%を占めており、これに韓国3,745人(14.7%)が続いている。14年に比べ中国は356人(3.0%)減と減少に転じたが、韓国は204人(5.8%)増加している。

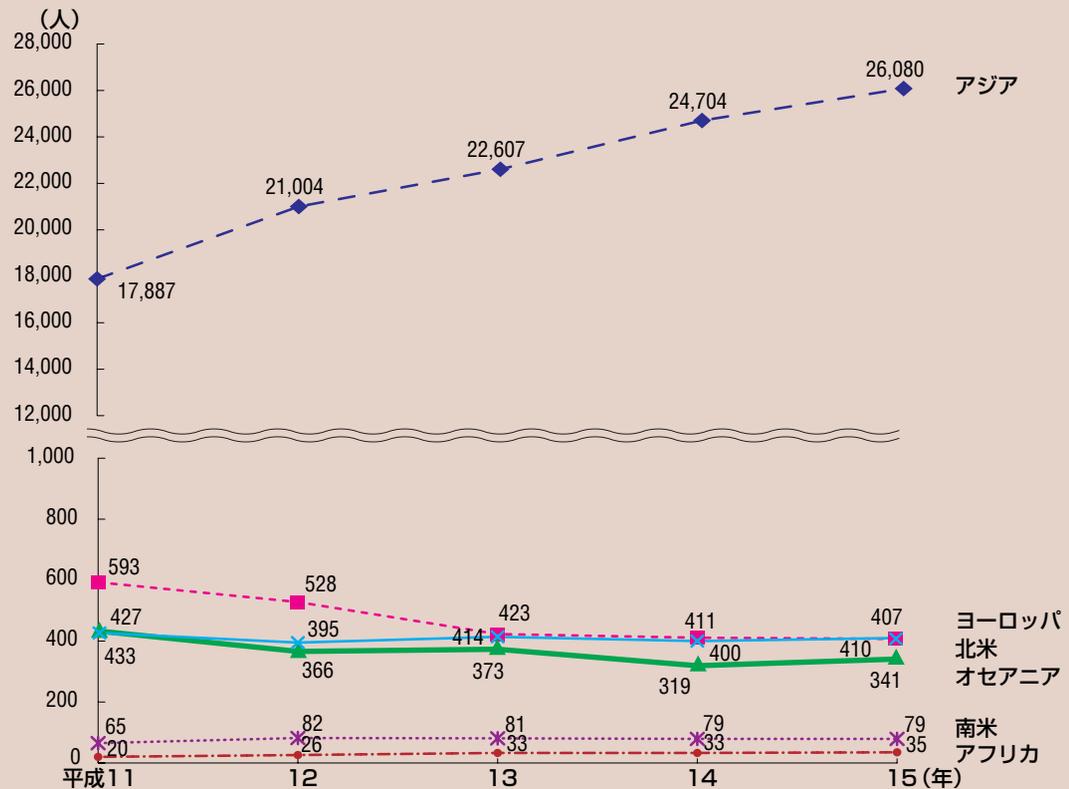
また、就学生については、中国が1万9,337人で全体の70.7%を占めており、これに韓国4,251人(15.5%)が続いている。14年に比べ中国は1,617人(9.1%)増と引き続き増加した一方、韓国は659人(13.4%)減と一貫して減少している(図13, 14)。

図11 「留学」の在留資格による地域別新規入国者数の推移



(注) これらの他に「無国籍」者の新規入国があり、その数は平成11年7、12年6、13年6、14年5、15年7となっている。

図12 「就学」の在留資格による地域別新規入国者数の推移



(注) これらの他に「無国籍」者の新規入国者数があり、その数は平成11年1、12年3、13年1、14年2、15年10となっている。

図13 「留学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移

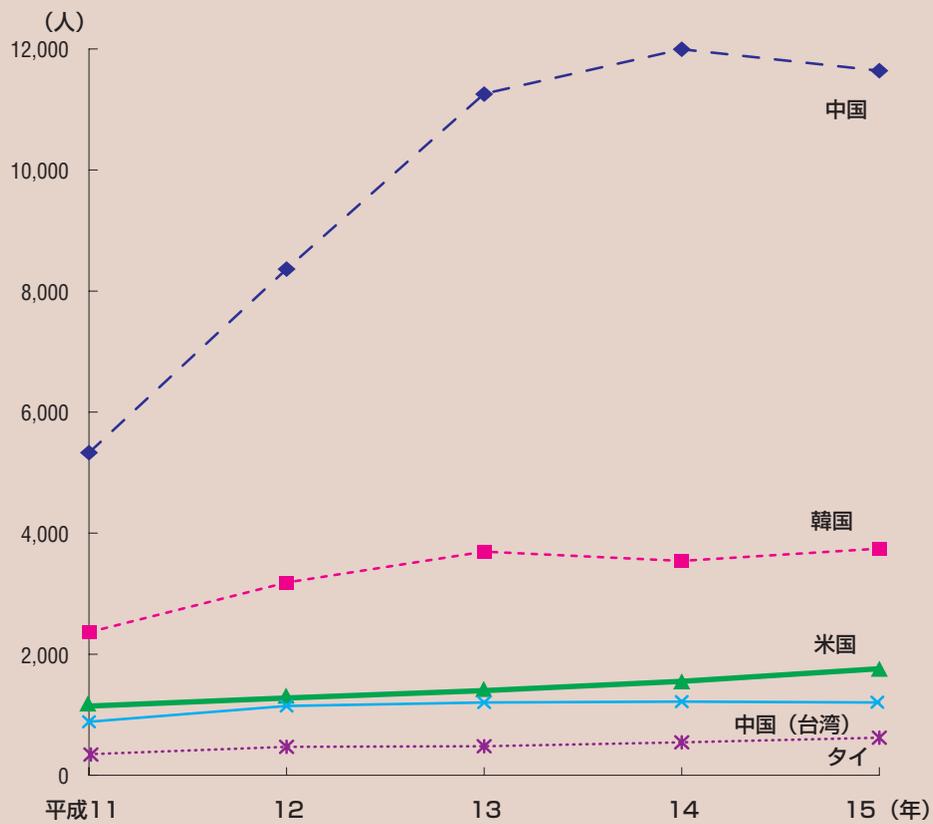
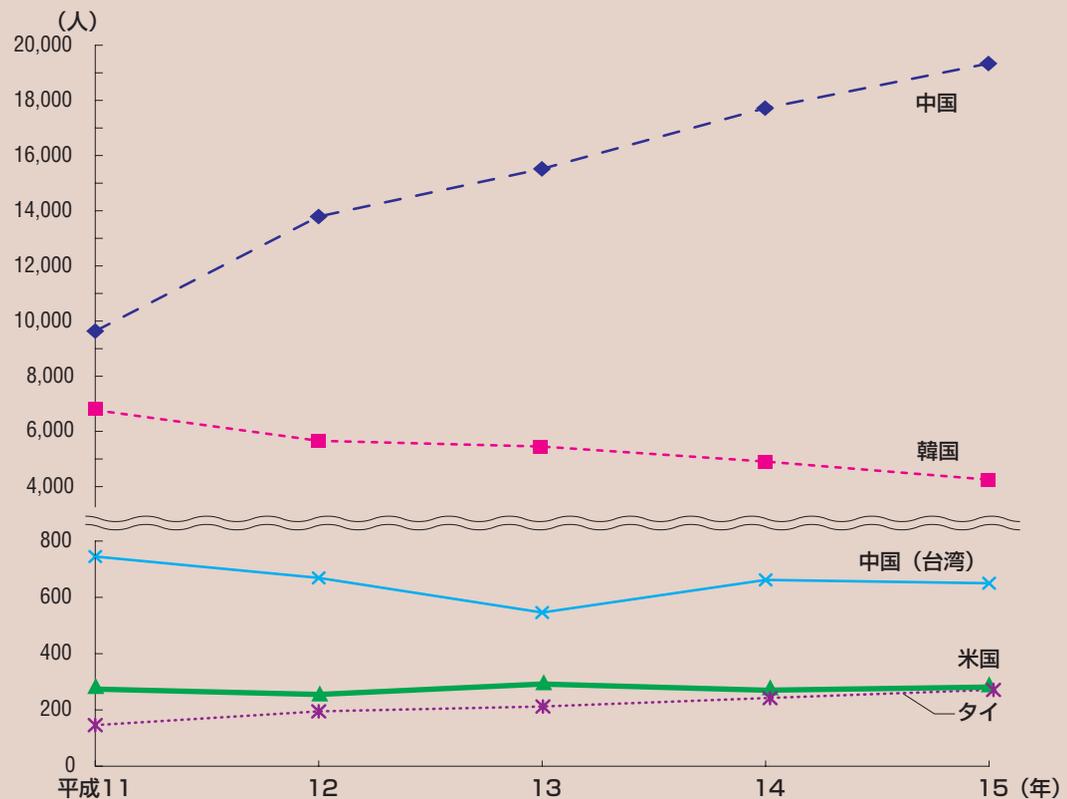


図14 「就学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移



(エ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編2統計(1)25-1, 26-1, 27-1）

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある。

なお、「永住者」は日本における在留実績を積んだ後に取得できる在留資格であり、外国人が入国の時点で「永住者」の在留資格を与えられることはない。

「日本人の配偶者等」の在留資格による平成15年における新規入国者数は2万3,398人、「永住者の配偶者等」の在留資格は581人となっており、14年に比べ、「日本人の配偶者等」は2,541人（12.2%）、「永住者の配偶者等」は108人（22.8%）それぞれ増加している。

「日本人の配偶者等」の新規入国者数については、15年においては増加に転じたものの、近年、統計数値上抑制的な傾向が見られるのは、我が国での不法就労等を企図する者が手段として用いる、いわゆる偽装結婚事案の多発に伴い入国在留審査が厳格に行われるようになったことが挙げられ、また、「永住者の配偶者等」の新規入国者の増加については、永住許可を受ける者が増加しており、永住者が配偶者を呼び寄せる案件が増加したことが要因の一つとして考えられる。

15年における「定住者」の新規入国者数は3万780人となっており、14年に比べ7,875人（34.4%）増加しており、国籍（出身地）別に見ると、ブラジルが2万1,578人で全体の70.1%を占めており、これにフィリピン3,039人（9.9%）、台湾、香港を含む中国が2,654人（8.6%）、ペルー2,066人（6.7%）と続いている（図15）。

(2) 「特例上陸」（一時庇護のための上陸の許可を除く。）

平成15年に特例上陸の許可（ワンポイント解説）を受けた者の数は197万7,389人であり、14年に比べ6万3,400人（3.1%）減少している。

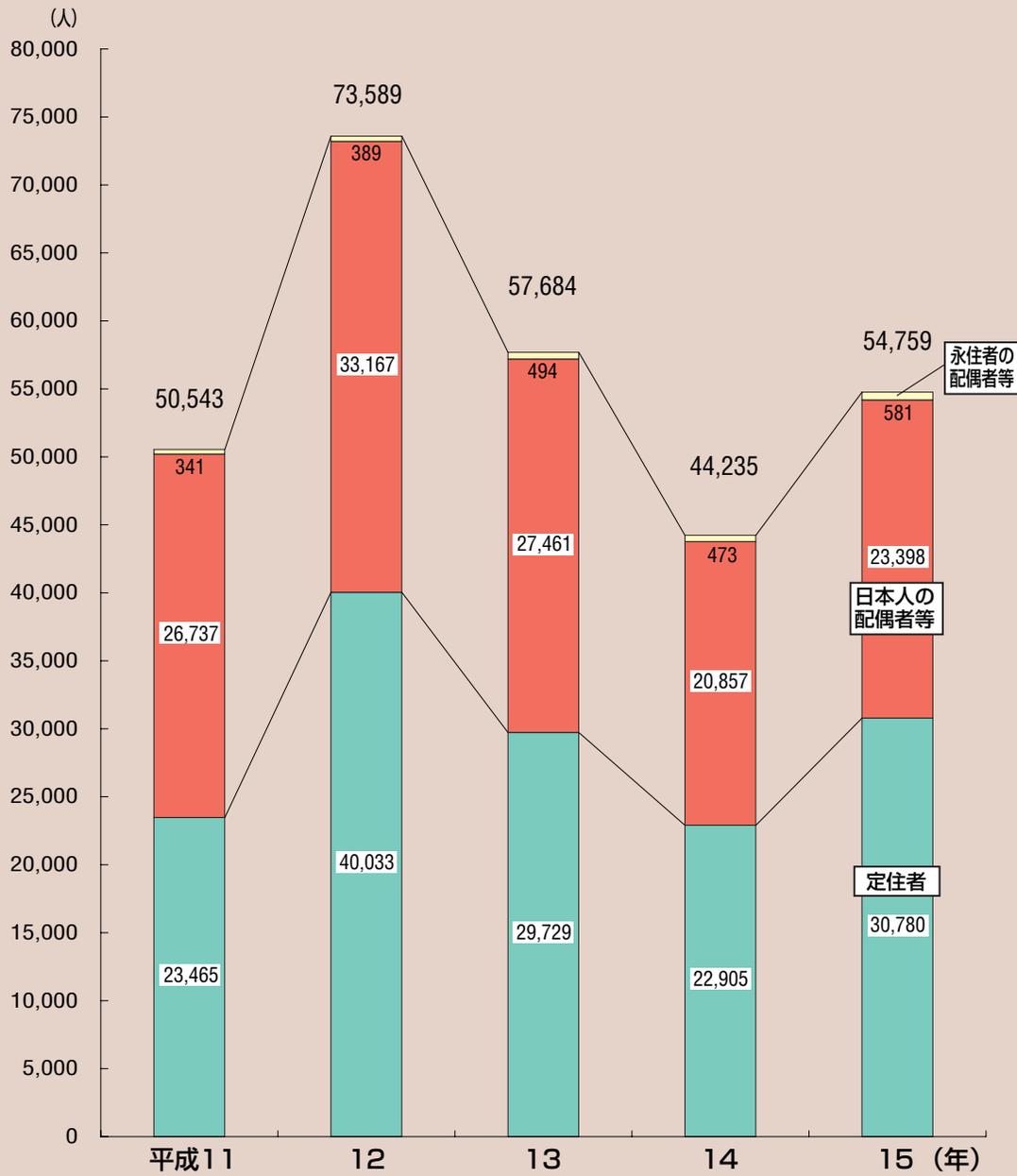
このうち、15年における乗員上陸許可件数は183万4,497人であり、特例上陸許可件数全体の92.8%と大部分を占め、寄港地上陸許可件数が14万2,330人（7.2%）でこれに続いている（表6）。

表6 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成11	12	13	14	15
総数		2,010,775	2,105,078	2,104,395	2,040,789	1,977,389
寄港地上陸		124,410	142,712	143,623	136,954	142,330
通過上陸		163	246	260	215	213
乗員上陸		1,885,626	1,961,644	1,959,937	1,903,190	1,834,497
緊急上陸		379	343	325	279	244
遭難上陸		197	133	250	151	105

図15 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



以下では、特例上陸の許可を区分別に見ることとする。

#### ア 寄港地上陸の許可（入管法第14条）

平成15年に寄港地上陸の許可を受けた外国人の数は14万2,330人であり、14年と比べ5,376人（3.9%）増加している。

#### イ 通過上陸の許可（同法第15条，入管法施行規則第14条）

平成15年に通過上陸の許可を受けた外国人の数は213人であり、14年に比べ、2人（0.9%）減少している。

#### ウ 乗員上陸の許可（同法第16条，同規則第15条，第15条の2）

乗員上陸の許可を受けた外国人の数は近年減少傾向にあり、平成15年は183万4,497人であり、14年に比べ6万8,693人（3.6%）減少している。

#### エ 緊急上陸の許可（同法第17条）

平成15年に緊急上陸の許可を受けた外国人の数は244人であり、14年に比べ35人（12.5%）減少している。

#### オ 遭難による上陸の許可（同法第18条）

平成15年に遭難上陸の許可を受けた外国人の数は105人であり、14年に比べ46人（30.5%）減少している。

#### ワンポイント解説

##### 特例上陸許可

特例上陸許可には、寄港地上陸の許可（入管法第14条）、通過上陸の許可（同法第15条）、乗員上陸の許可（同法第16条）、緊急上陸の許可（同法第17条）、遭難上陸の許可（同法第18条）及び一時庇護のための上陸の許可（同法第18条の2）があるが、一時庇護のための上陸の許可は、船舶等に乗っている外国人が難民条約上の難民に該当する可能性があり、一時的に上陸させるのが相当であると思料されるときに与えられる許可であり、許可の性質及び外国人自身の上陸の申請をするという点で、他の特例上陸と異なっており（他の特例上陸においては、外国人が乗っている船舶の船長や飛行機の機長又はその船舶等（船舶又は航空機をいう。以下同じ。）を運航する運送業者が上陸申請を行う。）、後記第3章第3節において述べる。

### (3) 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除くいわゆる「単純出国者」（ワンポイント解説）数は、平成15年では448万3,516人となっており、過去最高であった14年に比べ3万1,420人（0.7%）減少している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は390万7,990人で、全体の87.2%と大部分を占め、さらに、3月以内の出国者で見ると427万8,176人で、全体の95.4%に及んでいる（表7）。

#### ワンポイント解説

##### 単純出国

我が国に在留する外国人が入管法第26条による再入国の許可を受けることなく、我が国から出国することを単純出国という。

単純出国する外国人は、EDカードを提出して出国確認の申請をし、外国人登録証明書を入国審査官に返納しなければならない。

なお、外国人が再入国の許可を受けずに出国すると、その結果として、現に有している在留資格・在留期間又は特別永住者の地位は、たとえ在留期間が残っていても消滅することとなり、再度入国し在留しようとする場合には、必要に応じて新たな査証を取得し、空海港において新規入国者として上陸申請する必要がある。

表7 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成11	12	13	14	15
総	数	3,861,248	4,082,224	4,072,441	4,514,936	4,483,516
15日以内		3,442,462	3,632,704	3,584,424	3,962,175	3,907,990
15日を超えて1月以内		139,218	149,667	154,545	183,428	177,027
1月を超えて3月以内		132,942	145,438	153,467	176,069	193,159
3月を超えて6月以内		32,528	36,507	46,316	47,141	50,329
6月を超えて1年以内		64,158	75,132	87,891	96,492	99,413
1年を超えて3年以内		32,846	28,731	31,761	35,598	40,220
3年を超える		16,883	13,803	13,740	13,717	15,019
不	詳	211	242	297	316	359

## 2 上陸審判状況

### (1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

上陸審査手続は三審制の仕組みとなっているが、そのうちの二審と三審、すなわち上陸口頭審理から法務大臣の裁決までの手続を上陸審判という（注1）。入国審査官による上陸審査において上陸を許可されなかった外国人は、上陸口頭審理を行うため特別審理官に引き渡されることとなる（入管法第9条第4項）。

上陸口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）について、平成11年から15年までの推移で見ると、11年にこの5年間で最高の2万2,655件となったが、その後減少傾向にあり、15年には1万7,943件となり、前年と比べて30件（0.2%）の減少、11年と比べて4,712件（20.8%）の減少となった。

上陸口頭審理に付される外国人の中で最も多いのは、不法就労等を目的としているにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請（入管法第7条第1項第2号不適合）が疑われる者である。この種の案件は、15年には1万4,531件であり、11年から15年までの推移で見ると、11年の1万9,054件以後減少傾向にある。15年は前年と比べて251件（1.8%）増加

しているものの、11年と比べて4,523件（23.7%）減少しており、新規受理件数の総数に占める割合で見ても、11年には84.1%であったが、15年には81.0%まで減少している。

次いで多くを占めるのは、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（同法第7条第1項第1号不適合）疑いがあるもので、15年には2,959件であり、11年から15年までの推移で見ると、11年の2,998件の後、いったん減少したが、13年に再び増加に転じ、14年も前年と比べ若干減少したものの引き続き3,000件台を維持した。15年は前年と比べて175件（5.6%）減少、11年と比べて39件（1.3%）減少したが、新規受理件数の総数に占める割合を見ると、11年の13.2%に対して15年では16.5%を占めている。

また、15年に上陸拒否事由（同法第7条第1項第4号不適合）に該当する疑いがあるとの理由で引き渡された件数は451件であり、11年から15年までの推移で見ると、13年まで減少した後14年に増加したが、15年は前年と比べて105件（18.9%）減少しており、新規受理件数の総数に占める割合で見ると、15年は2.5%を占めている（表8）。

表8 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件	年	平成11	12	13	14	15
総数		22,655	20,472	21,007	17,973	17,943
偽変造旅券・査証行使事案等(7条1項1号不適合)		2,998	2,742	3,205	3,134	2,959
虚偽申請等(7条1項2号不適合)		19,054	17,261	17,456	14,280	14,531
申請に係る在留期間不適合(7条1項3号不適合)		3	7	1	3	2
上陸拒否事由該当者(7条1項4号不適合)		600	462	345	556	451

上陸口頭審理の処理状況（注2）を見ると、上陸口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明し上陸を許可した案件は、15年においては9,079件である。これを11年から15年までの推移で見ると、11年が1万3,343件であったが、以後減少が続き、15年はこの5年間で最高であった11年と比べて4,264件（32.0%）減少している。

上陸口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は、15年が5,690件であり、11年から15年までの推移で見ると、11年の7,088件の後、13年を除き減少傾向にあり、15年は、11年と比べ1,398件（19.7%）減少した。また、処理総数に占める退去命令数の割合を見ると、11年の31.3%から15年の31.7%まで、ほぼ同程度で推移している。

一方、特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は、15年が1,237件であり、11年から15年までの推移で見ると、11年が843件であったのが、12年には292件（34.6%）増加して1,135件となり、以後約1,000件前後で推移し、15年は、この5年間で最高の1,237件と11年に比べ394件（46.7%）増加している。また、処理総数に占める異議申出数の割合を見ると、11年には3.7%であったが、その後は5%前後で推移し、15年にはこの5年間で最も高い6.9%を占めている（表9）。

表9 上陸口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分	年	平成11	12	13	14	15
総数		22,654	20,477	20,990	18,000	17,942
上陸許可		13,343	11,902	11,033	9,147	9,079
退去命令		7,088	6,145	7,171	5,975	5,690
異議の申出		843	1,135	979	1,052	1,237
上陸申請取下げ		318	301	280	190	231
その他		1,062	994	1,527	1,636	1,705

(注)「その他」は、事件を他の港に移管した数及び申請人が上陸口頭審理中に申請中のまま出国、逃亡、死亡等したため事件が終止・中止となった数である。

(注1) 入国審査官による「上陸審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを併せて広い意味での上陸審査と呼んでいる。

(注2) 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数(表8)の総数と上陸口頭審理の処理状況の推移(表9)の総数が一致しないのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡されたり、口頭審理が長引いたりして、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから上陸口頭審理の処理までに年を越えることがあるからである。

## (2) 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①上陸口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②上陸の申請を取り下げるなどして出国した者、③法務大臣に対する異議の申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成15年の被上陸拒否者数は9,806人であり、11年から15年までの被上陸拒否者数の推移を見ると、11年の9,457人から12年には8,273人と減少したが、13年には1万400人と大幅に増加し、その後は再び9,000人台となったが、15年は前年と比べて673件(7.4%)の増加、11年と比べて349人(3.7%)の増加となっている。最近の傾向として、極めて精巧な偽変造旅券を行使する事案や上陸申請者が国内のブローカー等と組み、口裏を合わせる等の事案が数多く見受けられ、不正な意図をもって上陸を果たそうとする者の手口がますます巧妙化している。

被上陸拒否者数を国籍(出身地)別で見ると、一貫して韓国が最も多いが、11年の4,220人以後その数は減少しており、15年には2,290人とこの5年間で最も少なく、11年に比べて1,930人(45.7%)の減少を示している。近年、韓国の被上陸拒否者数が減少しているのは、2002年ワールドカップ・サッカー大会の成功に向けて、韓国側が我が国への不法入国等を防止するための種々の措置を講じたことから、我が国へ不法入国しようとする者の上陸申請が減少したこと、また、その後も、その影響が続いていることがうかがわれる。

また、15年においては、中国、インドネシア、トルコ、フィリピンなどのアジア諸国が前年に比べ大幅に増加したほか、ロシア及びモンゴルはそれぞれ14年と比べ257人(372.5%)増、231人(259.6%)増と大幅に増加している(図16、表10)。

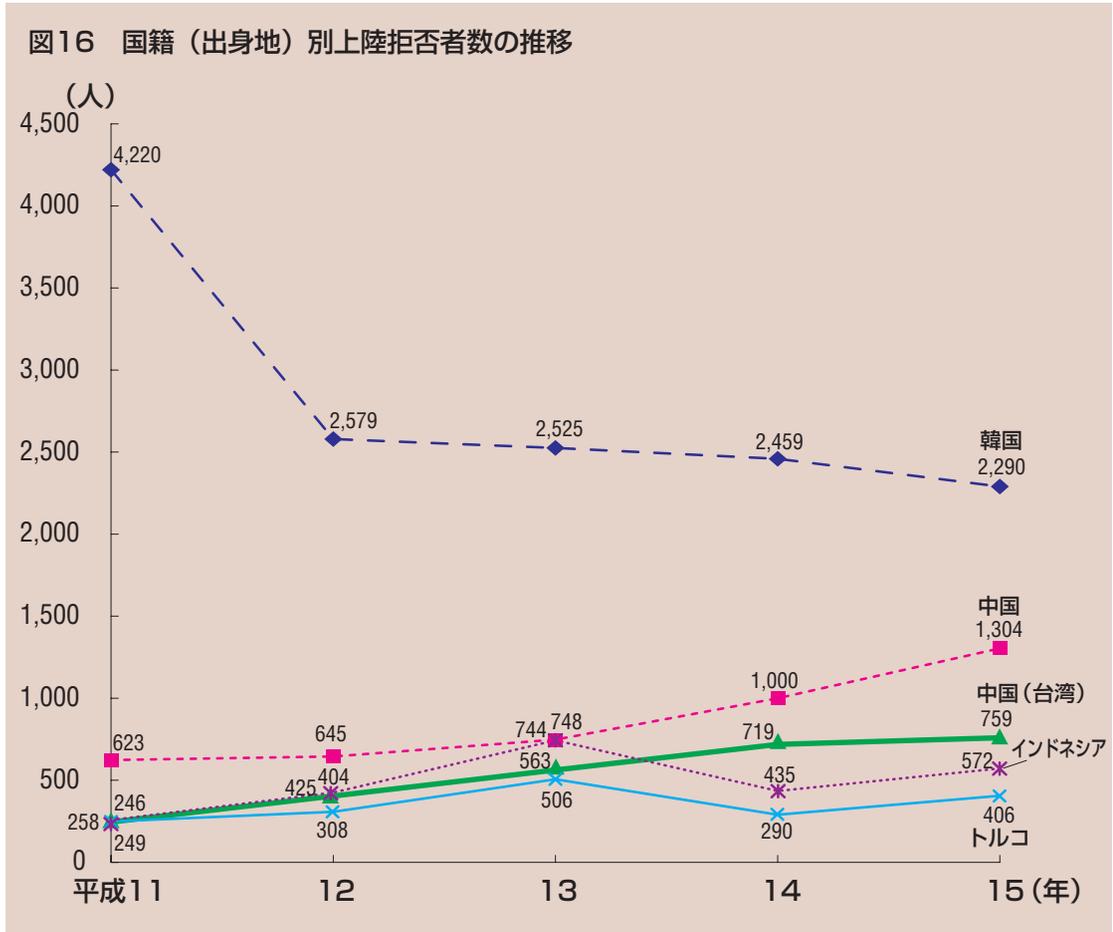


表10 国籍（出身地）別上陸拒否者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成11	12	13	14	15
総数		9,457	8,273	10,400	9,133	9,806
韓国		4,220	2,579	2,525	2,459	2,290
中国		623	645	748	1,000	1,304
中国(台湾)		246	404	563	719	759
インドネシア		258	425	744	435	572
トルコ		249	308	506	290	406
フィリピン		353	328	519	324	402
タイ		360	359	587	440	346
ロシア		6	35	33	69	326
モンゴル		26	105	163	89	320
コロンビア		171	330	437	362	274
その他		2,945	2,755	3,575	2,946	2,807

### (3) 上陸特別許可

法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合でも、当該外国人が再入国の許可を受けているときその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その者の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条第1項）。

異議申出の結果、法務大臣が特別に上陸を許可した件数は、平成15年がこの5年間で最高の1,104件であり、11年から15年までの推移で見ると、11年が797件であったが、その後は異議申出件数に比例して増減しており、15年は前年と比べて141件（14.6%）増加し、11年と比べる

と307件（38.5％）増加した（表11）。

表11 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移 (件)

区分	年	平成11	12	13	14	15
異議申出(注)		843	1,141	989	1,086	1,239
裁決結果	理由あり	1	—	—	8	1
	理由なし(退去)	36	66	113	109	133
	上陸特別許可	797	1,056	836	963	1,104
取下げ	3	9	6	4	—	
未済	6	10	34	2	1	

(注) 異議申出件数には前年未済の件数を含む。ただし、平成11年については、前年からの未済はなかった。

### 3 入国・事前審査状況

#### (1) 入国事前審査

##### ア 査証事前協議

査証業務を所管する外務省と出入国管理業務を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の案件の査証発給の適否について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。

査証事前協議の処理件数は、平成11年の3,823件から年々増加し、特に14年には前年と比べ3,087件（59.7％）増と大幅に増加し、8,255件となったが、15年は5,320件となり、前年に比べ2,935件（35.6％）減少し、13年とほぼ同水準となった。

15年の査証協議件数は前年と比べて減少したものの、偽装婚事案の多発等による協議が急増した14年を除けば全体として増加傾向にあり、経済のグローバル化が深化している今日において、我が国と諸外国との間での人の往来は今後ますます活発化するものと考えられるほか、近年、悪質な査証申請が増加しており、そのような悪用ケースを防止するため、我が国の国内側からチェックするべく査証協議は有用なものであり、外務大臣から法務大臣への協議は今後も基本的には増加基調をたどるものと考えられる（表12）。

表12 入国事前審査処理件数の推移 (件)

区分	年	平成11	12	13	14	15
査証事前協議		3,823	4,096	5,168	8,255	5,320
在留資格認定証明書交付申請		238,053	280,015	321,590	332,984	361,636

##### イ 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書制度は、平成2年施行の改正入管法により導入されたものであり、外国人は在留資格認定証明書を提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである。

在留資格認定証明書交付申請処理件数は、15年が36万1,636件で、その数は11年以降毎年

増加しており、15年は前年と比べ2万8,652件（8.6%）増、11年に比べ12万3,583件（51.9%）増となっている。

なお、査証事前審査と在留資格認定証明書の審査とを合わせて入国事前審査というが、11年から15年までの間、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めており、このことから、2年から実施されている在留資格認定証明書制度が定着していることがわかる（表12）。

別記第六号の四様式（第六条の二関係）

在留資格認定証明書  
CERTIFICATE OF ELIGIBILITY

日本国政府法務省  
Ministry of Justice, Japanese Government

番号 No. \_\_\_\_\_

氏名 Name	性別 男 女 Sex M F	写真 photo 4cm×3cm	
Family Name	Given Name		
国籍 Nationality	生年月日 Date of Birth	年 月 日	
日本での職業及び勤務(通学)先等 Profession or Occupation/Organization to be employed or to study in Japan			
上記の者は、次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。 Under the following status, it is hereby certified that the above-mentioned person meets requirement for the landing provided in Article 7, Paragraph 1, Item 2 of the Immigration-Control and Refugee Recognition Act.			
在留資格 Status ( )			
Date 年 月 日			
Director General of 入国管理局長 Regional Immigration Bureau			

(注意) Notice

- 1 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を持しているも、在外公館において査証を取得しなければ上陸を許可されません。  
This certificate is not an entry permit. Even if you have this certificate, you are not admitted into Japan unless you get an entry visa at a Japanese Embassy or Consulate abroad.
- 2 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。  
This certificate should be submitted to an Immigration Inspector with an entry visa for the landing permission at the port of entry, and shall cease to be valid if the application for landing permission is not filed within 3 months from the date of issue.
- 3 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。  
This certificate does not guarantee the entry of the person concerned. In case that an applicant does not fulfill other requirements for landing or the relevant circumstances are found to be changed, the landing permission would be denied.

在留資格認定証明書

## (2) 査証免除等

### ア 査証免除

査証制度は、国によって手続や形式に違いはあるものの、世界各国において採用されている入国のための手続であるが、観光、商用、親族訪問等を目的とした一時的滞在者に対しては、人的交流を促進するため、多くの国家間で相互に査証を免除する取決めがなされている(注)。

入管法上、査証は上陸のための条件の一つとして定められているが、他方、国際約束又は日本政府が外国政府に対して行った通告により査証を必要としない国の国民には査証を要求しないことと規定されている。この規定に基づき、日本政府も世界の多くの国々の政府と相互査証免除措置を採っており、平成16年3月末現在、外交旅券所持者のみに対する相互査証免除措置を実施しているのは3か国、一般旅券所持者に対する相互査証免除措置を実施しているのは59か国である。

## ワンポイント解説

## 査証免除一時停止と査証取得勧奨措置

査証免除措置を実施している国の中には、同措置を利用して観光客等を装い我が国に入国し不法就労する者が急増するところがあった。そのような状況に対応するため、査証免除を一時的に停止した措置が査証免除一時停止措置である。

また、特定国の国民が我が国に入国する場合に、査証免除措置があっても、あらかじめ査証を取得することを勧奨する措置を査証取得勧奨措置という。

査証取得勧奨措置が、最終的に査証を取得しなくとも、そのことのみをもって上陸のための条件に適合しないこととはならないのに対し、査証免除一時停止の措置を採った場合には、当該国の国民は査証を取得しなければ、そのことをもって上陸のための条件に適合しないこととなる。

15年4月以降では、新たに一般旅券所持者に対する措置として、16年3月1日から韓国の修学旅行生（同年4月12日以降は、引率者も含む。）に対して、また、同年4月1日から中国香港特别行政区（SAR）発給旅券所持者及び英国海外市民（BNO）旅券所持者（香港居住権者）に対して、それぞれ査証免除措置を実施している。

なお、このほか査証免除を悪用して観光客等を装い我が国に入国し、不法就労・不法残留する者が急増する事態が発生したことから、16年3月末現在、パキスタン、バングラデシュ、イランの3か国については、査証免除の一時停止を、また、マレーシア、ペルー、コロンビアの3か国については、査証の取得を勧奨する措置（ワンポイント解説）を採っている。

一般旅券所持者に対する相互査証免除措置実施国を地域別に見ると、ヨーロッパが34か国と最も多く、以下、北米・中南米14か国、アジア・中近東6か国（地域）、アフリカ3か国、オセアニア2か国の順となっている。

査証を免除される外国人の範囲は、一般的に、営利活動を行わない通過者、観光客、親族訪問者、アマチュア・スポーツ参加者及び業務連絡、契約調印、市場視察、アフターサービス等を目的とした一時入国者に限られ、働くことを目的とする外国人には適用されない。

なお、査証免除で入国する外国人に付与される在留期間は、90日が多くなっている。

また、APEC（アジア太平洋経済協力）加盟国（地域）のビジネス関係者の中で、ABTC（APEC・ビジネス・トラベル・カード）を所持する者については、我が国の一方的措置として15年4月1日から査証免除措置を採ることとしたが、詳細については後記第2部第3章第1節1で述べる。

（注）通常、査証免除は、国家間の取決めにより両国の国民に対し相互主義的に行われるが、国家間の取決めの存在を前提とせず、日本国政府が一方的に査証を免除することもできる（入管法第6条第1項参照）。

## イ 数次査証取決め

査証は、有効期間内に1回使用すると失効するのが原則であるが、国家間の合意により、必要と認められる場合には有効期間中何回でも使用可能な数次査証が付与され得る。このような数次査証に関する取決めは、入国手続の簡素・合理化という点において、有効期間の間は相互査証免除措置と同様の効果を持つものである。

我が国が数次査証取決めを締結している国は、平成16年3月末現在18か国である。



国人登録者数で見る外国人の在留状況としては、  
 言わば、我が国において勉学、就労、同居等の目的をもって相当期間滞在し、地域社会で「生活する」ような外国人が主たる対象ということになる。

なお、仮上陸許可者、特例上陸許可者（一時庇護のための上陸の許可を受けた者を除く。）、「外交」の在留資格を持つ外交官等、「公用」の在留資格を持つ外国政府関係者の公用渡航者及び日米地位協定（ワンポイント解説）等に該当する軍人、軍属及びその家族等は外国人登録の対象とはならない。

ワンポイント解説

日米地位協定

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」の略称である。この協定は、我が国における合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族の法的地位等について規定しており、我が国への入国手続や外国人登録等に関する特則などが定められている（同協定第9条）。

(1) 総数

我が国における外国人登録者数は、毎年の新規入国者の中にそのまま我が国に留まり、中長期的に生活を送る者もいることから年々増加してきており、今後もこの傾向は継続すると考えられる。平成15年末の外国人登録者数は、191万5,030人で過去最高記録を更新している。この数は、14年末に比べ6万3,272人（3.4%）、11年末に比べ35万8,917人（23.1%）の増加となっている。

また、外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合も年々増加しており、その割合は、我が国の総人口1億2,761万9,000人（総務省統計局「平成15年10月1日現在推計人口」）の1.50%に当たり、14年末の1.45%に比べ0.05%増加しており、過去最高を示している（図17）。

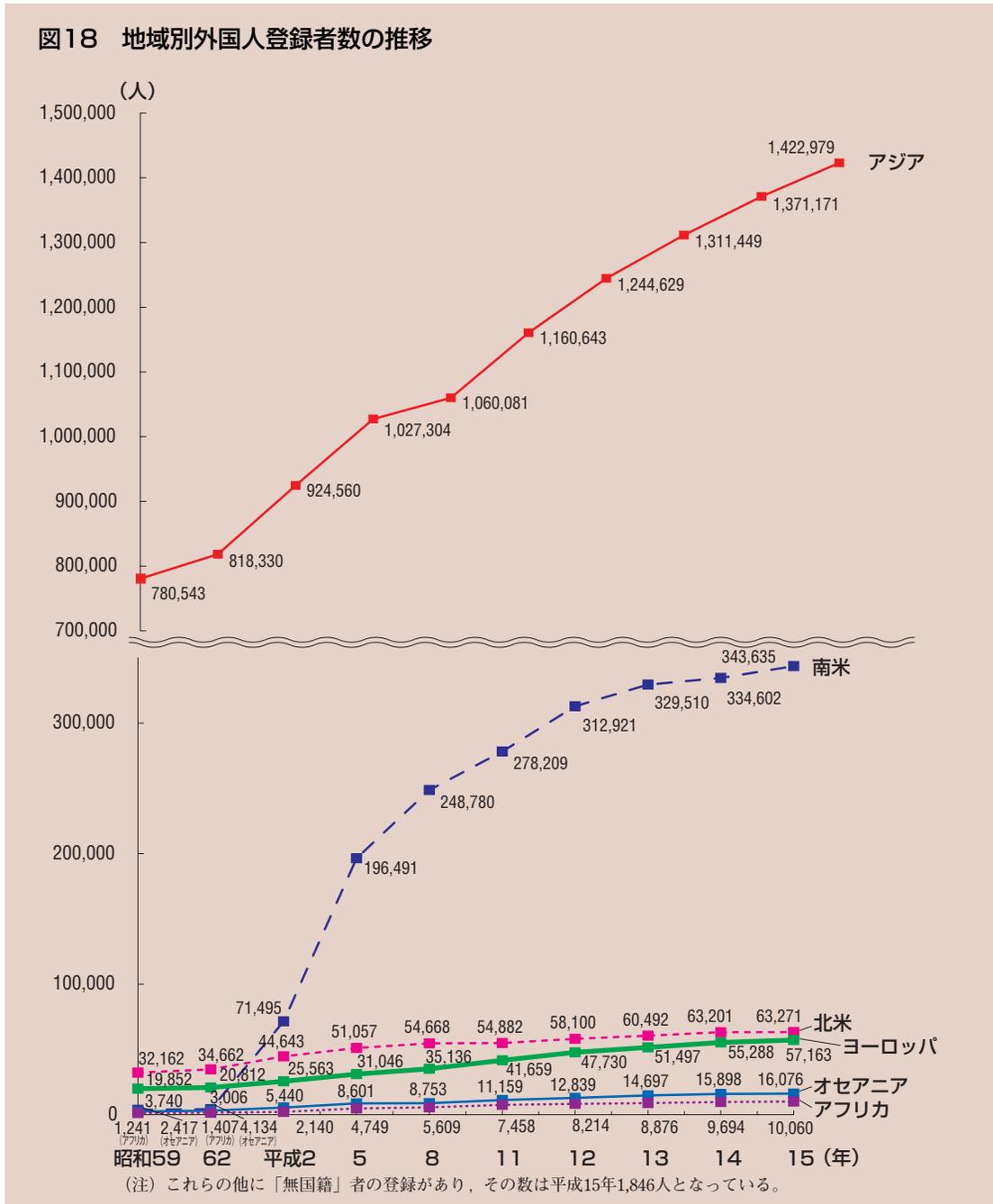
図17 外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



(注1) 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。  
 (注2) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「人口推計年報平成14年10月1日現在推計人口」により、各年10月1日現在の推計人口を基に算出した。

(2) 地域別

平成15年末現在の外国人登録者数について地域別にみると、アジアが142万2,979人と全体の74.3%を占め、以下、南米34万3,635人(17.9%)、北米6万3,271人(3.3%)、ヨーロッパ5万7,163人(3.0%)、オセアニア1万6,076人(0.8%)、アフリカ1万60人(0.5%)の順となり、アジアと南米の出身者で外国人登録者総数の92.2%を占めている(図18)。



アジア出身の外国人登録者数を見てみると、後述するとおり、韓国・朝鮮の漸減傾向の反面、中国の増加が際立っており、14年末に比べ5万1,808人(3.8%)増、平成11年末に比べ26万2,336人(22.6%)増となっている。

次に増加率の高い地域はアフリカで、14年末に比べ366人(3.8%)の増加となっている。

なお、外国人登録者数については、すべての地域で増加している。

(3) 国籍(出身地)別

平成15年末現在における外国人登録者数について国籍(出身地)別にみると、韓国・朝鮮が61万3,791人で全体の32.1%を占め、以下、中国46万2,396人(24.1%)、ブラジル27万4,700人

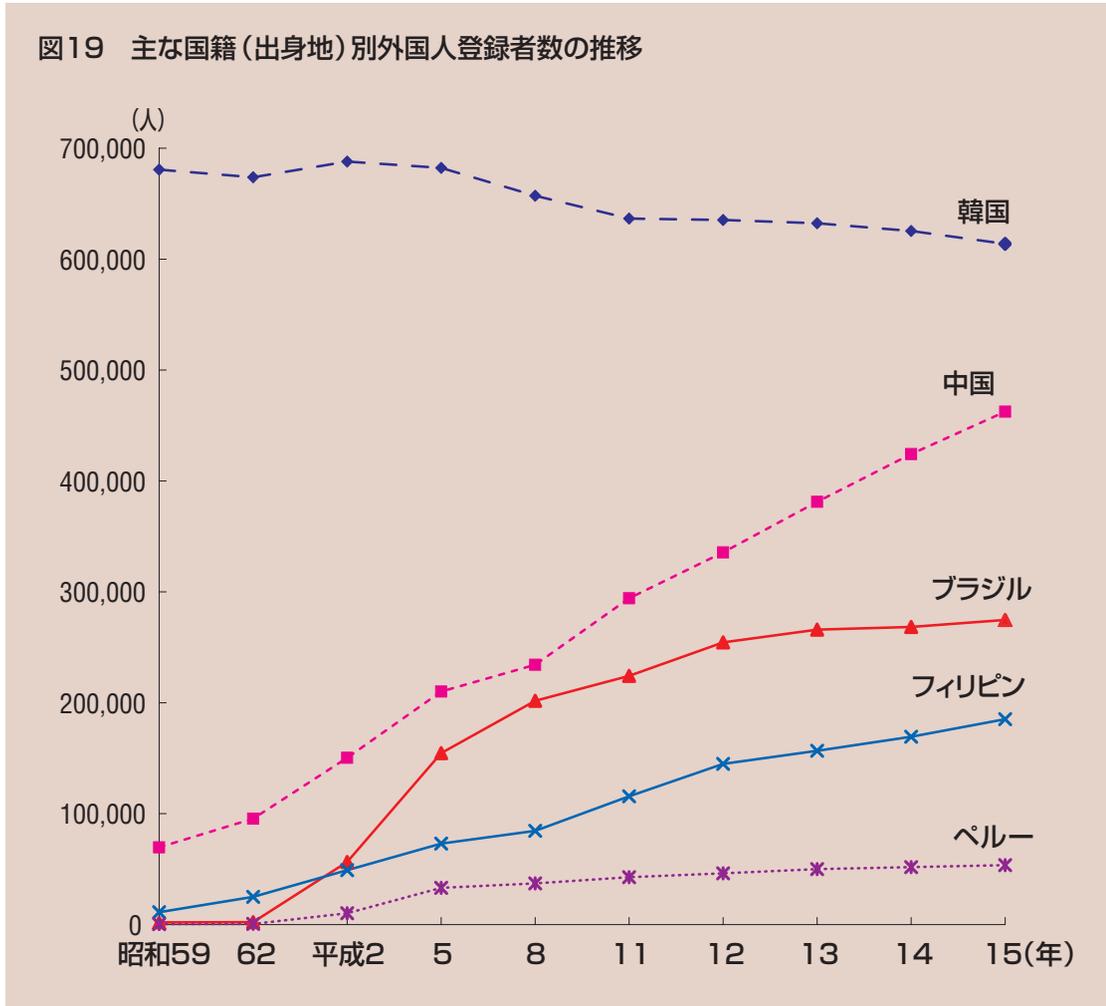


表13 国籍(出身地)別外国人登録者数の推移

国籍(出身地)	年	昭和59	62	平成2	5	8	11	12	13	14	15
総数		841,831	884,025	1,075,317	1,320,748	1,415,136	1,566,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030
韓国・朝鮮		680,706	673,787	687,940	682,276	657,159	636,548	635,269	632,405	625,422	613,791
中国		69,608	95,477	150,339	210,138	234,264	294,201	335,575	381,225	424,282	462,396
ブラジル		1,986	2,250	56,429	154,650	201,795	224,299	254,394	265,962	268,332	274,700
フィリピン		11,183	25,017	49,092	73,057	84,509	115,685	144,871	156,667	169,359	185,237
ペルー		466	615	10,279	33,169	37,099	42,773	46,171	50,052	51,772	53,649
米国		29,036	30,836	38,364	42,639	44,168	42,802	44,856	46,244	47,970	47,836
タイ		2,758	3,817	6,724	11,765	18,187	25,253	29,289	31,685	33,736	34,825
インドネシア		1,803	2,038	3,623	5,647	8,742	16,418	19,346	20,831	21,671	22,862
ベトナム		3,993	4,381	6,233	7,609	10,228	14,898	16,908	19,140	21,050	23,853
英国		6,878	7,754	10,206	12,244	13,328	15,402	16,525	17,527	18,508	18,230
その他		33,414	38,053	56,088	87,554	105,657	127,834	143,240	156,724	169,656	177,651

(14.3%)、フィリピン18万5,237人(9.7%)、ペルー5万3,649人(2.8%)と続いている。

年別に推移をみると、韓国・朝鮮は年々減少し、中国、ブラジル、フィリピン、ペルーは引き続き増加しており、特に中国については、留学・就学目的の在留者の伸びに支えられる形で11年の29万4,201人に比べ16万8,195人(57.2%)増、フィリピンについては最近増加基調にある興行目的入国者が外国人登録を行っているために、11年の11万5,685人に比べ6万9,552人(60.1%)増とそれぞれ大幅な増加となっている。その他の傾向としては、米国については、平成14年末までは、引き続き増加していたものの、平成15年末は若干減少して4万7,836人となっている(図19, 表13)。

なお、外国人登録者数の国籍(出身地)別順位については、12年末から15年末までの間上位5か国の順位に変化はない。

#### (4) 目的(在留資格)別

##### ア 永住者・特別永住者(資料編2統計(1)24, 28)

平成15年末の外国人登録者数のうち最も多いのは、いわゆる在日韓国・朝鮮人を中心とする「特別永住者」(ワンポイント解説)で、14年末に比べ1万3,948人(2.8%)減の47万5,952人であり、全体の24.9%を占めている(表14)。

これを11年末から15年末までの推移で見ると、年々減少しており、全外国人登録者数に占める割合も、11年末には33.6%であったものが、13年末には初めて30%を割っている。より長期的な期間の推移で見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後まもなく昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人(いわゆる

ニューカマー)の増加により相対的な低下傾向に拍車をかけることとなり、前記のとおり、15年末には特別永住者の割合は25%を下回るまでに減少しており、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。今後もしもいわゆる在日三世・四世などの国籍選択をめぐる動向次第で、特別永住者の総数はさらに下降する可能性も考えられる。

他方、15年末の「永住者」の外国人登録者数は、14年末に比べ4万3,136人(19.3%)増の26万7,011人で、全外国人登録者数に占める割合は13.9%となっている。これを11年末から15年末までの推移で見ると、一貫して増加しており、15年末には、11年の11万3,038人と比べ

#### ワンポイント解説

##### 永住者と特別永住者

「永住者」とは、日本に永住できる在留資格であり、入管法第22条又は第22条の2に定める手続により法務大臣から永住の許可を受けなければならない。

これに対し、「特別永住者」とは、日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者で終戦前から引き続き本邦に在留しているもの及びその子孫が、日本に永住できる法的な地位であり(入管特例法第2条)、「永住者」の在留資格には含まれない。入管法上は、「本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとする」(第2条の2第1項)の「他の法律に特別に規定がある場合」に該当する。

表14 在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留の資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030
教授		5,879	6,744	7,196	7,751	8,037
芸術		351	363	381	397	386
宗教		4,962	4,976	4,948	4,858	4,732
報道		361	349	348	351	294
投資・経営		5,440	5,694	5,906	5,956	6,135
法律・会計業務		77	95	99	111	122
医療		114	95	95	114	110
研究		2,896	2,934	3,141	3,369	2,770
教育		8,079	8,375	9,068	9,715	9,390
技術		15,668	16,531	19,439	20,717	20,807
人文知識・国際業務		31,766	34,739	40,861	44,496	44,943
企業内転勤		7,377	8,657	9,913	10,923	10,605
興行		32,297	53,847	55,461	58,359	64,642
技能		10,459	11,349	11,927	12,522	12,583
文化活動		3,803	3,397	2,954	2,812	2,615
短期滞在		59,633	68,045	69,741	72,399	74,301
留学		64,646	76,980	93,614	110,415	125,597
就学		34,541	37,781	41,766	47,198	50,473
研修		26,630	36,199	38,169	39,067	44,464
家族滞在		68,679	72,878	78,847	83,075	81,535
特定活動		24,053	30,496	38,990	47,706	55,048
永住者		113,038	145,336	184,071	223,875	267,011
日本人の配偶者等		270,775	279,625	280,436	271,719	262,778
永住者の配偶者等		6,410	6,685	7,047	7,576	8,519
定住者		215,347	237,607	244,460	243,451	245,147
特別永住者		522,677	512,269	500,782	489,900	475,952
未取得者		10,217	11,467	13,488	15,379	16,628
一時庇護		34	32	32	32	30
その他		9,904	12,899	15,282	17,515	19,376

(注) 入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格を合わせ「在留の資格」という(以下同じ)。

15万3,973人(136.2%)増加し、全外国人登録者数に占める割合も、11年末には7.3%であったものが、13年末には初めて10%を超えている。

また、「永住者」を国籍別で見ると、15年末は、中国が8万3,321人と最も多く、以下、ブラジル、韓国・朝鮮、フィリピン、ペルーの順となっている。また、中国、ブラジル、フィリピン及びペルーについては、15年末は11年末と比べそれぞれ2.2倍、9.1倍、2.7倍、3.6倍と急増している(資料編2統計(1)24)。

これは、後記2(6)のとおり、10年2月に行った永住許可の取扱いの見直しの影響が大きいと考えられる。

#### イ 就労を目的とする外国人(資料編2統計(1)3-2~16-2)

平成15年末の就労を目的とする在留資格の外国人登録者数は14年に比べ5,917人(3.3%)

増の18万5,556人で、全体の9.7%であった。これを11年末から15年末までの推移で見ると、登録者数は一貫して増加しており、12年には15万人を超え、15年末は11年末と比べ5万9,830人(47.6%)増加している。

また、個々の在留資格別で見ると、「宗教」、「芸術」及び「医療」の在留資格は11年末から横ばい又は減少傾向にある。また、11年末から一貫して増加しているのは、「興行」、「人文知識・国際業務」、「技術」、「技能」、「教授」、「投資・経営」、「法律・会計業務」となっているが、特に、「興行」の在留資格は、11年末に3万2,297人であったのが、15年末には6万4,642人と2倍を超える伸びを示している。

さらに、「技術」、「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格をもって我が国に在留しているいわゆる外国人社員の外国人登録者数は、15年末に「技術」2万807人、「人文知識・国際業務」4万4,943人、「企業内転勤」1万605人であり、「企業内転勤」は前年比で微減となった以外は11年末以降増加しており、15年末は11年末と比べ、それぞれ5,139人(32.8%)、1万3,177人(41.5%)、3,228人(43.8%)の増加を示している。

15年末において、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の外国人登録者数が就労を目的とする在留資格の外国人登録者総数に対して占める割合は、それぞれ11.2%、24.2%、5.7%となっており、いわゆる外国人社員が、就労を目的とする在留外国人の40%強を占めている。

## ウ 留学生・就学生（資料編2統計(1)19-2, 20-2）

平成15年末における留学生の外国人登録者数は、12万5,597人となっており、留学生が初めて10万人を突破した14年と比べ1万5,182人(13.7%)増加して過去最高を更新した。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が8万7,091人で全体の69.3%を占めており、これに韓国・朝鮮が1万6,951人(13.5%)で続いている。

また、11年末から15年末までの推移で見ると、毎年増加しており、15年末は11年末の1.9倍になっている。

15年末における就学生の外国人登録者数は、14年と比べ3,275人(6.9%)増加して5万473人となり、就学生が初めて5万人を突破した。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が3万8,873人で全体の77.0%を占め、これに韓国・朝鮮が6,560人(13.0%)で続いている。

また、11年末から15年末までの推移で見ると、毎年増加しており、15年末は11年末の1.5倍になっている。

## エ 研修生（資料編2統計(1)21-2）

平成15年末における研修の外国人登録者数は、4万4,464人で、14年と比べ5,397人(13.8%)増加して初めて4万人を突破し、過去最高を更新した。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が3万763人で全体の69.2%を占めており、次いでインドネシアが4,234人(9.5%)、ベトナムが3,528人(7.9%)の順となっている。

さらに、11年末から15年末までの推移で見ると毎年増加しており、15年末は11年末の1.7倍になっている。国籍（出身地）別では、中国、ベトナムがそれぞれ1.9倍、2.2倍と大幅に増加している。

## オ 身分又は地位に基づき在留する外国人（資料編2統計(1)25-2～27-2）

平成15年末における「日本人の配偶者等」の外国人登録者数は26万2,778人、「永住者の配偶者等」は8,519人となっている。これを11年末から15年末までの推移で見ると、「日本人の配偶者等」については13年末までは増加を示していたが、14年末には減少に転じ、15年末も14年末に比べ8,941人（3.3%）減少している。国籍別で見ると、15年末では、ブラジルが8万5,482人で、次いで中国、フィリピン、韓国・朝鮮、タイの順となっており、前年と比べいずれも減少しており、これが「日本人の配偶者等」全体の15年末における外国人登録者数の減少に大きく影響している。

一方、「永住者の配偶者等」の在留資格の外国人登録者数について11年末から15年末までの推移で見ると、「永住者」の増加に伴い、その数は年々増加を続けている。

15年末における「定住者」の在留資格の外国人登録者数は24万5,147人で外国人登録者全体の12.8%を占めており、これを11年末から15年末までの推移で見ると、13年末までは増加し、14年末には減少したものの、15年末は14年末に比べ1,696人（0.7%）増加した。国籍（出身地）別に見ると、15年末には、ブラジルが14万552人（57.3%）を占めており、これに中国3万3,292人（13.6%）、フィリピン2万1,117人（8.6%）が続いている。また、11年末から15年末までの推移で見ると、フィリピンは大幅に増加し、15年末は11年末の2.1倍となっているが、中国及び韓国・朝鮮は年々減少している。

## 2 在留審査の状況

我が国に在留する外国人が、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留資格の変更を希望したりするなどの場合には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣又は地方入国管理局長から所定の許可を受ける必要がある。具体的には在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国の許可、資格外活動の許可及び永住許可などがあり、これらの判断を行うのが在留審査である。

平成15年における在留審査業務関係諸申請の許可総数は113万8,753件で、これを11年から15年までの推移で見ると、増減を繰り返した結果、15年は11年（110万2,540件）とほぼ同数となっている。このように増減を繰り返した要因の一つは、在留期間を伸長する改正省令が11年10月1日に施行されたこと及び再入国許可期間を1年から3年に伸長する改正入管法が12年2月に施行されたことなどによるものと考えられる（表15）。

表15 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	平成11	12	13	14	15
総数		1,102,540	1,177,283	981,657	1,001,051	1,138,753
資格外活動		46,966	59,435	65,535	83,340	98,006
在留資格変更		51,225	59,543	69,490	78,402	89,593
在留期間更新		458,531	441,160	336,254	354,169	415,021
永住		19,731	30,475	41,889	42,085	46,171
特別永住		303	176	185	138	106
在留資格取得		8,023	7,666	7,529	6,815	6,530
再入国		517,761	578,828	460,775	436,102	483,326

(注1)「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

(注2)「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

(注3)「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可数を示したものである。

### (1) 在留期間更新の許可（入管法第21条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、在留期間更新の許可を受ける必要がある。

平成15年中に在留期間更新許可を受けた外国人は41万5,021人で、11年から15年の推移で見ると、11年をピークとして減少したが、13年以降増加に転じ、15年は14年と比べると6万852件（17.2%）増加している。

この増加の要因の一つとして、11年10月1日に施行された在留期間の見直しに係る省令改正及び同改正の趣旨に基づき、付与する在留期間は極力長期のものとするという取扱いにより、以後多くの外国人に対して付与する在留期間が伸長されたものであるが、それに伴い当時在留期間更新許可を受けた外国人の在留期限が満了する時期と重なったことが考えられる。



シール式証印  
(在留期間更新許可)

### (2) 在留資格変更の許可（同法第20条）

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

平成15年に在留資格変更許可を受けた外国人は8万9,593人で、11年から一貫して増加しており、15年は前年と比べて1万1,191人（14.3%）の増、11年と比べると3万8,368人（74.9%）の増となっている。

このうち、主な在留資格変更許可申請事案は次のとおりである。

#### ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、在留資格「留学」又は「就学」により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き我が国での在留を希望する者も少なくない。



シール式証印  
(在留資格変更許可)

平成15年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は3,778人で、11年以降増減を繰り返しているが全体としては増加傾向にあり、前年に比べて569人（17.7%）増、11年に比べて789人（26.4%）の増となっており、統計を取り始めた昭和63年以降では最高となっている。

国籍（出身地）別では、中国が2,258人と全体の59.8%を占め、次いで韓国が721人（19.1%）、中国（台湾）が139人（3.7%）の順となっている（表16）。

表16 国籍(出身地)別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移 (件)

国籍(出身地)	年	平成11	12	13	14	15
総数		2,989	2,689	3,581	3,209	3,778
中国		1,829	1,630	2,154	1,933	2,258
韓国		537	510	720	581	721
中国(台湾)		146	106	135	127	139
バングラデシュ		33	38	47	30	66
タイ		26	32	29	42	53
インドネシア		32	30	39	47	40
米国		40	33	23	33	34
マレーシア		51	46	61	43	31
スリランカ		17	7	28	21	31
英国		15	16	20	17	27
その他		263	241	325	335	378

また、在留資格別では、在留資格「人文知識・国際業務」への変更許可を受けた外国人が2,378人（62.9%）で最も多く、前年に比べて429人（22.0%）増、11年に比べて635人（36.4%）の増となっており、大学等で養った人文科学系の専門知識や外国特有の感性等を活かした業務に従事する外国人が増えている。また、在留資格「技術」への変更許可を受けた外国人は849人（22.5%）となっているが、15年の同在留資格による新規入国者数が減少する中で、同年末現在の外国人登録者数は増加していることから、「技術」の在留資格をもって在留する外国人の増加に寄与していると考えられる（表17）。

表17 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移 (件)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		2,989	2,689	3,581	3,209	3,778
人文知識・国際業務		1,743	1,632	2,118	1,949	2,378
技術		838	667	1,008	727	849
教授		215	234	228	346	371
研究		138	91	118	97	90
投資・経営		15	26	44	39	38
医療		13	8	19	16	14
教育		12	8	15	13	10
芸術		7	5	10	8	6
宗教		4	12	6	—	6
技能		2	3	7	11	5
興行		1	1	—	—	—
その他		1	2	8	3	11

表18 技能実習移行対象職種（62職種113作業）

平成16年4月1日現在

1 農業関係（2職種5作業）

職種名	作業名
耕種農業 *	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業 *	養鶏
	養豚
	酪農

2 漁業関係（1職種7作業）

職種名	作業名
漁船漁業 *	かつお一本釣り
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業

3 建設関係（21職種31作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業鉄
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業溶
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
	プラスチック系床仕上げ工事作業
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
建設機械施工 *	締固め作業

（参考）ほかに建設に関係するものとして、別掲の塗装職種に「建築塗装作業」と「鋼橋塗装作業」の2作業がある。

4 食品製造関係（6職種11作業）

職種名	作業名
缶詰巻縮 *	缶詰巻縮
	節類製造
加熱性水産加工食品製造業 *	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業 *	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
食鳥処理加工業 *	食鳥処理加工作業

注）\*の職種は、JITCO認定職種

5 繊維・衣服関係（9職種15作業）

職種名	作業名
紡績運転 *	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
織布運転 *	合燃糸工程作業
	準備工程作業
	製織工程作業
染色	仕上工程作業
	糸浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係（15職種28作業）

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業
	銅合金鑄物鑄造作業
	軽合金鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	ホットチャンバダイカスト作業
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト作業
	機械加工
金属プレス加工	フライス盤作業
	鉄工
工場板金	構造物鉄工作業
	めっき
アルミニウム陽極酸化処理	電気めっき作業
	仕上げ
機械検査	陽極酸化処理作業
	電子機器組立て
電気機器組立て	金型仕上げ作業
	プリント配線板製造
印刷	機械検査作業
	工業包装
製本	電子機器組立て作業
	塗装
溶接 *	変圧器組立て作業
	手溶接
工業包装	開閉制御器具組立て作業
	手溶接
工業包装	半自動溶接
	工業包装
工業包装	プリント配線板製造作業

7 その他（8職種16作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	書籍製本作業
	雑誌製本作業
プラスチック成形	商業印刷物製本作業
	圧縮成形作業
強化プラスチック成形	射出成形作業
	インフレーション成形作業
塗装	手積み積層成形作業
	建築塗装作業
	金属塗装作業
溶接 *	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
工業包装	手溶接
	工業包装

## イ 技能実習制度

技能実習制度は、研修により一定水準以上の技術等を修得した外国人について、雇用関係の下で技術等をより実践的に修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設され、研修から技能実習へ移行する際には、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可が必要とされた。

技能実習制度の対象となる実習の内容については、公的に評価ができ、かつ、研修生送り出し国のニーズにも合致する技術等が対象となる。具体的には、16年3月末現在で、国家試験である技能検定基礎1級及び基礎2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等52職種及び、国家試験ではないが、(財)国際研修協力機構(後記第2部第9章第4節参照)が認定した公的な評価システムが整備されている建設機械施工、紡績運転等10職種の合計62職種となっている(表18)。

発足当初、研修から技能実習への移行者数に伸び悩みが見られたものの、技能実習へ移行できる対象職種の拡大、積極的な広報活動等により、その数は、9年以降毎年1万人を超えており、15年においては2万822人に達している。11年から15年までの推移を見ると、年々着実に増加し、15年は前年と比べて1,597人(8.3%)の増、11年と比べ9,790人(88.7%)の増となっている。その結果、5年に技能実習制度が創設されてから15年末までの技能実習への移行者数の累計は10万6,933人となり、本制度が着実に定着してきていることがうかがえる。

15年に技能実習への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍(出身地)別内訳を見ると、中国1万6,620人、インドネシア2,060人、ベトナム1,343人、フィリピン653人、タイ110人の順となっており、職種別では、衣服製造、溶接、プラスチック成形が多くなっている(表19, 20)。

表19 国籍別技能実習への移行者数の推移 (人)

国籍	年	平成11	12	13	14	15	総数
総数		11,032	12,395	16,113	19,225	20,822	79,587
中国		7,225	8,633	11,114	14,388	16,620	57,980
インドネシア		2,504	2,227	2,854	2,359	2,060	12,004
フィリピン		187	278	470	518	653	2,106
ベトナム		1,074	1,165	1,462	1,694	1,343	6,738
タイ		37	32	112	150	110	441
その他		5	60	101	116	36	318

表20 職種別技能実習への移行者数の推移 (人)

職種	年	平成11	12	13	14	15	総数
総数		11,032	12,395	16,113	19,225	20,822	79,587
婦人子供服製造		4,032	5,252	5,761	7,767	8,076	30,888
型枠施工		538	606	465	412	437	2,458
紳士服製造		779	612	826	760	514	3,491
溶接		452	387	589	724	1,148	3,300
鉄筋施工		301	251	339	289	248	1,428
機械加工		541	474	706	690	622	3,033
金属プレス		343	288	505	418	499	2,053
配管		53	64	61	42	45	265
塗装		259	217	317	285	393	1,471
家具製作		192	155	170	177	111	805
鑄造		383	419	496	430	386	2,114
とび		171	189	226	224	225	1,035
プラスチック成形		410	432	677	789	907	3,215
建築大工		57	96	76	116	80	425
建設機械施工		43	35	24	33	32	167
その他		2,478	2,918	4,875	6,069	7,099	23,439

(3) 在留資格取得の許可 (同法第22条の2)

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国人となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

平成15年に在留資格取得の許可を受けた外国人は6,530人で、11年に比べると1,493人(18.6%)減少しており、11年以降年々減少傾向を示している。



シール式証印  
(在留資格取得許可)

(4) 再入国の許可 (同法第26条)

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を取ることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる制度である。

平成15年に再入国許可を受けた外国人は48万3,326人であり、14年と比べ4万7,224人(10.8%)増加しているが、過去最高の許可件数であった12年と比べ9万5,502人(16.5%)の減少となっている。

これは、12年2月18日に施行された改正入管法により、再入国許可の有効期間が1年から最大3年に延長されたことによるものであると考えられる。

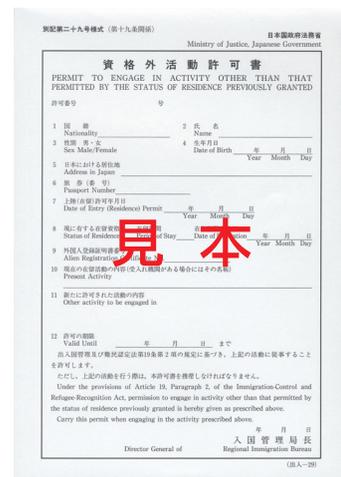


シール式証印  
(再入国許可)

(5) 資格外活動の許可 (同法第19条第2項)

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」(就労活動)を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生、就学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

平成15年に資格外活動許可を受けた外国人は9万8,006人で、11年以降一貫して増加しており、15年は11年と比べて5万1,040人(108.7%)の増加となっている。これは、留学生等の新規入国者に比例して、資格外活動も年々増加していること、また、後記第2部第3章第5節4のとおり、留学生等の家族について資格外活動許可の見直しを行ったことが影響したものと考えられる。



資格外活動許可書

## (6) 永住許可（同法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に付与される。

永住許可については、規制緩和及び事務の簡素・合理化を図る観点から、平成10年2月、運用の基準を見直すこととし、また、併せてこれまでの取扱いを更に具体的に明確化した。この見直し以前は、法定要件に加え、原則として20年の在日歴があることを必要とする運用がなされていたが、もともと、在日歴は、法定要件である「日本国の利益に合する」ことを判断する際の要素の一つであることから、法定要件の審査に当たっての解釈を明確にするとともに、身分関係に対応した在日歴を見直し、日本人の配偶者である等の特別な事情を有する者に対する取扱いについても更に弾力的に取り扱うこととした。

11年の永住許可件数は1万9,731件であったが、新規入国外国人の増加と在留の長期化・定着化、永住許可取扱いの見直し等により、12年3万475件、13年4万1,889件、14年4万2,085件と年々着実に増加しており、15年には過去最高の4万6,171件に上っている。



シール式証印  
(永住許可)

## 第3節 ◆日本人の出帰国の状況

### 1 出国者

#### (1) 総数

平成15年の日本人出国者総数は1,329万6,330人で、14年に比べ322万6,474人（19.5%）、過去最高だった12年に比べ452万2,260人（25.4%）の減少となっている。これは、米国等によるイラクに対する武力行使に伴うテロへの懸念や、SARSの影響等により観光目的による国外への出国者が激減し、これらの影響の沈静化後もしばらくは出国を差し控えようとする傾向が強かったものと考えられる（図20, 表21）。しかしながら、旅行を日常生活の一環として好む傾向にある日本国民の海外渡航熱が冷めたものとは言えず、15年の大幅減少は一時的な現象であって、翌年以降はその反動で大きく伸びることも予想されている。

図20 日本人出国者数の推移

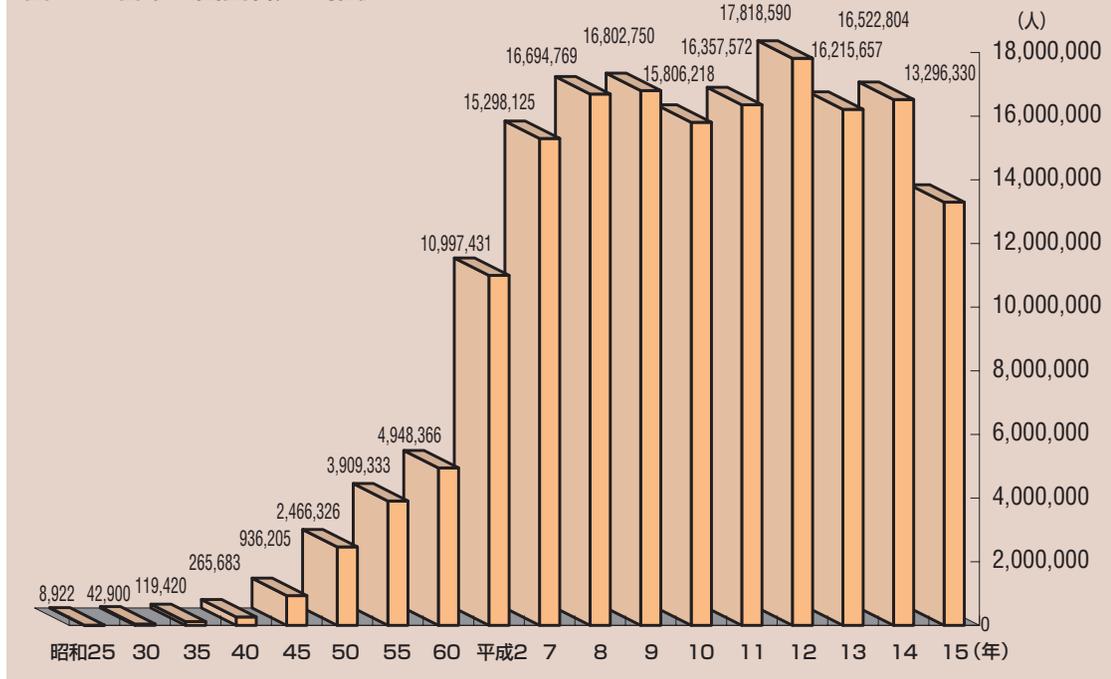


表21 日本人出国者月別推移

(人)

年	平成11	12	対前年同月 (期)比(%)	13	対前年同月 (期)比(%)	14	対前年同月 (期)比(%)	15	対前年同月 (期)比(%)	
上半期	1月	1,245,306	-1.3	1,361,711	10.8	1,125,330	-17.4	1,262,094	12.2	
	2月	1,258,616	12.4	1,501,532	6.2	1,193,791	-20.5	1,318,859	10.5	
	3月	1,471,483	1,573,517	6.9	1,612,008	2.4	1,434,275	-11.0	1,256,784	-12.4
	4月	1,184,801	1,305,417	10.2	1,370,049	5.0	1,240,563	-9.5	719,127	-42.0
	5月	1,235,395	1,369,655	10.9	1,366,727	-0.2	1,279,403	-6.4	567,832	-55.6
	6月	1,280,099	1,421,924	11.1	1,460,542	2.7	1,244,200	-14.8	662,259	-46.8
	計	7,675,700	8,313,363	8.3	8,672,569	4.3	7,517,562	-13.3	5,786,955	-23.0
下半期	7月	1,473,633	1,583,129	7.4	1,596,737	0.9	1,420,406	-11.0	973,241	-31.5
	8月	1,686,134	1,759,090	4.3	1,791,166	1.8	1,668,593	-6.8	1,295,385	-22.4
	9月	1,572,340	1,677,031	6.7	1,331,411	-20.6	1,643,681	23.5	1,358,511	-17.3
	10月	1,384,130	1,522,313	10.0	925,142	-39.2	1,483,874	60.4	1,295,142	-12.7
	11月	1,358,036	1,531,695	12.8	860,698	-43.8	1,396,561	62.3	1,259,963	-9.8
	12月	1,207,599	1,431,969	18.6	1,037,934	-27.5	1,392,127	34.1	1,327,133	-4.7
	計	8,681,872	9,505,227	9.5	7,543,088	-20.6	9,005,242	19.4	7,509,375	-16.6
合計	16,357,572	17,818,590	8.9	16,215,657	-9.0	16,522,804	1.9	13,296,330	-19.5	

図21 男女別・年齢別日本人出国者の状況(平成15年)

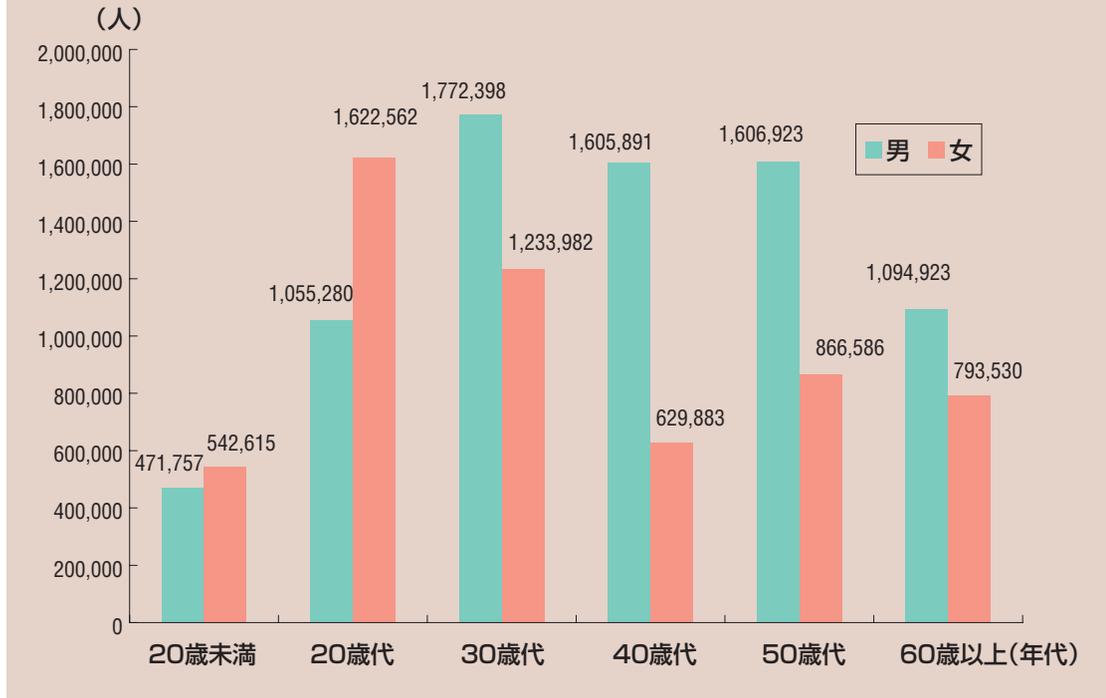


表22 男女別・年齢別日本人出国者数の推移

(人)

区分	年	平成11	12	13	14	15
総数	総数	16,357,572	17,818,590	16,215,657	16,522,804	13,296,330
	男	8,705,143	9,535,475	8,884,351	9,118,110	7,607,172
	女	7,652,429	8,283,115	7,331,306	7,404,694	5,689,158
20歳未満	総数	1,381,359	1,501,641	1,306,492	1,326,975	1,014,372
	男	636,311	687,921	600,074	617,514	471,757
	女	745,048	813,720	706,418	709,461	542,615
20歳代	総数	4,068,630	4,179,790	3,544,586	3,391,678	2,677,842
	男	1,484,952	1,532,266	1,340,361	1,290,985	1,055,280
	女	2,583,678	2,647,524	2,204,225	2,100,693	1,622,562
30歳代	総数	3,221,504	3,588,759	3,375,107	3,516,545	3,006,380
	男	1,885,722	2,091,881	1,967,443	2,039,565	1,772,398
	女	1,335,782	1,496,878	1,407,664	1,476,980	1,233,982
40歳代	総数	2,566,676	2,784,085	2,581,069	2,620,581	2,235,774
	男	1,731,955	1,884,840	1,770,129	1,818,767	1,605,891
	女	834,721	899,245	810,940	801,814	629,883
50歳代	総数	2,916,691	3,267,203	3,049,293	3,134,375	2,473,509
	男	1,744,332	1,958,628	1,876,232	1,932,256	1,606,923
	女	1,172,359	1,308,575	1,173,061	1,202,119	866,586
60歳以上	総数	2,202,469	2,496,936	2,359,046	2,532,650	1,888,453
	男	1,221,748	1,379,855	1,330,080	1,419,023	1,094,923
	女	980,721	1,117,081	1,028,966	1,113,627	793,530
不詳	総数	243	176	64	—	—
	男	123	84	32	—	—
	女	120	92	32	—	—

## (2) 男女別・年齢別

平成15年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が760万7,172人、女性が568万9,158人で、男性が全体の57.2%、女性が42.8%となっている。この男女比率は11年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

一方、15年における日本人出国者数を年齢別に見ると、30歳代が300万6,380人で出国者全体の22.6%を占めており、以下、20歳代267万7,842人(20.1%)、50歳代247万3,509人(18.6%)、40歳代223万5,774人(16.8%)、60歳以上188万8,453人(14.2%)の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満及び20歳代については女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代については女性の占める比率が60.6%と極めて高くなっており、これら以外の年代については、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている(図21, 表22)。

## (3) 空港・海港別

平成15年における日本人出国者数について、出国した空港・海港別にその数を見ると、空港を利用した出国者は1,311万1,277人で全体の98.6%を占めている。外国人の入国者(空港利用者が94.8%)に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっているが、11年以降海港利用者が増加し、空港利用者の割合は、11年の99.1%からわずかながら減少している。

15年中に空港を利用した出国者数のうち、成田空港の利用者数は777万6,387人で空港からの出国者全体の59.3%、関西空港の利用者数が291万6,829人で22.2%を占めており、空港からの出国者全体の約80%がこれら2空港を利用している。また、成田・関西空港以外では、名古屋空港120万4,427人(9.2%)、福岡空港58万9,977人(4.5%)の順になっている。

一方、15年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が13万6,757人で海港からの出国者全体の73.9%、下関港が1万5,264人で8.2%を占めており、海港からの出国者全体の約80%がこの2海港を利用している。また、これら2海港以外では、大阪港6,253人(3.4%)、広島港4,600人(2.5%)、神戸港3,801人(2.1%)の順となっている(図22, 23, 表23)。

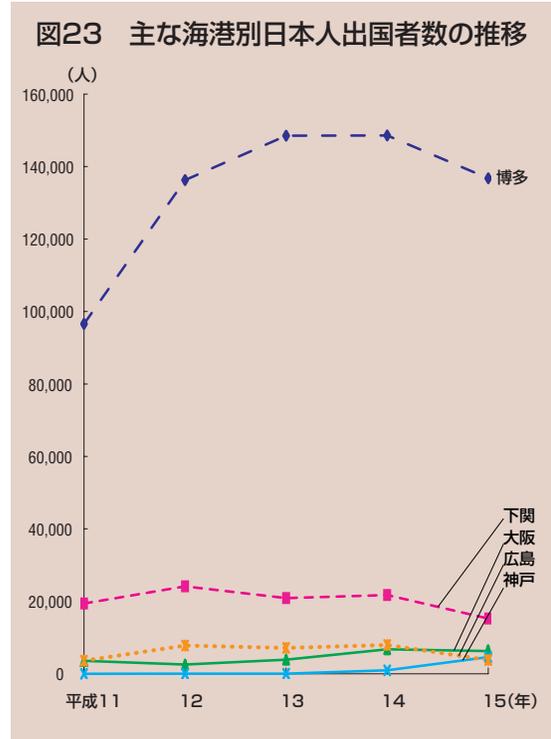


表23 空・海港別日本人出国者数の推移

区分		年	平成11	12	13	14	15
総数			16,357,572	17,818,590	16,215,657	16,522,804	13,296,330
総数	空港		16,209,467	17,620,937	15,996,976	16,309,024	13,111,277
			99.1%	98.9%	98.7%	98.7%	98.6%
総数	海港		148,105	197,653	218,681	213,780	185,053
			0.9%	1.1%	1.3%	1.3%	1.4%
空	成田		8,445,588	9,088,053	8,173,316	9,034,363	7,776,387
	関西		4,226,223	4,646,518	4,118,258	3,829,030	2,916,829
	名古屋		1,573,524	1,727,759	1,658,578	1,587,470	1,204,427
	福岡		892,265	941,019	827,062	837,025	589,977
	新千歳		143,172	155,787	154,508	151,246	103,649
	仙台		174,085	201,208	175,119	154,868	96,577
	広島		126,432	131,491	127,345	126,985	70,513
	羽田		241,767	266,852	290,919	113,331	63,677
	新潟		72,346	88,722	85,848	85,301	55,234
	岡山		67,180	74,228	72,708	68,008	43,122
	その他		246,885	299,300	313,315	321,397	190,885
海	博多		96,562	136,277	148,515	148,590	136,757
	下関		19,394	24,138	20,884	21,745	15,264
	大阪		3,576	2,552	3,909	6,761	6,253
	広島		10	26	44	966	4,600
	神戸		3,614	7,805	7,134	7,947	3,801
	門司(旧小倉)		3	—	32	7,646	3,675
	横浜		1,247	1,204	1,518	2,409	2,198
	那覇		1,230	137	582	594	1,586
	稚内		994	1,083	1,504	1,492	1,482
	石垣		1,527	1,176	1,463	1,685	1,333
	その他		19,948	23,255	33,096	13,945	8,104

## 2 帰国者

平成15年の日本人帰国者総数は1,329万5,311人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1月以内に帰国した人が1,215万4,291人で全体の91.4%を占めており、このうち10日以内に帰国した人が1,086万6,543人で、全体の81.7%を占めている。

これは日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で、速やかに帰国することが見込まれているためである。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない（表24）。

表24 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成11	12	13	14	15
総数		16,441,788	17,655,946	16,265,593	16,407,343	13,295,311
5日以内		9,260,974	10,154,242	9,133,155	9,397,393	7,145,185
5日を超えて10日以内		4,744,367	4,953,377	4,336,524	4,396,070	3,721,358
10日を超えて20日以内		1,073,269	1,111,068	1,061,930	1,037,690	951,577
20日を超えて1月以内		320,271	347,859	350,822	339,936	336,171
1月を超えて3月以内		443,255	464,002	511,570	468,822	466,750
3月を超えて6月以内		240,630	250,720	331,104	257,269	263,883
6月を超えて1年以内		229,084	236,363	357,510	280,493	248,805
1年を超えて3年以内		116,453	123,945	167,701	209,566	139,349
3年を超える		9,636	10,337	10,116	13,166	15,982
不詳		3,849	4,033	5,161	6,938	6,251

## 第2章 外国人の退去強制手続業務の状況

好ましくない外国人を国外に排除することによって、日本社会の秩序を維持する役割を果たすのが外国人の退去強制手続である。

この手続は、外国人をその意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であるため、入管法において、退去強制事由が明確に規定されており、処分に係る判断が重層的な手続を経て行われるなど、慎重な仕組みとなっている。

近年、不法滞在者による犯罪が増加するなど、日本社会に様々な問題を惹起してきた中で、退去強制手続は一層その重要性を増している。

以下において、退去強制手続業務の状況について概観する。

### 第1節◆入管法違反者の状況

#### 1 不法残留者総数

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成16年1月1日現在の我が国に潜在中の不法残留者（許可された期間を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は21万9,418人であり、15年1月1日現在の22万552人に比べて1,134人（0.5%）減、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人に比べて7万9,228人（26.5%）減で一貫して減少している。

これは、依然として低迷を続ける経済・雇用情勢が大きく影響していることに加え、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の集中摘発の実施、不法就労防止に関する積極的な広報の実施など、当局が行っている総合的な不法滞在者対策の効果によるものと思われる。

しかしなおこの数に後記2の不法入国者の推定数3万人を加えて、約25万人の不法滞在者が我が国に潜在していると見られる。

#### （1）国籍（出身地）別

平成16年1月1日現在の不法残留者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が4万6,425人で最も多く、全体の21.2%を占めており、以下、中国3万3,522人（15.3%）、フィリピン3万1,428人（14.3%）、タイ1万4,334人（6.5%）、マレーシア8,476人（3.9%）、台湾7,611人（3.5%）、インドネシア7,246人（3.3%）の順となっている（図24、表25）。

不法残留者数が過去最高であった5年5月1日以降の推移で見ると、5年5月1日現在の不法残留者の国籍（出身地）は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっており、順位の変動はあるものの、16年1月1日現在まで上位5か国の構成は

図24 主な国籍（出身地）別不法残留者数の推移

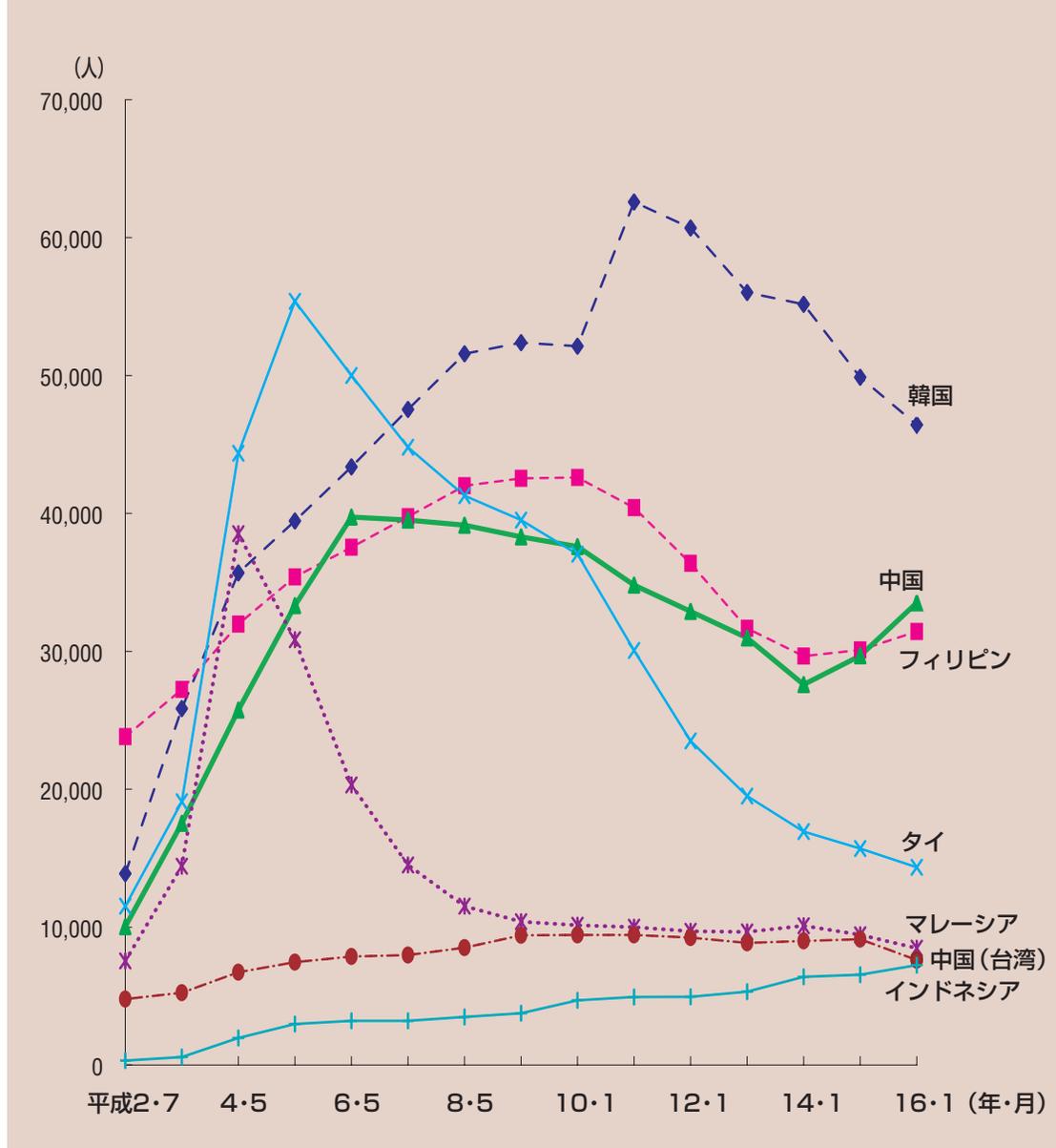


表25 国籍（出身地）別不法残留者数の推移

(人)

年月日 国籍 (出身地)	平成2年 7月1日	平成3年 5月1日	4年 5月1日	5年 5月1日	6年 5月1日	7年 5月1日	8年 5月1日	9年 1月1日	10年 1月1日	11年 1月1日	12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日	16年 1月1日
総数	106,497	159,828	278,892	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418
韓国	13,876	25,848	35,687	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425
中国	10,039	17,535	25,737	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522
フィリピン	23,805	27,228	31,974	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428
タイ	11,523	19,093	44,354	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334
マレーシア	7,550	14,413	38,529	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476
中国(台湾)	4,775	5,241	6,729	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611
インドネシア	315	582	1,955	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246
ペルー	242	487	2,783	9,038	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322	7,230
ブラジル	664	944	2,703	2,210	2,603	3,104	3,763	5,026	4,334	3,288	3,266	3,578	3,697	3,865	4,728
スリランカ	1,668	2,281	3,217	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909	4,242
その他	32,040	46,176	85,224	78,827	72,859	68,017	66,613	65,967	64,169	61,488	58,004	54,573	54,096	54,999	54,176

変わっていない。

国籍（出身地）別の推移を見ると、タイは5年5月1日以降一貫して減少しており、韓国は11年1月1日までほぼ毎年増加していたが、その後は減少に転じている。また、マレーシア及びペルーについては、それぞれ5年6月1日、7年7月15日に査証取得勸奨措置が採られたことから、減少傾向にあり、査証免除協定を一時停止したパキスタン、バングラデシュ及びイランについても継続的に減少し、16年1月1日現在の上位10か国に入らなかった。

他方、中国は6年以降減少していたが、15年には増加に転じ、16年にはフィリピンを抜き第2位となった。フィリピンは10年以降減少していたが、中国と同様に15年に増加に転じ、16年も引き続き増加した。さらに、インドネシアは、大幅な増加ではないが、2年7月1日から一貫して増加している。

(2) 在留資格別

不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、「短期滞在」が15万326人で最も多く、全体の68.5%を占めており、以下、「興行」1万1,974人（5.5%）、「就学」9,511人（4.3%）、「留学」6,672人（3.0%）、「研修」3,959人（1.8%）となっており、15年1月

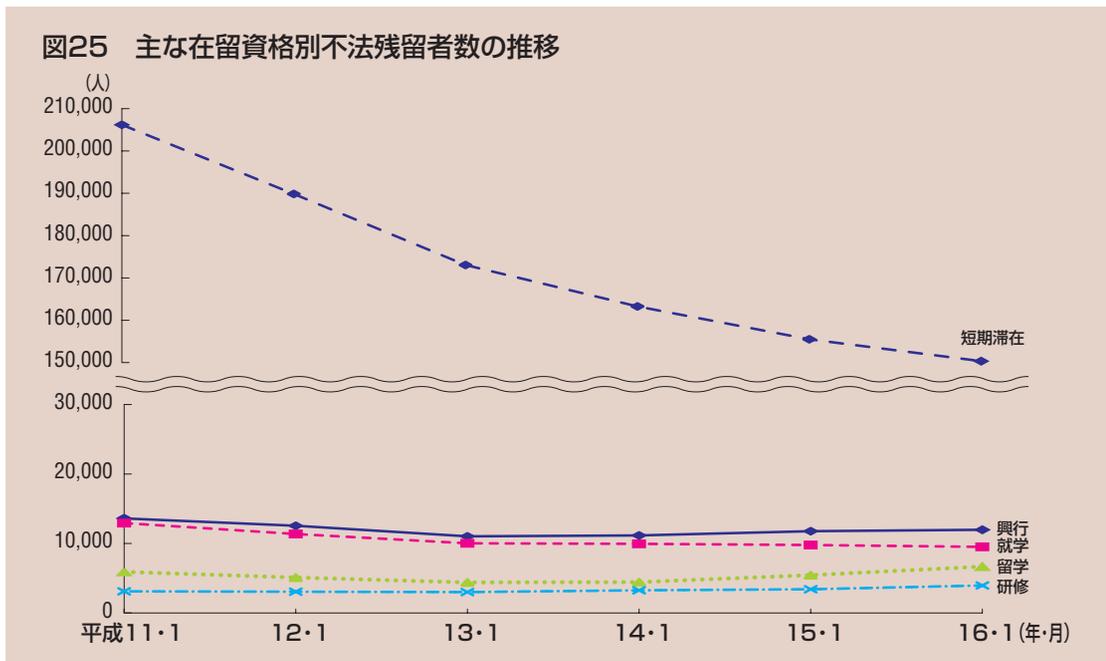


表26 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

在留資格	年月日	平成11年1月1日	12年1月1日	13年1月1日	14年1月1日	15年1月1日	16年1月1日
総数		271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418
短期滞在		206,193	189,847	173,051	163,271	155,498	150,326
興行		13,610	12,552	11,029	11,154	11,770	11,974
就学		12,931	11,359	10,025	9,953	9,779	9,511
留学		5,914	5,100	4,401	4,442	5,450	6,672
研修		3,115	3,055	3,004	3,264	3,409	3,959
その他		29,285	29,784	30,661	31,983	34,646	36,976

1日と比べ、「短期滞在」は5,172人(3.3%)、「就学」は268人(2.7%)とそれぞれ減少しており、「短期滞在」については5年5月1日以降引き続き、「就学」についても6年5月1日以降減少傾向にある。一方、「興行」と「留学」については14年1月1日に増加に転じ、「研修」については14年1月1日から増加しており、特に、16年1月1日現在の「研修」は3,959人で過去最高を示している(図25, 表26)。

## 2 不法入国・不法上陸者の状況

航空機を利用した不法入国、不法上陸(ワンポイント解説)事案等については、近年、偽変造旅券の行使や日本旅券を含む真正な旅券の名義人になりすます旅券不正行使等悪質・巧妙な事案が多発している。これは、海外移動の主な手段が航空機に移行したことに加え、航空機は船舶よりも簡便に利用できる上に安全であることから、不法入国、不法上陸の移動手段として多く利用されていることによるものと考えられる。他方、平成8年12月以降、中国等近隣諸国からの船舶による集団密航事案が急増し、これら集団密航事案対策として、入管法の一部改正法が9年4月25日に国会で成立し、同年5月11日から施行されているほか、内外の関係機関との連携強化等により、集団密航を企図する者は減少傾向にあると考えられ、水際で摘発される者も減少傾向にある。しかし、少人数での密航は継続している状況にあり、依然として密航者を我が国に送り込むことをビジネスとする国内外の密航ブローカーが、この種の事案に関与して巨額の不法収益を得ている実態もあると考えられる。

これら不法入国者等はおよそ3万人が本邦に潜伏していると考えられる。

### ワンポイント解説

#### 「不法入国者」と「不法上陸者」

「不法入国者」とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人(有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。)(同項第1号)及び入国審査官から上陸許可の証印又は上陸の許可(以下「上陸の許可等」という。)を受けないで本邦に上陸する目的を有する外国人(同項第2号)は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。したがって、有効な旅券や乗員手帳を所持している場合であっても、同項第2号に該当する場合は不法入国者となる。

他方、「不法上陸者」とは、入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による上陸の許可(一般上陸の許可)の証印又は同章第4節の規定による上陸の許可(特例上陸許可)を入国審査官から受けることなく本邦に上陸した者をいう。

## 第2節 ◆退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

### 1 退去強制事由別

平成15年に退去強制手続を執った入管法違反者は4万5,910人で、過去最高であった5年から15年までの推移で見ると、5年に7万404人と過去最高を記録した後、6年以降は減少傾向に転じ、11年以降は年間5万人程度で推移していたが、13年には4万人程度まで落ち込んだ。これは、12年2月に施行された改正入管法により、被退去強制者に対する上陸拒否期間がそれまでの1年から5年に伸長され、帰国を希望して出頭申告する入管法違反者が大きく減少したことや、不法就労者等の入管法違反者が地方に拡散、また、1か所で稼働する不法就労者の数が減少（小口化）するなどし、摘発が非効率的になっていたことなどが考えられるが、14年以降は再び増加に転じ、15年は14年に比べ3,975人（9.5%）の増加となった。

退去強制事由別内訳を見ると、15年は、不法残留3万4,266人（74.6%）、不法入国9,251人（20.2%）、資格外活動1,199人（2.6%）の順となっているが、退去強制手続を執った入管法違反者総数に占める割合を11年から15年までの推移で見ると、不法残留の割合は11年の80.5%から15年の74.6%へと減少傾向にある一方、不法入国が11年の16.9%から15年の20.2%へと増加傾向にある。また、資格外活動は11年には0.6%であったが、15年は2.6%に増加した。

なお、15年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していた外国人は3万4,325人で全体の74.8%を占めている（表27）。

表27 退去強制事由別入管法違反事件の推移

退去強制事由	年	平成11	12	13	14	15
総数		55,167	51,459	40,764	41,935	45,910
不法入国		9,337	9,186	8,952	8,388	9,251
不法上陸		831	748	826	789	777
資格外活動		335	473	594	850	1,199
不法残留		44,403	40,756	30,063	31,520	34,266
刑罰法令違反等		261	296	329	388	417
不法就労者		46,258	44,190	33,508	32,364	34,325

15年の国籍（出身地）別では、中国が1万2,382人（27.0%）と最も多く、国籍別では初の第1位となった。次いで、韓国7,877人（17.2%）、フィリピン5,698人（12.4%）、タイ2,993人（6.5%）の順となっている（表28）。

これを地域別に見ると、依然としてアジア出身者が圧倒的多数を占めているものの、ここ数年、アジア以外の国籍が増加傾向を示しており、我が国で不法に滞在する外国人の多国籍化が進行している。

以下、退去強制事由別にその事案の特徴を見ることとする。

表28 国籍（出身地）別入管法違反事件の推移 (人)

国籍	年	平成11	12	13	14	15
総数		55,167	51,459	40,764	41,935	45,910
中国		10,639	9,437	8,731	9,287	12,382
韓国		15,665	13,211	9,952	9,656	7,877
フィリピン		8,017	8,974	5,104	4,997	5,698
タイ		4,502	4,459	3,466	3,172	2,993
ブラジル		191	269	517	1,432	1,928
マレーシア		1,466	1,239	1,255	1,393	1,711
インドネシア		1,354	1,498	1,343	1,366	1,567
ペルー		1,642	1,534	1,196	1,196	1,103
イラン		1,811	1,872	1,322	1,247	1,017
バングラデシュ		1,246	1,147	1,204	929	946
その他		8,634	7,819	6,674	7,260	8,688

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

### (1) 不法入国

平成15年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、有効な旅券を所持しないなどにより本邦に入国した不法入国者数は9,251人で、11年に9,337人を記録した後、減少していたが、15年は増加に転じ、14年の8,388人と比べ863人（10.3%）増加した。

15年に退去強制手続を執った不法入国者数を国籍別に見ると、中国が4,077人で最も多く全体の44.1%を占めており、次いでフィリピン1,385人（15.0%）、タイ992人（10.7%）の順となっており、これら上位3か国の順位はこの5年間変動がない（表29）。

表29 国籍（出身地）別不法入国事件の推移 (人)

国籍	年	平成11	12	13	14	15
総数		9,337	9,186	8,952	8,388	9,251
中国		3,511	2,580	3,032	3,041	4,077
フィリピン		1,747	2,185	1,383	1,261	1,385
タイ		1,450	1,450	1,283	1,173	992
イラン		322	463	566	575	449
韓国		368	415	440	484	443
バングラデシュ		420	483	644	448	433
パキスタン		525	498	418	366	317
ペルー		295	284	265	262	247
ミャンマー		111	133	108	96	149
インドネシア		22	102	138	99	127
その他		566	593	675	583	632

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

不法入国に利用した交通手段別では、航空機を利用した15年における不法入国者数は、14年の6,201人と比較して493人（8.0%）増の6,694人で、船舶を利用した不法入国者数は、14年の2,187人と比較して370人（16.9%）増の2,557人であった。

## ア 航空機による不法入国

平成15年に退去強制手続を執った不法入国者数のうち、航空機による不法入国者数は6,694人であり、14年の6,201人から493人（8.0%）増加した。近年の状況としては、5年から10年までは4,000人前後から5,000人弱で推移していたところ、11年に6,281人に増加して以降、6,000人台で推移している。

15年の航空機による不法入国者数について国籍別に見ると、中国が2,317人で最も多く全体の34.6%を占めており、次いで、フィリピン19.0%、タイ14.2%、イラン5.4%、韓国4.9%の順となっている。11年から15年の推移で見ると、12年まではフィリピンが最も多かったが、13年から中国が最も多くなっている（図26、表30）。

不法入国に利用する交通手段として、航空機によるものが船舶によるものの2倍から3倍となっている理由について、航空機は、船舶を利用するのに比べて圧倒的に簡易であり、航行の危険が少ないことのほか、航空機を利用した不法入国事案はそのほとんどが偽変造旅券を行使したものであり、偽変造旅券の作成にコンピュータを活用するなど、旅券の偽変造技術が高度になり、空港における入国審査において偽変造旅券の発見が難しくなっていることなどが要因と考えられる。

図26 国籍(出身地)別航空機による不法入国事件の推移

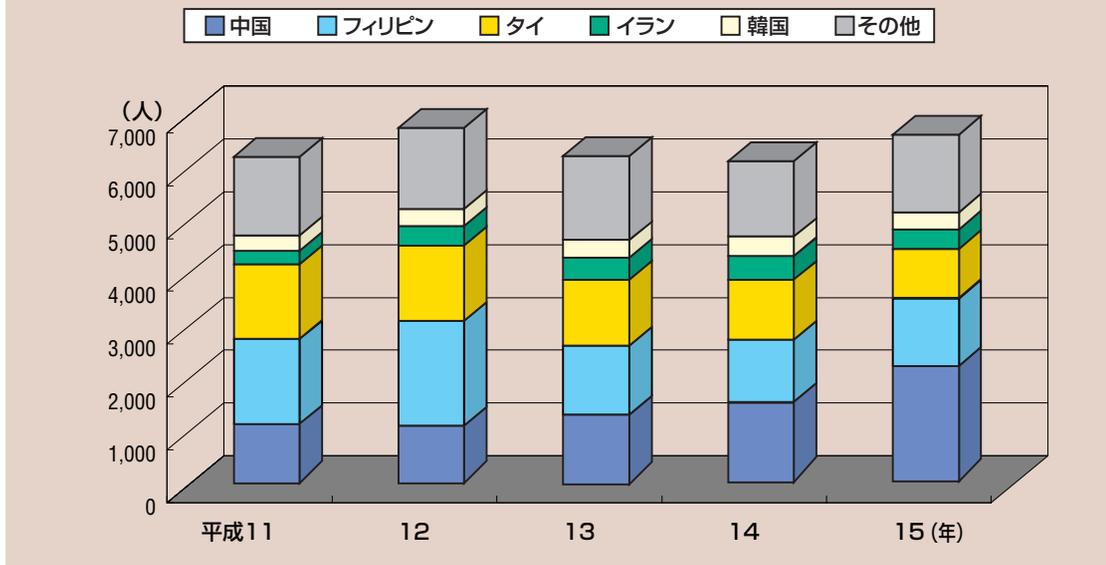


表30 国籍(出身地)別航空機による不法入国事件の推移

国籍	年	平成11	12	13	14	15
総数		6,281	6,828	6,299	6,201	6,694
中国		1,220	1,190	1,405	1,636	2,317
フィリピン		1,609	1,989	1,301	1,183	1,275
タイ		1,421	1,420	1,247	1,140	948
イラン		246	371	426	437	359
韓国		299	319	325	373	330
その他		1,486	1,539	1,595	1,432	1,465

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

## イ 船舶による不法入国

平成15年に退去強制手続を執った不法入国者数のうち、船舶を利用した不法入国者数は2,557人であり、11年から15年までの推移で見ると、12年は前年比698人（22.8%）減、13年は前年比295人（12.5%）増、14年は前年比466人（17.6%）減、15年は前年比370人（16.9%）増と毎年増減を繰り返しており、今後も予断を許さない状況にある。

また、15年における船舶による不法入国者数について国籍（出身地）別に見ると、中国が1,760人で全体の68.8%を占めており、以下、バングラデシュ9.1%、韓国4.4%、フィリピン4.3%、パキスタン3.6%の順となっている。この5年間1位の中国と2位のバングラデシュの順位は変わっておらず、特に中国は13年以降全体の60%以上を占めている（図27、表31）。

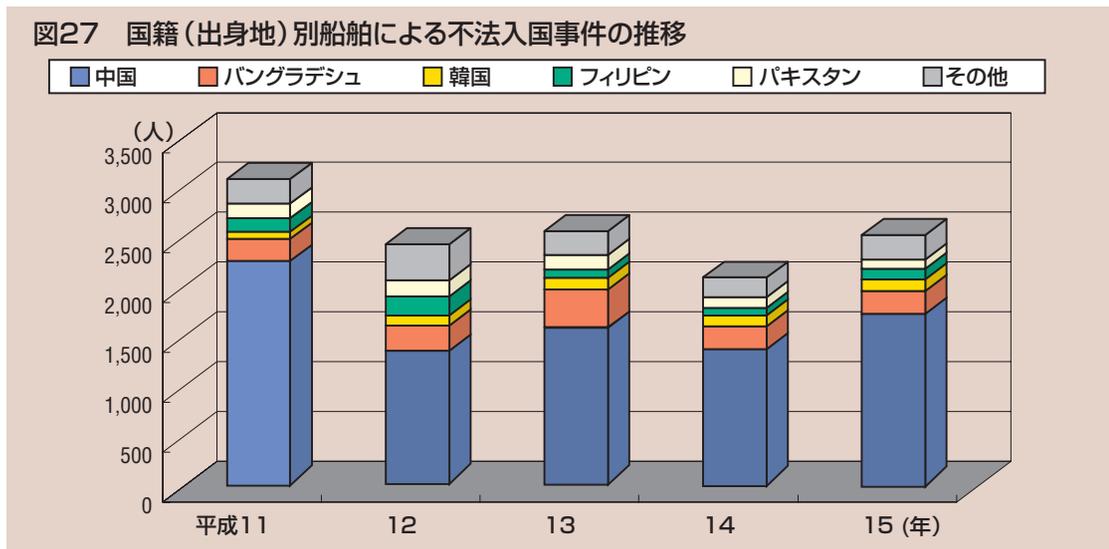


表31 国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移 (人)

国籍	年	平成11	12	13	14	15
総数		3,056	2,358	2,653	2,187	2,557
中国		2,291	1,390	1,627	1,405	1,760
バングラデシュ		227	259	381	232	232
韓国		69	96	115	111	113
フィリピン		138	196	82	78	110
パキスタン		142	157	151	102	91
その他		189	260	297	259	251

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

## (2) 不法上陸

平成15年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した不法上陸者数は777人で、これを11年から15年の推移で見ると、毎年増減を繰り返しながらおおむね700人から800人程度で推移している。

15年の不法上陸者数について国籍（出身地）別に見ると、中国が390人で最も多く全体の50.2%を占めており、次いで韓国5.8%、ロシア5.4%、ミャンマー4.2%、タイ3.7%の順となっている。11年から15年までの推移で見ると、この間一貫して中国が最も多く、その他の特徴としては、ブラジル、ペルーが増加していること、パキスタン及びイランが引き続き減少傾向

にあることが挙げられる（表32）。

表32 国籍(出身地)別不法上陸事件の推移

(人)

国籍	年	平成11	12	13	14	15
総数		831	748	826	789	777
中国		344	394	489	408	390
韓国		30	34	26	30	45
ロシア		11	16	36	46	42
ミャンマー		48	38	18	36	33
タイ		78	59	58	41	29
ブラジル		1	4	6	15	26
ペルー		4	5	10	12	25
フィリピン		54	37	20	41	23
パキスタン		65	44	45	26	20
イラン		33	28	21	13	12
その他		163	89	97	121	132

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

### (3) 不法残留

平成15年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者は3万4,266人で、11年から15年までの推移で見ると、13年を底に以後増加しており、15年は14年に比べ2,746人(8.7%)の増加となっている。

不法残留者数を国籍(出身地)別に見ると、中国が7,429人で全体の21.7%を占めており、以下、韓国7,099人(20.7%)、フィリピン3,879人(11.3%)、タイ1,947人(5.7%)、ブラジル1,823人(5.3%)、マレーシア1,639人(4.8%)、インドネシア1,419人(4.1%)の順となっている。これを11年から15年の推移で見ると、14年までは韓国が最も多かったが、15年に中国が急増して韓国を抜き第1位となった。この5年間のその他の特徴としては、韓国が減少し続け、15年は11年と比べ8,000人(53.0%)減少していること、ブラジルが14年に前年比879人(191.1%)増と激増し、15年も前年比484人(36.1%)増と増加傾向にあること、マレーシア及びインドネシアも13年以降増加していることなどが挙げられる(表33)。

表33 国籍(出身地)別不法残留事件の推移

(人)

国籍	年	平成11	12	13	14	15
総数		44,403	40,756	30,063	31,520	34,266
中国		6,738	6,376	5,019	5,600	7,429
韓国		15,099	12,553	9,326	8,911	7,099
フィリピン		6,090	6,643	3,504	3,373	3,879
タイ		2,944	2,920	2,090	1,935	1,947
ブラジル		168	225	460	1,339	1,823
マレーシア		1,432	1,195	1,176	1,320	1,639
インドネシア		1,317	1,418	1,190	1,243	1,419
ペルー		1,342	1,237	914	908	816
スリランカ		859	819	667	688	670
ミャンマー		816	872	444	436	653
その他		7,598	6,498	5,273	5,767	6,892

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

#### (4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、付与された在留資格以外の就労活動を許可を受けることなく専ら行っていた場合は退去強制手続が執られることとなるが、その数は、平成15年が1,199人であり、11年から15年までの推移で見ると、11年には335人であったものが、毎年増加し続け、15年は11年と比べ864人（257.9%）増加している。

15年における資格外活動者数について国籍（出身地）別に見ると、フィリピンが372人で全体の31.0%を占めている。以下、中国367人（30.6%）、韓国274人（22.9%）の順となっており、これら3か国で、全体の約85%を占めている。11年から15年までの推移で見ると、フィリピンは12年以降急増し、15年は12年に比べ329人増の8.7倍となった。韓国は13年以降増加しており、15年は14年に比べ63人（29.9%）増加した。中国も急増しており、15年は11年と比べ339人増の13.1倍となった。その他の特徴として、12年には0人であったウクライナが、15年には31人となっている。

なお、不法就労者の多くは「短期滞在」で入国した後、資格外活動を行っているものであるが、その外国人が不法残留した場合には、不法残留事件として処理することが多いことから、事件数では不法残留が圧倒的に多くなっている（表34）。

表34 国籍（出身地）別資格外活動事件の推移 (人)

国籍	年	平成11	12	13	14	15
総数		335	473	594	850	1,199
フィリピン		61	43	132	267	372
中国(本土)		28	61	148	171	367
韓国		142	195	140	211	274
中国(台湾)		12	44	25	36	52
ウクライナ		2	—	1	18	31
インドネシア		8	32	12	13	17
ルーマニア		2	—	1	28	14
コロンビア		3	1	9	2	12
イスラエル		19	23	18	14	10
ネパール		—	2	1	1	9
その他		58	72	107	89	41

## 2 不法就労事件

### (1) 概況

平成15年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は3万4,325人で、入管法違反者全体の74.8%を占めており、我が国に潜在する入管法違反者の多くが不法就労を目的としていたことを裏付けている（表27参照）。

今日の厳しい雇用情勢の中にあって、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪ったり、雇用主が安価な労働力として不法就労者を雇った結果、合法的に労働

者を雇用した場合に比べて経済競争上有利となることから、公正な経済競争を侵害するなどの弊害が生じたりしているとの指摘もなされている。

さらには、不法就労者のあっせんブローカーが多額の不当な利益を得る一方で、それら外国人が本来得るべき賃金が搾取されたり、あるいは、必要な医療が受けられないなど不法就労者本人の人権上の問題も発生している。

## (2) 国籍（出身地）別

平成15年中に退去強制手続を執った不法就労者の国籍（出身地）は、近隣アジア地域を中心に108か国（地域）に及んでおり、多国籍化の様相を呈している。

これを地域別に見ると、アジアが3万1,322人で91.3%を占め圧倒的に多く、次いで南米5.7%、アフリカ1.5%の順となっており、依然としてアジアから入国し、我が国において不法就労に従事する者の割合が高くなっているが、アジア以外の国籍も78か国（地域）に及んでおり、我が国で不法就労する外国人の多国籍化が進行している。

国籍（出身地）別に見ると、15年に中国が韓国を抜き第1位となり、14年に比べ2,215人増の9,302人となって全体の27.1%を占めており、次いで韓国18.6%、フィリピン12.0%、タイ7.1%、マレーシア4.8%の順となっており、上位5か国で不法就労事件総数の約70%を占めている。また、14年まで第1位であった韓国が8,043人から1,671人減の6,372人となり、5年前の11年と比べて半分以下の水準となっている（図28、表35）。

図28 国籍（出身地）別不法就労事件の推移

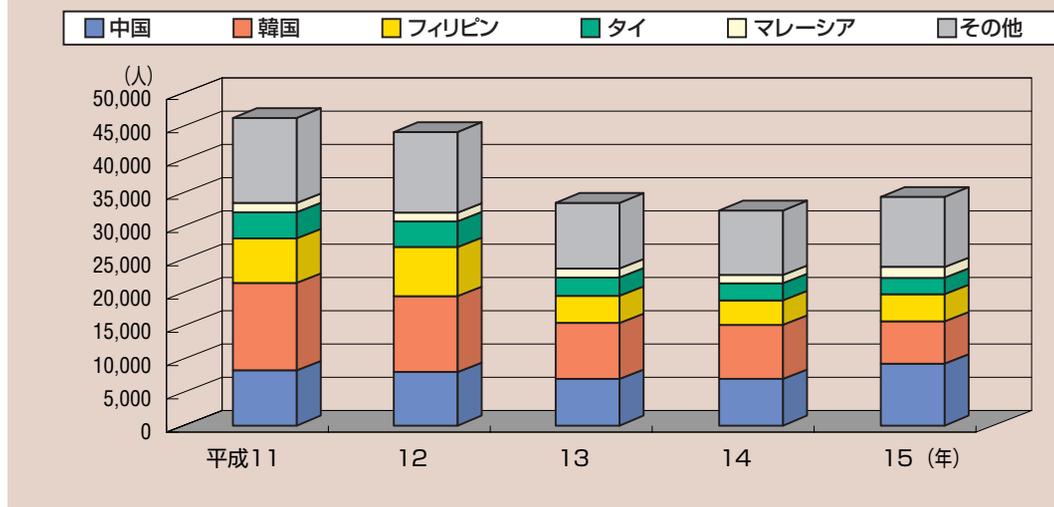


表35 国籍(出身地)別不法就労事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成11	12	13	14	15
総数		46,258	44,190	33,508	32,364	34,325
	男	26,418	23,949	19,313	18,610	20,274
	女	19,840	20,241	14,195	13,754	14,051
中国		8,278	8,132	7,080	7,087	9,302
	男	5,802	5,290	4,686	4,585	5,997
	女	2,476	2,842	2,394	2,502	3,305
韓国		13,164	11,336	8,400	8,043	6,372
	男	5,368	4,262	3,461	3,249	2,564
	女	7,796	7,074	4,939	4,794	3,808
フィリピン		6,672	7,420	4,072	3,696	4,108
	男	2,475	2,524	1,352	1,313	1,453
	女	4,197	4,896	2,720	2,383	2,655
タイ		3,926	3,902	2,800	2,538	2,423
	男	1,667	1,460	1,122	1,054	1,030
	女	2,259	2,442	1,678	1,484	1,393
マレーシア		1,429	1,217	1,209	1,329	1,638
	男	1,001	813	832	917	1,193
	女	428	404	377	412	445
インドネシア		1,314	1,458	1,222	1,254	1,389
	男	981	1,045	862	871	975
	女	333	413	360	383	414
バングラデシュ		1,082	1,073	1,102	833	861
	男	1,060	1,049	1,074	806	828
	女	22	24	28	27	33
ミャンマー		903	984	502	518	780
	男	669	740	390	427	655
	女	234	244	112	91	125
ペルー		1,459	1,288	976	852	769
	男	934	805	651	561	533
	女	525	483	325	291	236
イラン		1,639	1,598	993	888	749
	男	1,606	1,580	981	874	737
	女	33	18	12	14	12
その他		6,392	5,782	5,152	5,326	5,934
	男	4,855	4,381	3,902	3,953	4,309
	女	1,537	1,401	1,250	1,373	1,625

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

### (3) 男女別

平成15年に退去強制手続を執った不法就労者の男女別構成は、男性が2万274人(全体比59.1%)、女性が1万4,051人(全体比40.9%)であった。

男女比率については、各年とも男性が女性を上回っている中で、12年には女性の占める割合が45.8%まで上がったが、13年からは徐々に男女比の差が広がっている。

また、15年において不法就労者が多い上位5か国のうち、男性より女性が多いのは、韓国、フィリピン及びタイの3か国であり、これら3か国で女性全体の55.9%を占めている(図29)。

図29 男女別不法就労事件の推移



(4) 就労内容別

平成15年における不法就労者の就労内容別に見ると、工員が7,156人で最も多く、次いで建設作業員、ホステス等接客、ウエイトレス・バーテン、調理人の順となっている。

工員の職種別では、金属加工が1,365人で最も多く、次いで飲・食料品製造が1,127人、ゴム・プラスチック製品製造が856人などの順となっている。

男女別では、男性は建設作業員が最も多く、次いで工員、調理人の順となっており、女性は、ホステス等接客が最も多く、次いで工員、ウエイトレス・バーテンの順となっている(表36)。

(5) 稼働場所(都道府県)別

平成15年における不法就労者の稼働場所(都道府県)別を見ると、東京都の1万3,579人が最も多く、次いで埼玉県、神奈川県、千葉県、愛知県、大阪府の順となっている。このように不法就労者は、依然として首都圏を中心に関東から近畿に及ぶ太平洋側地域に集中しており、関東地区1都6県(東京、埼玉、神奈川、千葉、茨城、群馬、栃木)で不法就労者全体の70.9%を占めることとなり、不法就労者の関東地区への集中を裏付けている。

他方、全国47都道府県において不法就労者の存在が確認されており、引き続き地方拡散化が続いていることをも示している(表37)。

表36 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	平成11	12	13	14	15
総数		46,258	44,190	33,508	32,364	34,325
	男	26,418	23,949	19,313	18,610	20,274
	女	19,840	20,241	14,195	13,754	14,051
工員		9,907	9,466	8,413	7,084	7,156
	男	7,453	6,956	6,210	5,181	5,146
	女	2,454	2,510	2,203	1,903	2,010
建設作業		8,638	7,354	5,330	4,790	5,468
	男	8,563	7,290	5,290	4,757	5,426
	女	75	64	40	33	42
ホステス等接客		8,888	9,415	6,009	5,081	5,057
	男	371	359	362	236	184
	女	8,517	9,056	5,647	4,845	4,873
ウェイトレス・バーテン		4,209	4,056	2,595	2,653	2,919
	男	1,715	1,561	1,043	1,030	1,235
	女	2,494	2,495	1,552	1,623	1,684
調理人		2,580	2,546	1,939	2,052	2,534
	男	1,714	1,650	1,256	1,296	1,845
	女	866	896	683	756	689
その他のサービス業従事者		2,466	2,327	1,869	2,007	2,406
	男	978	954	705	736	927
	女	1,488	1,373	1,164	1,271	1,479
その他		9,570	9,026	7,353	8,697	8,785
	男	5,624	5,179	4,447	5,374	5,511
	女	3,946	3,847	2,906	3,323	3,274

表37 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

国籍	年	平成11	12	13	14	15
総数		46,258	44,190	33,508	32,364	34,325
東京都		15,303	14,368	10,507	10,962	13,579
埼玉県		4,288	3,880	3,112	2,794	2,703
神奈川県		4,571	4,052	3,059	2,586	2,634
千葉県		3,968	4,047	2,959	2,682	2,573
愛知県		2,437	2,661	2,082	2,165	2,349
大阪府		3,299	3,125	2,321	1,922	1,637
茨城県		2,600	2,586	1,753	1,902	1,583
群馬県		1,472	1,769	1,448	1,247	993
静岡県		724	667	771	701	896
長野県		999	995	834	855	662
その他		6,597	6,040	4,662	4,548	4,716

### 3 違反審判の概況

#### (1) 事件の受理・処理

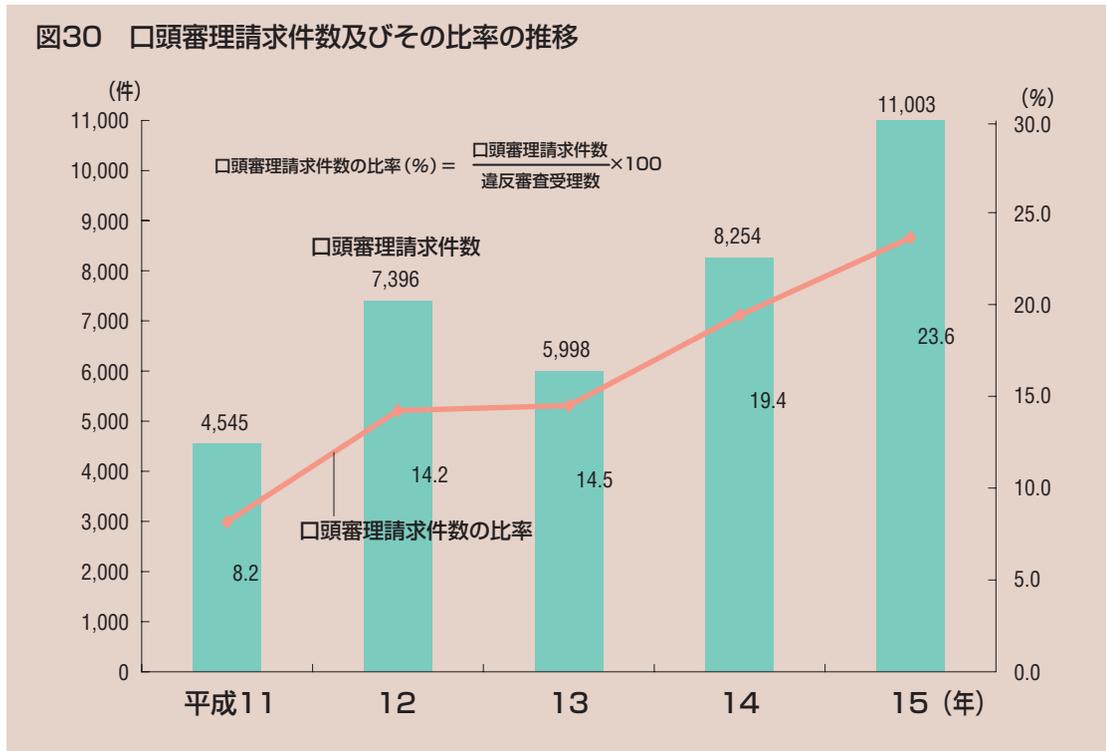
退去強制手続では、入国警備官による違反調査の後、入国審査官は、外国人（容疑者）が退去強制事由に該当するかどうかについて違反審査を行うこととなるが、その受理件数の推移を見ると、平成5年の7万618件をピークとしてその後若干減少し、11年から15年までの間は4万件台から5万件台で推移し、15年は4万6,535件であった（表38）。

表38 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移 (件)

区分		年	平成11	12	13	14	15	
違反 審査	受 理		55,682 (363)	52,029 (403)	41,357 (449)	42,504 (497)	46,535(548)	
	既 済	非 該 当		1	—	2	3	2
		退去強制令書発付		50,569	44,015	34,711	33,607	34,855
		口頭審理請求		4,545	7,396	5,998	8,254	11,003
		未済,その他		567	618	646	640	675
口 頭 審 理	受 理		5,320 (769)	8,091 (670)	6,514 (493)	9,067 (785)	12,092(1,061)	
	既 済	非 該 当		—	—	—	—	—
		退去強制令書発付		31	38	56	104	102
		異 議 申 出		4,606	7,523	5,637	7,872	11,081
		未済,その他		683	530	821	1,091	906
裁 決	受 理		5,226 (645)	8,160 (699)	6,562(864)	8,378 (607)	11,738 (628)	
	既 済	理 由 有 り		—	—	7	—	8
		理 由 な し		4,521	7,275	5,916	7,711	11,204
		未済,その他		705	885	639	667	521
口 頭 審 理 請 求	口頭審理請求件数 違反審査受理件数 (%)		8.2	14.2	14.5	19.4	23.6	

(注) 受理件数の ( ) 内は前年からの繰越件数で内数である。

一方、違反審査後の口頭審理請求件数は急増しており、5年が801件であるのに対し、11年は4,545件、15年には1万1,003件と顕著な増加を示している。違反審査受理件数に対する口頭審理の新規受理件数の占める比率についても、5年はわずか1.1%であったものが、11年は8.2%、15年は23.6%と著しく上昇している。これは、不法残留等による我が国における違法な滞在が長期化していること等から、日本人等と婚姻・同居するなどして身分関係が形成され、在留を希望して自ら入国管理局へ出頭する案件が増加していることに加え、近年、入管法違反外国人やその関係者が、退去強制事由に該当する外国人であっても我が国で継続して生活ができるよう強く要望するようになり、その結果、入国審査官から退去強制事由に該当する旨の認定を受けたとしても口頭審理を請求する事案が増加したものと考えられる（図30）。



また、口頭審理における特別審理官の判定に対して法務大臣へ異議の申出をする件数についても、同様の理由から増加傾向にあり、5年は598件であったが、11年は7.7倍の4,606件、15年は18.5倍の1万1,081件となっている（表38）。

なお、違反審査事件の国籍（出身地）は、11年105か国（地域）、12年106か国（地域）、13年101か国（地域）、14年122か国（地域）と近年は毎年100か国（地域）を超え、特に、15年は135か国（地域）（無国籍を除く。）に上っており、その多国籍化が一層進んでいる。

また、違反審査及び口頭審理については、通訳の確保が困難な事件や難民認定申請をしている事件が増加しており、慎重に事件処理を行うとともに、当該外国人を長期間不安定な状態に置くことがないよう事件処理を迅速に行うことが求められているため、入国管理局においては、通訳人名簿を作成し、優秀な通訳人の迅速な確保に努め、また、実態調査、関係機関に対する照会を行うなどして、慎重かつ迅速な事件処理に努めている。

## （2）退去強制令書の発付

平成15年の退去強制令書の発付件数は3万5,850件であり、11年から15年までの推移を見ると、11年は5万813件で、その後は減少していたが、15年に増加に転じた。

15年の退去強制令書発付件数について退去強制事由別に見ると、不法残留が2万5,383件で全体の70.8%を占めており、80.9%であった11年以降減少している一方で、不法入国者の割合は11年の16.7%から15年の22.5%へ増加している。これは、偽造旅券等の偽変造文書を行って不法入国を果たす者や船舶による密航者が依然として後を絶たないことが主な原因であると考えられる。また、刑罰法令違反及び資格外活動の件数については、全体に占める割合は低いものの、その数は11年以降増加し続けている（表39）。

表39 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

退去強制事由	年	平成11	12	13	14	15
総数		50,813	44,417	35,408	34,455	35,850
不法残留		41,121	35,546	26,145	25,176	25,383
不法入国		8,475	7,582	7,719	7,244	8,058
不法上陸		742	650	688	712	707
資格外活動		333	466	567	848	1,168
刑罰法令違反		78	106	222	399	438
その他		64	67	67	76	96

また、国籍（出身地）別に見ると、15年は、中国が1万936件で最も多く全体の30.5%を占めており、次いで韓国・朝鮮6,320件（17.6%）、フィリピン3,778件（10.5%）、タイ2,272件（6.3%）、マレーシア1,652件（4.6%）の順になっている。11年から15年までの推移で見ると、1位であった韓国・朝鮮が減少しているのに対し、中国が大幅に増加して1位となっている。また、フィリピン、イラン及びペルーの件数を見ると、フィリピンについては15年はやや増加に転じているものの、全体としては急激な減少傾向にあるほか、イラン、ペルーについても引き続き減少している（図31、表40）。

図31 主な国籍（出身地）別退去強制令書の発付状況

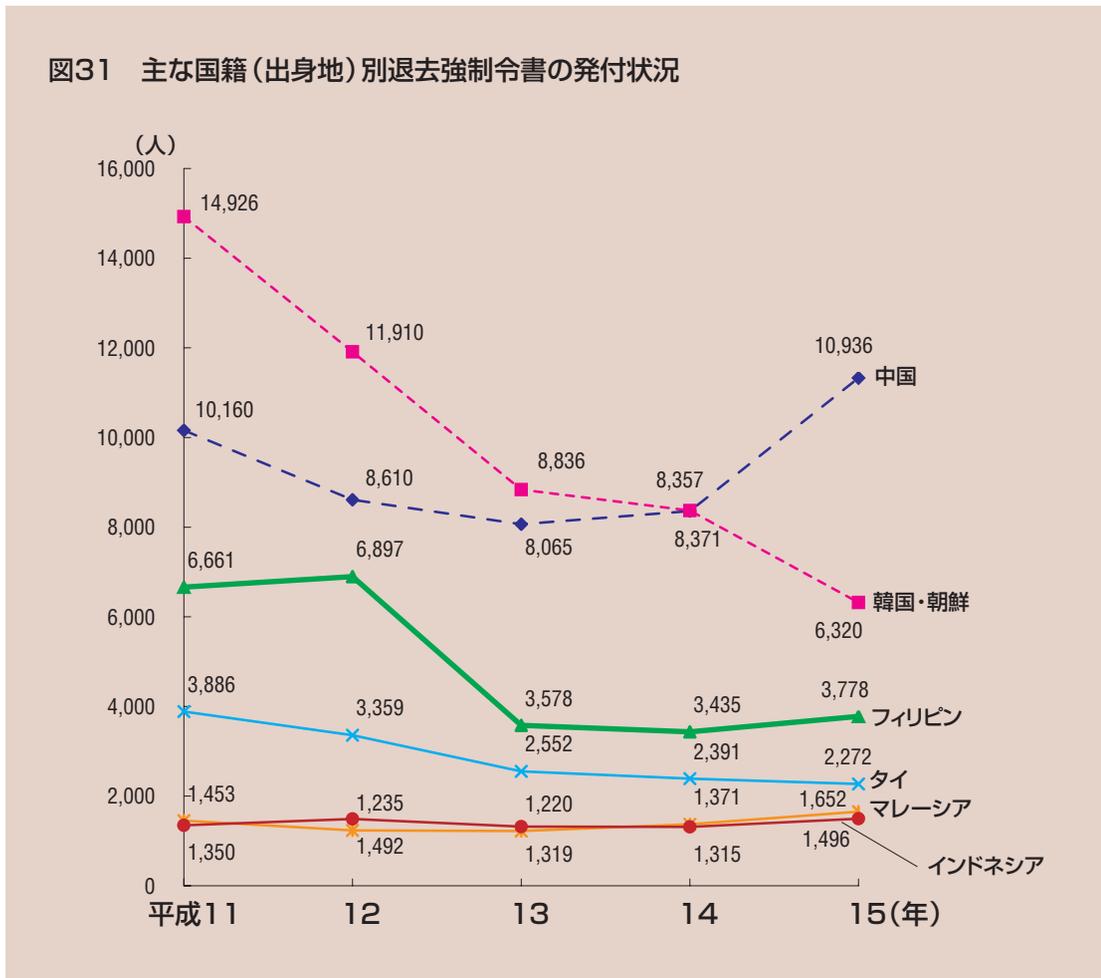


表40 国籍(出身地)別退去強制令書の発付状況 (件)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	50,813	44,417	35,408	34,455	35,850
中国	10,160	8,610	8,065	8,357	10,936
韓国・朝鮮	14,926	11,910	8,836	8,371	6,320
フィリピン	6,661	6,897	3,578	3,435	3,778
タイ	3,886	3,359	2,552	2,391	2,272
マレーシア	1,453	1,235	1,220	1,371	1,652
インドネシア	1,350	1,492	1,319	1,315	1,496
イラン	1,574	1,575	1,175	1,072	883
バングラデシュ	1,162	1,037	1,110	858	877
ミャンマー	923	953	537	503	770
ペルー	1,569	1,335	1,039	905	761
その他	7,149	6,014	5,977	5,877	6,105

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

### (3) 仮放免

収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は、平成11年には4,074件であり、その後、12年の6,031件を最高として、15年には4,284件と減少した。一方、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は、11年には101件で、その後、毎年増加していたが、15年は262件と14年の347件に比べ減少しているものの、依然として高い水準にある。これは、送還忌避等による収容の長期化が顕著になっていることと、これに伴う健康状態、その他人道上の配慮等から、仮放免を弾力的に運用している結果である(表41)。

表41 仮放免許可件数の推移 (件)

令書の種別 \ 年	平成11	12	13	14	15
収容令書によるもの	4,074	6,031	4,782	4,477	4,284
退去強制令書によるもの	101	171	219	347	262

### (4) 在留特別許可

法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は、平成15年に1万327人であり、11年の4,318人から6,009人増と約2.4倍に急増している。さらに、この数は、平成5年以前には500人を割っていた状況と比較すると、飛躍的な伸びを記録しているものである。在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなど日本人等との密接な身分関係を有し、また実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

より具体的な例としては、日本人と婚姻し、その婚姻の実態がある場合で、入管法以外の法令に違反していない外国人が挙げられる。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、15年は不法残留が8,743件で最も多く全体の84.7%を占めており、次いで不法入国・不法上陸13.3%、刑罰法令違反2.0%の順になっている。11年から15年の推移で見ると、不法残留は13年まで70%台で推移していたが、14年、15年は10%程度増加しており、不法入国・不法上陸は20%台で推移していたものが、14年には15.3%、

15年には13.3%となり、近年10%程度減少した。刑罰法令違反等は、1.9~3.7%の間で増減を繰り返している（表42）。

表42 退去強制事由別在留特別許可件数の推移 (件)

退去強制事由	年	平成11	12	13	14	15
総数		4,318	6,930	5,306	6,995	10,327
不法入国・不法上陸		1,018	1,647	1,369	1,068	1,374
不法残留		3,219	5,116	3,743	5,726	8,743
刑罰法令違反等		81	167	194	201	210

平成15年の在留特別許可件数について国籍（出身地）別に見ると、韓国・朝鮮が1,671件で全体の16.2%を占め、中国が1,464件で全体の14.2%を占めている。11年から15年における韓国・朝鮮の全体に占める割合の推移で見ると、韓国・朝鮮は13年まで増加していたが、14年は17.1%、15年は16.2%と減少傾向にある。中国は、11年以降11%前後で推移していたが、15年は14.2%と増加に転じている。

4年には、韓国・朝鮮で全体の70%を占めていたことからすると、入管法違反者の多国籍化の状況が在留特別許可者にも反映されてきていることが分かる（表43）。

表43 国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移 (件)

国籍(出身地)	年	平成11	12	13	14	15
総数		4,318	6,930	5,306	6,995	10,327
韓国・朝鮮		653	1,337	1,100	1,198	1,671
中国		511	789	566	802	1,464
その他		3,154	4,804	3,640	4,995	7,192

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

## 4 送還の概況

平成15年の被送還者数は3万5,911人であった。この数を11年から15年までの推移で見ると、14年までは減少したが、15年は14年に比べ2,123人（6.3%）増加した。

15年の被送還者数について国籍（出身地）別に見ると、中国が1万1,027人で全体の30.7%を占めており、以下、韓国6,381人（17.8%）、フィリピン3,780人（10.5%）、タイ2,299人（6.4%）、マレーシア1,656人（4.6%）の順となっている（表44）。

被送還者を送還方法別に見ると、送還費用を自己負担する「自費出国」による送還がその大多数を占めているが、その一方では、所持金のない者など、国費により送還せざるを得ない外国人も増加し、15年における国費による個別の被送還者数は、11年の23人から約4倍の95人に上っている（表45）。

表44 国籍(出身地)別被送還者数の推移 (人)

国籍	年	平成11	12	13	14	15
総数		50,381	45,145	35,380	33,788	35,911
中国		10,165	8,858	7,981	8,290	11,027
韓国		14,746	12,066	8,881	8,287	6,381
フィリピン		6,499	6,998	3,602	3,237	3,780
タイ		3,847	3,399	2,559	2,309	2,299
マレーシア		1,390	1,268	1,266	1,346	1,656
インドネシア		1,315	1,468	1,352	1,305	1,567
バングラデシュ		1,246	1,098	1,144	840	895
イラン		1,587	1,562	1,151	1,074	850
ペルー		1,515	1,353	1,013	872	807
スリランカ		951	930	786	737	745
その他		7,120	6,145	5,645	5,491	5,904

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表45 送還方法別被送還者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成11	12	13	14	15
総数		50,381	45,145	35,380	33,788	35,911
自費出国		48,608	44,057	33,882	32,068	33,914
法59条送還		881	789	1,302	1,481	1,642
国費送還(個別送還)		23	38	55	76	95
国費送還(集団送還)		869	261	141	163	260

(注) 「国費送還(集団送還)」は、日本政府及び被送還者の所属国政府の費用負担により送還した場合等である。

## (1) 国費送還

### ア 集団送還

集団密航の結果水際で検挙された中国人不法入国者については、刑事処分終了後、大村入国管理センターに収容し、日中両国政府間折衝の上、集団送還を実施している。

11年から15年の間、集団送還は計13回(第27次～第39次)にわたって実施されており、合計1,694人を航空機で中国向けに集団送還している(表46)。

表46 中国向け集団送還者数の推移

	年	平成11	12	13	14	15
実施回数(回)		4	2	2	2	3
被送還者数(人)		869	261	141	163	260

### イ 個別送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、在留態様も多様化していることから、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を都合することができずに収容が長期化する者等が増加傾向にある。これらの者のうち、それぞれの事案を勘案して国費により個別に送還しているものがおり、これにより、平成15年には95人、11年から15年までの間に287人を送還している。

## (2) 自費出国

被退去強制者のうち、自費出国した者は平成15年には3万3,914人であり、11年及び12年はおおむね4万5,000人前後であったところ、その後減少し、14年には3万2,068人となったが、15年には増加に転じ、14年に比べ1,846人増加した。

自費出国する者は、例年、被送還者の約95%前後で推移しているが、近年、自費出国を希望する者でも、旅券、航空券又は帰国費用等を所持しない者が増えており、これらの者が旅券等を入手して自費出国するまでには相当の期間を要し、送還までに時間がかかるようになっている。

このようなケースについては、退去強制手続と並行して、当該外国人に、日本国内又は本国にいる関係者に連絡を取り航空券又は帰国費用の調達に努めさせる一方、旅券を所持しない者については、在日外国公館に対して旅券の早期発給につき申入れを行うなど、早期送還に努めている（表47）。

表47 国籍(出身地)別自費出国による被送還者数の推移 (人)

国籍	年	平成11	12	13	14	15
総数		48,608	44,057	33,882	32,068	33,914
中国		9,108	8,442	7,593	7,627	9,931
韓国		14,712	12,043	8,842	8,216	6,326
フィリピン		6,450	6,924	3,498	3,089	3,655
タイ		3,662	3,268	2,304	2,090	2,159
マレーシア		1,387	1,263	1,244	1,335	1,653
インドネシア		1,313	1,464	1,238	1,278	1,525
バングラデシュ		1,174	1,065	1,099	816	875
ペルー		1,499	1,342	977	844	777
イラン		1,522	1,422	1,003	856	717
スリランカ		930	921	708	718	706
その他		6,851	5,903	5,376	5,199	5,590

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

## (3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で、被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）する必要がある（注）が、その数は平成11年に881人であったものが、15年には1,642人に増加している（表45参照）。

(注) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域に送還することが義務付けられている（同法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸の許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

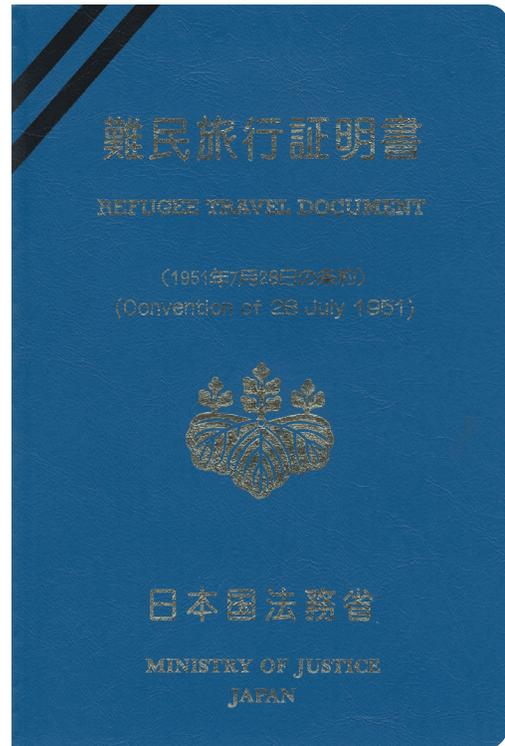
## 第3章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」という。）に、次いで昭和57年には「難民の地位に関する議定書」（以下「難民議定書」という。また、以下では難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである（注）が、実際には昭和50年から10年余りにわたって流出したインドシナ難民を除き、必ずしも多くの外国人が我が国に対し難民としての保護を希望したわけではなかった。

ところが、近年、国際情勢が刻々と変化する中で、世界の各地で起こる地域紛争や各国国内情勢の不安定化等に伴い、我が国における難民認定申請者数は増加傾向にあり、それに伴って社会の関心も増大してきている。

入国管理局は難民の認定手続を所掌しているところ、前記のとおり最近の難民認定申請者の多くが世界各地の複雑な事情を背景としたものであることから、申請数の増加に加えて申請者の多国籍化、事案の複雑化が顕著である。このような状況を踏まえ、入国管理局としては、組織及び審査体制を整備・強化する等して迅速かつ適切な処理に努めている。

（注）我が国は、昭和56年10月3日に難民条約に、また、57年1月1日に難民議定書に加入し、この難民条約と難民議定書は、57年1月1日に我が国に対して効力が生じた。



難民旅行証明書

### 第1節◆難民認定の申請及び処理

#### 1 難民認定申請

難民認定申請の状況について見ると、昭和57年から平成15年末までの総申請件数は3,118件である。申請の理由としては、一人の申請者が複数の理由を申し立てる場合もあるが、政治的意見を理由とするものが最も多い。

申請件数については、初年の昭和57年が530件と多かったほかは平成7年までは多い年で70件台、少ない年は20件台、昭和58年から平成7年までの平均は約50件で推移してきた。しかしながら、

8年には難民認定申請をしてその判断結果が出るまでの間、事実上不法就労する意図で、制度を濫用したと認められる申請が少なからず見られるようになり、申請数は147件と急増し、9年には242件を数えるに至った。その後、10年には100件台に減少したものの、11年からは200～300件台と再び増加に転じ、13年は353件、14年は250件、15年は336件に及んでいる（表48）。

表48 難民認定申請・処理状況及び庇護状況 (件)

区分	年	昭和57～平成8	平成9	10	11	12	13	14	15	総数
申請	申請	1,328	242	133	260	216	353	250	336	3,118
	認定	210	1	16	16	22	26	14	10	315
処理	不認定	717	80	293	177	138	316	211	298	2,230
	取下げ	203	27	41	16	25	28	39	23	402
	計	1,130	108	350	209	185	370	264	331	2,947
人道配慮による在留(注1)		27(注2)	3	42	44	36	67	40	16	275

(注1) 人道配慮による在留は、難民不認定とされた者のうち、人道配慮等により在留を認められたものであり、在留資格変更許可及び期間更新許可数も含まれる。

(注2) 平成8年以前の人道配慮による在留数は、平成3年から平成8年までの数を合計したものである。

難民認定申請者の国籍（出身地）別内訳を見ると、前記の3,118件のうち、405件（13.0%）がインドシナ3国（ベトナム、ラオス、カンボジア）出身者であり、その大部分は昭和60年までの申請である。近年ではトルコ、ミャンマー、イラン、中国、パキスタン等のアジア地域出身者からの申請が上位を占めているほか、アフリカ諸国出身者からの申請も増加傾向にある。また、国籍別・年別推移を見ると、制度発足当初の昭和57年は17の国（地域）、10年後の平成4年は11の国（地域）であったのが、15年には32の国（地域）に増加しており、近年多国籍化が顕著となっている。このように多国籍化が進んでいるのは、世界各地で様々な事象が発生していることが主要因であると考えられるが、近年の航空路線の飛躍的発展・充実が、世界各地から我が国への渡航を容易にしていることも一つの原因として挙げられる。

なお、15年中に難民認定申請を行なった336人のうち主な国籍別申請者数は、申請の多い順にミャンマー111人、トルコ77人、イラン25人、中国22人となっており、その4か国で全体の約70%を占めた。

## 2 難民認定申請の処理

昭和57年から平成15年末までの申請処理状況について見ると、難民と認定したものは315件、難民と認定しなかったものは2,230件、申請を取り下げたものは402件で、処理件数に対する認定件数の割合（認定数/認定数と不認定数の和）は12.4%である。

また、難民条約等加入後、各年の難民認定数を見ると、難民条約等への加入当初の昭和57年から59年までは30件以上であったが、その後減少し、10件台の60年、63年を除き、1ケタ台が続いた。しかし、平成10年から再び増加し、13年には26件となったが、14年は14件、15年は10件と減少した。

なお、難民認定は、難民条約等に規定する難民の定義に基づいてその認定を行うべきものであり、その時々の世界情勢を色濃く反映する可能性はあるものの、例えば単に受入人数を増やすた

めに認定するというような恣意的な運用がなされるべきではない。

ただし、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は日本で在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、これまでこのような観点から在留を認められた者の総数は275人となっており、15年においても16人が在留を認められている（表48）。

## 第2節◆異議の申出

### 1 異議の申出

難民認定制度が創設された昭和57年から平成15年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議の申出の総数は1,470件である。

11年から15年までの推移で見ると、11年は158件で、12年には61件と急減したが、13年以降急増し、13年は177件、14年は224件、15年は前年より2件増加し過去最高の226件となっている（表49）。

表49 難民不認定に対する異議申出件数及び処理状況

(件)

区分	年	昭和57~平成8	平成9	10	11	12	13	14	15	総数
難民不認定		717	80	293	177	138	316	211	298	2,230
異議申出		424	41	159	158	61	177	224	226	1,470
裁決	理由あり	1	—	1	3	—	2	—	4	11
	理由なし	260	20	46	113	142	95	232	200	1,108
	取下げ等	116	25	16	24	6	18	34	15	254

(注) 難民不認定処分日と難民不認定処分の告知日は異なることが多く、また、告知日から難民不認定に対する異議申出まで7日以内とされており、年をまたがって難民異議申出がなされることがあることから、平成14年のように、難民不認定数よりも、難民異議申出数の方が多くなることもある。

### 2 異議の申出の処理

昭和57年から平成15年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議の申出のうち処理がなされたものは1,373件であり、その内訳は、難民と認定されたものは11件、異議の申出に理由がないとされたものは1,108件であり、その他の254件については、異議の申出を行った外国人の出国等により取り下げられ終止となっている。

11年から15年までの推移で見ると、難民と認定されたものは、11年が3件、13年が2件、15年が4件であり、異議の申出に理由がないとされたものは、11年が113件で以後増減したが、14年には過去最高の232件、15年は200件となっている。また、取下げ等は、11年が24件で、12年に減少したが、その後増加し、14年に34件に達したが、15年は15件となっている（表49）。

### 第3節◆一時庇護のための上陸の許可

昭和57年から平成15年末までの一時庇護のための上陸の許可の処理状況を見ると、ベトナム人のボート・ピープルに対して、5,668人を許可している。

また、ボート・ピープルを除くと、申請104人のうち、許可35人、不許可66人、取下げ3人となっている。

平成11年から15年の推移で見ると、ベトナム人のボート・ピープルの申請はなく、その他から、5年間で計29件の申請があり、13年に1件、14年に6件許可されている（表50）。

表50 一時庇護のための上陸の許可件数の推移 (件)

年	区分	そ の 他			
	ボート・ピープル	申請	許可	不許可	取下げ
総数	5,668	104	35	66	3
昭和57	1,037	22	22	—	—
58	798	8	3	5	—
59	503	5	1	4	—
60	435	17	—	17	—
61	330	6	1	4	1
62	145	1	—	1	—
63	219	1	—	1	—
平成元	1,909	—	—	—	—
2	155	4	—	4	—
3	20	—	—	—	—
4	100	—	—	—	—
5	17	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—
8	—	1	—	1	—
9	—	4	—	2	2
10	—	6	1	5	—
11	—	—	—	—	—
12	—	8	—	6	—
13	—	8	1	9	—
14	—	11	6	5	—
15	—	2	—	2	—

(注) 平成12年の申請8件のうち2件は平成13年に処理したものの。

### 第4節◆インドシナ難民

昭和50年のサイゴン陥落により始まったインドシナからのボート・ピープルの流出は、平成4年から大きく減少した。

一方、インドシナ難民の受入枠については1万人となっていたが、政府は、6年12月の閣議了解で、1万人を超えても引き続きインドシナ難民の受入れを行っていくことを確認した。その結果、15年末現在の本邦定住インドシナ難民（注1）数は、1万1,087人となっている。その内訳は

ボート・ピープルから3,536人、海外キャンプから4,335人、政変前入国の元留学生等742人、合法出国者（注2）2,474人である。

なお、我が国がボート・ピープルとして一時滞在を認めたインドシナ難民のうち6,816人が7年末までに米国、カナダ、オーストラリア、ノルウェー等に向け出国しているが、8年以降はそのような出国はない（表51）。

表51 ボート・ピープルの出国状況 (人)

出国先	年	昭和50～平成3	平成4	5	6	7	平成8～15	総数
総数		6,689	55	8	7	57	—	6,816
米国		3,943	31	—	3	33	—	4,010
カナダ		720	13	4	4	8	—	749
オーストラリア		708	8	3	—	8	—	727
ノルウェー		695	—	—	—	7	—	702
その他		623	3	1	—	1	—	628

(注1) インドシナ3国から政変を逃れて難民となって周辺諸国に流出した者等のうち、我が国に定住が許可されたものをいう。具体的には、ボート・ピープルとして我が国に到着・上陸した後我が国に定住が許可された者、海外の難民キャンプから定住者の在留資格で入国する者、合法出国計画によりベトナムから入国する者及び昭和50年のインドシナ政変以前から我が国に滞在しており、政変の結果、帰国することができなくなった者の4類型がある。

(注2) 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とベトナム政府との間で取り決められた「合法出国計画（ODP）に関する了解覚書」に基づき、家族再会その他の人道ケースの場合に限定してベトナム政府が海外で定住するための出国を認めることとしたものをいう。

なお、ベトナムからの家族呼寄せのために呼寄せ人が行う当該ODPに係る申請手続については、インドシナ三国の政情が安定して久しく、受入れ未了の被呼寄せ者数が残りわずかとなったことを踏まえ、平成15年3月14日の閣議了解に基づき、同年度末（16年3月末日）をもって申請受付を終了した。

## 第4章 外国人登録の実施状況

## 第1節◆新規登録及び登録の閉鎖

外国人登録は、外国人が我が国に入国し、あるいは我が国で出生した場合などの際に、登録の申請（新規登録）をすることから始まり、その外国人の我が国からの出国、あるいは死亡等による外国人登録原票（注。以下「登録原票」という。）の閉鎖によって終了する。

新規登録件数について平成11年から15年までの推移を見ると、11年の25万8,080件から、12年は大幅に増加、その後13年まで増加し、14年にやや減少したものの、15年には再び増加し36万4,868件となっている。新規登録を事由別に見ると、入国によるものは13年まで増加したが、14年はやや減少し、15年には再び増加している。出生、日本国籍離脱・喪失については、減少傾向を示している。15年の新規登録の事由別件数についてその構成比を見ると、入国によるものが35万2,983件で全体の96.7%を占め、次いで、出生3.1%、日本国籍離脱・喪失0.02%の順となっている（表52）。

表52 事由別新規登録及び登録閉鎖の状況

(件)

区分	年	平成11	12	13	14	15
新規登録	総数	258,080	327,298	341,652	331,661	364,868
	入国	244,867	313,901	328,924	319,155	352,983
	出生	12,528	12,691	11,986	11,809	11,177
	日本国籍離脱・喪失	92	83	85	76	60
	その他	593	623	657	621	648
登録閉鎖	総数	211,162	220,219	223,684	271,204	286,370
	出国	186,765	196,475	201,187	250,055	261,259
	日本国籍取得	17,863	17,240	15,903	14,793	18,566
	死亡	5,849	5,806	5,771	5,623	5,712
	その他	685	698	823	733	833



外国人登録証明書

登録原票の閉鎖件数について11年から15年までの推移を見ると、11年は21万1,162件で、その後継続して増加しており、15年は11年と比べ7万5,208件（35.6%）増加し28万6,370件となっている。登録原票の閉鎖件数を事由別に見ると、出国によるものは毎年増加しており、日本国籍取得によるものは、14年までは減少していたが、15年は増加に転じ11年の件数を上回っている。また、死亡は5,600から5,800件程度で推移している。

15年の登録原票の閉鎖件数について構成比を見ると、出国によるものが26万1,259件で全体の91.2%を占め、次いで、日本国籍取得によるもの約6.5%、死亡によるもの2.0%の順となっている。

（注）外国人登録原票

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を記載した外登法上の原簿のこと。

## 第2節◆変更登録

登録原票に登録されている事項の中には、居住地、在留の資格、在留期間、職業など新規登録後の事情の変更等によって変わるものがあるので、登録原票や外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の記載を事実と合致させるため、外国人に対し、登録されている事項に変更が生じたときは、所定の期間内に変更登録申請を行うことを義務付けている。

平成15年における変更登録総数は180万710件で過去最高を記録し、そのうち居住地変更登録申請件数が45万3,489件で25.2%を占め、残る134万7,221件が居住地以外の変更登録となっている（表53）。

## 第3節◆登録証明書の切替（登録事項の確認）

新規登録後の登録の正確性を維持するため、登録している外国人は、一定期間ごとに市区町村長に対し登録原票の記載が事実と合っているかどうかの「確認」の申請をすることが義務付けられており、当該市区町村長による所定の確認を受けると、登録証明書は切り替えられ、新しい登録証明書が交付される。

なお、登録の確認については、昭和55年の外登法の改正により、登録証明書を著しくき損し、又は汚損した場合の引替交付、紛失、盗難又は滅失により登録証明書を失った場合の再交付の手続の際にも行うこととされた。62年の同法改正においては、それまで5年ごとであった確認申請の期間を、原則として5回目の誕生日ごととし、平成11年の同法改正においては、当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは7回目の誕生日とされた。

15年の登録確認（切替）申請件数は21万3,549件となっている（表54）。

表53 変更登録の状況

(件)

年	区分	居住地	居住地以外	総数
昭和35		174,637	100,834	275,471
40※		154,922	198,419	353,341
45		148,578	266,792	415,370
50		137,195	346,942	484,137
55※		164,026	374,366	538,392
60※		141,276	445,040	586,316
平成2		216,713	883,814	1,100,527
7		317,807	980,901	1,298,708
8		349,092	982,917	1,332,009
9		378,427	1,028,257	1,406,684
10		351,682	1,051,441	1,403,123
11		352,107	1,100,388	1,452,495
12		388,279	1,175,414	1,563,693
13		411,405	1,090,251	1,501,656
14		411,268	1,208,054	1,619,322
15		453,489	1,347,221	1,800,710

(注1) 「※」は、登録証明書の切替年度。

(注2) 平成10年度までは「年度」単位で集計を行っていたが、11年以降は暦年で集計を行っている。

表54 登録確認の状況

(件)

年	区分	確認
昭和35		50,457
40※		485,439
45		77,341
50		117,087
55※		422,568
60※		338,522
平成2		337,760
7		260,014
8		193,119
9		169,451
10		165,890
11		211,991
12		290,095
13		220,069
14		215,815
15		213,549

(注1) 「※」は、登録証明書の切替年度。

(注2) 平成10年度までは「年度」単位で集計を行っていたが、11年以降は暦年で集計を行っている。

## 第4節◆地方自治体と外国人登録

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするために収集された登録記録は、外国人の出入国管理を始め国の各行政分野のみならず、地方公共団体すなわち市区町村による住民行政又はそれと密接に関連するそれぞれの行政分野においても幅広く利用されており、それだけに、市区町村の機能と切り離すことのできない関係にあるといえる。

また、在留外国人又はその代理人、国の機関等は、公的又は私的な関係において当該外国人の居住関係や身分関係を立証あるいは把握等するための資料を必要とすることがあるが、こうした外国人等からの請求に基づき、市区町村長は、行政証明事務として登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（ワンポイント解説）を発給しており、平成15年における発給件数は136万9,564件に上っている。

ところで、外国人登録の事務は、全国を通じて統一的に実施される必要があるため、入国管理局においては、市区町村職員の外国人登録関係法令の知識習得と外国人登録事務の適正かつ効率的な運営を確保するため、外国人登録事務に従事する市区町村職員を対象とした中央研修を実施しているほか、各都道府県単位で実施している研修会に入国管理局の職員を講師として派遣し、適正な取扱いの周知徹底を図っている。

### ワンポイント解説

#### 登録原票記載事項証明書

外国人登録原票は、個人情報保護のため原則として非公開とされているところ、外国人登録原票に登録された事項は、外登法第4条の3に定める場合に限り開示することができることとされ、開示の方法の一つとして登録原票記載事項証明書を交付することとされている。

## 第5章 行政訴訟

入国管理局に係る行政訴訟等（以下「入管関連訴訟」という。）は近年急増している。

本案（注1）事件について見た場合、提起件数は、平成11年には62件であったものが、15年においては205件と約3.3倍となっており、また、係属件数は、11年末現在では82件であったものが、15年末現在では327件と急増している（表55）。

表55 出入国管理関係訴訟（本案事件）提起件数の推移（平成15年末現在）（件）

区分		年	平成11	12	13	14	15
行	退去強制手続関係訴訟	提 起 件 数	13	21	55	74	68
		不法入国・不法上陸	1	3	23	32	19
		不法残留	10	16	29	34	41
		刑罰法令違反等	2	2	3	8	8
政	在留審査関係訴訟	提 起 件 数	21	11	13	20	58
		期 間 更 新	13	7	11	11	9
		資 格 変 更	8	4	2	8	49
		再 入 国 許 可	—	—	—	—	—
事	件	そ の 他	—	—	—	1	—
		在留資格認定証明書 手続関係訴訟	—	—	—	1	5
		難民認定手続関係訴訟	27	46	8	52	53
		そ の 他	—	3	9	4	6
		民 事 事 件	—	3	6	4	15
		人 身 保 護 請 求 事 件	1	—	—	—	—
		提起件数（総数）	62	84	91	155	205
		終 了 件 数	24	41	42	74	133
		年 末 係 属 件 数	82	125	174	255	327

また、退去強制令書発付処分等の執行停止申立事件についても、提起件数は、11年には17件であったものが、15年においては93件と約5.5倍となっている（注2）。

15年に提起された本案事件の内訳を見ると、退去強制手続関係訴訟が68件、在留審査関係訴訟が58件、難民認定手続関係訴訟が53件、その他（国家賠償請求事件等を含む。）が26件となっている。入管関連訴訟は、昭和50年代までは、退去強制手続関係訴訟、それも不法入国等に係る事件が大勢を占めていたが、60年代から不法残留に係る事件が増加し、その後平成に入ってから是在留審査関係訴訟が増加し、平成2年から11年までの間、退去強制手続関係訴訟の提起件数を在留審査関係訴訟の提起件数が上回る状態が続いた。しかしながら、10年頃から難民認定手続関係訴訟が急増し、15年においては、全体の提起件数の約26%を占めるに至っている。また、退去強制手続関係訴訟についても、難民該当性を有すること等を理由に訴訟提起する事案が増加しており、12年以降、再び在留審査関係訴訟の提起件数を上回る状態となってきている（表56）。

表56 出入国管理関係訴訟(執行停止申立事件)提起件数の推移(平成15年末現在) (件)

区分		年	平成11	12	13	14	15
退去強制令書執行停止申立事件	提起件数		14	23	49	56	42
	終了	小計	15	17	24	77	44
		却下	—	2	7	7	9
		全部停止	—	—	—	—	2
		送還停止	12	11	12	42	28
		取下げ	3	4	5	28	5
年末係属件数		3	9	34	13	11	
その他の執行停止申立事件	受理		3	2	9	—	51
	終了	小計	3	2	—	9	51
		却下	2	2	—	9	33
		全部停止	—	—	—	—	—
		送還停止	—	—	—	—	—
		取下げ	1	—	—	—	18
年末係属件数		—	—	9	—	—	
提起件数(総数)		17	25	58	56	93	
終了件数		18	19	24	86	95	
年末係属件数		3	9	43	13	11	

このように、入管関連訴訟は、かつての退去強制手続関連訴訟を中心とした時代と比較して複雑多様化の一途をたどっている。

(注1) 訴訟法上の用語であって、一般的にいえば、付随的な又は派生的な事項に対して、基本的な事項を意味する場合に用いられる(高辻正巳ほか編『法令用語辞典』学陽書房、平成12年3月25日、661頁等参照)。入管関連訴訟実務上も、入国管理局に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法第3条)又は国家賠償請求(国家賠償法に基づく請求)事件等につき、執行停止申立事件(同法第25条)等との対比といった観点から、本案事件の用語を用いている。

(注2) 他方、係属件数については、15年末現在で11件にとどまっている。これは、一般に、執行停止申立事件は、その性質上、通常早期に決定がなされることによる。

## 第1節◆在留審査関係訴訟

平成11年から15年までの間に提起された在留審査関係の不許可処分等に関する取消訴訟の提起件数は延べ123件となっており、その内訳は、在留期間更新不許可処分取消訴訟が51件、在留資格変更不許可処分取消訴訟が71件、その他が1件となっている。

この間の在留審査関係訴訟に係る提起件数は、14年まではおおむね年間10~20件台で推移していたが、15年には58件と急増している。しかし、58件のうち57件は年内に取下げられており、提起件数としては急増したものの、係属件数としては、近年落ち着きを見せている。

## 第2節◆退去強制手続関係訴訟

平成11年から15年までの間に提起された退去強制令書発付処分等に関する行政訴訟の提起件数は延べ231件であり、その内訳は、不法入国・不法上陸に係る事案が78件、不法残留に係る事案が130件、刑罰法令違反等に係る事案が23件となっている。

退去強制手続関係訴訟の提起件数は、11年には13件であったものが、15年には68件と急増している。これは難民認定手続関係訴訟（後記第4節参照）と同様、難民該当性を有すること等を理由に訴訟提起する事案が増加していることと関連がある。また、内訳別では、特に刑罰法令違反等について、11年の2件から、15年には8件と顕著となってきている。

退去強制令書発付処分等に関する行政訴訟は、退去強制事由に該当しないとして争われた事例は極めて少なく、退去強制事由に該当することを認めながらも、異議の申出に対する法務大臣等の裁決において、裁決の特例として在留特別許可を与えなかったことについて「裁量権の範囲を超え又はその濫用があった」（行政事件訴訟法第30条）として争うものがほとんどである。

## 第3節◆退去強制令書発付処分等に関する執行停止申立て

行政事件訴訟法は、処分の取消訴訟が提起された場合でも、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないと規定し、執行不停止の原則を採用している（同法第25条第1項）。しかし、判決が出るまでの間、原告の法的地位を暫定的に保全する必要性や、原告に著しい損害が生じて判決による権利救済が無意味となることを防止する必要があることから、①取消訴訟が係属していること、②回復困難な損害を避けるための緊急の必要性があること、③公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのないこと、④本案について理由がないと見えるときに当たらないことの各要件を満たすものについては、行政処分の効力、処分の執行又は手続の続行を停止することができることとされている（同条第2項及び第3項）。退去強制令書発付処分等取消訴訟においても、取消訴訟を提起した者から裁判所に対し執行停止の申立てがなされることが多い。

平成11年から15年までの間に提起された退去強制令書発付処分等に関する執行停止申立ての提起件数は延べ249件であり、その内訳は、退去強制令書発付処分取消請求事件に係るものが184件、その他（収容令書発付処分取消請求事件等）が65件である。

退去強制令書発付処分取消請求訴訟に係る裁判所の決定としては、①却下（収容部分、送還部分ともに執行不停止）、②収容部分及び送還部分の全部を停止するもの（全部停止）、③送還部分に限った一部を停止するもの（送還停止）、がある。傾向としては、③送還停止の決定がなされるケースが多いが、前記「本案について理由がないと見えるとき」に当たると判断され、①却下（執行不停止）の決定がなされるケースもある。他方、②全部停止については、一部の下級審における決定には見られるものの、11年から15年までの期間に全部停止で確定した事案はない。

## 第4節◆難民認定手続関係訴訟

平成11年から15年までの間に提起された難民不認定処分等に関する取消訴訟の提起件数は延べ186件であり、この間の平均提起件数は年間約37件と急増傾向にある。この傾向を6年から10年までの5年間と比較すると、6年から10年までの間に提起された難民認定手続関係訴訟の提起件数は延べ21件、この間の平均提起件数は年間わずか4.2件にすぎなかった。前記第2節のとおり、退去強制手続関係訴訟においても難民該当性の有無が争点となる事案が急増しており、近年の入管関連訴訟の中心を占めるものとなってきている。

この期間における重要な判決として、国連難民高等弁務官のマンデート難民（ワンポイント解説）に関する判決がある。すなわち、東京高等裁判所平成12年9月20日判決では、①難民条約及び同議定書には、難民認定に関する立証責任や立証の程度に関する規定はないから、難民該当性の立証基準に関し、国連難民高等弁務官の見解を条約解釈の補足的手段として参照すべき必要性はない、②国連難民高等弁務官がマンデート難民として認定した場合であっても、それをもって直ちに法務大臣の判断に根本から見直すべき問題点があるとはいえない、と判示している。

### ワンポイント解説

#### マンデート難民

マンデート難民とは、国連難民高等弁務官（UNHCR）による自主帰還、第三国定住、種々の物的援助等の各種保護を必要とする者を国連難民高等弁務官事務所規程所定のUNHCRの権限の及ぶ対象者としてUNHCRにより認定された者をいい、UNHCRによる同認定と、難民条約所定の保護を与えることを目的とする難民条約締約国による難民の認定とは目的及び対象を異にする。

したがって、UNHCRが難民の認定を行った者（マンデート難民）について、入管法上の難民の認定が行われるとは必ずしもいえない。

# 第2部

- 平成15年度における  
出入国管理行政に係る  
主要な施策

# 第1章 出入国管理及び難民認定法の改正

平成16年2月27日、第159回国会に提出された「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」については、同年5月27日に可決・成立し、同年6月2日に公布（平成16年法律第73号）された。その概要等は以下のとおりである。

## 第1節◆改正の趣旨

近年、治安に対する国民の不安が増大している中で、その原因の一つとして不法滞在外国人問題が指摘されており、その対策が各方面から求められている（注1）。現在、約25万人と推計されている不法滞在外国人を減少させるためには、厳格な出入国審査を実施し、不法滞在者の摘発を抜本的に強化するほか、不法滞在者自らが本邦での不法滞在状態を終了し帰国することを促す施策を実施するとともに、不正な手段により上陸許可等を受けて合法滞在を装う実質的な不法滞在者を排除する必要もある。

また、我が国は、昭和56年に難民認定制度を創設したが、その後の国際情勢の変化等に伴い、難民認定を取り巻く状況が大幅に変化していることなどを踏まえ、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直す必要がある（注2）。

さらに、障害者の社会活動への参加を不当に阻む要因とならないよう、障害者に係る欠格条項の見直しを行うとの平成11年8月の障害者施策推進本部決定（注3）を受け、精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しを行う必要がある。

以上のような状況に適切に対応するため、今回の改正を行ったものである。

なお、不法滞在者等対策に関する規定については16年12月2日から、難民認定制度の見直しに関する規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行されることとされており、精神障害を有する外国人に係る上陸拒否事由の見直しに関する規定については、16年8月2日から施行されている。

（注1）犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）（関係部分抜粋）

「我が国の不法滞在者は25万人程度と推計されているが、これら犯罪の温床となる不法滞在者を、今後5年間で半減させ、……。」

「偽りその他不正の行為により在留を画策するなど継続して滞在させることが好ましくないと認められる外国人について、在留期間途中で在留資格を失わせることができるよう出入国管理及び難民認定法の改正を行う。」

「我が国に不法に滞在する外国人を大幅に減少させるため、不法滞在外国人に係る罰則の強化その他所要の法整備を行うべく検討する。」

（注2）出入国管理政策懇談会報告（平成14年11月、平成15年12月）（関係部分抜粋）

・いわゆる60日ルールについて

「申請期間を現在より延長し、これを6月ないし1年とする方向で法改正されることを提言する。」

・ 難民認定申請中の者の法的地位

「法務大臣による難民認定の許否の決定（異議の申出を含む。）が下されるまでの間は、退去強制事由該当者であっても退去強制されないよう法的に保障する」

・ 不服申立制度について

「手続の公正性・中立性…の観点から、…第三者…を不服申立ての審査手続に関与させることを提言する。」  
「…迅速性といった諸要請に従い、…第三者には、あくまで諮問機関としての役割が付与されることが望ましい。」

※ 後記第5章第3節参照

（注3）障害者に係る欠格条項の見直しについて（平成11年8月障害者施策推進本部決定）（関係部分抜粋）

「障害者を表す身体又は精神の障害を理由としてこれらの障害を有するものに一般と異なる不利益な取扱を行うことを定めた法令の規定については…見直しを行い」「本方針に基づく見直しは、可及的速やかに行うものとし、遅くとも「障害者対策に関する新長期計画」の計画期間内に必要な措置を終了するものとする。」

## 第2節◆改正の概要

### 1 不法滞在者等対策（図32）

#### （1）罰金の引上げ等

不法残留等の罪に係る罰金の上限を30万円から300万円に、同じく不法就労助長の罪に係る罰金の上限を200万円から300万円に引き上げることなどとともに、過去に退去強制歴等のある者が再度退去強制された場合の上陸拒否期間を10年間に伸長することとした。

#### （2）出国命令制度

##### ア 出国命令制度新設の趣旨

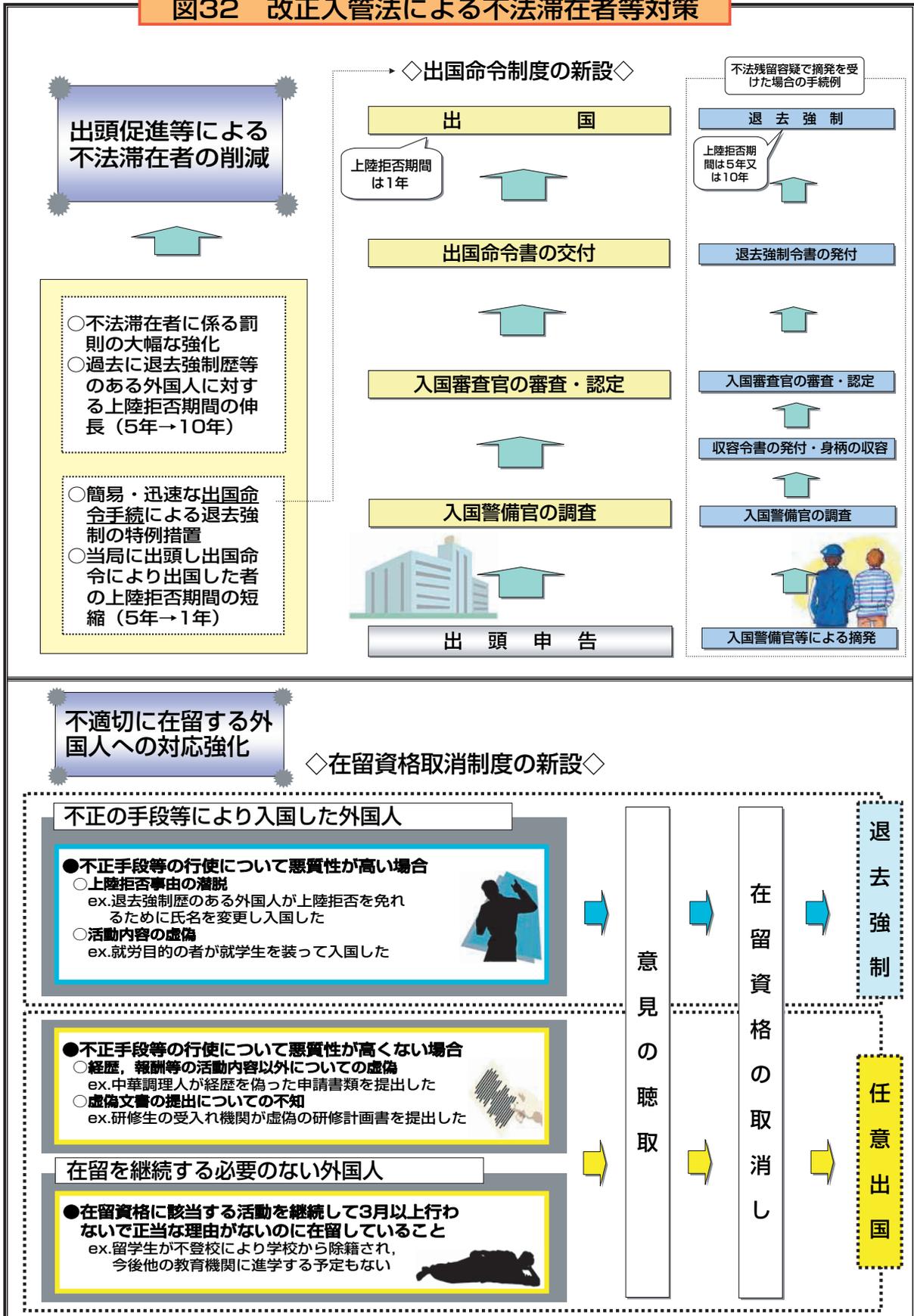
退去強制手続においては、本邦からの出国を希望して自ら地方入国管理局に出頭した入管法違反者についても、摘発された場合と同様に身柄を収容した上で一連の手続を行う必要があるが（全件収容主義）、近日中に出国することが確実に認められるものについては、従前から、退去強制令書の発付後に自費出国許可（入管法第52条第4項）及び仮放免許可（同法第54条第2項）を行った上で、事実上その身柄を収容しないまま本邦から出国させる措置を実施していた。また、不法滞在者の大幅な削減のためには、その自主的な出頭を促進するとともに、入国管理局の限られた人員を有効に活用し、不法滞在者をより迅速かつ効率的に出国させる体制を構築する必要がある。そこで、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者について、全件収容主義の例外として、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる出国命令制度を新設することとした。

##### イ 出国命令の要件

出国命令対象者は、不法残留者（入管法第24条第2号の3、第4号のロ又は第6号から第7号のいずれかに該当する外国人）であることが前提であり、加えて、

- ① 自ら入国管理官署に出頭したものであること
- ② 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと

図32 改正入管法による不法滞在者等対策



- ③ 窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものでないこと
- ④ 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- ⑤ 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること

のすべての要件を満たしていることが必要である。

## ウ 出国命令の効果

出国命令後出国期限までの間は、出国命令対象者に自主的な出国に必要な準備をさせる期間と位置付けられるため、その限度において、同人の本邦での在留が適法化される。

出国命令制度の新設に伴い、入管法第5条第1項第9号ニにおいて、出国命令を受けて出国した者の上陸拒否期間を1年間に短縮している。

## (3) 在留資格取消制度

### ア 在留資格取消制度新設の趣旨

本邦に在留する外国人の中には、偽りその他不正の手段により上陸許可等を受け、あるいは、在留資格に該当する活動を行うことなく不法就労を行ったり、犯罪を犯すなど、公正な出入国管理を阻害するものが少なからず存在しており、我が国の在留資格制度をより適切に運用する必要性が高まっている。

入国管理局においては、これまでも、偽変造文書の提出事案等については、行政法の一般法理により上陸許可等の取消しを行ってきたところであるが、当該一般法理による上陸許可等の取消しは、取消しの効果を遡及させ当該外国人を不法上陸状態にした上で直ちに退去強制につながる効果を有するものであり、その権利侵害の重大性にかんがみて、従来謙抑的に行われていた。また、これまでの入管法では、例えば、在留資格を得た留学生在が学業不振等により除籍された場合であっても、専ら資格外活動を行っているなど、他の退去強制事由に該当する場合を除き、2年間の在留期限が満了するまでは、強制的に本邦から出国させることはできなかった。

そこで、公正かつ的確な出入国管理行政を実現するため、平成13年8月の国際組織犯罪等対策推進本部決定等も踏まえ、取消しの効果を遡及させず、任意の出国の機会を付与するなど、取消しの要件と効果を明定した在留資格の取消制度を創設することとしたものである。

### イ 在留資格取消しの要件

入管法第22条の4第1項各号は、在留資格の取消事由を定めたものである。

第1号は、偽りその他不正の手段により、上陸拒否事由該当性に関する入国審査官の判断を誤らせて上陸許可の証印等を受けた場合を定めたものである。

第2号は、偽りその他不正の手段により、本邦で行おうとする活動を偽り、上陸許可の証印等を受けた場合を定めたものである。

第3号は、申請人が本邦で行おうとする活動以外の事実を偽り、上陸許可の証印等を受けた場合を定めたものである。例えば、申請人が自身の経歴を偽った場合などが本号による取消しの対象となる。

第4号は、第1号から第3号までに該当する以外の場合で、虚偽の書類を提出して上陸許可の証印等を受けた場合を定めたものである。例えば、申請者の受入機関が虚偽の書類を提出した場合で、申請者自身にはその認識がないときなども本号による取消しの対象となる。

第5号は、第1号から第4号までと異なり、許可に係る申請に虚偽はなかったが、その後の事情の変化により、本邦に在留する必要性が認められなくなった者に対する在留資格の取消事由を定めたものである。例えば、不登校の留学生在が学校から除籍され、その後も他の学校に入学せず、留学生としての活動を行う見込みのない場合などが本号による取消しの対象となる。

## ウ 在留資格取消しの効果

入管法第22条の4第1項第1号及び第2号に該当する者は、我が国の出入国管理秩序の重大な部分に違反する状態にあるものであるため、その在留資格を取り消した場合に、直ちに退去強制することとしている（同法第24条第2号の2）。

これに対して、同法第22条の4第1項第3号から第5号までに該当する者は、30日間の出国猶予期間を付与され、この間に自主出国することが認められている（同法第22条の4第6項）。

出国猶予期間を付与された外国人は、在留資格を有していないが、当該期間内は適法に在留している者と位置付けられる。出国猶予期間は、荷物整理など出国の準備をするために必要となる活動を行う期間として付与するものであるため、従来の在留活動は認められない。出国猶予期間内に出国した場合、その後本邦に上陸しようとする際に、上陸拒否の対象とはならない。出国猶予期間を経過して本邦に残留した場合、退去強制の対象となる（同法第24条第2号の3）。

## 2 難民認定制度の見直し（図33）

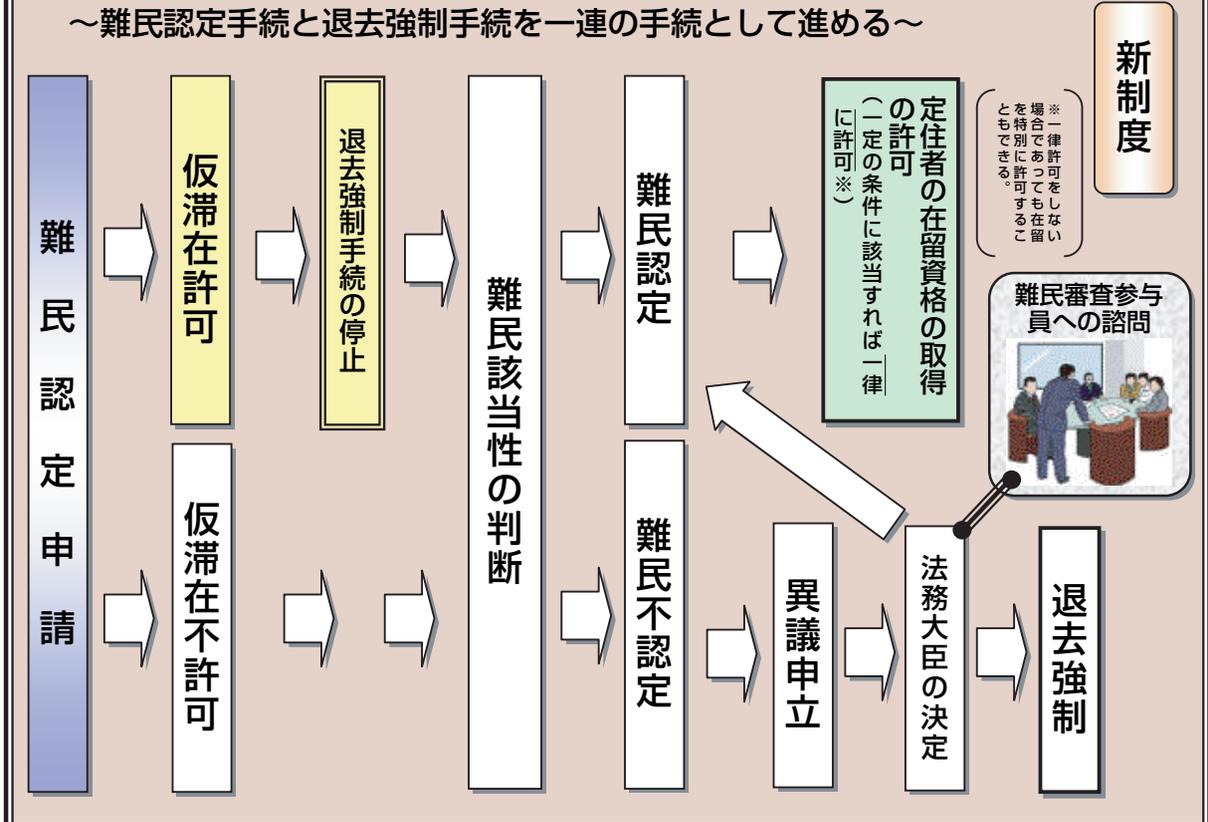
### （1）仮滞在許可制度

#### ア 仮滞在許可制度新設の趣旨

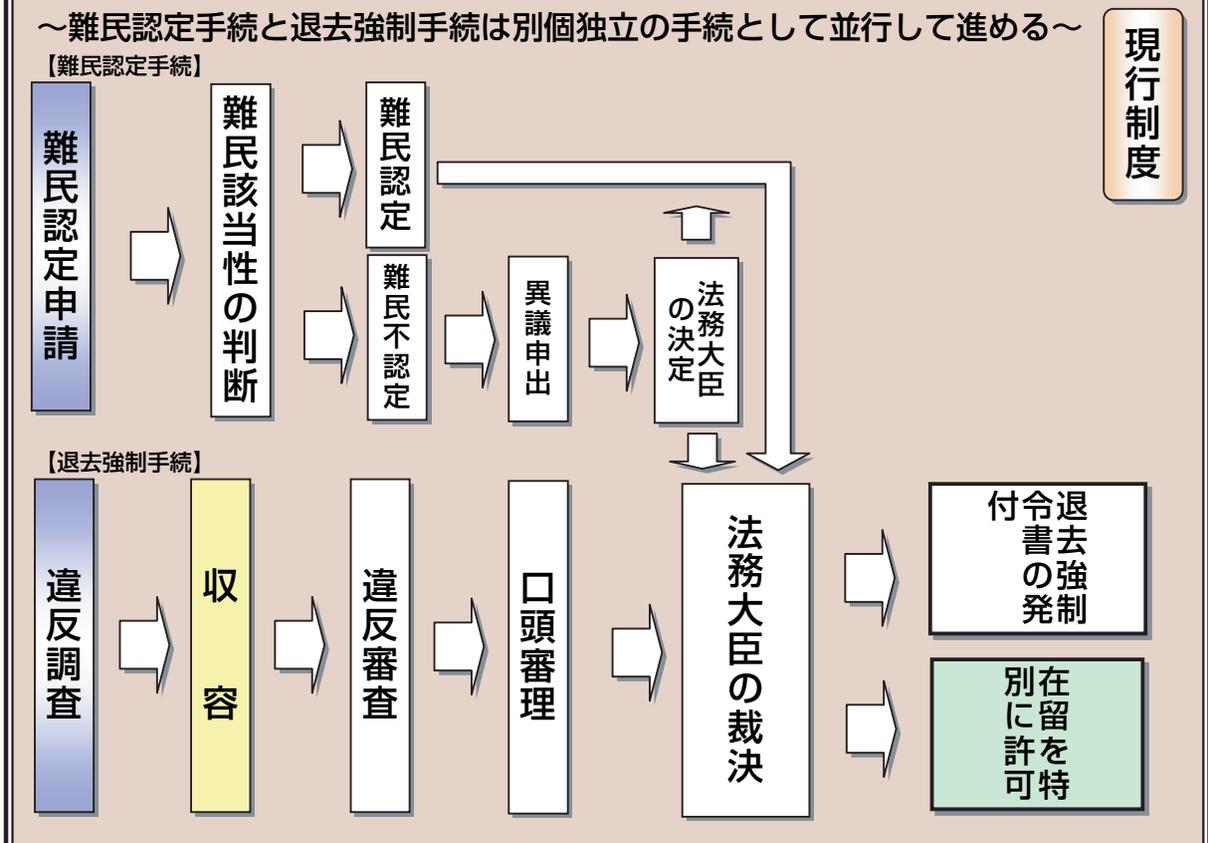
改正前の入管法においては、難民認定手続と退去強制手続は別個独立の手続であり、両者は並行して進められるため、不法滞在者が難民認定申請を行った場合、法的には身柄を収容の上、退去強制手続を進めることとなっていた。

そこで、改正法においては、不法滞在者が難民認定申請を行った場合、その法的地位の安定を図るため、一定の要件を満たすときには、仮滞在を許可して退去強制手続を停

図33 改正入管法に基づく不法滞在者等に係る難民認定手続流れ図  
～難民認定手続と退去強制手続を一連の手続として進める～



現行入管法に基づく不法滞在者等に係る難民認定手続流れ図  
～難民認定手続と退去強制手続は別個独立の手続として並行して進める～



止し、難民認定手続を退去強制手続に先行して行うこととした。

## イ 仮滞在許可の要件

仮滞在許可は、在留資格未取得外国人（本邦に在留する外国人のうち、入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者を除いた者をいう。以下同じ。）が難民認定申請を行った場合に、

- ① 仮上陸の許可を受けているとき
  - ② 寄港地上陸等の特例上陸の許可を受け、許可された期間を経過していないとき
  - ③ 入管法第22条の2第1項の規定により本邦に在留することができるとき
  - ④ 入管法第5条第1項第4号から第14号までに掲げる上陸拒否事由のいずれかに該当していたとき
  - ⑤ 入管法第24条第3号又は第4号ホからヨまでのいずれかに該当することが明らかであるとき
  - ⑥ 本邦に上陸後6か月を経過するなどした後に難民認定申請したとき、又は、迫害国等から直接本邦に入国していないとき、のいずれかに該当することが明らかであるとき
  - ⑦ 窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものでないとき
  - ⑧ 退去強制令書が発付されているとき
  - ⑨ 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるとき
- のいずれにも該当しないときに羈束的に認められる。

## ウ 仮滞在許可の効果

仮滞在が許可されると、難民認定手続が行われる間、一時的に退去強制手続が停止され（入管法第61条の2の6第2項）、仮滞在許可を受けた者は、許可後仮滞在期間が経過する（同法第61条の2の4第5項各号に該当し、仮滞在期間が終了した場合はその時点。）までの間は適法に本邦に滞在することができる。これにより、その者が収容令書により収容されている場合には、収容を解かれることになるとともに、仮滞在期間中の在留行為については不法在留、不法残留等の罪が成立しないこととなる。

停止された退去強制手続は、その者が難民認定手続の結果、本邦への在留を認められた場合、再開されることはない（同法第61条の2の6第1項）。

仮滞在を許可されなかった者については、従前どおり難民認定手続と退去強制手続を並行して行うが、この場合でも難民認定申請中は、送還は行わないことを法律に明記した（同法第61条の2の6第3項）。

## （2）難民と認定された者に対する在留許可

改正前の入管法においては、不法滞在者が難民と認定されても直ちに本邦における在留が

認められるわけではなく、退去強制手続をすべて行い入管法第50条第1項の在留特別許可がされて初めて本邦における在留が認められた。

これに対して、今回の改正においては、難民の地位を早期に安定化させてその一層の庇護を図る観点から、難民認定手続の中で、難民として認定された在留資格未取得外国人については、一定の除外事由に該当する場合を除き、定住者の在留資格を付与することとともに、在留資格を有する者が難民の認定を受けた場合には、一定の要件に該当する限り、一律に定住者への在留資格の変更等を許可することとした。

難民と認定された者が定住者資格の付与を受けるには

- ① 本邦に上陸後6か月を経過するなどした後に難民認定申請をしたとき
- ② 迫害国等から直接本邦に入国していないとき
- ③ 同法第24条第3号又は第4号ホからヨまでのいずれかに該当するとき
- ④ 窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたとき

のいずれの要件にも該当しないことが必要である（同法第61条の2の2第1項）。

上記の要件を満たさない場合においても、その者の在留を特別に許可すべき事情がある場合には在留を特別に許可することとした（同法第61条の2の2第2項）。

以上に対して、難民として認定された者が在留資格をもって在留する者であった場合、改正前の入管法においても、在留期間の更新許可又は在留資格の変更許可を受けて、本邦に引き続き在留することができたが、今回の改正においては、その者が定住者の在留資格への変更を申請したときは、その者が本邦に上陸後6月以内に難民認定申請をするなどした者である場合は、一律にこれを許可することとした（同法第61条の2の3）。

### （3）難民審査参与員制度の新設

難民不認定処分等に対する不服申立制度については、不法入国者等の退去強制業務を行う入国管理局が、事案によっては不法入国者等でもある難民認定申請者の庇護に関して適切に判断することができるのかとの観点から、手続の公正性・中立性・透明性について疑問が呈されることがあった。

そこで、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の提言を踏まえ、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立制度を基本としつつ、手続の公正性・中立性・透明性をより高めるために「難民審査参与員制度」を設け、法務大臣が異議申立ての決定を行うに当たっては、法律や国際情勢等についての学識経験者から選任された難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととした（入管法第61条の2の9第3項）。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する（同法第61条の2の10第2項）。

難民審査参与員は、法務大臣の諮問機関と位置付けられており、難民審査参与員の提出した意見に法的拘束力はないが、法務大臣は難民審査参与員の提出した意見を尊重して異議申

立てに対する決定を行うこととなる。

法務大臣は、難民不認定処分等に対する異議申立てについて却下ないし棄却の決定をする場合には、当該決定に付する理由において、難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならない（同法第61条の2の9第4項）。難民審査参与員は、法務大臣に対し、異議申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、この場合、法務大臣は、速やかにこれらの者に当該機会を与えなければならない。また、難民審査参与員は、その口頭意見陳述等に係る手続に立ち会い、異議申立人等を審尋することができる（同法第61条の2の9第5項、第6項）。

#### （4）申請期間の撤廃

難民認定申請に係る申請期間の制限（いわゆる「60日ルール」）は撤廃した。

### ③ 精神障害を有する外国人に係る上陸拒否事由の見直し

精神上の障害がある外国人に係る上陸拒否の範囲を精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者等で所定の補助者が随伴しないものに限定することとした。

### ④ 附帯決議

改正入管法が衆議院及び参議院の法務委員会において可決される際、新しい出国命令制度及び在留資格の取消し制度の運用に当たっては、本邦に在留する外国人の生活及び家族関係等に十分配慮すること、難民認定手続における仮滞在許可に当たっては、本邦への直接入国、上陸後6か月以内の申請、証拠資料の提出等の要件について、申請者の事情を十分斟酌し、実情に即した運用が行われるよう留意すること、難民審査参与員制度については、専門性を十分確保する観点から、国連難民高等弁務官事務所、日本弁護士連合会及びNGO等の難民支援団体からの推薦者から適切な者を選任するなど留意するとともに、難民審査参与員の調査手段が十分に確保されるよう体制の整備を図ること等の附帯決議がなされた。

## 第2章 出入国管理業務全般

### 第1節◆米国等によるイラクに対する武力行使開始に伴う対応

平成15年3月20日、米国等によるイラクの首都バグダッドに対する航空攻撃を端緒にイラクへの武力行使が開始され、これを受けて、日本政府は、安全保障会議の開催、イラク問題に関する対処方針の閣議決定及びイラク問題対策本部の設置等を行った。

入国管理局においては、地方入国管理官署に対し、一層厳格な上陸審査の実施、トランジットエリア（ワンポイント解説）のパトロール強化、イラク問題地方対策官の設置、イラク等から緊急帰国する日本人の円滑な帰国手続等所要の措置について指示を行った。

#### ワンポイント解説

##### トランジットエリア

本邦において航空機を乗り換える旅客が通過する経路及び乗換えのためにとどまることができる空港内の場所をいい、直行通過区域ともいう。

航空機の乗換えのためには、本邦に上陸する意思がなくても、いったん航空機を降りた後、物理的には本邦の領土である部分を経由して他の航空機に乗り換えることとなるが、乗換えのためにトランジットエリアにとどまっている限りにおいては上陸許可を受ける必要がないというのが国際慣行となっている。

近年、トランジットエリアに滞留して本邦に不法に入国する機会をうかがう者、偽変造旅券等を行使して米国等へ出発する航空便に乗り換えようとする者等が増えており、入国管理局ではトランジットエリアのパトロールを行い、これらの者の発見、摘発に努めている。

### 第2節◆北朝鮮籍船舶への対応

入国管理局においては、北朝鮮籍船舶が入港する際には、入国審査官による臨船審査（乗船して行う審査）を実施の上、原則として乗員の上陸禁止措置等を講じている。

昨今の国際情勢の影響もあり、とりわけ北朝鮮籍貨客船である万景峰号の入・出港に社会の注目が集まっており、平成15年においては10回、すべて新潟港に入港しているところ、いずれも上記の措置に加え、東京入国管理局から応援職員を派遣して、乗客等に対して厳格な出入国審査を実施するとともに、入港してから出港するまでの間、24時間体制で船舶の乗降口に入国審査官を配置し、訪船者の乗船・下船の確認を行い、不法上陸及び不法出国の防止を図った。

また、北朝鮮籍貨物船については、15年に992隻が入港しており、その全てに対して臨船審査を実施する等厳格な対応を行った。

入国管理局としては、北朝鮮籍船舶に対し関係省庁と連携し、現行法の下で、引き続き厳格な対応を行っていくこととしている。

## 第3節◆偽変造文書対策の強化

### 1 偽変造旅券等の行使の状況

偽変造旅券等の行使による不法入国事案は依然として後を絶たず、特に、人身取引やテロ行為等国際犯罪組織が暗躍するための手段として利用される偽変造文書の存在を無視することはできない。

近年、出入国審査手続などの場面で行使される偽変造文書は一層巧妙化する傾向にあり、その形態も、写真の貼り替えや身分事項の改ざん、また厳密には偽変造事案ではないが、身分事項を変えることで不正な手段により旅券発給を受けたり、旅券の写真に合わせて自分の顔を整形するなどする「なりすまし」案件等多岐にわたっている。このような偽変造文書を行使して我が国への入国を意図する外国人の多くは、不法就労を目的としていると考えられるほか、テロリストや国際犯罪組織に利用されるおそれもあり、治安対策の観点からこれら偽変造事案を水際において確実に発見し、犯罪の流入を阻止するための堅固な体制整備を図ることが、出入国管理の重要な課題となっている。

### 2 偽変造文書対策室及び文書鑑識係の設置

入国管理局においては、出入国審査時における偽変造文書対策を一層強化するため、平成11年4月東京入国管理局成田空港支局に、続いて翌12年4月大阪入国管理局関西空港支局にそれぞれ偽変造文書対策室を設置しており、この組織を拠点として、全国の空海港での出入国審査において行使された旅券等の文書鑑識のほか、入国審査官、入国警備官に対する文書鑑識研修の実施及び発見された偽変造文書に関する分析・資料の作成等を行っている。

また、昨今の外国人犯罪等の増加に伴い、容疑者が所持する渡航文書等の真偽を確認する必要があるとして警察等捜査機関からの鑑識依頼をほぼ連日受けており、さらには、警察職員、外国人登録事務従事自治体職員及び空港職員等を対象とした実務研修等への講師派遣要請もなされるなど、その鑑識技術に対する評価は高まっており、偽変造文書鑑識業務の重要性が増している。

さらに、15年4月、成田空港・関西空港両支局の偽変造文書対策室においてこれまで培われてきた鑑識技術等のノウハウの蓄積、国内外で発見された偽変造文書に関する情報収集・分析、バイオメトリクス（後記第4節4参照）の調査・研究等を行う係として、法務省入国管理局総務課出入国情報管理室に文書鑑識係を設置した。



偽変造文書の鑑識

### 3 偽変造文書鑑識専従要員の増員及び偽変造文書鑑識機器の導入

平成13年度に全国の空海港に偽変造文書鑑識機器44台が導入され、現在に至るまで有効に活用されているが、この偽変造文書鑑識機器は、これまでの機器に比べ拡大倍率が10倍以上であ

り、また、偽変造された文書には特殊な反応を示す照明装置など高性能の装備を備えたものである。これら各種装置が主要空海港のみならず地方空港に配備されることで、飛躍的に精度の高い鑑識が可能となっており、一層厳格な出入国審査が実施されている。

また、偽変造文書鑑識体制を強化するためには、単に鑑識機器の導入にとどまらず、職員一人一人の鑑識能力の向上が肝要であることから、入国管理局においては、13年度以降職員全体を対象とした鑑識技術に関する一般的な研修及び鑑識担当者を対象にした高度な鑑識技術に関する研修を随時実施し、職員の鑑識能力の向上を図っている。

さらに、15年度には、審査ブース等において入国審査官が旅券等の文書鑑識を行うための機器（ビデオマイクロスコープ）を全国の空海港に計160台配備しており、偽変造の疑いがある渡航文書等を上陸審査時にその場で簡易に判別することができるようになっている。

#### 4 偽変造文書対策の効果

こうした入管職員の能力向上・機器整備のための方策が相次いで講じられた結果、15年の上陸審査・上陸審判及び出国手続における偽変造文書発見件数は、3,660件となり、14年の2,594件と比べ1,066件（41.1%）の大幅な伸びを示している。これは、中国人が我が国での不法就労目的による入国を企図して不正に入手した偽変造旅券（中国旅券のほか、中国香港特別行政区（SAR）旅券や台湾旅券など）を行使する事案が増加したことが大きく影響している（図34、表57）。

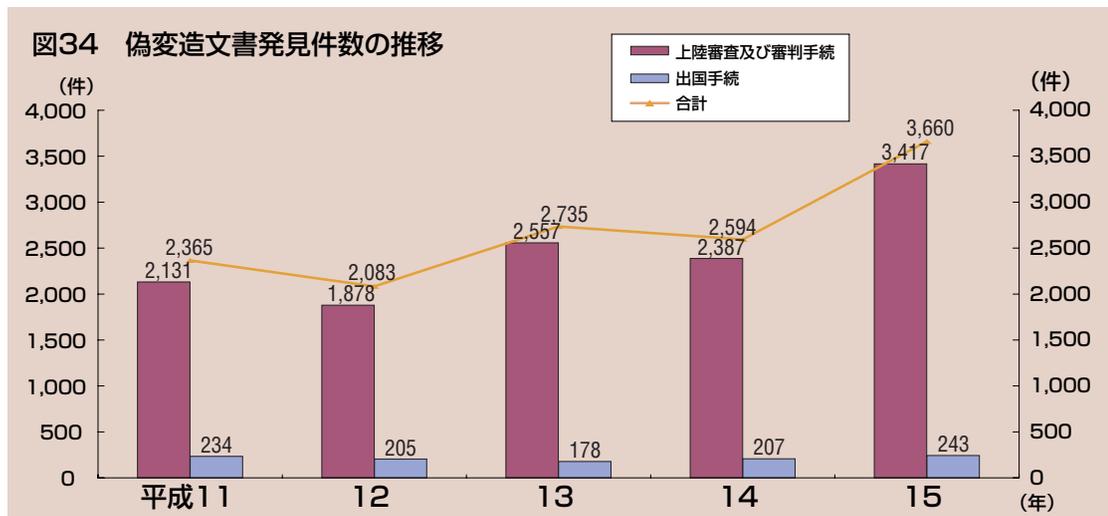


表57 偽変造文書発見件数の推移

(件)

偽変造文書発見件数		年	平成11	12	13	14	15
上陸	旅券		1,081	867	1,331	1,402	1,561
	その他		1,050	1,011	1,226	985	1,856
	合計		2,131	1,878	2,557	2,387	3,417
出国	旅券		125	88	114	139	142
	その他		109	117	64	68	101
	合計		234	205	178	207	243
合計	旅券		1,206	955	1,445	1,541	1,703
	その他		1,159	1,128	1,290	1,053	1,957
	合計		2,365	2,083	2,735	2,594	3,660

## 第4節◆出入国管理業務のコンピュータ化

### 1 出入国管理行政におけるコンピュータ化の推移

出入国管理関係業務のコンピュータ化は、外国人及び日本人の出入（帰）国審査、外国人の在留資格審査、外国人登録、退去強制などの各手続における申請内容、審査記録、処分結果等に関する情報の保管管理をコンピュータを駆使して正確かつ迅速に処理することにより、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保することを主眼としており、個別の入国・在留審査事務等に資するのみならず、出入国管理行政の諸方針を決定する上での分析資料として有益に活用されている。

電算システム推進に関する過去の経緯としては、昭和40年代に初期の電算システムの開発が始まり、度重なる見直しを経て汎用コンピュータによる出入国記録等の入力・出力及び出入国審査のためのシステムが構築され、さらに、63年度から、出入国審査総合管理システム、在留資格審査事務支援システム及び退去強制手続支援システムが順次開発・導入されるに至った。

しかしながら、コンピュータ技術の進化は目覚ましく、各システムが開発・導入時期ごとにその時点において高性能な機器を導入してきたことから、古いシステム機器と新しいシステム機器の間の互換性を保つため、別途接続機能を持たせるシステムの必要が生じるなど、性能面、運用面及びコスト面における一層の効率化が求められることになった。

平成9年12月、政府は「行政情報化推進基本計画」を改定し、10年3月、これに基づく「法務省行政情報化推進計画」が策定されたことを受け、入国管理局においても、行政情報化を取り巻く環境の変化等を踏まえ、出入国管理行政の情報化を強力に推進するための「入国管理局行政情報化推進計画」を策定した。これにより、出入国管理行政のあらゆる分野において情報通信技術を活用し、業務の簡素化・効率化、ペーパーレス化及び経費削減、さらには個人情報の保護や適正な行政運営の確保などに配慮しながら、入管電算システム機能の高度化と行政サービスの質的向上を図ることとしている。

さらに、15年7月17日の各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議において「電子政府構築計画」が決定され、この中でホスト・コンピュータを基に構築された旧式（レガシー）システムは、ハードウェア、ソフトウェアの両面において特定の環境下でなければ運用することができず、開発・運用に係る経費面での非効率を招いているとされ、入国管理局では、「レガシーシステム見直しのための法務省行動計画（アクションプログラム）」に基づき、16年度末までに現行システムの開発・運用とは直接関係のない第三者による刷新可能性調査結果を踏まえ、刷新の適否についての結論を得ることとしている。

### 2 外国人出入国情報システム（FEIS）の導入

これまでの出入国管理業務におけるオンライン型電算システムは、昭和59年から運用している出入国記録等情報システムを機軸として、出入国審査総合管理システム、在留資格審査事務支援システム及び退去強制手続支援システムがそれぞれ開発・運用されるごとに連携機能を追

加することで相互接続を図ってきたが、それぞれのシステムで管理している情報を他のシステムから取り出すことが基本的にできないなど、効率的運用が十分に図られているとは必ずしもいえない状況であった。

そこで、平成13年度から3か年計画により、上記の既存システムのデータベースを外国人出入国情報システム（FEIS…Foreigners Entry and departure Information System）に統合し、データベースの一元化を図るとともに、空海港に設置されている電算関係機器の更新を行い、16年1月からは外国人出入国記録情報の即時取得（注）の運用が開始されている。

更に16年度以降には、在留資格審査事務支援システム及び退去強制手続支援システム機器の更新を行い、FEISデータベースとの接続を行う予定である。これにより、全システムのデータ検索が可能となり、外国人の入国から出国までの記録が一元化される等一層の業務の適正化、効率化が図られることとなる。

（注）MRP（Machine Readable Passport：機械読取旅券）リーダー等の機器を活用することにより、外国人の出入国事実や身分事項等の記録を即時的に取得し、情報分析等の業務に活用すること。

### 3 事前旅客情報システム（APIS）の開発

米国における同時多発テロ事件を契機として、テロリストを始め国際的な犯罪組織の移動を抑止することが国際社会の重要な課題となっており、その一環として、従来にも増して厳格な出入国審査を実施することにより、国境を越える犯罪に関与する者などの要注意人物の入国を確実に阻止することがテロ対策・治安対策を進めていく上で不可欠となっている。

そこで、我が国においては、警察庁、法務省及び財務省が共同で事前旅客情報システム（APIS…Advance Passenger Information System）の平成17年1月導入を目指して開発作業が進められている。このシステムは、航空会社が搭乗手続前に取得した旅客等に関する情報を電子データとして提供を受け、各省庁が保有する要注意人物に係るデータベースと自動的に照合することにより、航空機が我が国へ到着する前にブラックリスト（B/L）に登載されている者が搭乗しているかどうかを判別することが可能となり、厳正な上陸審査等を通じて要注意人物の上陸阻止が図られることとなる。

### 4 バイオメトリクス導入に関する調査研究

#### （1）目的

バイオメトリクス（生体情報認証技術）とは、人間の肉体的又は行動的特徴を読み取り、あらかじめ登録されている記録と照合する技術で、顔画像、指紋、虹彩、署名、声紋などによる認証方法が世界中のIT関係企業等において研究・開発されている。バイオメトリクスを出入国審査に導入する目的は、主として入国審査時において身分事項に関するデータに加えて生体情報との照合により、偽変造旅券行使者、テロリスト、国際手配された犯罪者等及び要注外国（被退去強制者等）の入国を阻止し、テロ・治安対策及び不法就労対策を効果的かつ効率的に行おうとするものである。

## (2) 背景

国際民間航空機関（ICAO）は、偽変造技術の高度化、なりすまし事案の急増、テロ対策等のため、旅券等にバイオメトリクスを導入することとして国際標準化作業を進めており、平成15年5月、ICAO航空運送委員会は、機械読取渡航文書に搭載するバイオメトリクスとして顔画像を選択し、追加的に指紋及び虹彩を利用することを支持する旨決定した。このほか、G8（主要先進国首脳会議）、APEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議等においても導入に向け議論がなされている。また、米国は16年10月26日以降に発給される旅券にバイオメトリクスを導入する計画のない国については、査証免除としないことを明らかにしていたが、米国国務省及び国土安全保障省は、各国政府からの要請及び米国安全保障の観点から、査証免除停止の期限を2年間延期することを米国議会に要請するとともに、その代替策として、入国審査時に両手人差し指の指紋採取と顔画像を撮影するUS-VISITプログラムの対象範囲を査証免除対象国の国民を含むすべての外国人渡航者に拡大するとの方針を打ち出している。

一方、国内においては、16年2月6日、IT戦略本部において決定された「e-Japan戦略Ⅱ加速化パッケージ」に、「パスポートのIC化の推進」として国際標準に準拠したパスポートのIC化とそれを活用した出入国管理の強化を行うこととし、16年度に実証実験を実施し、17年度中の導入を目指す旨明記された。

## (3) 入国管理局の対応

入国管理局においては、これら国内外の動向を踏まえ、バイオメトリクス導入旅券に対応できる機器の開発・設置等に向け、平成16年度に調査研究及び実証実験を実施し、17年度中に機器を導入することを目標としている。この調査研究においては、バイオメトリクスを出入国審査手続に導入する場合の、最新の技術動向・業務形態及び運用課題を明らかにするとともに、導入後の出入国管理業務モデルの策定を行うほか、調査研究で策定した出入国管理業務モデルに基づき、バイオメトリクスに対応する出入国審査用機器の試作システムを構築し、実証実験を実施する予定である。

## 第3章 入国・在留業務

### 第1節◆出入国手続の簡素化

#### 1 APEC・ビジネス・トラベル・カードの運用開始

##### (1) APEC・ビジネス・トラベル・カード

APEC・ビジネス・トラベル・カード（以下「ABTC」という。）とは、APEC（アジア太平洋経済協力）域内のビジネス関係者の移動に関し、その利便を図るとともに、制度参加国（地域）が相互に査証に関わる事務負担を減らす試みである。APEC域内を頻繁に往来するビジネス関係者に対し、各国（地域）政府が特別なカードを交付し、あらかじめ参加国（地域）の政府に有効性の了解を得ておくことにより、その有効性を認めた参加国（地域）への入国に際しては、旅券及びABTCのみで入国審査を受けることが可能となり、入国が許可された場合は少なくとも2か月、最長3か月以内の入国・滞在ができる取決めとなっている。



APEC・ビジネス・トラベル・カード

ABTCは、申請者の属する各国政府（各地域行政府）が交付し、ABTC交付対象者の基本要件は、①犯罪歴を有さず、②有効な旅券を有する、③商用目的でAPEC域内を短期かつ頻繁に移動する必要がある真正なビジネス関係者となっている（我が国においては、外務省が同カードを発行することとなっており、その発行基準は外務省令・告示で定められている。）。

平成8年以来行われてきたAPECビジネス諮問委員会によるビジネス関係者の移動を促進するための提言を受け、同年にフィリピン（マニラ）における首脳会議で、フィリピン、オーストラリア、韓国の3か国がABTCの導入に同意した。その後、9年5月に前記3か国により試行が開始され、現在17か国（地域）が参加している（注）。

（注）平成16年5月末現在、既に運用を開始しているのは、オーストラリア、ブルネイ、チリ、中国、中国香港特別行政区（SAR）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、フィリピン、台湾、タイの14か国（地域）。近い将来運用開始を予定しているのは、パプアニューギニア、シンガポール、ベトナムの3か国である。

## (2) 我が国における運用状況

我が国は、平成14年10月、メキシコ（ロス・カボス）で開催されたAPEC首脳会議で、小泉総理大臣、茂木外務副大臣が、ABTCへの参加意向を表明し、15年4月1日からその運用を開始することとした。

我が国において、ABTC所持者が短期商用目的で上陸申請した場合、入国審査官は、査証を求めることなく、審査の結果、上陸のための条件に適合していると判断したときは、「短期滞在（90日）」の上陸許可を付与することとしている。

本運用開始に伴い、東京入国管理局成田空港支局及び大阪入国管理局関西空港支局においては専用レーンを設置し、ABTC所持者に対する円滑な上陸審査手続を行っている。また、他の空港においても可能な限り専用レーンを設置するよう努めている。



ABTC専用レーン

## 2 乗員上陸許可支援システムの運用開始

現行の入管法令においては、乗員が我が国に上陸を希望する場合には、その乗員が乗っている船舶の長又はその船舶を運航する運送業者が、乗員上陸許可申請書を入国審査官に提出して申請を行わなければならないこととなっており、また、船舶が海港に入出港する際には、入港通報、入港届、出港届、乗客名簿及び乗員名簿を書面で提出しなければならないことになっているが、平成15年7月に運用を開始した乗員上陸許可支援システムにおいては、運送業者からの乗員上陸許可申請等を電子的に受け付けるとともに、要注外国籍等者のチェック、乗員上陸許可書等の作成をシステム化した。また、このシステムにより、これまで電算記録として取得できていなかった乗員の出入国についても電算記録を作成し、審査業務の適正化及び利便性の向上を図ることが可能となった。

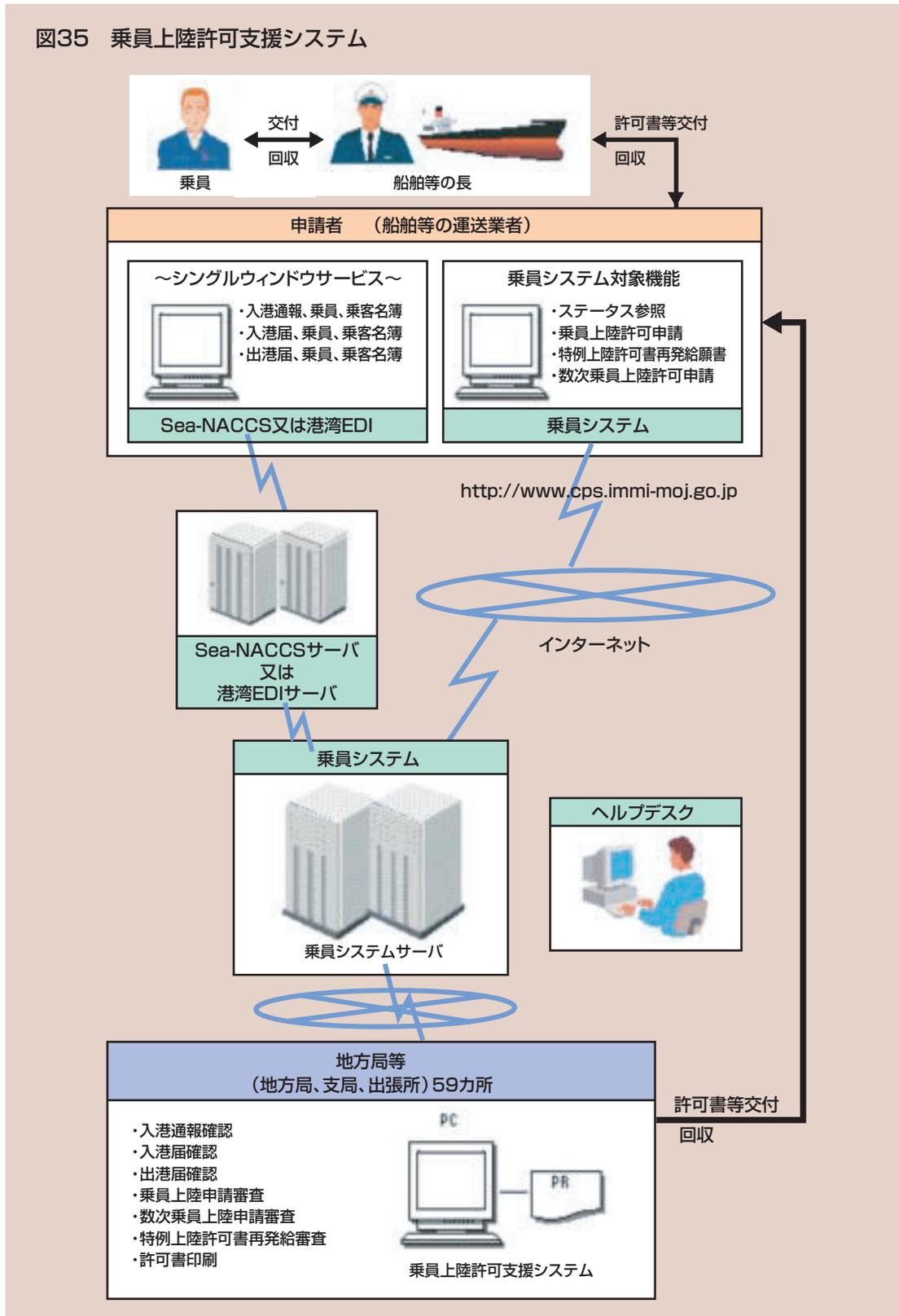
本システムは、政府の方針として各種申請・届出の電子化によるワンストップサービス（注1）の実施を念頭に、各省に提出している重複した港湾関係届出書類についてのシングルウィンドウ化（注2）を推進する観点から、輸入・港湾関連手続及び乗員上陸許可申請手続において、Sea-NACCS（財務省）及び港湾EDIシステム（国土交通省・海上保安庁・港湾管理者）と相互に接続・連携することにより、利用者がいずれかのシステムに対して1回の入力・送信を行うことで、複数の行政機関に対する手続を可能にした（シングルウィンドウ化）もので、これらシステムに入力された「入港通報」・「入港届」・「出港届」・「乗員名簿」・「乗客名簿」等を

利用して乗員上陸許可支援システムに対しても申請できるようにすることでシングルウィンドウ化が実現したものである（図35）。

（注1）ワンストップサービスとは、複数に分かれているサービスを一つに関連付け、一度の手続又は一か所ですべてのサービスを受けられるようにすること。

（注2）シングルウィンドウ化とは、1回の入力・送信で関係府省に対する必要な輸出入・港湾関連手続を一括して行うことを可能とすること。

図35 乗員上陸許可支援システム



## 第2節◆観光促進への対応

平成15年1月、小泉総理大臣は、我が国の観光立国としての基本的な在り方を検討するため、有識者による観光立国懇談会を開催することを決め、第156回国会の施政方針演説において、年間約500万人にとどまっている日本を訪れる外国人旅行者を2010（平成22）年に1,000万人以上に倍増させることを目標として掲げた。

これを受けて、観光立国懇談会において所要の検討が重ねられた結果、15年4月に、観光立国懇談会報告書が取りまとめられた。同報告書を受け、内閣は、関係行政機関の緊密な連携を確保し、観光立国実現のための施策の効果的かつ総合的な推進を図るため、15年5月に観光立国関係閣僚会議を開催し、行動計画の作成に着手し、以来、内閣官房及び国土交通省が中心となって関係省庁が連携しながら取りまとめを行い、同年7月の同閣僚会議において「観光立国行動計画」を決定した。

「観光立国行動計画」のうち、入国管理局関連事項としては、入国手続の円滑化等として、韓国人修学旅行生の査証免除、中国国民訪日団体観光制度の運用改善と対象地域の拡大及び事前旅客情報システム（APIS）の導入による入国審査の迅速化等が掲げられた。

韓国人の修学旅行生については、16年3月1日から、有効な韓国旅券を所持する韓国の修学旅行生であって、継続して30日を超えない期間滞在する意図をもって我が国に入国を希望する者（同年4月12日以降は、引率者も含む。）に対して、査証免除措置が実施された。

また、中国人訪日団体観光制度の運用改善と対象地域の拡大については、失踪者等の諸問題に対し、関係省庁や中国側と協力しつつ、健全な制度の運用改善に取り組み、日中領事当局間協議等において、本制度の運用改善や対象地域の拡大について日中間で協議した。16年3月11日には、小泉総理大臣から関係省庁に対し、「[中国人訪日団体観光の査証発給対象地域の拡大]については、外務省が関係省庁との連携を図りつつ、中国政府と十分協議の上、早急に結論を出す。」と指示されたのを受けて鋭意中国側と協議中である。

## 第3節◆我が国社会が必要とする外国人労働者の円滑な受入れ

### 1 IT技術者の受入れの拡大

近年IT関連技術は目覚ましい発展を遂げており、同時にこれらIT関連技術者に対するニーズも高まりを見せている。

平成13年3月、IT戦略本部（「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」）において「e-Japan重点計画」が作成され、「IT技術者などの専門的、技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れていくことにより、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入れ関連制度の見直しについて検討を行い所要の措置を講ずる。」こととされた。

また、同月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」においても「IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入れ関連制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を講ずる。」こととされた。

このような状況の中、法務省でも「第2次出入国管理基本計画」（12年3月策定）において、「国内外の新たな社会の動きの中で社会のニーズに応えるよう外国人の円滑な受け入れを図っていくこととする。」、また、「情報通信分野の発展には、その他の産業分野の発展にも大きく寄与するものであり、積極的な人材の確保や交流に出入国管理行政としても貢献していく。」こととしており、これらの方針のもと、IT関連技術者の受け入れ拡大のニーズに応えるものとして13年12月に在留資格「技術」に係る基準省令（上陸許可基準）を一部改正し、IT技術者受け入れに関する緩和措置を講じた。具体的には、日本のIT関連資格と相互認証された外国の資格・試験のうち、法務大臣が告示で定めた試験に合格し、又は資格を有している外国人については、「技術」の在留資格に係る上陸許可基準である「大学若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」に関わりなく入国できることとした。

相互認証された外国の資格・試験で、法務大臣が告示で定めているのは、シンガポール（13年12月28日付け）、韓国（14年7月19日付け）、中国（同日付け）、フィリピン（15年5月30日付け）及びベトナム（同日付け）において行われている資格・試験である。なお、15年度末に策定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」においても「IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受け入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。」こととされており、これらの資格・試験については、相互認証の結果を踏まえ、今後とも順次拡大する予定であり、現在、ミャンマー、台湾において実施される試験についても告示への追加について検討中である。

## 2 ソムリエ等の受け入れの拡大

「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」（平成15年2月27日構造改革特区推進本部決定）において、「技能」の在留資格をもって上陸しようとする外国人ソムリエ等に係る上陸許可基準の緩和措置を講ずることとされ、16年2月27日、在留資格「技能」に係る基準省令（上陸許可基準）を一部改正し（同日施行）、ソムリエの受け入れに関する緩和措置を講じた。

具体的には、ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供（以下「ワイン鑑定等」という。）に係る業務に従事しようとする外国人であって、(i) ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会（以下「国際ソムリエコンクール」という。）において優秀な成績を取めたことがある者、(ii) 国際ソムリエコンクール（出場者が1国につき1名に制限されているものに限る。）に出場したことがある者、(iii) ワイン鑑定等に係る技能に関して国（外国を含む。）若しくは地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有する者については、従来、「技能」の在留資格に係る基準省令において、当該技能について「10年以上の実務経験」

という要件が課されていたが、5年以上の実務経験を有する場合、在留資格「技能」の上陸許可基準に適合することとした。

### 3 外国人医師の診療場所の拡大

「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」（平成15年2月27日構造改革特区推進本部決定）における全国で実施する事項として、いわゆるへき地医療を行う外国人医師等の稼働先について、従来、「診療所」に限定されていたものを「病院」にも拡大することとされ、16年2月27日、在留資格「医療」に係る基準省令（上陸許可基準）等を一部改正し（同日施行）、外国人医師等の受入れに関する緩和措置を講じた。

具体的には、従来、「医療」の在留資格で外国人医師等が医療行為を行うことができるのは、本邦の大学において医学又は歯学の課程を修めて卒業した者が、当該大学卒業後6年以内の期間中に病院等で行う研修として行う業務の場合、又は卒業後、医師、歯科医師の確保が困難な地域にある「診療所」で行う診療に係る業務に限られていたものについて、医師、歯科医師の確保が困難な地域で行う診療に係る業務の場合には、「診療所」に加えて「病院」において行う業務も含まれることとした。

### 4 留学生が卒業後に就職活動を行う場合における「短期滞在」の在留資格の容認

「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」（平成15年2月27日構造改革特区推進本部決定）における全国で実施する事項として、留学生が卒業後、就職活動を行っており、かつ、大学の推薦がある場合には、「留学」から「短期滞在」への在留資格変更を許可し、最長180日間滞在すること等を可能とすることとされ、16年2月から、留学生の卒業後における就職活動に係る緩和措置を講じた。

具体的には、留学生が、大学卒業後、就職活動を行っており、かつ、求職活動を行うことを目的とする在留資格変更許可を受けることが適当なものとして大学による推薦がある場合には、「留学」から「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在することを可能とするとともに、個別の申請に基づき、週28時間以内の資格外活動の許可を与えることとした。

### 5 永住許可・不許可事例の紹介

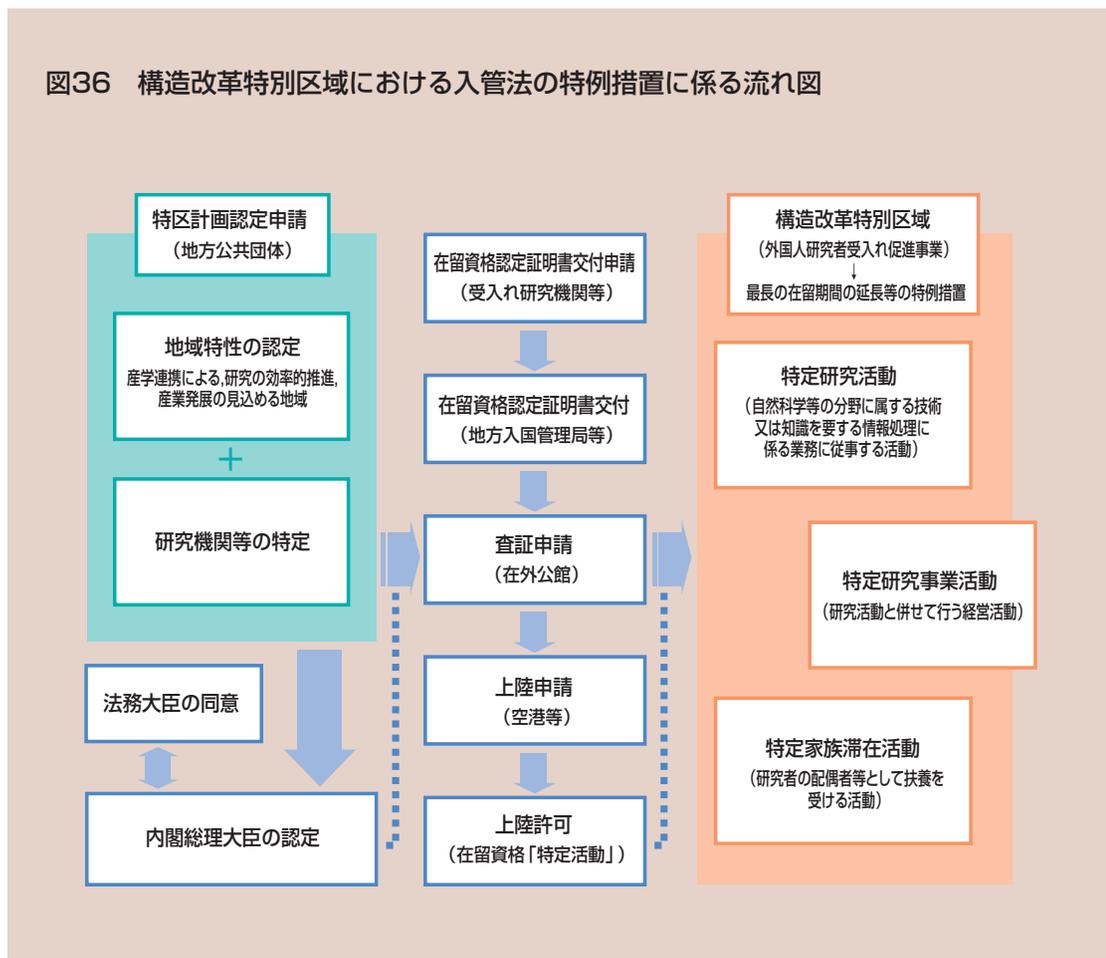
内閣総理大臣の諮問事項を調査審議する総合規制改革会議において、平成15年12月に取りまとめられた「規制改革の推進に関する第3次答申」において、「高度技術を有する外国人研究者・技術者や経営者・投資家などに対し、「永住」を優先的に許可するための透明性の高い措置（日本版「グリーンカード」）の構築を図る」ため、現行の永住許可制度について、我が国において長期安定的に事業等を行うため永住を希望する外国人の許可要件に関する予見可能性等を高めるため、(i) 永住許可・不許可事例の公開〔15年度中に措置〕、(ii) 永住許可要件のガイドライン化〔16年度中に措置〕、(iii) 永住許可における資格要件の特例措置の全国展開〔16年

度中に結論]を実施するべきとされた。これに基づき、(i)について、16年3月に永住許可の許可事例・不許可事例を法務省ホームページにおいて公開し、かつ、事例については随時更新することとした。

## 6 構造改革特別区域法による入管法の特例

平成14年12月11日、第155回国会において構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）が成立し、15年4月1日から施行され、地方公共団体から提案された規制の特例措置が実施されており、この中で、入管法の特例として、外国人研究者受入れ促進事業が実施されている（図36）。概要は次のとおりである。

図36 構造改革特別区域における入管法の特例措置に係る流れ図



特区内に所在する研究施設等において研究活動と当該研究の成果を利用して行う事業を営む活動を行おうとする外国人研究者について「特定活動」の在留資格を決定し、当該研究者が在留資格変更許可又は資格外活動許可を受けることなく、研究活動と併せて経営活動を行うことを可能としたものである。また、当該外国人研究者及び特区内に所在する研究の中核となる大学等の施設において研究活動のみを行う外国人研究者（それぞれ当該研究者の家族を含む。）については、これまで在留期間の更新を受けずに在留できる最長の期間は3年であったところ、これを特例措置として5年に延長した。本特例措置の実施状況は16年3月末現在、278件となっている。

また、第156回国会において特区法の一部を改正する法律が成立し、15年10月1日から施行されており、本改正により、入管法の特例として、新たに外国人情報処理技術者受入れ促進事業が実施された。概要は次のとおりである。

情報処理産業は、先端産業（ロボット、バイオ、環境等）の基幹技術となるものであり、新たな技術・サービスの開発による新事業創出効果が高く、さらに、産業の高度化等にも重要な要素となる分野であることから、特区内の事業所において、3年を超える期間、情報処理分野の業務に従事することが予定されている情報処理技術者につき、在留期間の上限について、現行の3年から5年に伸長する措置を講ずるものである。本特例措置の実施状況は、16年3月末現在、15件となっている。

## 7 優良企業等からの在留資格認定証明書交付申請に係る審査の迅速化・簡素化

企業活動の国際化に伴い、高度な技術等を有する外国人の雇用や企業内における国境を越えた転勤等が増加し、外国人の雇用に係る移動が迅速かつ円滑な手続で行われることが求められており、総合規制改革会議の第3次答申において、「在留資格認定証明書の申請手続の迅速化・簡素化」を平成15年度中に措置することが答申され、政府として同答申を最大限尊重することが閣議決定（15年12月26日）された。

そこで、入国管理局においては、16年3月から、不法残留等の問題が発生するおそれが少ないなど「優良」と認められる機関との契約に基づいて雇用される外国人の申請については、申請受理日からおおむね2週間以内に処理するとともに、雇用機関に関する立証資料については、過去1年以内に提出がなされており、特段の変更がない場合、新たな提出を求めない措置を講じ、審査の迅速化・簡素化を図ることとした。

## 8 「投資・経営」及び「企業内転勤」の在留資格の取扱いの明確化

総合規制改革会議の第3次答申においては、「投資・経営者等に関する在留資格の明確化」及び「海外からの外国人転勤者に関する在留資格の周知徹底等」について措置することが盛り込まれた。同答申を踏まえ、「投資・経営」の在留資格については、会社等の事業の運営に参画することを目的として入国・在留する者を対象とし、実質的に経営を左右できる程度の投資をすることが必要であること、投資額については、会社の規模により異なるが、実質上会社の経営方針を左右できる程度の金額であることが必要であり、最低でも500万円以上の投資が必要となること、また、この500万円以上の投資額は、毎年500万円の投資を行うことを求めているものではなく、一度投資された500万円以上の投資がその後も回収されることなく維持されればよいこと、「投資・経営」の在留資格に該当しないと認められる場合であっても、「人文知識・国際業務」あるいは「技術」の在留資格に該当するときがあること、また、「企業内転勤」の在留資格については、本邦への転勤者が1年以上外国にある本店等に勤務していないときでも「人文知識・国際業務」又は「技術」の在留資格に該当することがあり、この場合、転勤に際し本邦にある外国法人の本店、支店等と新たに雇用契約を締結する必要はないことを明確にし、入国管理局ホームページ等において周知徹底を図っている。

## 第4節◆研修制度及び技能実習制度の適正かつ円滑な推進と一層の充実

### 1 研修制度、技能実習制度に係る省令等の改正

#### (1) 改正の背景

法務省においては、研修を目的とする外国人の円滑・適正な受入れを推進すると同時に、真の目的が就労でありながら研修を装う者を的確に排除するため、基準省令において在留資格「研修」に係る上陸許可基準を定めている。さらに、開発途上国において必要とされる技術等のノウハウは、我が国の中小企業等においても相当の蓄積がなされているところ、このような中小企業等での研修機会の拡大の要請に応えるため、基準省令で定める研修生の受入れ人数の上限等の基準（注）を緩和する特例を法務省告示で定め、中小企業自身の国際貢献、国際協力としての研修生受入れに途を開いている。

上記法務省告示においては、あらかじめ法務大臣の承認を得て同大臣の許可を受けて設立された法人（財団法人国際研修協力機構（以下「JITCO」という。））が推薦する研修についても、基準省令で定める研修生の受入れ人数の上限等の基準を緩和した受入れを認めていたが、この推薦研修制度は「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に従い、15年度末に廃止することとなったことから、その閣議決定を踏まえるとともに、引き続き外国人研修生の適正な受入れを行う観点から、16年2月27日、「研修」に係る基準省令等を改正し、所要の規定の整備を行った。

また、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針（以下「技能実習制度に係る法務省告示」という。）においては、外国人研修生の在留状況の調査及び評価はJITCOが行うこととされていたが、上記閣議決定により同調査等は国において実施することとされたことを受けて、同日、JITCOによる在留状況評価制度等を廃止するための所要の規定の整備を行った。

（注）基準省令において、実務研修を行う研修生の人数は、当該研修生を受け入れる機関の常勤の職員の総数の20分の1以内とされている。

#### (2) 改正内容

##### ア 「研修」に係る基準省令等の改正

法務省告示に規定されているJITCOが推薦する研修に係る規定を削除するとともに（平成16年3月31日施行）、これまでJITCOの推薦を受けて研修生を受け入れてきた研修などで法務大臣が適正と認める研修については、新たに受入れ機関ごとに個別に法務省告示をもって定め、引き続き研修生の受入れ人数枠等の特例の対象とするよう基準省令を改正した（同年2月27日施行）。

また、出入国管理及び難民認定法施行規則を改正し、法務大臣は研修を個別に告示するに当たり必要な要件等を定めること、同大臣はその告示に当たり外国人の研修について専門的評価を行うことができる法人による評価を参考とすることができること、及び参考と

し得る評価を行う法人の要件について規定した（16年3月10日施行）。

#### イ 技能実習制度に係る法務省告示の改正

外国人研修生の在留状況の調査及び評価を行うこととされていたJITCOに係る規定を削除した（平成16年3月31日施行）。

## 2 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業

特定の地域においては、特定の産業について、中小企業等が当該産業に係る技術保有の主体となっている場合があることから、研修生を受け入れようとする業種に属する企業が相当程度集積し、当該業種が当該地域における主な産業である地域において、当該業種に関する研修生派遣国との間の密接な経済交流等を前提に、平成15年8月29日、構造改革特区における特例措置として、「研修」に係る基準省令（上陸許可基準）における人数枠の特例を定めた告示の特例に関する措置等を告示し（同年10月1日施行）、研修生の受入れ人数枠の一部について拡大する措置を講じた。本特例措置の実施状況は、16年3月末現在、6件となっている。

## 3 「団体監理型」研修における実態把握

いわゆる団体監理型（受入れ企業と派遣機関とに取引関係等はないが、商工会・協同組合等の団体が監理することで受入れが認められている研修）による研修生受入れ、とりわけ問題が多く見られる中小企業団体の中で、異業種の組合における研修の実施体制等が疑問視されていることから、全国の受入れ機関の実態調査を実施した結果、研修生の所定時間外の活動、研修・技能実習実施先の無断変更及び研修計画の齟齬等不適切な研修・技能実習事案が判明した92の受入れ機関に対して不正行為認定（※）した。

（※）不正行為認定された受入れ機関における研修は、上陸許可基準の要件に適合しないこととなる。

## 4 制度の見直し

平成12年3月に策定された第2次出入国管理基本計画において、研修制度及び技能実習制度の今後の在り方について検討していくとされており、入国管理局においては、同基本計画の策定後、全国規模の実態調査並びに世論調査及び国政モニターを実施し、これらの調査の結果等を踏まえ、研修・技能実習制度の見直しや、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修生及び受入れ機関の要望に応えるため、技能実習対象職種の拡大等による技能実習制度の拡充について、関係省庁と協力して検討を行っている。15年度においては、「定置網漁業」の作業を新たに技能実習移行対象作業に加えたほか、問題事例の発生も踏まえた制度全体の在り方について法改正も含めた検討を行っているところである。

## 第5節◆学術・文化・青少年交流の推進と 留学生，就学生の円滑かつ適正な受入れ

### 1 「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化

外国人留学生の受入れは、昭和58年以降「留学生受入れ10万人計画」の下、我が国政府の基本方針として積極的に推進され、留学生及びその大半が留学生となる日本語就学生の入国者が急増した。しかし、日本語就学生に関しては、専ら就労を目的とする者が就学生を装って入国し、不法就労者又は不法残留者となったり、受入れ教育機関として不適切な教育機関が存在したりする等深刻な問題となったことから、平成元年の入管法の一部改正により「留学」及び「就学」の在留資格を整備するとともに上陸許可基準を整備する等、その入国・在留に当たっては厳正な審査を実施してきた。

その結果、留学生及び就学生の不法残留者数が減少し、不適切な教育機関も減少するなどの改善が認められたため、申請者の負担軽減の観点等から、平成11年12月、提出書類の大幅な削減等手続の簡素化を図り、教育機関の在籍管理状況に応じた取扱いを行うことを内容とした審査方針を策定し、当該方針に沿って対応してきた。

しかしながら、近年、留学生の不法残留者が再び増加する傾向を示し（図37，表58），また，

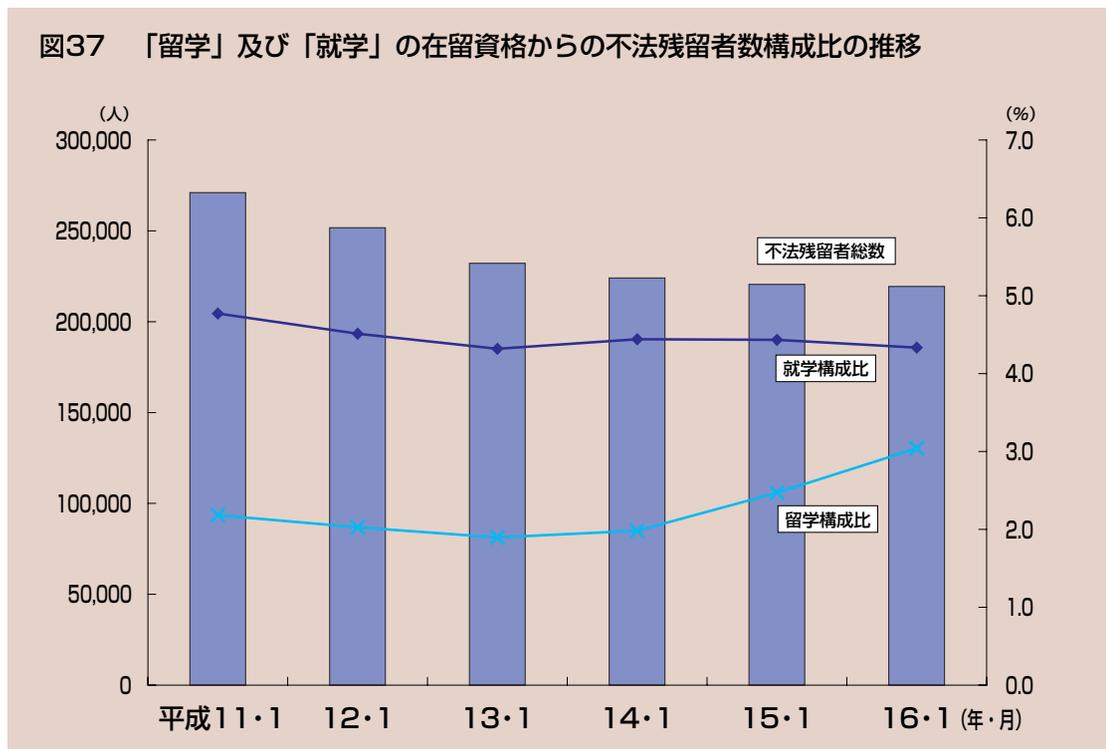


表58 「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移

区分	年月日	平成11年1月1日	12年1月1日	13年1月1日	14年1月1日	15年1月1日	16年1月1日
不法残留者総数 (人)		271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418
留 学 (人)		5,914	5,100	4,401	4,442	5,450	6,672
構成比 (%)		2.2	2.0	1.9	2.0	2.5	3.0
就 学 (人)		12,931	11,359	10,025	9,953	9,779	9,511
構成比 (%)		4.8	4.5	4.3	4.4	4.4	4.3

留学生や就学生による犯罪が大きな社会問題となり、さらには、不法就労者等の摘発の際にも、これらの者が被摘発者の半数近くを占める等留学生及び就学生をめぐる状況が大きく変化したことから、15年11月から、留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力を有しているか否かを重要な審査項目とし、審査のより一層の適正化を図っている。

## 2 教育機関に対する指導

学生の選抜に当たって勉学意欲の確認が十分に行われていない、学生の所在等を把握していないため学業がおろそかになるなど、在籍管理が適正に行われていない一部の教育機関については、平成14年度に引き続き、15年度においても教育機関の所在地を管轄する地方入国管理局にこれら教育機関の関係者の出頭を求め、選抜方法の改善及び在籍管理の改善・徹底に係る注意・指導を行った。

また、教育機関関係者が出席する各種会議等の場においても、留学生及び就学生をめぐる現在の状況等について説明するとともに、適正な在籍管理等に言及し、入管制度について理解を求めている。

## 3 夜間大学院留学生受入れ事業

現行入管法令上、外国人が「留学」の在留資格をもって我が国の大学等で教育を受けようとする場合で、それが「専ら夜間通学」して大学等で教育を受けようとするときには、「留学」の在留資格に係る上陸許可基準による入国が認められないが、学習形態が多様化する中で、夜間大学院において学習するという形態に対応することにより、海外の優秀な人材である大学院留学生の受入れを促進するため、平成15年8月29日、特区における特例措置として、「留学」に係る上陸許可基準の特例に関する措置等を定める省令を制定し（同年10月1日施行）、夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、当該大学院が置かれている大学による徹底した在籍管理がなされる場合に、夜間通学して教育を受ける場合であっても「留学」の在留資格を付与することとし、併せて、当該留学生について、現行と同様、週28時間以内の包括的な資格外活動許可を与える措置を講じた。本特例措置の実施状況は、16年3月末現在、4件となっている。

## 4 「家族滞在」に係る資格外活動許可の運用の見直し

従来、「留学」及び「就学」の在留資格をもって本邦に在留する外国人を除き、資格外活動許可を得て就労活動を行おうとする場合、母国語に関する翻訳等、特別な技能等を要する仕事に就職するときのみ同許可は認められてきた。

しかしながら、社会の実情を見ると、「家族滞在」の在留資格をもって本邦に在留する外国人（以下「家族滞在者」という。）が就労活動を行おうとする場合、その多くはそのような特別な技能等を要する仕事に就職することは期待できないことから、許可を得ることなく資格外活動

に従事する者が少なくないものと推測されていた。また、特に留学生の家族滞在者からの要望が強いと考えられ、このような状況を放置することは、留学生の積極的な受入れを行おうとしている我が国政府の方針からも適当でなく、また、外国人の公正な管理を図るという入管法の目的に反するとも考えられたことから、社会の実情に即した取扱いとなるよう運用の見直しを行った。

この結果、家族滞在者は、家事の合間の余暇時間を利用した短時間労働を志向していることから、女性パートタイム労働者の週平均労働時間を踏まえ、平成12年4月から留学生と同様に特別な技能等を要しない活動であっても、原則として週28時間以内であれば、申請に基づいて個別的に資格外活動を許可する取扱いとした。

さらに、16年2月からは、「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」（平成15年2月27日構造改革特区推進本部決定）における全国で実施する事項として、家族滞在者が資格外活動許可申請に係る活動に従事することにより、現に有する在留資格に係る活動が阻害されるものでないこと、風俗営業が営まれている営業所において行う活動等を除くなどの要件に適合する場合は、週28時間以内の就労活動を行うことについて、包括的に資格外活動を許可することとした。

## 5 青少年の文化交流

### (1) 英国人ボランティアの受入れ

我が国において、ボランティア活動を行おうとする外国人を受け入れるものとして、英国に居住する英国人が、1年を超えない範囲内で我が国の社会福祉法人等に受け入れられ、福祉に係るボランティア活動を行う場合については、「特定活動」の在留資格を付与することとして、平成15年4月28日に「特定活動」の告示を改正し、同年5月1日から施行した。

ボランティア活動を行おうとする英国人の入国を認めるに当たっては、非営利の福祉の活動であること（管理事務的な活動又は専ら食事の準備、洗濯等の単純作業を行うものは含まれない。）、無報酬で活動すること（日常生活に必要な実費弁償として支払われる住居費、食費、交通費等の手当を除く。）、配偶者又は子を同伴しないこと、滞在中に生計を維持するための相当な資金を所持すること、滞在終了時に我が国から出国する意図を有すること、健康であることなどがその条件となっている。

なお、英国人ボランティアに係る査証申請は、在英国日本国大使館又は総領事館においてのみ受理されることとなっている。

### (2) インターンシップ（夏季休暇期間等を利用して本邦の企業等での実務を経験するもの）に係る入国許可要件の緩和

「構造改革特別区域基本方針」において全国で実施する規制改革事項として「外国人学生の特定期間ビザ取得要件の緩和」が盛り込まれ、これを受けて平成16年2月27日に「特定活動」の告示が改正され、同日から施行されることとなった。

これまでは、外国の大学に在学中の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍するものに限る。）がその外国の大学の教育過程の一環として日本の企業等で就業体験をする場合、これを「インターンシップ」として受け入れてきたもので、インターンシップは単位の取得が前提となっていたが、今回の緩和措置により、単位の取得を伴わないものであっても、当該大学と我が国の公私の機関との契約に基づき、当該機関から報酬を受けて3月を超えない期間内に、学生が在学する大学が指定するこれらの機関の業務に従事する活動を行うものについても、インターンシップとして入国を認めることとしたものである。

なお、今回の緩和措置については、大学の夏季休暇等の長期の休みを利用して当該活動を行う趣旨から、活動期間は3月を超えない範囲内に制限されているが、入国に当たっては、「特定活動」の在留資格で在留期間は「6月」を付与する取扱いが行われている。

### （3）学校の夏期休暇等を活用して外国語講師等を行う外国人大学生の受入れ

地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、平成15年10月、内閣に地域再生本部が設置され、構造改革特別区域制度同様に同本部においても、地方公共団体から地域再生に資する施策の募集が行われた。その中で入管制度に係る提案があり、「地域再生のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）における全国を対象とした支援措置として、外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の小・中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動について、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、その入国を認めるために必要な措置を、16年度中に全国において講ずることとした。

## 6 しずおか国際園芸博覧会（パシフィックフローラ2004）関係者の円滑な受入れのための措置

平成16年4月8日から同年10月11日まで開催のしずおか国際園芸博覧会（パシフィックフローラ2004）の関係者については、国際庭園等の出展責任者、庭園図面設計者、通訳等多様な活動が想定され、これらの活動の中には現行の就労関係の在留資格や短期の商用活動のための「短期滞在」の在留資格では対応が困難な活動が含まれると考えられた。そこで、同博覧会が公共性の高い国際園芸博覧会であること、受入れ期間及び活動範囲が限定されていること等を踏まえ、関係者の円滑な受入れを実現するため、これらの関係者が当該博覧会の事業に従事する活動を包括的に規定することとし、15年10月24日、「特定活動」の在留資格に係る法務省告示を改正し（同日施行）、開催準備の段階から関係者の円滑な受入れを可能とした。

## 第4章 退去強制手続業務

### 第1節◆不法滞在外国人半減のための施策

#### 1 首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言

現在我が国においては、約22万人の不法残留者のほかにも、密航船の使用等で不法入国し、我が国に潜伏している者が約3万人いると推計されており、近年における摘発の強化にもかかわらず、依然として不法に滞在する外国人は高い水準で推移している。不法滞在者は、その多くが不法就労活動を行っているほか、外国人組織犯罪の温床になっているとの指摘もあり、一層強力な不法滞在者対策を講じることが、我が国の不法滞在者問題を解決する上で不可欠な課題である。こうした認識の下、まず約25万人の不法滞在者のおよそ半数が集中していると思われる首都東京において、従前にも増して、関係機関が連携を強化し、強力かつ思い切った対策を推進する必要があると考え、法務省入国管理局、東京入国管理局、東京都及び警視庁が共同で不法滞在者対策に関する連絡会議を開催し、有効な不法滞在者対策について協議を重ねた結果、平成15年10月17日、首都東京の不法滞在者を今後5年間で半減させるべく、共同宣言を出すこととなった。共同宣言の概要は次のとおりである。

#### (1) 不法滞在者の摘発の強化と効率的な退去強制

- ア 入管法第65条を活用するなどして、早期かつ効率的に退去強制手続を進める。
- イ いわゆるリピーター等の悪質な不法滞在者に対しては、厳正な処罰に向けた捜査を実施する。
- ウ 東京入国管理局において、摘発・退去強制部門の人的体制の強化及び収容施設の効率的な活用に努める。
- エ 東京入国管理局から留置囑託依頼等があった場合、警視庁において可能な限り協力する等業務支援に努める。

#### (2) 入国・在留資格審査の厳格化

「留学」、「就学」等の在留資格については、不法就労目的の者が多く存在しており、その手段も悪質巧妙化しているため、実態調査の強化を始めとする審査の厳格化を図るとともに、関係機関相互の情報交換を密にして関連事犯の取締りを強化する。

#### (3) 不法滞在を助長する環境の改善と悪質事案の徹底取締り

不法就労助長罪による悪質な雇用主等の積極的な摘発等を継続的に推進する。

## ② 犯罪に強い社会の実現のための行動計画

刑法犯認知件数が戦後最多を記録し続ける一方、刑法犯検挙率が過去最低水準となるなど、深刻な治安状況の中で、平成15年12月18日、犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が取りまとめられた。同計画においては、犯罪の温床となる不法滞在者を今後5年間で半減させ、国民が安心して暮らすことができるようにするとともに、平穏かつ適法に滞在している多くの外国人に対する無用の警戒感を払拭するため、当局においても「水際における監視、取締りの推進」、「不法入国・不法滞在对策等の推進」、「外国関係機関との連携強化」の施策を推進することとし、具体的には、入国審査時における在留資格審査等の厳格化、不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化、留学生・就学生、研修生等の受入れに関する諸対策の推進、被退去強制者についての関係国当局による管理の徹底の要請等に積極的に取り組んでいくこととされ、また、出入国審査の一層の厳格化、不法滞在者の大幅な縮減等を図るため、入国警備官、入国審査官の所要の増員を含めた出入国管理体制の強化、収容施設及び装備、機材の整備等を推進することとされた。

## ③ 不法滞在外国人の積極的な摘発等入国管理局の具体的取組

不法滞在者対策については、これまでも累次の法改正を行ってきたところ、不法滞在者を減少させるための制度として、不法残留者等の刑罰の罰金の大幅な引き上げ、悪質な不法滞在者の上陸拒否期間の伸長等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が平成16年5月27日、可決・成立した（前記第1章参照）。入国管理局では、今後5年間で不法滞在者を半減させることを目指して、まず不法滞在者を日本に「居させない」ため、警察を始めとする関係機関との連携を強化して合同摘発を推進するとともに、関係国との送還・旅券発給等に関する積極的な交渉を通じて迅速な送還を実現するなどの方策を講じている。また、不法滞在を目的とする外国人を日本に「来させない」ため、在留資格認定証明書交付申請に係る厳格な審査、不法滞在者送出国に対する厳格な出国管理の要請などの方策を強化し、さらには観光客等を装った不法滞在目的の外国人が日本に到着しても「入国させない」ため、上陸審査の厳格化、偽変造文書鑑識の強化などの各方策を講じている。このようにして、日本に「来させない」、「入国させない」、「居させない」の3本を柱として、国民の治安回復への強い期待に応えるべく、関係機関と緊密な連携を確保しながら、不法滞在者対策に一層積極的な取組を行っている。

我が国に不法就労を企図して入国を図る外国人は、国内外の賃金格差等を背景に依然として後を絶たず、コンテナ貨物船に潜伏するなどした小規模な集団密航事案が相次いでいるほか、偽変造旅券等を行使した不法入国事案、あるいは日系人等を偽装して正規在留者を装う事案なども増加しており、国内外におけるブローカー組織の暗躍と相まって、その入国手口は複雑・巧妙化の一途をたどるなど、これら不法就労を企図する者の入国の防止や発見が困難な状況となっている。他方、国内に潜在する不法滞在外国人は、近年における摘発の強化等により漸減傾向にあるとはいえ、いまだ顕著な減少を見せることなく高水準で推移し、地方への拡散化や

定着化の傾向をたどっているほか、前記1の東京都等との共同宣言や、前記2の行動計画においても、不法滞在外国人が犯罪の温床になっていると指摘されるなど、不法滞在外国人問題は、我が国社会全体における深刻な問題となっている。

こうした状況を踏まえ、入国管理局では、これら不法滞在外国人の定着化を防止しつつ減少を図るとの基本方針の下、東京、大阪及び名古屋各地方入国管理局に調査部門を設置し、常時摘発体制を構築するとともに、7年度以降、年間複数回の全地方入国管理局における一斉摘発や首都圏等における集中摘発を実施し、入管法違反外国人の積極的な摘発を行っている。

15年度においては、9月から10月にかけて、全国から入国警備官を東京入国管理局に応援派遣の上、東京都内を中心に入管法違反外国人の集中摘発を実施した。その結果、事業所、風俗関連店舗及び居宅等345か所を立入調査し、当局の集中摘発としては史上最高の1,643人の入管法違反外国人を摘発した。このほか、15年4月には、多数の不法滞在外国人が居住、稼働している歌舞伎町地区のある東京都新宿区及びその周辺の繁華街等で居住、稼働している不法滞在外者対策を強力かつ集中的に行っていくための拠点として摘発専従型出張所である新宿出張所を新設し、摘発体制を強化した結果、同出張所においては、15年4月から16年3月末までに不法滞在外者等957人を摘発した。さらに、前記1の東京都等との共同宣言において言及しているように、入管法第65条の積極的な活用により、早期かつ効率的な退去強制手続を進めた。

さらに、近年、我が国において空港内のトランジットエリアを悪用し、我が国への不法入国を幫助する者や米国等第三国への不法入国を試みる者が後を絶たず、これらの者に対する厳正な取扱いが、国際組織犯罪、テロ対策上喫緊の課題となっていることから、14年度から、成田空港及び関西空港においてトランジットエリアにおけるパトロールを強化し、同エリアでの偽変造文書行使事案等悪質な事案の発見・防止を図っている。その結果、トランジットエリアを悪用する者に対して退去強制手続を執った数は、成田空港においては、14年は82人であったのが、15年には前年に比べ1.5倍の127人となったほか、関西空港においては15年に11人となっている。

以上のほか、極めて多くの情報が摘発要請という形で寄せられる中で、積極的な摘発を実施するための体制の強化のため、15年4月には全国の6割以上の情報が寄せられる東京入国管理局に調査企画部門を新設し、摘発の前段階として重要な役割を占める提報受理、情報分析、摘発の企画及び関係諸機関との連絡調整を一元的に行い、質の高い情報の分析及びそれらの情報を最大限活かせるような体制の整備を行った。



入管法違反事件の摘発

## 第2節◆特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の制定に伴う上陸拒否事由及び退去強制事由の追加

### 1 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律

平成15年5月28日、第156回国会において特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（以下「ピッキング法」という。）が可決・成立し、同年6月4日に公布された（同年9月1日施行）。

同法は、建物に侵入して行われる犯罪が多発している情勢にかんがみ、その防止のため、正当な理由のない特殊開錠用具の所持等を禁止するほか、指定建物錠の防犯性能に関する表示制度を新設し、その他特殊開錠用具等を用いて建物に侵入する行為の防止対策の推進等を目的としたものである。

同法の附則により、入管法の上陸拒否事由及び退去強制事由に係る規定の一部が改正された（入管法の改正に係る規定も同年9月1日から施行）。

概要は次のとおりである。

### 2 入管法改正規定の概要

#### （1）改正の趣旨

近時、外国人によるいわゆるピッキング事犯が多発しているところ、平成13年に、多発する来日外国人による犯罪行為に厳格に対処する観点から新たに設けられた入管法の上陸拒否事由及び退去強制事由の窃盗罪、強盗罪等と、ピッキング法に定める特殊開錠用具の知情販売罪、特殊開錠用具の所持罪、指定侵入工具の携帯罪等の罪が密接な関連性を有することにかんがみ、ピッキング法附則により、これらの罪を入管法の上陸拒否事由及び退去強制事由に追加し、もって来日外国人によるピッキング犯罪に厳格に対処することとしたものである。

#### （2）上陸拒否事由の追加

ピッキング法附則により入管法の上陸拒否事由が改正され、これにより入管法別表第一の上欄の在留資格をもって本邦に在留している間にピッキング法の特殊開錠用具に係る知情販売罪、授与罪、特殊開錠用具の所持罪又は指定侵入工具の隠匿携帯罪により懲役に処する判決の宣告を受けた外国人で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から5年を経過していないものが新たに上陸拒否の対象となった。

#### （3）退去強制事由の追加

ピッキング法附則により入管法の退去強制事由が改正され、これにより入管法別表第一の上欄の在留資格をもって本邦に在留している外国人で、ピッキング法の特殊開錠用具に係る知情販売罪、授与罪、特殊開錠用具の所持罪又は指定侵入工具の隠匿携帯罪により懲役に処せられたものが新たに退去強制の対象となった。

### 第3節◆人権に一段と配慮した収容場等における処遇の充実

入管法違反外国人は、退去強制手続の過程で主任審査官の発付する収容令書により、また、我が国から退去を強制されることとなる外国人は、主任審査官の発付する退去強制令書によりそれぞれ収容することとなるが、その施設として「収容場」と「入国者収容所（入国管理センター）」が設けられている。前者は、地方入国管理局、同支局及び一部の出張所の計15か所に、後者は、茨城県牛久市、大阪府茨木市及び長崎県大村市の3か所に設置されている。

これらの収容施設は、入管法違反外国人を我が国から退去強制するまでの間一時的に身柄をとどめ置くものであるため、収容されている外国人（以下「被収容者」という。）の処遇に当たっては、従来から、保安上支障のない範囲内においてできる限りの自由を与え、被収容者の属する国の風俗習慣等による生活様式を尊重して処遇業務を行っていたが、平成10年8月には、被収容者処遇規則を改正して（同年9月1日施行）、より人権に配慮した適正な処遇に努めるとともに、各収容施設に被収容者が収容施設の長に対して処遇に関する意見を投かんすることができる意見箱を設置して行う意見聴取制度を実施し、さらに、13年9月にも同規則を改正して、被収容者が自己の処遇に関して不服があるときは、収容施設の長に対し不服を申し立て、最終的には、法務大臣に対して異議を申し立てることができる、不服申立制度を同年11月1日から実施するなど、積極的な処遇の改善に努めてきた。

また、14年に矯正施設で発生した皮手錠の使用による受刑者に対する傷害事案等を受け、15年11月28日、被収容者処遇規則の一部を改正し（同日施行）、皮手錠を廃止するなど人権に配慮した所要の整備を行った。

このほか、各入国管理センター及び東京入国管理局においては、開放処遇時間における電話使用の自由化、入浴機会、戸外運動機会の増加等に取り組むなど、保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由と人権に配慮した処遇を実施している。

### 第4節◆円滑な送還への取組

被退去強制者の円滑で速やかな送還は、収容施設の拡充とともに、悪質な入管法違反事件への対策を実効あるものとする上で必要不可欠である。

平成13年7月10日、「国際組織犯罪等対策推進本部」の設置が閣議決定され、同年8月29日、同本部により「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」が決定された。その中で、円滑な送還への取組に関し、「関係国との連携」として、「退去強制対象者の迅速な送還を行うことができるよう、旅券等渡航文書の早期発給等について外国関係機関に働きかける」ことが盛り込まれた。また、16年2月、大連で開催された日中領事当局間協議において、中国政府に対し、被退去強制者に対する帰国用渡航文書発給の迅速化と安定した発給体制の確保等について申し入れた。

さらに、国際民間航空条約（シカゴ条約）第9附属書においては、締約国の当局が不正、偽変造の旅行文書を確実に没収し、没収した文書の代わりに、退去させる国によってカバーリングレターを発行して送還を行うこととされており、我が国においても15年12月から当該措置を開始し、円滑な送還に努めている。



被退去強制者の送還

## 第5節◆関係機関との協力の推進

### 1 入管法違反事件全般

関係機関との協力の推進については、前記第1節で述べたほか、次のような取組を行っている。

入管法違反事件の効果的な防止及び積極的な摘発の推進のため、昭和46年から「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催し、警察庁、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、国土交通省が、情報交換や協力体制の緊密化など入管法違反事件に適切に対処するための方策について協議しており、平成15年度においては11月に開催し、①集団不法入国事犯の現状等、②不法就労事犯の現状について協議を行った。

また、前記第1節の2で述べた「犯罪対策閣僚会議」や、前記第4節で述べた「国際組織犯罪等対策推進本部」が設置されており、入国管理局では関係機関と連携して、不法入国・不法滞在外国人対策への取組を強化している。

その他にも、銃器対策推進本部、薬物乱用対策推進本部、密輸出入取締対策会議などを通じて密接な情報交換を行うなど関係機関と連携し、悪質事案への効果的な対応に努めている。

### 2 不法就労外国人対策

不法就労外国人問題は、多方面からの対応が必要であることから、関係機関との協力関係を強化し、より実効性のある協力体制を構築する必要がある。

このため、不法就労に係る悪質な雇用主やブローカーについては、捜査機関に対して告発あるいは通報するなどして、不法就労助長罪の積極的な適用を促しており、また、雇用主やブローカーが関与する売春強要事案や賃金搾取事案等を認知した場合にも関係法令に基づく罰則の適用を捜査機関に促している。

また、我が国の国際化の進展等の観点から外国人労働者の受入れの範囲拡大や円滑化が要請される一方、外国人の不法就労等が社会問題化している現状にかんがみ、昭和63年、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」が設置され、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省が、外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題を検討する中で、不法就労者対策についても協議を行っている。

さらに、平成4年からは、警察庁、法務省、厚生労働省の3省庁による「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」、「不法就労外国人対策等協議会」の場を通じて、定期的に情報交換を行い、合同摘発の実施等の具体的取組について協議を行っている。

## 第5章 難民認定手続業務

### 第1節◆難民認定申請事案の処理促進

近年、国際情勢が刻々と変化する中で、世界の各地で起こる地域紛争による各国情勢の不安定化等に伴い、第1部第3章第1節で述べたとおり、我が国の難民認定申請件数は年々増加傾向を示しているほか、申請者の多国籍化、申請内容の複雑化及び難民認定制度を濫用する事案の増加が顕著となっている。また、難民認定手続における事実関係等の調査は、申請の理由となった事象が外国において発生していることが多いことから容易ではない。

こうした状況に起因して生じる処理の長期化及び未処理案件の増加等に的確に対処するため、次のような措置を講じている。

#### 1 難民調査部門の新設、難民調査官の増員及び研修体制の充実・強化

平成15年4月、難民認定申請が集中している東京入国管理局に難民調査部門を新設するとともに難民調査官を増員するなどして調査体制の強化を図った。また、9年から毎年難民認定事務従事者研修を実施しているところ、15年においても6月から7月にかけて同研修を実施して難民調査官の知識の涵養、調査技術等の向上を図った。

#### 2 難民関連情報収集の一元化

入国管理局において、難民出身国情報の収集・分析を行った上、当該情報を一元的に管理するとともに、各地方入国管理局にこれらの情報を逐次提供することにより情報共有体制の強化に努めている。

#### 3 通訳体制の整備

少数言語を中心とした通訳人の確保に努め、その体制整備を図っている。

これらの各種措置を講じたことにより、処理件数は着実に伸びて一定の成果を上げつつあり、今後とも長期化する未処理案件及び制度濫用ケース等の事案の適切かつ迅速な処理に努めることとしている。

### 第2節◆難民不認定に対する異議申出事案の処理の円滑化

近年の難民認定申請の急増に伴い、難民と認定されなかった者からの異議申出件数も増加した。

平成11年以降15年末までの過去5年間に難民不認定とされた者は1,140人、異議の申出を行った者は846人となっている。

異議申出事案の処理については、事案が増加した地方入国管理局において、集中処理促進期間を設け、他の地方入国管理局から難民調査官を応援派遣するなどして、早期処理に努めているところである。

### 第3節◆難民認定制度の在り方に係る検討

#### 1 難民問題をめぐる諸情勢

我が国の難民認定制度は昭和57年1月1日に発足し現在に至っているところ、この間、東西冷戦構造の崩壊を契機として、同構造の中に押しとどめられていた人種、宗教、民族、その他歴史的文化的要因を背景とする枠組みが顕在化し、世界各地において紛争が頻発し、その結果難民や避難民が大量に発生している。また、同時に経済活動のグローバル化に伴って地域間の貧富の差が拡大し、貧困国から富裕国へ移動する経済難民が生じ、その結果、受入国の社会的負担が増加して社会不安を誘発するなどの事態が生じている。さらに、平成13年9月の米国同時多発テロ事件の発生後、テロリストが入国の手段として難民を偽装する危険性が指摘されたことから、これまで難民受入れに積極的といわれてきた欧州諸国においても、経済難民の排除や不法滞在者の送還促進を主眼とした協定や法制度の整備を行っている。また、我が国においては、14年5月、在瀋陽日本国総領事館への北朝鮮出身者による駆け込み事案の発生を契機として、難民認定制度の在り方について国内外の大きな関心を集めることとなった。

こうした状況の中、法務大臣の私的懇談会「出入国管理政策懇談会」の下に設置された「難民問題に関する専門部会」において難民認定制度の在り方について議論がなされ、14年11月1日に提出された中間報告に引き続き、15年12月24日、同政策懇談会から法務大臣に対して「難民認定制度に関する検討結果（最終報告）」が提出された。

#### 2 出入国管理政策懇談会（難民問題に関する専門部会）における議論

##### （1）難民問題に関する専門部会設置の目的

前記1のとおり、今日、難民問題は社会の大きな関心を集めており、我が国の難民認定制度の在り方をめぐっても活発な議論が展開されているほか、紛争地域等からの避難民等に対する人道的な配慮や国際的対応の在り方を問い直す声が高まってきた状況を踏まえ、法務大臣が各方面の有識者から、難民認定制度の今後の在り方について意見を聴取し、今後の法務行政に活かすため、平成14年6月11日、「出入国管理政策懇談会」の下に「難民問題に関する専門部会」（以下「専門部会」という。）を設け、我が国の難民認定制度の中で議論の対象とされている事項のうち、①いわゆる「60日ルール」、②難民認定申請中の者の法的地位、③不服申立ての仕組み、の3点について検討を求めた。

## (2) 専門部会における議論

専門部会においては、不服申立ての仕組みについては、国内の他の法制度及び各国の法制度を調査研究した上で議論する必要があるとあり、結論を出すのに時間がかかると考えられたことから、まず、いわゆる「60日ルール」と難民認定申請中の者の法的地位について議論された。

具体的には、法務大臣から専門部会に検討が求められてから、平成14年10月15日までの間、いわゆる「60日ルール」及び難民認定申請者の法的地位の2項目を中心として、各メンバーが意見を交換したほか、東日本入国管理センター等を視察して難民認定及び出入国管理行政の実情を見聞し、さらに、複数の在京大使館の担当職員から各国における難民認定制度の仕組みと現状等について説明を受け、我が国で難民として認定され在留している者からその経験を聴取し、国際法学者から国際法の視点から見た難民問題について講演を受けるなどして、難民問題についての理解を深めた。

その結果、専門部会における議論はすべての検討事項について完了したとはいえないものの、難民認定制度に関する法律改正のための準備期間を考慮し、ひとまず専門部会の検討を終えた事項についてその結果を中間報告として取りまとめ、14年10月28日、専門部会から出入国管理政策懇談会に提出され、同年11月1日、同政策懇談会から法務大臣に中間報告が提出された。

中間報告が法務大臣に提出された後、専門部会においては、残された検討事項である不服申立ての仕組みについて議論を進め、15年11月21日までの間、各メンバーが意見交換したほか、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部「国際救援センター」及び東京入国管理局新庁舎の難民調査のためのインタビュールーム等を視察し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）職員から難民をめぐる問題について、行政法学者からは行政不服審査制度全般について、それぞれ説明を受けた。加えて、主要国における難民不服申立制度の仕組みと実情について把握すべく、イギリス、フランス、ドイツに派遣され調査に当たった専門の学者から、その調査結果について報告を受けるなどして、不服申立制度についての理解を深めた。

専門部会においては、最終的な検討結果を最終報告として取りまとめ、同年12月16日、専門部会から出入国管理政策懇談会に提出され、同月24日、同政策懇談会から法務大臣に対して「難民認定制度に関する検討結果（最終報告）」が提出された。

## 3 出入国管理政策懇談会の中間報告

前記2の議論を踏まえ、平成14年11月1日に出入国管理政策懇談会から法務大臣に提出された中間報告の概要は次のとおりである（資料編6参照）。

### (1) いわゆる「60日ルール」について

申請期間を設けることには、現在でも合理的理由があると考えられ、そして、この申請期間の問題を、難民認定制度全体の中での公平性、透明性にかかわる問題と位置付け、我が国が、今後、積極的に難民を受け入れていく姿勢を国際社会に示すメッセージとして、申請期間を現在より延長し、これを6月ないし1年とする方向で法改正されることを提言する。

## (2) 難民認定申請中の者の法的地位

難民認定申請者については、安心して審査が受けられるよう、①法務大臣による難民認定の許否の決定（異議申出を含む。）が下されるまでの間は、退去強制事由該当者であっても退去強制されないよう法的に保障すること、②政府として衣食住の提供や保護施設の設置等必要な経済的・物質的保護措置の充実を図り（NGOとの効果的な連携も検討する。）、申請者が審査を受けることに専念できるような生活環境を確保することを提言する。ただし、経済的・物質的援助を目当てとする難民認定制度の濫用者を排除することに努力する必要がある。

## (3) 関連する提言

難民認定申請に対する判断が遅延することは好ましくないので、真の難民を保護し、審査手続の合理化・迅速化を図り、審査が1年以内に終結することを目途とした難民調査官の大幅な増員、適正な人員配置、難民調査官の能力と専門性向上のための研修等の充実・強化、及び、適切な通訳の確保に努められることを要望する。

さらに、難民認定制度濫用者を排除する基準ないし指針として、外国において既に難民不認定処分を受けた者、明らかに安全な第三国を経由して来た者、身分事項を偽り又は偽造証明書を提出するなど不正の手段を用いて庇護を受けようとする者等を排除している欧州諸国の対応が参考にされてよいであろう。

## (4) 今後の課題

真に政治的迫害等から逃れて我が国に難民として庇護を求めて来た者については、迅速に庇護し、必要に応じた援助を行うことが望ましい。これを実現するため、関係省庁が真の難民の円滑な受入れ体制を整備するため相互に緊密な連携を保ちつつ積極的に取り組んでいくことを希望する。

また、新たに構築される難民認定制度は、全体として合理性と透明性の高められたものであることが要請されているのであって、例えば、不認定理由の具体的で明確な告知などについて改善が図られる必要がある。

## 4 中間報告を踏まえた対応

中間報告を踏まえ、平成15年3月4日、難民として認定されるべき者等の法的地位の安定化を可能な限り迅速に図るため、難民認定制度に関して、仮滞在許可制度の創設や、難民として認定された者で一定の要件を満たす場合には一律に在留を認めること等を内容に含む出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案が第156回国会に提出されたが、継続審議となった後、同年10月10日、衆議院解散に伴い、廃案となった。

また、中間報告において、今後の課題として、難民認定制度の全体的な合理性と透明性を高めるため、不認定理由の具体的で明確な告知等について改善が図られる必要があるなどの提言がなされたことを踏まえ、難民認定制度の合理性及び透明性を一層高めるとともに、行政サー

ビスの向上を図るため、15年1月から難民不認定処分を行うに当たって処分通知書に不認定判断の基礎となった理由を具体的に付記することとした。

なお、これまで国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）（注1）等から条約難民に対する処遇改善の要望がなされていたほか、世論による難民認定者に対する定住促進支援への気運が高まってきたことなどを踏まえ、14年8月7日の閣議了解及び法務省入国管理局長が構成員となっている難民対策連絡調整会議（注2）において、これまでインドシナ難民を対象としていた定住支援措置が、条約難民に対しても講じられることとなったほか、難民認定申請者への支援について所要の検討を行うことが決定され、入国管理局においては、検討結果を踏まえて難民支援担当窓口の設置等の措置を講じた（次節参照）。

（注1）国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）

世界各地の難民に対する国際的保護の付与、難民問題の恒久的解決（本国への自発的帰還、現地定住、第三国定住）、難民条約等の各国による締結の促進などを行う国連機関。

（注2）難民対策連絡調整会議

昭和54年7月インドシナ難民の定住受入れ、促進等を図ることを目的にインドシナ難民対策連絡調整会議が内閣に置かれたが、インドシナ難民に限らず難民をめぐる諸問題について政府全体として必要な対応を検討することができるよう、平成14年8月7日、インドシナ難民対策連絡調整会議が、難民対策連絡調整会議に改組された。

難民対策連絡調整会議は、内閣官房副長官（事務）を議長、内閣官房副長官補（外政）を副議長とし、警察庁長官官房国際部長、外務省総合外交政策局国際社会協力部長及び法務省入国管理局長等を構成員としている。

## 5 出入国管理政策懇談会の最終報告

前記2の議論を踏まえ、平成15年12月24日に出入国管理政策懇談会から法務大臣に提出された最終報告（不服申立手続部分）の概要は次のとおりである（資料編7参照）。

### （1）第三者関与の妥当性について

難民認定業務に対する信頼性を高めていくためにも、手続の公正性・中立性等に対する配慮が強く求められるとの観点から、複数かつ奇数から成る第三者（法務省入国管理局職員ではない専門家）を不服申立ての審査手続に関与させることを提言する。

### （2）第三者関与の具体的な制度案について

#### ア 諮問機関としての位置付け

不服申立手続に関与する第三者に裁決・決定権を付与する仕組みを作るとすれば、難民認定に携わっていない第三者が一から当該案件の検討をしなければならず、最終判断に至る過程が長期化するおそれ大きい。また、特に複数の第三者が関与する場合、判断の統一性が損なわれる場合の生じることが心配されること等から、不服申立手続の公正性等を担保するために関与する第三者には、あくまで諮問機関としての役割が付与されることが望ましい。

#### イ 専門委員制度の導入

常に合議体としての意思決定を求めるとなれば、その前提として、これら専門家が一つの結論に達するまで討議を行わなければならない、各専門家の分野が異なれば異なるほどそ

の討議には時間を要することが予想され、迅速性の要請を十分に充たし得るか疑問がある。また、最終的に意見が一致しないことも当然あり得ようが、法務大臣が専門家の意見を聴く制度とする以上は、多数意見に重きを置きつつ少数意見も尊重して判断を下すことになるのであって、合議体として一つの結論に到達する必要は必ずしもないこと等から、複数の第三者が一つの結論に達することを義務付けず、協議の上共同で意見を答申することも、第三者が個別の意見を直接答申することも可能な制度として、いわゆる専門委員制度の導入を提言する。

## ウ 専門委員の人選

専門委員は、学識及び経験が豊かで人格高潔な、社会的常識を持った人物が選任されるべきであるが、具体的には、

- ①事実認定を含む法律実務の経験豊富な法曹実務家
- ②地域情勢や国際問題に明るい元外交官・商社等海外勤務経験者・海外特派員経験者・国際政治学者・国連関係機関勤務経験者等
- ③国際法・外国法・行政法等の分野の法律専門家等

の中から選任されることが望ましい。また、専門委員の人選に当たっては、男女共同参画基本計画の趣旨に沿って、女性委員の積極的な登用に努めることが必要である。

そして、このように各分野から広く専門的知見を求めるため、一つの案件に關与する専門委員は複数、おおむね3名程度であることが望ましい。

## 6 最終報告等を踏まえた対応

中間報告及び最終報告を踏まえ、平成16年2月27日、難民認定制度の見直しを含む出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案が第159回国会に提出され、同年5月27日、衆議院本会議において可決され、成立した（第1章参照）。

### 第4節◆難民支援担当窓口の設置

政府として難民に関する諸課題に対応するため、内閣に難民対策連絡調整会議が設置されているが、平成15年7月29日に開催された同会議の第3回会合において、難民に対する情報提供体制の整備及び18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置についての2点が決定された。

同決定を受けて関係行政機関は、官民連携の情報ネットワークを構築し、情報提供の充実・強化を図ることとし、入国管理局においては、15年8月から、東京入国管理局難民調査部門を始めとする各地方入国管理局及び同支局の難民調査官が配置されている部署13か所に難民支援担当窓口を設置した。同窓口においては、難民及び難民支援に関わる民間団体等関係機関に対して、積極的に情報提供等を行い、難民の生活支援等に努めている。

## 第6章 外国人登録業務

### 第1節◆外国人登録法施行令の一部改正

平成11年7月から2年間にわたって審議が行われた司法制度改革審議会において、弁護士の隣接法律専門職種である司法書士にも一定の範囲で訴訟代理権を認めるべきである旨の報告が出され、これを受けて司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案が、14年4月24日、第154回国会において可決された。このような状況を踏まえ、入国管理局においても外国人登録原票記載事項証明書の請求権者に司法書士を新たに追加する方向で検討したところ、15年9月25日、簡易裁判所における訴訟代理権を有する司法書士に対し、簡易裁判所における訴訟業務の遂行上必要な場合に限り、外国人登録原票記載事項証明書の交付請求を認める内容の外国人登録法施行令の一部を改正する政令が公布された（平成16年1月1日施行）。

### 第2節◆外国人登録事務の円滑・合理化

外国人登録事務は、平成10年5月に閣議決定された地方分権推進計画を受けて制定された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）により、法定受託事務（注）とされ、市区町村が引き続き同事務を担当するとともに、各種報告事務については、従来都道府県を経由して行っていたのを廃止し、直接法務省へ行うこととされた。

このため、市区町村における外国人登録事務の適正かつ円滑な実施を確保するため、市区町村に対し事務処理状況の調査や業務指導、従事する職員を対象とした研修を実施している。

また、外国人登録事務の合理化については、外国人登録法が目的とする在留外国人の公正な管理に資すること、すなわち出入国管理行政を始め労働、教育、福祉その他各般の行政において在留外国人の居住関係及び身分関係に関する正確な資料・情報を提供することが適切に実現されることを念頭に、外国人登録制度を取り巻く国内外の諸情勢の変化等を踏まえつつ、事務処理の簡素・合理化の可能性を検討し、16年度以降も推進していくこととしている。

---

（注）本来国が果たす役割に属する事務であるが、国においてその適正な処理を確保する必要があるものとして法律（これに基づく政令を含む。）により地方自治体で処理することとされる事務と定められたものをいう。

## 第7章 国際化への対応

### 第1節◆各種セミナーの主催

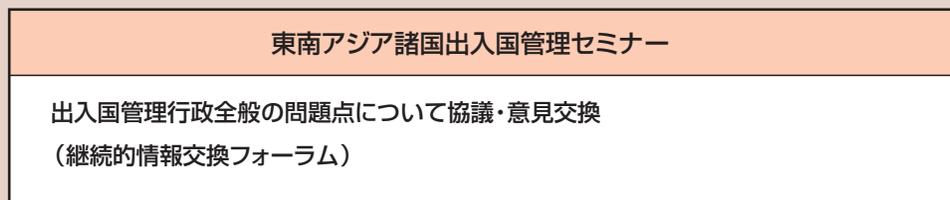
交通手段の発達や情報通信技術の進歩に伴い、国際社会においても、サービス、資本、情報等の移動は一層活発化しており、「人の移動」もまた例外ではなく、より一層の円滑化が求められている。

しかしながら、特に平成13年9月に発生した米国同時多発テロ事件により、テロリスト等の国際間の移動を抑えることも出入国管理の重要な役割であるとの認識がより一層深められた。このように相反する課題を抱えている国境を越える人の移動の問題は、一国限りの対応では限界があることから、二国間、地域間、多国間での協力した取組が特に重要となっており、秩序ある人の移動を実現させるためには、出入国管理等に関する情報交換等国際協力の強化が不可欠である。

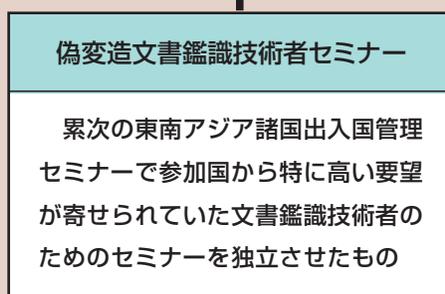
入国管理局では、こうした認識から、ODA（政府開発援助）事業の一環として以下のような各種プログラムを実施し、アジア諸国（地域）に対する行政技術の移転を図るとともに、域内各国（地域）の出入国管理行政当局間での情報網・協力体制の構築に取り組んでいる（図38）。

図38 入国管理局ODA関連プログラム関係図

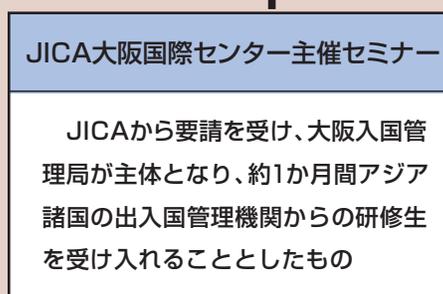
昭和62年度から実施



平成7年度から実施



平成7年度から実施



## 1 東南アジア諸国出入国管理セミナー

昭和62年度から毎年度、アジア域内各国（地域）の出入国管理行政当局幹部を招へいし、域内の出入国管理行政に関する意見交換・情報交換の場を提供している。本セミナーにおいて、建設的な意見交換・情報交換を行うことで、参加各国の効果的な出入国管理政策立案及び効果的な運用実現に寄与しているものと認識している。

特に、平成13年度は、9月11日の米国同時多発テロの発生を受けて、それぞれの国がテロ防止という新たな課題に直面しており、このために出入国管理当局間において更なる国際協力の強化の必要性が増大しているとの点で参加者の見解が一致し、この国際協力の強化の中でも、特に出入国管理に関する国際的な情報交換の必要性がこれまで以上に強調された。

15年度は12月に第17回セミナーを開催し、東南アジア諸国を始め環太平洋諸国など18か国（地域）（オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、カナダ、中国、中国香港特別行政区（SAR）、ドイツ、インドネシア、韓国、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ウクライナ、米国及びベトナム）の出入国管理機関並びにオブザーバーとして国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国際移住機関（IOM）（注）の2国際機関の担当者が参加し、テロ対策等を含む厳格な出入国管理体制と円滑な人の移動との両立、人身取引問題に係る取組等について活発な意見交換が行われた。

なお、同セミナーにおいては、アジア域内及び太平洋諸国（地域）の出入国管理当局職員が一堂に会する機会をより有意義なものとするために、9年度から、全体会合だけでなく、セミナー参加国において特に関心のある当事国（地域）間で直接議論する場（二国間協議）を設けている。

（注）国際移住機関（IOM）

難民への支援、移民への支援及び人的資源移転計画を主な活動とする国際機関。

## 2 偽変造文書鑑識技術者セミナー

前記東南アジア諸国出入国管理セミナーの開催を重ねる中で、参加国（地域）から、特に偽変造文書鑑識技術に関する技術移転・情報交換の要望が強く寄せられたことを受け、平成7年度から毎年度、同セミナーの参加国（地域）から偽変造文書鑑識業務に携わる実務者を招いて、偽変造文書鑑識技術者セミナーを開催している。特に近年は、不法移民及びこれをめぐる国際組織犯罪等の問題が世界的に深刻化しており、アジア地域においても、巧みな偽変造文書を使用した事案が多発し、域内各国の出入国管理行政当局の共通した問題となっている。

そこで、本セミナーでは、我が国がこれまで蓄積してきた偽変造文書鑑識技術を紹介するとともに、米国、カナダ、オーストラリア等の参加協力を得て、より効果的な技術移転及び情報交換に努めることとしており、偽変造文書を使用した不法出入国事案の根絶に向けて取り組んでいる。

15年度は、16年2月に高性能の偽変造文書鑑識機器を備えた成田空港において第9回セミナーを開催し、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、カナダ、中国、中国

香港特別行政区（SAR）、中国マカオ特別行政区（SAR）、インド、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、米国、フランス、在バンコクICEチーム（注1）、国際刑事警察機構（ICPO）（注2）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の計22か国（地域）及び3国際機関等が参加した。

（注1）在バンコクICE（Immigration Control Experts）チーム

バンコクに駐在するカナダ、米国、ニュージーランド、オランダ等外国大使館の渉外担当官により構成されており、人身取引や国際的な犯罪等に関し、情報交換を行っているチーム。

（注2）国際刑事警察機構（ICPO）

国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集と交換、国際会議の開催及び逃亡犯罪人の所在発見と国際手配書の発行等を行う国際制度。



偽変造文書鑑識技術者セミナー

## 第2節◆研修の実施—「出入国管理行政コース」の支援—

平成7年度から、JICA（国際協力機構）大阪センターが「出入国管理行政コース」の研修を実施しているところ、それに、大阪入国管理局が全面的な協力を行っている。同研修は、アジア地域内の開発途上国等において出入国管理行政に携わる中堅行政官に、日本の出入国管理行政の現状を紹介し、行政技術の研修を行うことを通じて、各地域内の出入国管理行政の発展に資するとともに、地域内を結ぶネットワーク構築を目指している。

15年度は、9月にバングラデシュ、中国、カンボジア、インド、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミクロネシア、モンゴル、パキスタン、パラオ、フィリピン、ソロモン、スリランカ、ベトナム、タイ及びネパールの出入国管理行政当局の中堅職員を受け入れ、1か月にわたり研修支援を行った。

## 第3節◆条約及び国際会議への対応

### 1 条約締結等への対応

#### (1) 各国とのFTA交渉への対応

##### ア 日・メキシコ経済連携協定への対応

平成13年6月の日本とメキシコ両国首脳の合意に基づいて、両国の産学官からなる経済連携強化の検討を包括的に行う共同研究会が設置され、その報告内容を踏まえつつ政府間で交渉を重ねた結果、16年3月、本協定の主要点について実質的合意に達した。今後、協定案文の確定作業を経て署名に至る見通しが開けた。

本協定の目的は、日本とメキシコ間の物品、人、サービス、資本の自由な移動を促進し、双方の経済活動の連携を強化するとともに、競争政策、ビジネス環境整備、人材育成等の二国間協力を含む包括的な経済連携を推進するものである。

本協定においても出入国管理行政が大きく関係する「人の移動」が主要合意点の一つとなっており、両国は、相手国の①短期の商用者（出張者等）、②企業内転勤者、③投資家、④自国の公私の機関との個人的な契約に基づいて専門的な業務に従事する自然人（「技術」及び「人文知識・国際業務」の活動を行う者）のいずれかに該当する者について、一定の条件の下で、自国の領域への入国及び領域内における一時的な滞在を認めることとしている。

##### イ 日・ASEAN包括的経済連携協定の協議への対応

平成14年1月に小泉総理大臣が「日・ASEAN包括的経済連携構想」を提案した。これは、日本とASEAN諸国全体の包括的な経済連携を10年以内のできるだけ早い時期に完了することを目指すものであり、まず、日本との経済連携を希望する国と二国間での協議を行っていくというものである。

この提案に対して、タイ、フィリピン、マレーシアから協議の申し入れがあり、数回にわたる政府間での作業部会、産学官からなる研究会を経て、15年12月、東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議において、タイ、フィリピン、マレーシアとの間で16年早期に交渉を開始し、勢いを失わないよう合理的な期間内に締結すべきことが合意された。そして、16年1月からマレーシアと、翌2月からタイ、フィリピンとの間で、正式交渉が開始されている。「人の移動」の問題はすべての会合において主要な関心事項の一つとなっていることから、入国管理局から職員が参加し、積極的に交渉に取り組んでいる。

また、15年6月、インドネシアからも申し出があり、作業部会のための予備協議が開催され、二国間の経済連携協定について検討中である。

##### ウ 日・韓経済連携協定協議

平成14年3月、小泉総理大臣が訪韓の際、産学官からなる日・韓経済連携に係る共同研

究会の設置について合意した。その後、数回にわたる共同研究会を経て、15年10月の日韓首脳会談において、15年内に正式交渉入りし、17年内に実質的に交渉を終えることを目標とすることが合意された。それを受けて、15年12月から正式交渉が開始されており、韓国側は、「人の移動」において、出入国手続の簡素化・迅速化等に強い関心を有していることから、入国管理局から職員が参加し、積極的に交渉に取り組んでいる。

## エ その他（日豪経済協議）

平成15年7月、ハワード豪州首相来日の際、「日豪貿易経済枠組み」が合意、署名され、同枠組みに基づき、両国経済の更なる統合、貿易投資の自由化及び拡大を通じた両国の相互利益促進について研究することを目的とした合同協議委員会が設置され、同年12月より活動が開始されている。

「人の移動」についても、自由化の検討を行うに際して日豪間で存在する貿易投資障壁に係る問題として共同研究の対象となっていることから、当局においても積極的に情報を提供するなどして対応しているところである。

## （2）WTO協定サービス交渉への対応

サービス貿易の漸進的な一層高い水準の自由化が達成されることを目的として、平成14年初めから17年1月を交渉期限とした複数国間での自由化約束交渉が開始された。

現在、我が国はWTO（世界貿易機関）のGATS（サービスの貿易に関する一般協定）に基づき、①短期の商用訪問者（出張者等）及び②企業内転勤者について、一定の条件及び制限の下、我が国への入国及び我が国における一時滞在を認める約束を行っている。

出入国管理業務との関連が深い第4モード（自然人の移動によるサービス提供）は、各国の関心も高く様々なリクエストが寄せられている。

入国管理局としては、各国からのリクエストを踏まえつつ、外務省の取りまとめの下に行われている新たな約束の策定に積極的に取り組んでおり、交渉にも入国管理局職員が参加し、直接我が国の制度説明を行うなどしている。

## （3）国連国際組織犯罪防止条約並びに「密入国」及び「人身取引」議定書の概要

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下「本体条約」という。）は、国際的な組織犯罪が近年急速に複雑化、深刻化してきたことを背景として、国際社会全体がこれに効果的に対処することを目的として検討されてきたもので、重大犯罪の共謀、資金洗浄、司法妨害等の犯罪化を定めるほか、多数国間の犯罪人引渡し、司法共助等の幅広い協力体制につき定めており、移民の密輸、人身取引については同条約の附属議定書（国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（以下「密入国」議定書という。）及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するた

めの議定書（以下「人身取引」議定書という。）において犯罪化することを定めている。

本体条約及び両議定書は、平成12年11月15日、国連総会で採択されたところ、我が国は12年12月の本体条約への署名に引き続き、14年12月、両議定書等にも署名している（本体条約は15年9月29日に、「密入国」議定書は16年1月28日に、「人身取引」議定書は15年12月25日にそれぞれ発効している。）。

## ア 「密入国」議定書

「移民を密入国させること」の定義は「金銭的利益その他の物質的な利益を直接又は間接に得るため、締約国の国民又は永住者でない者を当該締約国に不法入国させること」とされており、同議定書は、国際組織犯罪に対処するため、このような行為等を刑事犯罪として確立し、それらの犯罪を防止等するため締約国間の協力を促進することを目的としたものである。

出入国管理行政に関連するものとして、営利目的で移民を密入国させる行為、偽変造旅券の譲渡、譲受け、所持等の処罰化（第6条）、移民の密入国に関する情報交換（第10条）、移民を密入国させる行為等の防止等に関する入国管理局職員等の訓練等（第14条）がある。

## イ 「人身取引」議定書

「人身取引」の定義は、性的搾取や強制労働などの目的で暴行、脅迫、欺もう等の手段を用いて女性や児童等を移送し、収受するなどの行為、とされており、同議定書はかかる行為を防止し、取り締まるとともに、対象となった被害者を保護しようとするものである。

出入国管理行政に関連するものとして、人身取引の被害者に対する援助及びその者の保護（第6条）、受入国における人身取引の被害者の法的地位の付与関係（第7条）、人身取引に関する情報交換及び入国管理局職員等の訓練等（第10条）がある。

## ウ 共通事項

両議定書の共通事項として送還に関する規定（密入国議定書第18条、人身取引議定書第8条）、運送業者による旅券等の確認義務の創設（密入国議定書第11条、人身取引議定書第11条）、旅行文書の安全性の確保（密入国議定書第11条、人身取引議定書第12条）等がある。

## エ 入国管理局の取組

人身取引の被害者が我が国に不法滞在しているなど退去強制の対象者である場合であっても、入国管理局においては法律の枠内でできる限りの保護を行うこととしている。具体的には、被害者が帰国を希望して当局に出頭してくる場合には、不法滞在者であっても、収容せず速やかに出国（送還）できるよう特別の配慮を行っているほか、身柄を拘束する場合でも、情状や健康状態など総合的に判断し、仮放免を弾力的に運用している。また、

本人が、日本への在留を希望する場合には、その希望理由、家族状況、被害者となった事情などを含め、諸事情を総合的に判断して、個々の事案に応じて在留特別許可の付与について検討することとしている。

また、人身取引対策については、平成16年4月に、内閣官房副長官補を議長として、警察庁、法務省、外務省及び厚生労働省の各担当部局の局長級を構成員とする「人身取引に関する関係省庁連絡会議」が設置され、政府としてこの問題に取り組んでいく方針が打ち出されている。入国管理局では、関係課室で構成する人身取引対策プロジェクトチームを設置し、個別事例の収集・把握、地方入国管理局における対策の検討等を行うこととしている。また、これまで「興行」の在留資格に関しては、招へい業者及び出演店が人身取引に加担することなどが無いよう外国人の入国を認めるか否かを判断する段階で厳格に調査・審査してきたが、「興行」の在留資格が人身取引に悪用されているとの指摘が種々なされていることを踏まえ、「興行」の在留資格の悪用防止策について今後更に検討していくこととしている。

#### (4) 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査への対応

我が国が締結している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権A規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「児童の権利に関する条約」及び「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」では、これらの条約の実施状況等につき国連事務総長等に報告することとなっている。

入国管理局では、外国人の出入国及び在留管理を所管する立場から各報告書の作成に関与しており、その内容に応じてジュネーブで行われる報告書審査にも出席するほか、報告書審査結果に対するフォローアップを行っている。

平成15年度においては、7月に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に係る第5回報告書審査が、16年1月に「児童の権利に関する条約」に係る第2回報告書審査が行われ、現在、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）」及び「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」に係る報告書審査に向けて作業を行っている。

#### (5) その他の条約

そのほか、入国管理局においては、昭和40（1965）年に署名したものの、未批准である港湾手続の簡易化を目的とした「国際海運の簡易化に関する条約（FAL条約）」への批准に向けた作業や、空港における出入国・税関・検疫・空港管理手続の簡易化を目的とした国際民間航空条約（シカゴ条約）第9附属書の改正作業に取り組んでいる。

## 2 国際会議への対応

### (1) G8ローマ・リヨングループ移民専門家アドホック会合

G 8（注）におけるテロ対策や国際組織犯罪対策を検討する作業部会の一つで，出入国管理の専門家による会合である。G 8が協力して取り組むべき出入国管理におけるテロ対策や偽変造文書行使者対策等に係る効果的な方策について議論が行われており，入国管理局から職員が出席し，G 8の担当者との情報交換の場としても有効に活用している。

本会合で採択された内容は，「安全で容易な海外渡航イニシアティブ（SAFTI）行動計画（2004年シーアイランド・サミット）」などの形で成果が現れている。

（注）平成6（1994）年にナポリで開催された主要先進国首脳会議（サミット）からロシアが政治問題の討議のみ参加できることとなったことから，7か国（日本，米国，英国，フランス，ドイツ，カナダ，イタリア）をメンバーとして行っていた通常のサミットと区別するためにP 8（Political 8）との呼称が用いられていたが，平成9（1997）年のデンヴァーサミットからロシアがサミットのメンバーとして正式に参加することとなったことから，G 8と呼ばれるようになった。

### (2) 環太平洋出入国管理専門家会合（PACRIM）

アジア太平洋地域の出入国管理行政当局の主として情報管理担当者等による情報交換及び協力促進を目的とする会議で，平成6年から年1回開催されている。9年には，第4回会合が日本において開催された。より行政実務的な情報交換を行うことを目的とする会合であり，不法移民問題を始め，偽変造文書問題，密航問題等について協議が行われている。入国管理局からは毎回職員が参加し，情報交換等に努めている。

### (3) アジア欧州（ASEM）移民担当局長級会合

アジア諸国とヨーロッパ諸国が一堂に会して，不法入国・不法滞在問題を議論する会議であり，平成14年から毎年開催されることとなったものである。特に，日本は14年9月から16年10月に開催が予定されている首脳会合までアジア国側の調整国となっており，本会合のアジア側代表としての役割を担っていること及び本会合は不法移民対策等の検討に有益な意見交換，情報収集の場でもあることから，入国管理局からも職員が参加し，情報交換等に努めている。

### (4) グローバルコンサルテーション（世界協議）

「世界協議」（GLOBAL CONSULTATIONS）は，国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が，難民流入国における負担の増大，難民受入国における難民認定制度濫用者の問題等，現下の世界の難民をめぐる状況を踏まえ，難民条約に基づく難民の保護体制が，現在の世界情勢に十分に対応できていないとの認識に立って，難民保護体制を再活性化するため，難民条約成立50周年となる平成13年に世界規模で行うことを提唱した会議である。この協議は，第1部会が閣僚級会合，第2部会は学識者会合，第3部会は実務レベル会合という3つの部会

で構成されており、13年5月に中国マカオ特別行政区（SAR）において開催された第3部会アジア・大洋州地域会合には、入国管理局からも職員が出席し、保護を必要とする者を特定する手続の策定等に関し、必要な意見を述べている。その後、14年5月22日から24日までジュネーブにおいて第3部会の会合が開催され、国際保護に係る6つの議題（①大量流入時の難民保護、②入国管理と難民保護の関係、③難民受け入れ負担の国際分担、④難民条約の補完的保護、⑤保護に基づく解決の模索、⑥女性・児童難民の保護）が協議された。協議の内容は、15年10月、UNHCRから「AGENDA FOR PROTECTION」（保護の課題）として発表され、今後、各国政府、UNHCR、NGO等が協力して取り組んでいくことになっている。

#### （5）その他の国際会議等

前記国際会議以外にも、入国管理局は二国間での経済連携協議、テロ対策協議、領事当局間協議、治安当局間協議等に参加し、積極的に我が国の立場を説明し協力関係の構築に努めているほか、OECD・SOPEMI（経済開発協力機構・移民に関する継続的報告システム）、人の密輸に関する地域会合、IATA・CAWG（国際民間輸送協会・入国管理機関関係部会）、国際民間航空機関（ICAO）・出入国簡易化部会等、多国間での情報・意見交換や協力関係向上を目的とした会合等にも積極的に参加している。

また、UNHCR執行委員会、APC（難民、避難民及び移民に関するアジア太平洋政府間協議）、APEC（アジア太平洋経済協力）ビジネス関係者の移動専門家会合等での議論も、当局の業務に深く関連するところであり、積極的な対応を行っている。

## 第8章 広報活動と行政サービスの向上

### 第1節◆広報活動の推進

入国管理局では、幅広い国際交流や適正な入国・在留を円滑に推進するためには、積極的な広報活動が重要であるとの認識の下、従来よりその実施及び充実に努めてきた。

特に、我が国社会の多くの分野に様々な問題を引き起こす可能性がある外国人の不法就労防止対策の推進には、事業主等を含め国民各層に対し、施策の趣旨を理解していただくことが不可欠である。政府は、平成5年から、内閣官房が中心となり「外国人労働者問題啓発月間」が設定され、外国人労働者の正しい受入れに関し国民の理解と協力を得るための広報活動が実施されているが、この一環として入国管理局でも、例年6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」に設定しており、15年においても関係省庁及び地方自治体等に対しポスターやリーフレットを送付するなどして、不法就労防止に対する協力依頼を行っている。



不法就労外国人対策キャンペーン月間ポスター

また、最近における不法就労防止対策への取組としては、日常、外国人を雇用したり、あるいは外国人と各種契約を締結する機会の多い企業及び雇用主を主たる対象に、不法滞在者や不法就労者を誤って雇用等することのないよう、16年2月に外国人登録証明書の見方に関するパンフレットを作成した。このパンフレットは、東京都を始めとする地方公共団体、警視庁等の協力を得て、関係各方面に配布されているほか、入国管理局ホームページの情報掲示板 (<http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/torokupr.htm>) に画像ファイルを掲載している。



外国人登録証明書の見方に関するパンフレット

さらに、出入国管理行政に関する広報活動の在り方について、全国的に適切かつ統一のとれた対応が可能となるよう、7年度から、各地方入国管理局等の広報担当者を集めて「地方入国管理官署広報担当者協議会」を実施しており、組織として広報の質の向上を目指している。

入国管理局としては、国民に開かれた出入国管理行政の推進を目指し、今後とも、広報活動の充実に努めていく方針である。

## 第2節 ◆ 行政サービスの向上

### 1 上陸審査手続の円滑化

入国管理局においては、これまで各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合

があるなどといった指摘があった。そこで、成田空港の上陸審査場においては、平成15年12月17日から、外国人が多数到着した場合に、日本人担当の入国審査官を一部振り分けて対応したり、各上陸審査場で混雑に偏りが出た場合に、入国審査官を移動させて対応したり、外国人用に審査の待ち時間表示を設置したりするなどした。

また、高齢者、障害者、妊婦等のための、優先レーン（プライオリティレーン）を設置し、手続の円滑化とともに行政サービスの向上に努めている。



審査の待ち時間表示



プライオリティレーン

## 2 入国・難民申請手続総合案内所

我が国と諸外国との交流が活発化し、我が国を訪れる外国人が増加している中、これら外国人の上陸手続に関する各種相談も多様化してきていること、また、難民認定制度の合理性・透明性を高める必要性もあることから、これら各種相談に迅速・的確に対応するため、平成15年1月6日から、東京入国管理局成田空港支局内に「入国・難民申請手続総合案内所」を設置した。さらに、同年4月15日には、大阪入国管理局関西空港支局内にも同様の相談所を設置したところ、連日、入国手続を中心に多くの相談が寄せられている。

## 3 外国人在留総合インフォメーションセンター

入国管理局の職員は、正規に入国・在留する外国人に、さわやかな行政サービスを提供しようとしているものの、これまでに見たような業務量の増加をも原因として、審査時間や待ち時間が長時間に及び、また、十分な手続案内がなされていないといった苦情も寄せられている。

そこで各地方入国管理局等では、職員の行政サービスに関する意識の向上を図り応接態度を洗練するほか、窓口環境の整備や各種案内サービスの工夫等その改善に取り組んでいる。

例えば、外国人の中には、生活様式・風俗習慣・言語などが異なっているため、入国・在留手続やその他日本の法律、社会制度などに不案内である場合も少なくなく、そのような場合の支援のため、「外国人在留総合インフォメーションセンター」を開設し、外国人及び本邦の関係者に対して、次のような案内を行っている。

- 外国人社員や研修生の招へい、配偶者等の呼び寄せなどの入国関係諸手続
- 在留資格の取得及び変更、在留期間の更新、永住許可などの在留関係諸手続
- 外国人登録手続
- 外国人の入国・在留に関する各種申請書類の記載要領
- その他外国人の入国・在留に関する各種案内

このインフォメーションセンターは、東京入国管理局、同局横浜支局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、同局神戸支局、広島入国管理局、福岡入国管理局及び仙台入国管理局に設置され、英語のほか韓国語、中国語、スペイン語等様々な言語で、電話や来訪による外国人の入国・在留に関する手続についての相談に応じている。

また、札幌入国管理局、高松入国管理局及び福岡入国管理局那覇支局には相談員を置き、インフォメーションセンターと同様の総合案内を行っており、前記1の入国・難民申請手続総合案内所の設置と併せて、全国の8地方入国管理局・5支局すべてにおいて総合案内所が設置され、外国人の相談・案内に適切に対応できる体制となっている。

なお、インフォメーションセンターの運営は、後記第9章第2節の（財）入管協会に委託されている。



東京入国管理局内にある外国人在留総合インフォメーションセンター

#### 4 入国管理局ホームページ

入国管理局では、平成14年3月、法務省ホームページ以外に入国管理局専用の「外国人在留総合案内用ホームページ」(<http://www.immi-moj.go.jp/>)を開設し、入国在留手続等のQ & Aや、地方入国管理官署の所在地、連絡先、略図及び窓口開設時間等が閲覧できるように申請者等への利便を図っているほか、16年2月からは、電子メールによる不法滞在者と思われる者に関する情報受付を行うこととした。

## 第9章 公益法人の活用

入国管理局が所管する公益法人には、財団法人日韓文化協会、財団法人入管協会、財団法人日本語教育振興協会及び財団法人国際研修協力機構がある。

我が国に入国・在留する外国人が年々増加し、その活動の内容も複雑・多様化している中、これら公益法人は、国際交流の増進や外国人の入国・在留に関する制度・手続の正しい理解等について、国内外において支援・助言する事業を運営している。

入国管理局では、これら公益法人の活動を通じて、更なる出入国管理行政に係るきめ細やかなサービスを提供する観点からも、これら公益法人の事業運営に積極的に協力している。

### 第1節◆財団法人日韓文化協会

(財)日韓文化協会は、日韓文化の交流を図り、日本に在住する韓国人の生活と文化の向上を促進し、日韓善隣友好の実を挙げることを目的として、昭和32年12月6日に設立され、平成16年3月31日現在、特定公益増進法人の指定を受けている。

同協会の主な事業は、韓国人子弟の育英のため奨学金を大学生・大学院生に支給することであるが、15年度においては、このほかに国際エコノミストを招いての奨学生を対象とした特別セミナーを開催する等の事業を行った。

入国管理局では、今後も同協会の活動がより一層日韓文化の交流に資することを期待するとともに、事業運営に積極的に協力していく。

### 第2節◆財団法人入管協会

(財)入管協会は、国際間の人の交流に関し、調査研究を行い、知識の普及を図るとともに、出入国管理行政の円滑な運営に寄与し、もって国際的な相互理解及び国際協力の増進に資することを目的として、昭和62年8月20日に設立された。

同協会では、会報誌「国際人流」や出入国管理に関する法令解説集等の刊行物の発行・頒布、出入国管理行政に関連したセミナー・研修会の開催のほか、「外国人在留総合インフォメーションセンター」の運営も行っており、外国人の入国・在留に関する情報発信源として広く定着している。

平成15年度においては、成田空港及び関西空港における「入国・難民申請手続総合案内所」

の運営を開始し、到着する外国人旅行者等に対する出入国手続及び難民申請手続の利便に供するなど、適正な外国人の受入れに大きな役割を果たしている。

### 第3節◆財団法人日本語教育振興協会

(財)日本語教育振興協会は、我が国における日本語教育施設の質的向上を図るため、外国人に対する日本語教育の振興に貢献することを目的として、平成2年2月26日に法務省及び文部省(現文部科学省)の共管の公益法人として設立された(その後、外務省も主務官庁となっている)。

同協会では、外国人に対する日本語教育を行うにふさわしい教育施設の審査・証明、教育施設の概要を掲載した要覧の作成・頒布、日本語教育教材の研究・開発、日本語教育施設の水準向上のための研究会・研修会の開催、日本語教育を受ける外国人の入国・在留に関する助言・調査研究等の事業を行っている。

日本語教育施設の中には、教育施設としての実態を伴っていないなどの問題がある例が多々見られる時期もあったが、同協会による審査・証明事業や日本語教育施設に対する指導・助言等により状況は改善してきた。しかしながら、依然として一部の日本語教育施設が就学生を装う不法就労者の隠れ蓑になっているとの指摘もあり、日本語教育を受けようとする外国人の適正な入国・在留のため、同協会の業務の重要性が増している。

### 第4節◆財団法人国際研修協力機構

(財)国際研修協力機構は、研修生・技能実習生の受入れの拡大と円滑化を図り、我が国の技術、技能又は知識を開発途上国等に積極的に移転し、もってこれらの国の人材の育成と経済社会の発展に寄与することを目的として、平成3年9月19日に法務省、外務省、通商産業省(現経済産業省)及び労働省(現厚生労働省)の共管の公益法人として設立された(その後、建設省(現国土交通省)も主務官庁となっている)。

同機構では、研修生・技能実習生の入国・在留に関する法制度や申請手続等に関する案内や参考書の作成、各種申請書類の作成要領の指導・助言及び申請書類の点検、在留資格認定証明書交付申請等の取次等の事業を実施している。

また、研修生・技能実習生の受入れ機関・送出機関を対象とした各種説明会や情報誌の発行などを通じて、研修・技能実習制度に関する知識・理解の広報・啓発を推進するなど、研修生・技能実習生の適正かつ円滑な受入れに大きく貢献している。

## 第10章 組織・職員の拡充

近年の出入国管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

平成15年度末現在、出入国管理行政は、法務省入国管理局を始めとする全国の入国管理関係機関において2,700人余りの職員によって遂行されているが、出入国管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、なお体制整備面での課題も少なくない。

### 第1節◆組織・機構

#### 1 入国管理官署の概要

出入国管理業務を所掌する組織としては、法務本省の内部部局として入国管理局が設置され、また、法務省の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方入国管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、法務省の施設等機関として全国3か所に入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、退去強制手続、難民の認定といった出入国管理行政関係の様々な業務を行っている。

これら、入国管理局、地方入国管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「入国管理官署」という（図39、40）。

#### 2 入国管理官署の主要な拡充

平成16年4月には入国管理局登録課を廃止し、外国人登録事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職として、入国管理局登録管理官を設置したほか、以下の体制整備を進めている。

##### （1）中部空港支局の新設

平成17年2月17日に、中部国際空港が成田空港、関西空港に次ぐ我が国の空の玄関として開港予定であり、国際線・国内線の集中する、アジア地域における新たな国際ハブ空港として、24時間体制で運用される予定である。

中部国際空港の開港に伴って新設される組織においては、成田及び関西空港と同様、出入国審査業務に加えて、退去強制関係業務を行い、すべての業務を独立した組織として遂行する必要があることから、名古屋入国管理局に中部空港支局を設置することとした。

##### （2）偽変造文書対策及び文書鑑識体制の強化のための組織拡充

近年、ますます巧妙化する旅券、査証、上陸許可証印等の偽変造事案に的確・厳正に対処

するため、前記第2章第3節で述べたとおり、平成11年度に成田空港支局、12年度に関西空港支局にそれぞれ偽変造文書対策室を設置した。13年度には、同年5月に発生した偽造ドミニカ共和国旅券を行使した不法入国事件を受けて、成田・関西空港など主要空港に文書鑑識要員を増配置し、15年度には法務省入国管理局総務課出入国情報管理室に文書鑑識係が設置されるとともに、名古屋空港出張所及び福岡空港出張所に偽変造文書対策担当の統括審査官を配置した。16年度においては、前記(1)のとおり、17年2月に設置することとしている中部空港支局に偽変造文書対策室を置くこととしているほか、中部国際空港が24時間体制で運用されることから、夜勤交代制で専従の偽変造文書鑑識要員を勤務させることとしている。これら文書鑑識体制の強化により、入国管理官署における偽変造文書鑑識機能が向上し、偽変造文書に関する情報が収集・蓄積されたことから、偽変造旅券等を行使して不法に入国・在留を企てる外国人の発見に効果的な役割を果たしている。

### (3) 不法滞在者対策の強化に伴う組織拡充

平成16年1月1日現在の我が国における不法残留者数は約22万人であり、過去最高であった5年5月1日現在の約30万人に比べると約8万人減少したものの、依然として高い水準で推移している。前記第4章第1節のとおり、これら不法滞在者の半減を図るため、首都圏を中心に入管法違反者の摘発体制の整備を進めており、15年度には、東京入国管理局に地域住民、関係機関等からの不法滞在者に関する情報を一元的に受理・収集し、これらの情報を分析して精度を高めた上で各審査部門及び警備部門に提供する組織として、調査企画部門を新設するとともに、新宿区内を中心とした不法滞在者などの入管法違反容疑者に関する実態調査、各種情報収集及び摘発を行うことを目的として新宿出張所を設置した。また、16年度には、新宿出張所に統括入国警備官1名を増設し、各種情報の分析及び摘発の企画を担当する統括入国警備官と新宿地区及びその周辺の繁華街等における摘発を担当する統括入国警備官とに業務を分担することにより、効果的かつ的確な不法滞在者対策を実施していくこととしている。

### (4) 難民認定業務に係る組織の拡充

近年、難民認定申請は、増加傾向にあり、申請者の国籍も多様化していることから、難民認定に関する調査は、ますます複雑かつ困難化してきている。また、平成14年5月に発生したいわゆる在瀋陽日本国総領事館駆け込み事件を契機として、難民問題に関する国民の関心が高まった。

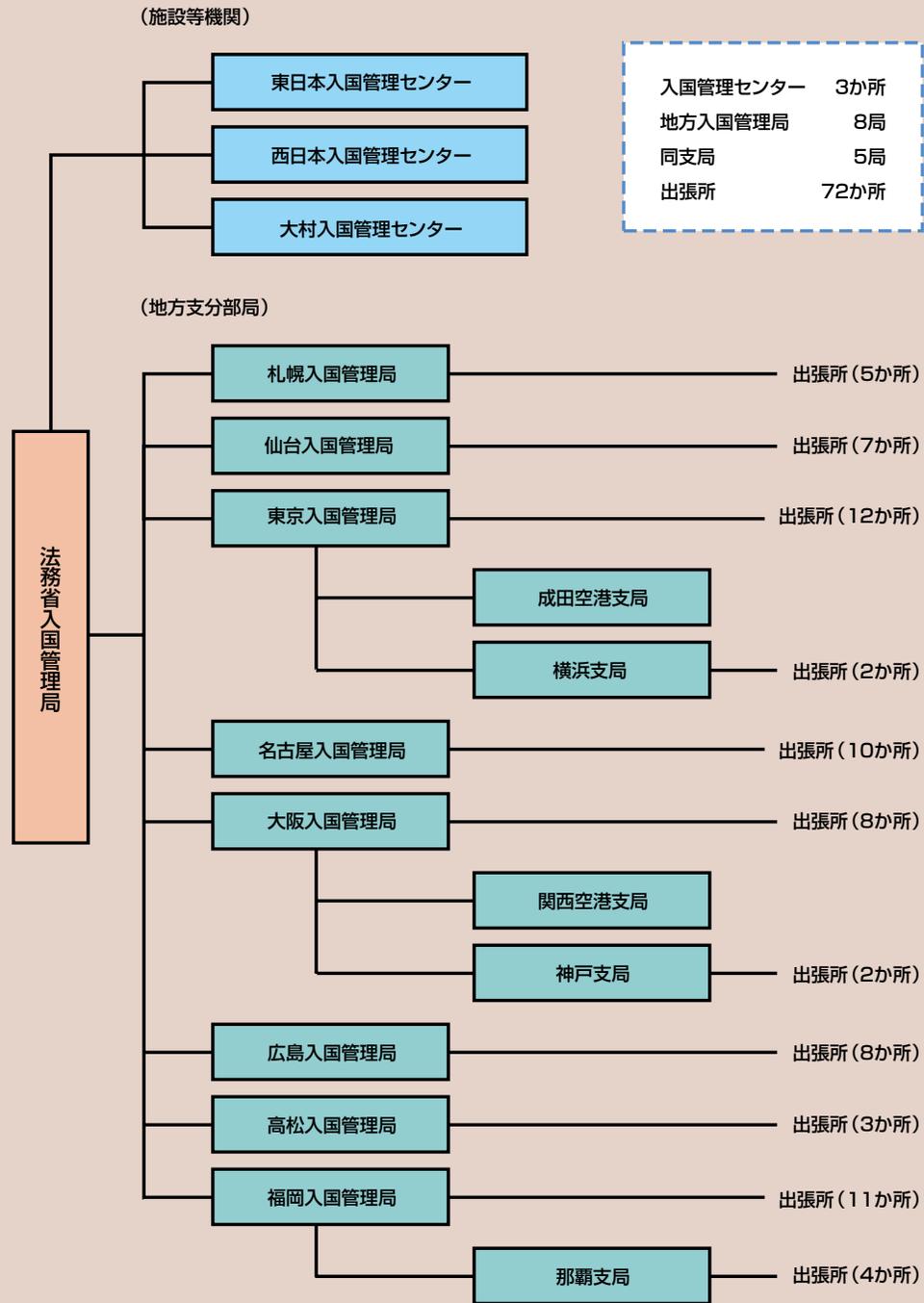
そこで、15年度には、東京入国管理局の永住・難民審査部門を分割し、新たに難民調査部門を新設するとともに、難民の認定に関する事実の調査を行う難民調査官を増員配置した。

### (5) 地方入国管理局の出張所の整理・統廃合

地方入国管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・

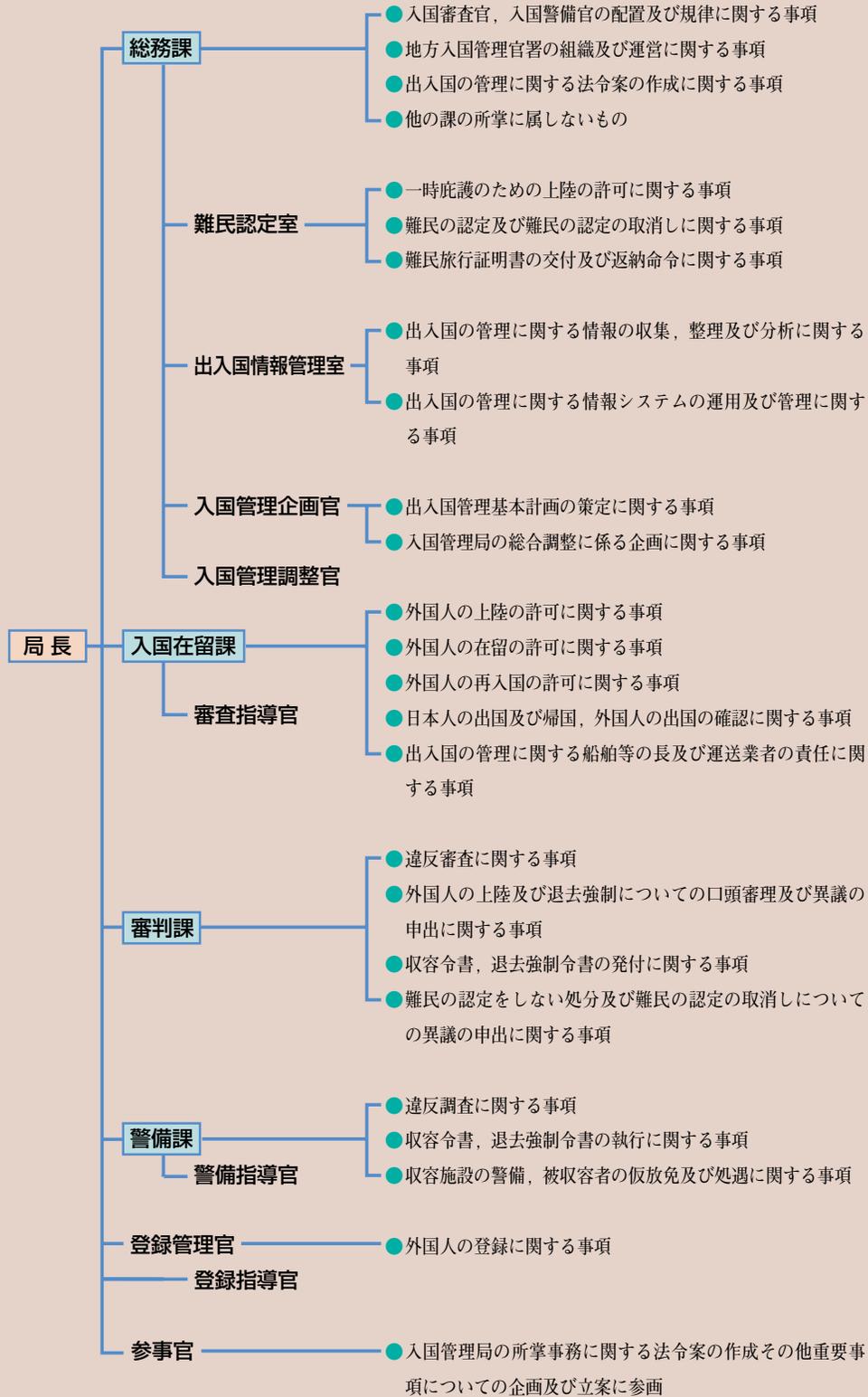
図39 入国管理局組織表

(平成16年6月30日現在)



乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となった。また、就労、勉学、日本人配偶者等との同居などを目的に長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより、これら行政のニーズの変化に応え

図40 法務省入国管理局所管事項



(注) 上記のほか，官房審議官1人及び局付3人が，入国管理局担当として配置されている。

るために、空港や外国人が多数居住する都市部に出張所を新設、あるいは移転する必要が生じた。

そこで、入国管理局では、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた。

今後は、出入国審査、在留審査及び入管法違反者に係る情報収集等を総合的に行う「出入国管理総合事務所」型の出張所の整備を進めることにより組織の大幅な合理化・効率化を図っていく必要がある。

これらの動きは、平成11年4月に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」の中で示されている、「地方入国管理局出張所については、海型から内陸型への再編を進めるとともに、縮減を図る」との基本方針において明確に具体化されている(表59)。

表59 地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況(実績) (平成16年6月30日現在)

年度	区分	廃止		設置	
		名称	所在地	名称	所在地
平成12		尼崎港出張所	尼崎市	佐賀出張所	佐賀市
		呉港出張所	呉市		
		唐津港出張所	唐津市		
		伊万里港出張所	伊万里市		
13		横須賀港出張所	横須賀市	静岡出張所	静岡市
		鹿児島空港出張所	始良郡溝辺町		
		清水港出張所	清水市		
		田子の浦港出張所	富士市		
14		岩国港出張所	岩国市	甲府出張所	甲府市
		八代港出張所	八代市	岐阜出張所	岐阜市
		日立港出張所	日立市	大津出張所	大津市
		鹿島港出張所	鹿島郡神栖町	水戸出張所	水戸市
15		東京港出張所	東京都江東区	新宿出張所	東京都新宿区
		渋谷出張所	東京都渋谷区	盛岡出張所	盛岡市
		室蘭港出張所	室蘭市		
		宮古港出張所	宮古市		
		大船渡港出張所	大船渡市		
		石巻港出張所	石巻市		
		佐世保港出張所	佐世保市		
那覇港出張所	那覇市				

## 第2節◆職員

### 1 入国管理局職員

入国者収容所及び地方入国管理局には、出入国管理業務に従事する職員として、入国審査官、入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理、②収容令書又は退去強制令書の発付、③仮放免、④難民認定及び在留資格諸申請等に関する事実の調査を行うほか、法務大臣の補助機関として、在留資格審査等を行っている。

入国警備官は、①入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査、②収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者の収容、護送、送還、③入国者収容所、収容場における被収容者の処遇及び施設の警備など入管法違反者の取締りを行っており、「国家公務員法」及び「一般職の職員の給与に関する法律」の規定の適用については警察職員とされ、危険な業務に従事することも多いことから、公安職職員となっている。

入国警備官には、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令を明らかにするため、7つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国管理業務の専門家としての業務を行うことから、「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

### 2 増員

入国管理局関係の職員数は、平成16年度は2,833人で、11年度の2,533人と比べ11.8%、300人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、加えてテロ行為・不法入国防止のための入国審査の厳格化、複雑・巧妙化する偽変造文書対策、外国人犯罪の温床となっている不法滞在者の摘発強化など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に業務処理を行い、国民の行政ニーズに応えていくためには、更なる増員が望まれる（図41、表60）。

16年度においては、入国審査官、入国警備官併せて168人が増員措置されており、その概要は以下のとおりとなっている。

#### （1）東京入国管理局における摘発方面隊の設置、東京入国管理局新宿出張所の摘発体制の強化等

平成15年度には東京都新宿区歌舞伎町に初の摘発専従型出張所である東京入国管理局新宿出張所が設置され、相当の効果を上げているが、東京入国管理局の管轄範囲は東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県及び山梨県と1都8県に及んでおり、摘発のマンパワーが分散していたため、渋谷、赤坂・六本木、池袋等の地区については、散

図41 入国管理官署職員定員の推移

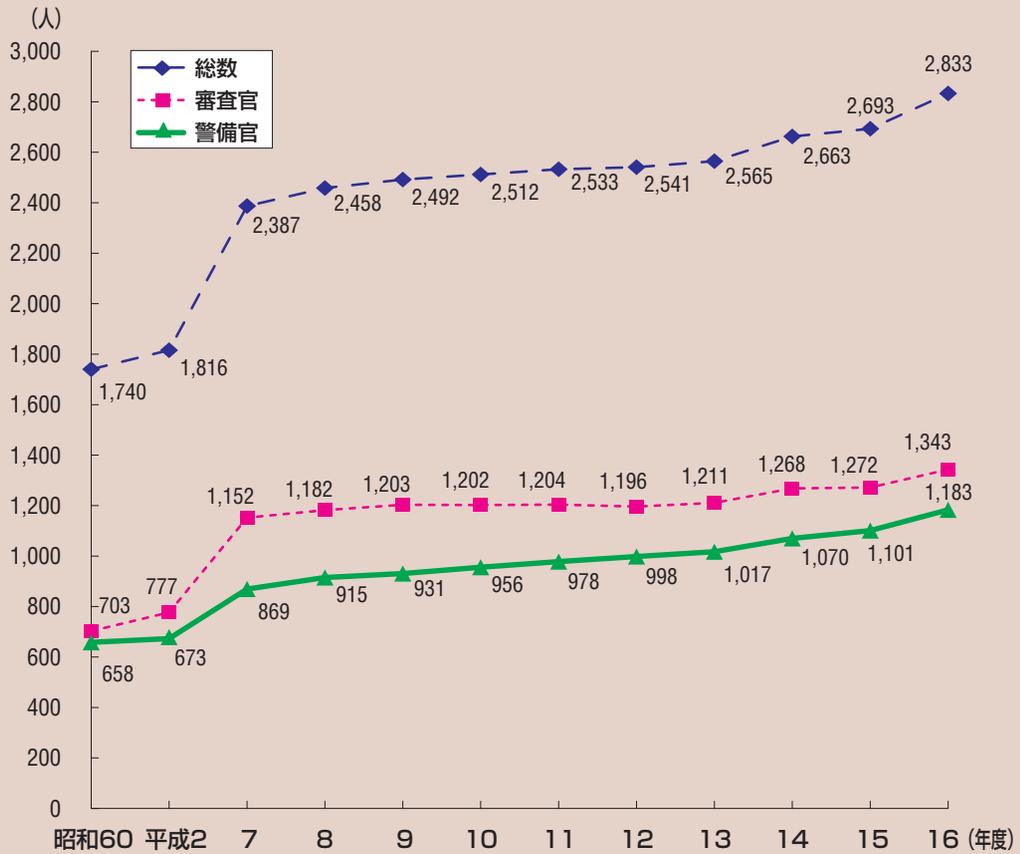


表60 入国管理官署職員定員の推移

(人)

年度	区分	本省 事務官	地方入国管理官署				小計	総数
			事務官	審査官	警備官	その他		
昭和60		169	155	703	658	55	1,571	1,740
平成2		166	154	777	673	46	1,650	1,816
7		163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
8		161	166	1,182	915	34	2,297	2,458
9		161	166	1,203	931	31	2,331	2,492
10		159	166	1,202	956	29	2,353	2,512
11		159	165	1,204	978	27	2,374	2,533
12		157	164	1,196	998	26	2,384	2,541
13		156	155	1,211	1,017	26	2,409	2,565
14		154	146	1,268	1,070	25	2,509	2,663
15		152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693
16		142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833

発的な摘発を行うにとどまっていた。そこで、東京都内を4地域に分け、それぞれの地域を専門的に担当する体制を各方面隊として構築するとともに、これら方面隊が管内8県を分担して専門的、機動的に摘発を行うこととした。また、方面隊の摘発は、昼夜を問わず実施することから、被摘発者の収容のための手続や、収容した者の迅速な送還のための要員も必要であり、これら東京入国管理局における摘発体制の強化のため、入国審査官7人、入国警備官81人の増員が措置された。

## (2) 空港審査遊撃班の創設

成田空港等の主要空港には文書鑑識に専従する職員を配置し、偽変造文書鑑識体制の強化が図られているが、それ以外の地方空港においては専従の文書鑑識要員や上陸口頭審理要員も十分に配置されていない。その間隙について、審査体制が手薄な地方空港を意図的に狙って不法入国等を企てる外国人が増加しているものと考えられ、国際的なテロリストや外国人犯罪者の出入国を未然に阻止するためには、地方空港における入国管理体制の強化が不可欠となっている。そこで、地方空港における入国審査の厳格化を図るため、成田空港支局及び関西空港支局に空港審査遊撃班を創設するための要員を増員し、これら職員を地方空港に派遣することを通じて、成田空港等の大規模空港の高度な偽変造鑑識技術等のノウハウを地方空港の入国審査に機動的に活用することとした。

## (3) 中部国際空港における円滑かつ厳格な入国審査の実施等

平成17年2月に開港が予定されている中部国際空港については、成田空港、関西空港に続く中部圏の拠点空港として開港することが予定されており、開港時には相当数の利用者が見込まれている。そこで、これらの出入国者の円滑かつ厳格な出入国審査等を行っていくため、入国審査官52人、入国警備官10人の増員が措置されている。

## (4) 海港における審査の厳格化

北朝鮮籍船舶の入港隻数の多い海港における審査の厳格化のため、入国審査官12人の増員が措置されている。

# 3 研修

近年の業務内容の複雑・困難化等に対処するためには、入国管理局関係職員の資質・能力の向上が必要であり、研修体制の充実・強化に取り組んでいる。

法務省の研修機関である法務総合研究所によって実施される初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修に加えて、職員の専門知識を向上させるために偽変造文書鑑識従事者研修、入国在留事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、入国警備官警備処遇担当官研修、情報システム等運用担当職員研修等各種の実務研修を実施している。このほかに、人権関係、メンタルヘルス関係の研修、警察等の関係機関が行う研修、海外研修等に職員を積極的に参加させることにより幅広い知識・経験を積ませるように努めている。

また、入国管理局の業務は主として外国人を対象としていることから、英語、中国語、韓国語、スペイン語等については、語学専門学校等に語学研修を委託し、業務に必要な語学能力の向上を図っている。

# 第11章 予算等

## 第1節◆予算

出入国管理行政の予算の推移は、図42、表61のとおりであり、近年、業務量が増加するとともに、質的にも複雑・困難化の度合いが増していることを反映し、体制の整備・拡充が順次図られている（図42、表61）。

また、電子計算機運用関連予算については、出入国管理行政のコンピュータ化の進展に伴い、近年、飛躍的に増加してきたが、各システムの統合、合理化を推進した結果、平成16年度予算において経費の縮減を図ることができた（図43）。

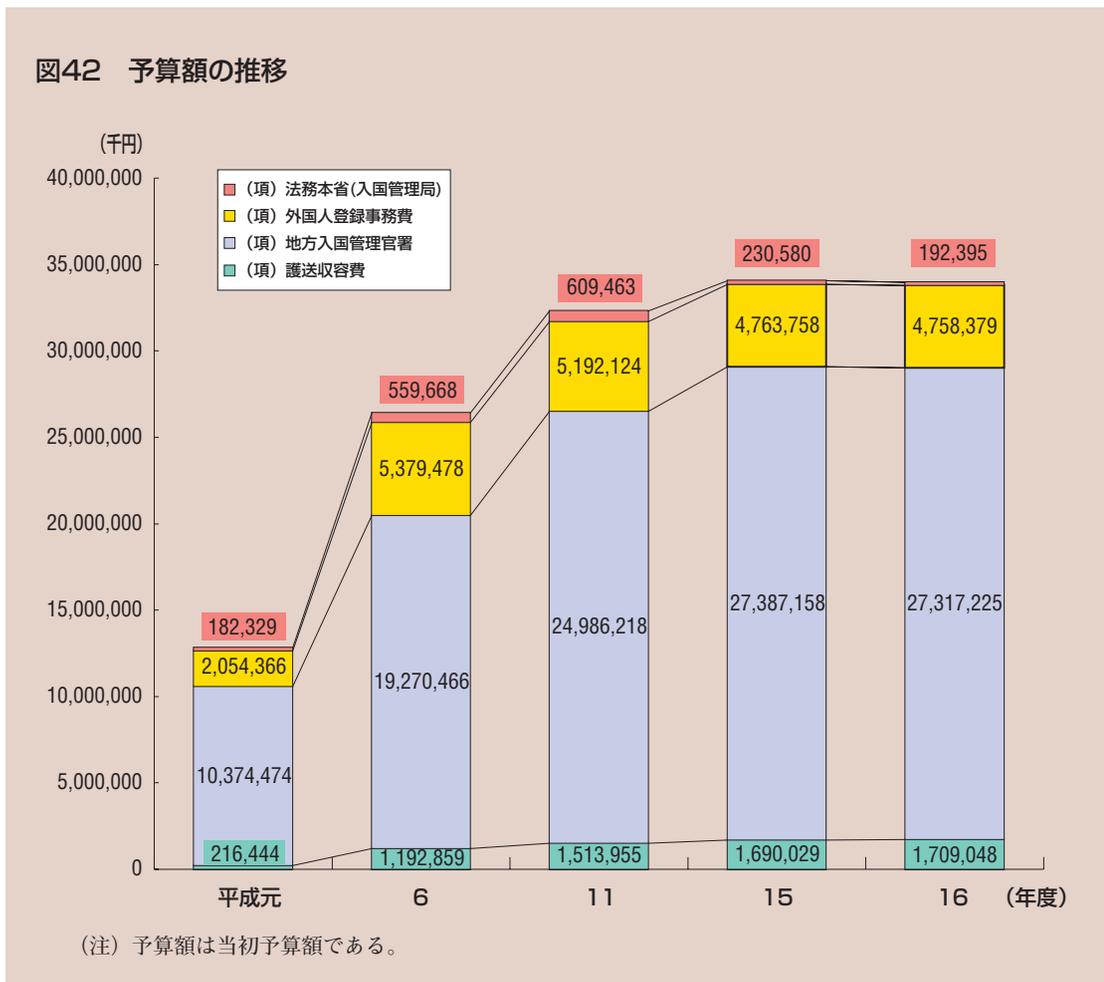


表61 出入国管理行政の予算

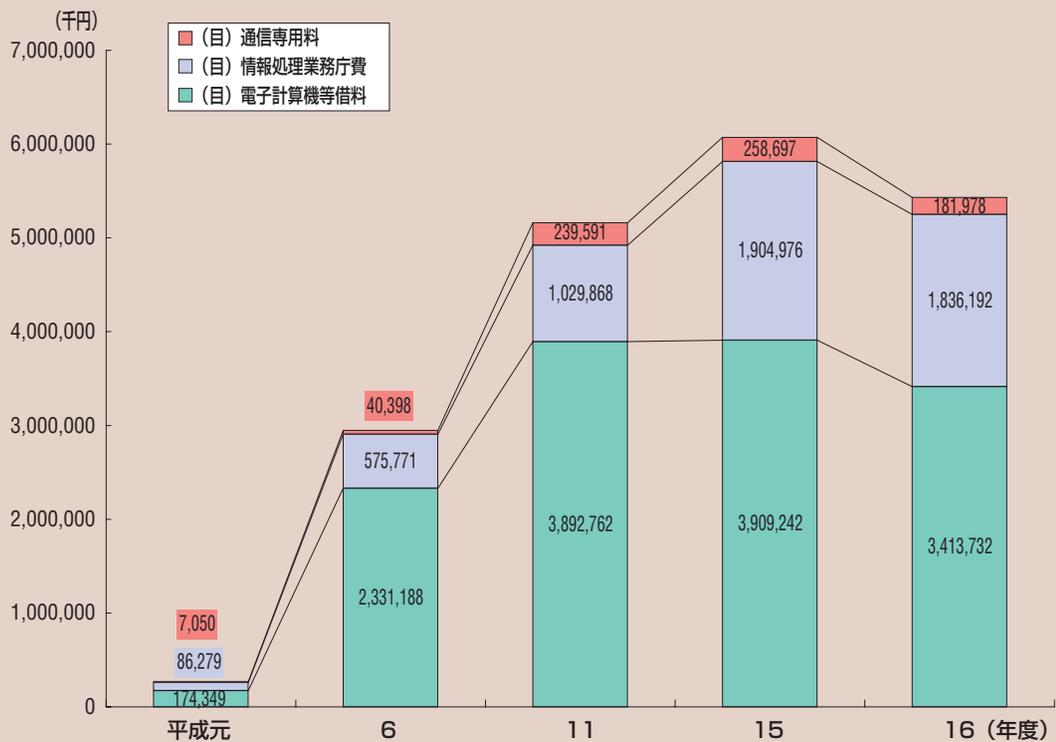
(単位：千円)

区分 年度	法務本省（入国管理局）				地方入国管理官署		
	総額	入国管理局 関係経費	外国人登録事務費		総額	地方入国 管理官署	護送収容費
			一般事務費	委託費			
平成元	2,236,695	182,329	84,627	1,969,739	10,590,918	10,374,474	216,444
6	5,939,146	559,668	274,136	5,105,342	20,463,325	19,270,466	1,192,859
11	5,801,587	609,463	305,628	4,886,496	26,500,173	24,986,218	1,513,955
12	5,646,393	585,721	399,412	4,661,260	27,130,991	25,628,022	1,502,969
13	5,350,020	452,939	463,989	4,433,092	27,597,170	26,091,206	1,505,964
14	5,126,630	245,441	371,925	4,509,264	29,229,770	27,426,048	1,803,722
15	4,994,338	230,580	267,931	4,495,827	29,077,187	27,387,158	1,690,029
16	4,950,774	192,395	272,088	4,486,291	29,026,273	27,317,225	1,709,048

(注) 予算額は当初予算額である。

第2部

図43 電算関連主要予算額の推移



(注) 予算額は当初予算額である。

## 第2節◆施設

平成16年3月31日現在、全国に8か所ある地方入国管理局は、法務単独庁舎（東京）、法務合同庁舎（仙台、名古屋、大阪、高松）、行政合同庁舎（札幌、広島）及び民間施設（福岡）に入居している。また、地方入国管理局支局及び出張所は、港湾合同庁舎、行政合同庁舎及び民間施設に入居している。さらに、全国に3か所ある入国者収容所は、いずれも平成5年以降に完成した施設であり、法務単独庁舎（大村）及び法務総合庁舎（東日本・西日本）に入居している。

近年、我が国に入国・在留する外国人が増加する中で、各種申請等により地方入国管理局等を訪れる人や不法滞在等の理由から摘発される外国人が増加しており、入国管理官署の施設整備が喫緊の課題となっている。

これらに対処するため、平成15年2月には東京入国管理局が地上12階、地下1階建ての新庁舎へ移転し、申請者等への利便性を図るとともに収容施設を拡充しており、また15年度には仙台入国管理局が庁舎敷地内に分庁舎を建設し、16年5月から同庁舎で業務を開始し、窓口混雑の緩和に努めている。さらに、東日本入国管理センターでは不法滞在対策の一環として収容施設の増築を行った。

16年度以降においても、名古屋入国管理局の施設拡充や17年2月に開港予定となっている中部国際空港の施設整備を始めとして、入国管理局では今後も更なる施設の充実に努めたいと考えている（表62）。

表62 収容定員の推移

(人)

区分	年度	平成11	12	13	14	15	16
収容定員合計		2,418	2,418	2,568	2,788	3,039	3,108
入国者収容所		1,549	1,549	1,549	1,549	1,800	1,800
地方入国管理局		869	869	1,019	1,239	1,239	1,308

各年度3月31日現在（平成16年度は予定）

# 資料編

# 1 平成15年4月以降の主な出来事

(平成15年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
平成15. 4. 1	<p>APECビジネストラベルカード (ABTC) の運用開始</p> <p>東京入国管理局難民調査部門、同局調査企画部門の新設</p> <p>新宿出張所の開設と東京港出張所、渋谷出張所の廃止</p> <p>秋田港出張所及び大分港出張所をそれぞれ秋田出張所及び大分出張所に名称変更</p> <p>法務省入国管理局総務課出入国情報管理室文書鑑識係の新設</p>	<p>ABTC所持者が短期商用目的で上陸申請した場合、査証を求めることなく「短期滞在 (90日)」の上陸許可を付与することを開始した。</p> <p>東京入国管理局永住・難民審査部門を分割し、同局永住審査部門、同局難民調査部門を新設した。また、同局企画管理部門、同局調査第一部門等の一部の業務を分離し、同局調査企画部門を新設した。</p> <p>東京都新宿区に摘発専従型の東京入国管理局新宿出張所を開設するとともに、同局東京港出張所、同局渋谷出張所が廃止された。</p> <p>仙台入国管理局秋田港出張所を同局秋田出張所に、福岡入国管理局大分港出張所を同局大分出張所にそれぞれ名称変更した。</p> <p>法務省入国管理局総務課出入国情報管理室に文書鑑識係を新設した。</p>
15. 4.17	<p>中国人不法入国者の集団送還 (第37次)</p>	<p>中国人不法入国者73人を中国向け送還した。</p>
15. 4.21	<p>徳山港出張所を周南出張所に名称変更</p>	<p>徳山市他1市2町が合併し、周南市が発足したことにより、広島入国管理局徳山港出張所を同局周南出張所に名称変更した。</p>
15. 5. 1	<p>「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行</p>	<p>英国政府とのボランティア査証に係る口上書の適用を受けて、我が国で福祉に係るボランティア活動を行う英国人の活動及び駐日パレスチナ総代表部の代表以外の職員等に係る活動を新たに規定した。</p>

(平成15年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
15. 5. 26	「不法就労外国人対策等協議会」の開催	法務省，厚生労働省及び警察庁の3省庁の関係課長により不法就労外国人対策等協議会を開催し，不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議した。
15. 5. 30	IT技術者受入れに係る法務省告示（フィリピン，ベトナム）	フィリピン及びベトナムの機関が実施する試験の合格者をIT技術者受入れに関する特例措置の対象とした。
15. 6. 1 ～ 6. 30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について，外国人や事業主，地方自治体，在日外国大使館等に理解と協力を呼び掛けた。
15. 7. 7	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	乗員上陸許可申請や乗員名簿の提出等の手続のオンライン化を可能とするための規定等を新たに設けた。
15. 7. 23	「乗員上陸許可支援システム」の運用開始	運送業者からの乗員上陸許可申請等を電子的に受け付ける「乗員上陸許可支援システム」の運用を開始した。
15. 7. 31	「観光立国行動計画」の決定	関係行政機関の緊密な連携を確保し，観光立国実現のための施策の効果的かつ総合的な推進を図るため，観光立国関係閣僚会議第2回会合において「観光立国行動計画」が決定された。
	中国人不法入国者の集団送還（第38次）	中国人不法入国者90人を中国向け送還した。
15. 8. 6	「難民支援担当窓口」の設置	難民及び難民の支援に関わる民間団体等関係機関に対して，積極的に情報提供を行い難民の生活支援等に努めるため，各地方入国管理局及び同支局に難民支援担当窓口を設置した。
15. 9. 1	「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」（平成15年法律第65号）による改正入管法の施行	本法律の附則により，入管法第5条第1項第9号の2（上陸拒否事由）及び第24条第4号の2（退去強制事由）の改正がなされ，特殊開錠用具の所持罪等により懲役等に処せられたことが，新たに退去強制事由等に追加されることとなった。

資料編

年 月 日	出 来 事	内 容
15. 9.16 ～10.17	不法滞在外国人集中摘発の実施	東京入国管理局において首都圏集中摘発を実施し、入管法違反外国人1,643人（男性966人、女性677人）に対し、退去強制手続を執った。
15.10. 1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	出入国審査系電算システムの開発に伴う上陸関係の各証印（上陸許可証印、寄港地上陸許可証印及び通過上陸許可証印）のシール化を実施するために証印の新たな様式の追加等を行った。
	「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成15年法律第66号）及び「法務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令」の施行	外国人情報処理技術者受入れ促進事業の対象となる情報処理に係る業務に従事する活動を行う外国人については、特定活動の在留資格を付与するとともに、最長3年とされている在留期間を5年とすることとし、当該外国人の活動要件を現行の「技術」の在留資格に係る上陸許可基準に相当する基準に適合していることとした。
	「法務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」の施行	構造改革特区内に所在する夜間大学院で、出席状況等の管理が徹底されるものにおいて教育を受けようとする外国人については、特例として入国を認めることとした。
	「法務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める件」の施行	研修生を受け入れようとする業種に属する企業が相当程度集積し、当該業種が当該地域における主な産業である地域において、当該業種に関する研修生派遣国との間の密接な経済交流等を前提に、研修生の受入れ人数枠の一部について拡大する措置を講じた。
15.10.17	首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言	法務省入国管理局、東京入国管理局、東京都及び警視庁が、今後5年間で首都東京の不法滞在者を半減させるための共同宣言を行った。
15.10.24	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	しずおか国際園芸博覧会に参加する外国の園芸家の団体の当該博覧会に係る事業に従事する活動を追加した。

(平成15年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
15.11. 1	盛岡出張所の開設並びに室蘭港出張所、宮古港出張所、大船渡港出張所、石巻港出張所、佐世保港出張所及び那覇港出張所の廃止  敦賀港出張所の福井市への位置変更及び福井出張所への名称変更	岩手県盛岡市に仙台入国管理局盛岡出張所を開設するとともに、同局宮古港出張所、同局大船渡港出張所、同局石巻港出張所、札幌入国管理局室蘭港出張所、福岡入国管理局佐世保港出張所及び同局那覇支局那覇港出張所を廃止した。  敦賀市所在の名古屋入国管理局敦賀港出張所を福井市に移転し、同局福井出張所に名称変更した。
15.11. 5	技能実習対象作業の拡大	技能実習対象職種である「漁船漁業」の中に1作業（定置網漁業）を加え、対象職種・作業を62職種113作業とした。
15.11. 7	在留資格「留学」及び「就学」に係る審査方針の策定	留学生及び就学生に係る審査のより一層の適正化を図るための審査方針を策定した。
15.11.20	第31回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」の開催	法務省、警察庁、外務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁等関係機関の実務担当者により第31回入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会を開催し、不法入国及び不法就労事犯の現状及び取締り対策について協議した。
15.11.28	「被収容者処遇規則の一部を改正する省令」の施行	皮手錠を廃止し、新たな手錠を戒具として規定することとし、併せて護送等の際に使用する捕じょうの種類を追加した。
15.12. 1 ～12. 2	第17回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」の開催	法務省において、18か国（地域）及び2国際機関を招へいして、第17回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催した。
15.12.12	空港・港湾水際危機管理チームの設置を決定	第3回空港・港湾における水際対策幹事会において、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置し、各国際空港・港湾に保安委員会を設置するなどの水際対策を決定した。
15.12.18	犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定	第2回犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定され、水際対策等を強化し、約25万人と推測される不法滞在者を今後5年間で半減することとされた。

資料編

(平成15年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
15.12.22	総合規制改革会議第3次答申	第10回総合規制改革会議において、永住許可要件のガイドライン化等を含む「規制改革の推進に関する第3次答申—活力ある日本の創造に向けて—」が決定され、内閣総理大臣に答申された。
	韓国人修学旅行生に対する査証免除措置の通告 (平成16年3月1日実施)	在日日本国大使館から韓国外交通商部に対し、韓国人修学旅行生に対する査証免除措置についての通告が行われた。
15.12.24	「難民認定制度に関する検討結果（最終報告）」の提出	出入国管理政策懇談会が、難民問題に関する専門部会から提出のあった「難民認定制度に関する検討結果（最終報告）」を一部修正の上了承し、法務大臣に提出した。
15.12.31	中国人不法入国者の集団送還 (第39次)	中国人不法入国者97人を中国向け送還した。
16. 1. 1	「外国人登録法施行令の一部を改正する政令」（平成15年政令第437号）の施行	簡易裁判所における訴訟業務の遂行上必要な場合に限り、当該訴訟代理権を有する司法書士に外国人登録原票記載事項証明書の交付請求を認めることとした。
16. 2. 9	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	外国人入国記録に主な上陸拒否事由に係る事項等についての質問項目を設けることとした。また、在留資格認定証明書交付申請書等の様式については、記載事項を大幅に見直し、使用する申請書の区分を細分化することとした（外国人入国記録の様式の改正は平成16年9月1日から、在留資格認定証明書交付申請書等の様式の改正は同年5月1日からそれぞれ施行）。
16. 2.24 ～ 2.26	第9回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	東京入国管理局成田空港支局において、22か国（地域）及び3国際機関等を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催した。

(平成15年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
16. 2.27	<p>「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行</p> <p>「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行</p> <p>「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の医療の在留資格に係る基準の2号の口の規定に基づき診療所を定める件の一部を改正する件」の施行</p>	<p>本省令において、①外国人ソムリエに係る実務経験の緩和、②外国人医師等の活動範囲の拡大、③インターナショナルスクールで教育を受けようとする外国人に係る特例、④外国人研修制度の見直しを行った。</p> <p>外国の大学に籍を置く外国人大学生が、夏休み等を利用して、当該大学における単位取得の対象とならない場合であっても、我が国の民間企業等においてインターンシップを受けることを可能とした。</p> <p>外国人医師又は外国人歯科医師が、医師の確保が困難な地域にある病院（これまでは診療所のみ）において診療業務を行うことを可能とした。</p>
16. 3. 1	<p>厳原港出張所を対馬出張所に名称変更</p> <p>韓国人修学旅行生に係る査証免除措置の実施</p>	<p>厳原町他5町が合併し、対馬市が発足したことにより、福岡入国管理局厳原港出張所を同局対馬出張所に名称変更した。</p> <p>有効な韓国旅券を所持する韓国の修学旅行生であって、継続して30日を超えない期間滞在する意図をもって我が国に入国を希望する者（平成16年4月12日以降は、引率者も含む）に対して、査証免除措置が実施された。</p>
16. 3.10	<p>「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行</p>	<p>法務大臣は、外国人の研修について専門的評価を行うことができる法人による評価を参考とすることができること、及び参考とし得る評価を行う法人の要件について規定することとした。</p>
16. 3.19	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」を策定</p>	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」が閣議決定され、永住許可要件のガイドライン化等を行うこととされた。</p>

資料編

(平成15年度～16年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
16. 3. 31	<b>JITCO推薦研修制度の廃止</b>	JITCO薦研修制度については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に従い、3月31日をもって廃止した。
	<b>技能実習希望者に対する在留状況の評価の実施者の変更</b>	JITCOが行ってきた技能実習希望者に対する在留状況の評価は「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に従い、平成16年度から法務大臣が実施することとなった。
	<b>「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件」の施行</b>	JITCOによる在留状況評価制度等を廃止するための所要の規定の整備を行うこととした。
16. 4. 1	<b>入国管理局登録管理官の新設</b>	入国管理局登録課を廃止し、入国管理局登録管理官を新設した。
16. 4. 5	<b>「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の設置</b>	内閣に、内政及び外政の両官房副長官補を共同議長とし、警察庁、法務省、外務省及び厚生労働省の関係部局の局長級を構成員とした「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置された。
16. 4. 6	<b>「人身取引対策プロジェクトチーム」の設置</b>	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の設置を受けて、人身取引への対策等を検討するため、入国管理局内に関係課室で構成する「人身取引対策プロジェクトチーム」を設置した。
16. 6. 2	<b>「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の公布（平成16年法律第73号）</b>	不法滞在者対策等の強化、難民認定制度の見直し等を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が第159回国会において、5月27日に可決・成立した。

## 2 統計

## (1) 在留の資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者（「外交」・「公用」の在留資格を除く）の推移

## 1 「外交」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	8,305	9,408	8,692	9,339	9,681
米国	1,688	2,119	1,602	2,083	1,897
韓国	911	1,012	991	1,155	1,170
ドイツ	484	555	457	562	449
英国	374	469	395	330	310
中国	238	311	271	396	270
タイ	178	157	146	177	223
ベトナム	65	53	73	134	222
ロシア	268	456	225	267	213
フィリピン	136	114	144	233	198
オーストラリア	315	258	211	209	194
その他	3,648	3,904	4,177	3,793	4,535

## 2 「公用」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	9,824	11,767	12,220	14,060	13,552
韓国	2,289	3,197	3,408	4,258	3,829
米国	2,280	2,362	1,832	2,607	2,433
インドネシア	184	461	926	953	1,204
ベトナム	119	52	263	773	684
中国	333	380	512	751	386
ドイツ	448	463	356	362	297
タイ	735	674	552	360	484
ロシア	219	539	253	321	358
フィリピン	176	240	201	297	234
マレーシア	132	181	254	187	211
その他	2,909	3,218	3,663	3,191	3,432

## 3-1 「教授」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	1,513	1,941	2,024	1,966	2,303
中国	294	416	428	443	489
米国	358	374	359	329	392
韓国	129	176	197	187	195
ロシア	107	159	134	103	123
インド	40	76	109	103	130
ドイツ	74	82	71	84	96
英国	75	91	82	73	120
オーストラリア	36	53	56	58	59
カナダ	54	62	74	57	91
フィリピン	13	17	12	53	62
その他	333	435	502	476	546

## 3-2 「教授」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	5,879	6,744	7,196	7,751	8,037
中国	1,827	2,062	2,228	2,437	2,443
米国	1,288	1,289	1,257	1,252	1,264
韓国・朝鮮	543	685	754	838	901
英国	388	412	420	433	457
カナダ	243	264	279	293	314
インド	120	199	246	281	304
オーストラリア	157	199	221	253	263
ロシア	177	227	245	248	230
ドイツ	202	209	204	211	205
フランス	142	158	149	156	169
その他	792	1,040	1,193	1,349	1,487

## 4-1 「芸術」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	159	167	211	220	194
米国	19	40	58	60	40
ロシア	59	32	36	42	40
フランス	21	27	22	14	21
スペイン	4	1	8	14	17
英国	16	14	21	20	11
中国	3	12	14	7	6
ドイツ	3	2	2	5	6
アルゼンチン	2	—	4	2	6
ベルギー	2	3	3	3	5
コロンビア	1	1	3	2	5
その他	29	35	40	51	37

## 4-2 「芸術」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	351	363	381	397	386
中国	171	172	169	161	135
米国	46	51	55	58	63
韓国・朝鮮	27	30	29	32	25
英国	8	10	14	17	20
ロシア	15	21	19	22	19
アルゼンチン	3	4	10	9	15
ドイツ	8	6	6	8	12
スペイン	3	3	2	5	11
カナダ	12	13	9	8	9
ブラジル	4	3	5	8	9
その他	54	50	63	69	68

5-1 「宗教」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	1,229	1,199	1,105	946	927
米国	830	814	674	563	559
韓国	123	136	110	106	100
フィリピン	24	34	40	35	47
ブラジル	28	17	51	37	40
オーストラリア	31	27	41	25	36
カナダ	43	25	35	29	24
ドイツ	7	10	9	7	11
イタリア	6	5	5	11	10
英国	21	20	11	11	9
フィンランド	6	12	13	13	8
その他	110	99	116	109	83

5-2 「宗教」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	4,962	4,976	4,948	4,858	4,732
米国	2,351	2,356	2,223	2,119	2,018
韓国・朝鮮	703	724	772	804	821
フィリピン	150	180	203	217	235
カナダ	248	236	226	220	204
スペイン	207	189	182	166	145
イタリア	163	158	152	143	135
ドイツ	135	123	121	114	109
オーストラリア	103	106	110	100	108
ブラジル	50	51	89	99	102
英国	90	99	94	96	86
その他	762	754	776	780	769

6-1 「報道」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	180	231	166	351	241
米国	92	173	108	279	201
アイルランド	10	6	7	9	11
韓国	27	11	19	20	8
英国	11	10	12	11	6
カナダ	—	1	—	2	4
ロシア	1	3	—	2	3
フランス	3	3	3	3	2
ベトナム	1	1	—	—	2
オーストラリア	14	2	2	4	1
中国(台湾)	1	1	1	1	1
インドネシア	1	8	—	—	1
サンマリノ	—	—	—	—	1
その他	19	12	14	20	—

6-2 「報道」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	361	349	348	351	294
韓国・朝鮮	79	77	81	81	66
米国	87	83	78	71	52
英国	42	43	43	45	37
ドイツ	17	20	22	21	20
中国	23	15	14	19	19
フランス	21	22	23	21	18
ロシア	15	15	14	15	16
カナダ	10	9	8	8	10
オーストラリア	12	12	14	15	8
スイス	5	4	6	7	5
その他	50	49	45	48	43

7-1 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	974	863	681	566	598
米国	454	387	275	199	218
韓国	57	74	80	65	86
フランス	47	42	36	25	40
英国	98	63	48	55	37
中国	35	34	27	25	34
パキスタン	10	13	10	24	25
中国(台湾)	27	24	18	26	20
オーストラリア	31	21	29	25	19
ドイツ	43	41	34	10	16
インド	17	23	15	7	13
その他	155	141	109	105	90

7-2 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	5,440	5,694	5,906	5,956	6,135
米国	1,364	1,396	1,370	1,288	1,253
中国	1,133	1,137	1,173	1,185	1,234
韓国・朝鮮	631	737	847	927	1,045
英国	436	448	435	415	405
フランス	257	283	295	294	294
インド	214	217	227	221	231
ドイツ	248	245	254	242	227
オーストラリア	133	152	175	185	201
パキスタン	83	107	125	150	186
カナダ	104	113	120	136	116
その他	837	859	885	913	943

8-1 「法律・会計業務」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	4	3	5	1	4
米国	3	2	2	—	2
韓国	—	—	—	—	2
オランダ	—	—	—	1	—
中国	—	—	2	—	—
カナダ	—	—	1	—	—
イタリア	1	—	—	—	—
英国	—	1	—	—	—

8-2 「法律・会計業務」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	77	95	99	111	122
米国	41	48	54	58	62
英国	10	19	18	18	19
中国	11	11	10	14	14
フランス	4	4	5	5	6
オーストラリア	3	4	4	4	6
韓国・朝鮮	1	2	2	2	5
ドイツ	1	1	1	3	3
カナダ	1	1	2	3	3
オランダ	1	1	—	1	1
シンガポール	1	1	1	1	1
フィリピン	1	1	1	1	1
ブルガリア	1	1	1	1	1
その他	1	1	—	—	—

9-1 「医療」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	4	1	—	4	—
中国(台湾)	3	—	—	1	—
インドネシア	—	—	—	1	—
米国	—	—	—	—	—
タイ	—	—	—	1	—
英国	1	1	—	—	—
ブラジル	—	—	—	1	—

9-2 「医療」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	114	95	95	114	110
中国	84	69	66	71	59
ベトナム	—	4	5	14	22
韓国・朝鮮	13	10	11	10	10
マレーシア	4	2	3	3	7
インドネシア	—	—	1	2	3
その他	13	10	9	14	9

10-1 「研究」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	1,147	1,036	793	782	647
中国	285	254	217	197	162
韓国	106	95	82	72	73
インド	120	103	65	95	70
米国	64	58	30	49	36
ドイツ	55	49	28	31	33
フランス	23	6	15	22	21
ロシア	66	95	52	34	20
ベトナム	22	25	21	15	16
カナダ	23	19	17	15	16
インドネシア	13	5	10	8	13
その他	370	327	256	244	187

10-2 「研究」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	2,896	2,934	3,141	3,369	2,770
中国	1,214	1,277	1,387	1,483	1,164
韓国・朝鮮	330	323	367	381	320
インド	211	229	234	253	196
ロシア	146	155	149	151	123
バングラデシュ	75	88	98	116	100
米国	101	96	97	121	97
フランス	54	45	53	68	68
ドイツ	89	86	76	71	59
英国	78	73	66	69	53
オーストラリア	49	41	46	51	40
その他	549	521	568	605	550

11-1 「教育」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	3,203	3,323	3,296	3,337	3,272
米国	1,444	1,492	1,422	1,635	1,559
英国	699	690	736	616	612
カナダ	503	553	525	490	513
オーストラリア	247	219	244	228	237
ニュージーランド	172	193	198	182	182
アイルランド	46	57	54	52	61
中国	21	22	24	27	19
南アフリカ共和国	14	16	20	22	26
ジャマイカ	1	14	9	18	18
韓国	9	4	14	9	8
ドイツ	9	10	3	4	8
その他	38	53	47	54	29

11-2 「教育」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	8,079	8,375	9,068	9,715	9,390
米国	3,737	3,713	3,936	4,359	4,198
英国	1,541	1,618	1,744	1,751	1,684
カナダ	1,281	1,402	1,536	1,577	1,505
オーストラリア	643	658	722	784	770
ニュージーランド	392	467	521	561	548
アイルランド	129	133	143	154	163
中国	76	81	93	91	84
韓国・朝鮮	64	59	79	82	82
南アフリカ共和国	22	25	40	51	56
フランス	46	45	49	60	55
その他	148	174	205	245	245

12-1 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	3,670	3,396	3,308	2,759	2,643
中国	876	942	1,192	880	1,016
韓国	398	314	592	596	472
インド	154	191	260	277	312
米国	1,714	1,204	598	488	252
フィリピン	75	114	116	97	145
フランス	50	73	55	46	66
英国	65	68	46	46	34
中国(台湾)	36	137	51	27	32
ベトナム	6	10	30	19	31
ドイツ	26	28	21	17	31
その他	270	315	347	266	252

12-2 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	15,668	16,531	19,439	20,717	20,807
中国	10,003	10,334	11,382	11,433	11,079
韓国・朝鮮	1,435	1,537	2,175	2,682	3,019
インド	728	841	1,286	1,750	2,001
フィリピン	569	603	706	759	789
米国	542	567	648	644	568
英国	330	355	395	427	402
フランス	240	280	316	333	332
マレーシア	201	232	280	276	233
カナダ	149	150	193	207	216
オーストラリア	127	155	209	213	192
その他	1,344	1,477	1,849	1,993	1,976

13-1 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	6,510	7,039	6,945	6,151	6,886
米国	1,822	1,779	1,747	1,645	1,833
英国	1,207	1,259	1,131	1,166	1,228
カナダ	887	981	912	858	951
オーストラリア	891	916	1,052	751	930
中国	376	604	398	356	429
ニュージーランド	181	286	342	235	277
韓国	287	250	332	241	244
フランス	140	143	147	127	148
アイルランド	76	55	86	100	80
中国(台湾)	79	79	86	59	75
その他	564	687	712	613	691

13-2 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	31,766	34,739	40,861	44,496	44,943
中国	10,597	11,013	11,952	12,132	12,470
米国	5,532	5,933	6,987	7,817	7,796
英国	3,424	3,831	4,567	5,211	5,045
カナダ	2,955	3,256	3,914	4,363	4,288
オーストラリア	2,387	2,870	3,783	4,233	4,165
韓国・朝鮮	2,333	2,595	3,223	3,509	3,656
ニュージーランド	648	846	1,153	1,308	1,321
フランス	574	613	764	823	800
インド	280	337	412	476	512
フィリピン	322	362	439	460	492
その他	2,714	3,083	3,667	4,164	4,398

14-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	3,765	3,876	3,463	2,900	3,421
中国	406	448	476	512	715
米国	1,071	1,069	772	484	533
韓国	447	457	503	399	426
英国	366	341	241	211	232
インド	172	223	225	187	203
フィリピン	177	155	179	130	215
フランス	112	171	138	130	140
中国(台湾)	87	106	130	111	140
ドイツ	130	132	132	105	147
オーストラリア	104	107	66	54	84
その他	693	667	601	577	586

14-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	7,377	8,657	9,913	10,923	10,605
中国	1,490	1,632	1,936	2,201	2,324
韓国・朝鮮	1,224	1,345	1,597	1,704	1,644
米国	1,447	1,723	1,646	1,701	1,442
インド	289	413	674	850	944
英国	690	795	888	914	815
フランス	228	348	435	500	485
フィリピン	282	338	392	455	459
ドイツ	305	346	422	434	452
オーストラリア	182	228	252	268	255
カナダ	106	142	151	160	152
その他	1,134	1,347	1,520	1,736	1,633

15-1 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	82,305	103,264	117,839	123,322	133,103
フィリピン	45,594	60,455	71,678	74,729	80,048
米国	6,548	6,200	6,488	6,887	7,066
中国	2,056	2,798	3,730	5,670	6,486
ロシア	2,925	4,418	4,944	5,068	6,240
ルーマニア	2,117	2,930	4,030	4,710	4,871
英国	2,781	2,939	2,956	2,854	2,724
ウクライナ	634	1,228	1,545	2,176	2,585
インドネシア	1,100	1,631	2,296	2,334	2,447
イタリア	830	1,659	1,667	1,291	2,302
韓国	2,679	2,847	2,991	2,519	2,184
その他	15,041	16,159	15,514	15,084	16,150

15-2 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	32,297	53,847	55,461	58,359	64,642
フィリピン	27,020	43,790	44,784	46,547	50,539
中国	1,177	1,912	2,065	2,762	3,848
ルーマニア	782	1,683	2,188	2,291	2,597
ロシア	396	1,363	1,368	1,591	1,839
インドネシア	405	953	1,147	1,148	1,524
ウクライナ	228	556	697	1,031	1,185
韓国・朝鮮	768	1,341	1,045	777	804
米国	236	311	375	374	374
ブラジル	207	300	253	241	251
モンゴル	90	107	153	207	248
その他	988	1,531	1,386	1,390	1,433

16-1 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	3,375	3,529	2,118	1,792	1,592
中国	758	1,069	806	944	835
インド	174	179	171	150	139
韓国	164	283	137	105	90
タイ	36	73	76	75	74
ネパール	78	80	66	37	70
フィリピン	21	30	40	15	30
オーストラリア	27	21	20	21	27
中国(台湾)	57	45	22	53	26
ベトナム	64	18	29	29	26
バングラデシュ	5	16	15	11	25
その他	1,991	1,715	736	352	250

16-2 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	10,459	11,349	11,927	12,522	12,583
中国	5,495	6,033	6,333	6,756	6,895
インド	1,119	1,201	1,282	1,345	1,388
韓国・朝鮮	1,121	1,275	1,307	1,277	1,209
ネパール	482	534	563	579	619
タイ	426	455	468	510	527
英国	331	318	314	302	236
フィリピン	149	156	174	173	182
パキスタン	145	158	170	165	157
スリランカ	95	106	116	115	121
バングラデシュ	91	99	107	110	120
その他	1,005	1,014	1,093	1,190	1,129

17-1 「文化活動」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	3,693	3,210	3,138	3,084	3,108
中国	931	998	1,027	876	746
米国	500	398	376	409	415
韓国	375	357	293	286	316
フランス	256	134	127	135	164
トルコ	8	8	6	14	158
ドイツ	190	99	109	113	144
インドネシア	60	42	41	53	130
タイ	51	92	132	113	96
インド	103	106	75	73	81
ベトナム	33	39	42	60	68
その他	1,186	937	910	952	790

17-2 「文化活動」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	3,803	3,397	2,954	2,812	2,615
中国	1,496	1,360	1,260	1,054	996
韓国・朝鮮	492	468	396	392	353
米国	307	322	255	285	262
ドイツ	133	96	91	100	112
フランス	128	102	72	75	92
バングラデシュ	46	35	49	58	59
タイ	31	47	49	61	57
英国	73	70	46	47	39
インド	87	62	43	38	36
オーストラリア	44	43	40	35	35
その他	966	792	653	667	574

18 「短期滞在」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	3,677,732	3,910,624	3,878,070	4,302,429	4,259,974
韓国	812,210	927,557	980,761	1,098,766	1,271,914
中国(台湾)	897,491	878,031	774,011	844,465	756,538
米国	609,564	637,610	608,119	645,845	575,000
英国	154,436	162,023	166,653	187,627	170,344
中国	97,365	115,099	138,920	184,275	184,079
中国(香港)	39,333	46,468	71,604	133,074	159,965
オーストラリア	119,004	129,575	130,450	144,687	151,945
カナダ	90,559	102,323	108,046	113,607	108,762
英国(香港)	203,345	187,984	182,305	149,930	93,564
ドイツ	76,197	75,920	75,880	81,605	81,138
その他	578,228	648,034	641,321	718,548	706,725

19-1 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	14,446	19,503	23,416	24,730	25,460
中国	5,330	8,362	11,261	11,996	11,640
韓国	2,362	3,185	3,694	3,541	3,745
米国	1,143	1,276	1,399	1,552	1,760
中国(台湾)	883	1,145	1,201	1,216	1,202
タイ	348	469	480	543	619
マレーシア	335	366	418	478	447
ベトナム	143	252	314	355	446
インドネシア	314	404	394	421	416
ドイツ	257	271	295	333	367
フランス	129	161	178	221	298
その他	3,202	3,612	3,782	4,074	4,520

19-2 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	64,646	76,980	93,614	110,415	125,597
中国	35,879	45,321	59,079	73,795	87,091
韓国・朝鮮	13,194	14,848	16,671	17,091	16,951
マレーシア	2,035	1,890	1,850	1,937	2,054
タイ	1,294	1,468	1,601	1,760	1,921
インドネシア	1,312	1,448	1,511	1,607	1,662
ベトナム	599	800	1,050	1,264	1,545
米国	999	1,183	1,228	1,263	1,445
バングラデシュ	974	1,018	974	1,110	1,260
モンゴル	316	369	455	646	841
スリランカ	431	498	562	653	794
その他	7,613	8,137	8,633	9,289	10,033

20-1 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	19,426	22,404	23,932	25,948	27,362
中国	9,638	13,788	15,519	17,720	19,337
韓国	6,771	5,660	5,452	4,910	4,251
中国(台湾)	745	669	546	662	650
米国	274	255	292	270	281
バングラデシュ	19	42	69	126	276
タイ	146	195	212	242	271
オーストラリア	358	297	284	251	268
スリランカ	62	81	149	230	252
ベトナム	53	68	99	130	215
モンゴル	38	41	81	123	214
その他	1,322	1,308	1,229	1,284	1,347

20-2 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	34,541	37,781	41,766	47,198	50,473
中国	22,782	26,542	30,170	35,450	38,873
韓国・朝鮮	7,776	7,432	7,587	7,236	6,560
スリランカ	203	198	290	427	511
タイ	359	366	409	445	474
バングラデシュ	239	220	232	299	469
ミャンマー	488	413	430	447	434
フィリピン	502	461	440	420	381
ベトナム	92	97	138	201	314
米国	239	251	272	302	305
モンゴル	38	46	99	184	302
その他	1,823	1,755	1,699	1,787	1,850

21-1 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	47,985	54,049	59,064	58,534	64,817
中国	22,041	27,839	32,894	34,754	38,319
インドネシア	5,926	6,231	5,817	4,925	5,597
ベトナム	2,108	2,757	3,238	3,034	4,028
フィリピン	3,694	3,727	3,768	3,222	3,618
タイ	2,998	2,974	3,184	2,739	3,119
マレーシア	1,358	1,285	1,163	947	824
インド	697	649	479	464	540
スリランカ	476	479	456	449	466
中国(台湾)	299	335	204	328	395
ブラジル	495	402	360	349	305
その他	7,893	7,371	7,501	7,323	7,606

21-2 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	26,630	36,199	38,169	39,067	44,464
中国	16,101	22,163	25,640	26,945	30,763
インドネシア	3,636	4,506	3,938	3,813	4,234
ベトナム	1,619	2,280	2,551	2,516	3,528
フィリピン	2,037	2,734	2,356	2,329	2,689
タイ	1,221	1,802	1,478	1,421	1,314
スリランカ	215	274	250	260	274
マレーシア	308	443	253	252	205
韓国・朝鮮	251	259	200	185	192
ブラジル	194	191	161	143	145
モンゴル	29	99	175	138	120
その他	1,019	1,448	1,167	1,065	1,000

22-1 「家族滞在」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	16,695	17,617	16,364	13,888	13,472
中国	5,856	6,372	6,128	5,112	4,467
韓国	2,974	3,230	3,121	2,426	2,259
米国	1,984	1,946	1,496	1,243	1,298
インド	642	717	678	748	676
バングラデシュ	290	288	291	256	372
インドネシア	355	322	357	297	362
フランス	264	294	258	174	326
オーストラリア	275	270	258	205	246
中国(台湾)	314	359	259	214	232
英国	425	356	246	230	221
その他	3,316	3,463	3,272	2,983	3,013

22-2 「家族滞在」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	68,679	72,878	78,847	83,075	81,535
中国	31,375	32,306	34,821	36,453	35,390
韓国・朝鮮	12,372	13,516	15,047	15,785	15,559
米国	6,506	6,939	6,736	6,706	6,277
インド	1,881	2,173	2,627	3,065	3,279
英国	1,628	1,758	1,745	1,778	1,596
インドネシア	1,206	1,304	1,340	1,384	1,416
バングラデシュ	1,100	1,163	1,249	1,326	1,376
フランス	947	1,086	1,276	1,348	1,370
フィリピン	809	948	1,094	1,234	1,251
オーストラリア	861	930	1,086	1,193	1,166
その他	9,994	10,755	11,826	12,803	12,855

23-1 「特定活動」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	2,934	4,364	4,722	4,890	5,876
韓国	313	828	880	839	1,417
オーストラリア	1,026	1,120	1,023	1,074	1,223
カナダ	713	811	884	859	871
フランス	9	279	318	413	374
英国	1	13	143	244	347
ニュージーランド	274	385	408	327	294
ドイツ	9	60	164	206	293
中国(台湾)	166	170	169	249	271
フィリピン	187	250	249	234	213
米国	40	130	139	129	141
その他	196	318	345	316	432

## 23-2 「特定活動」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	24,053	30,496	38,990	47,706	55,048
中国	12,150	16,443	22,110	29,437	35,481
インドネシア	5,242	5,518	6,389	6,426	5,890
ベトナム	2,170	2,710	3,528	4,229	4,542
フィリピン	1,801	2,066	2,778	3,121	3,454
韓国・朝鮮	319	734	812	799	1,329
オーストラリア	895	988	934	940	1,052
カナダ	450	581	584	591	616
タイ	150	188	281	401	445
ニュージーランド	208	297	313	311	287
フランス	29	185	216	247	275
その他	639	786	1,045	1,204	1,677

## 24 「永住者」の在留の資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	113,038	145,336	184,071	223,875	267,011
中国	37,960	48,809	58,778	70,599	83,321
ブラジル	4,592	9,062	20,277	31,203	41,771
韓国・朝鮮	28,766	31,955	34,624	37,121	39,807
フィリピン	14,884	20,933	26,967	32,796	39,733
ペルー	4,756	7,496	11,059	13,975	17,213
米国	5,063	5,826	6,636	7,348	8,149
ベトナム	3,903	4,637	5,306	5,799	6,273
タイ	1,313	2,015	2,833	3,913	5,441
英国	1,342	1,618	1,839	2,074	2,329
インド	907	1,079	1,205	1,387	1,525
その他	9,552	11,906	14,547	17,660	21,449

## 25-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	26,737	33,167	27,461	20,857	23,398
ブラジル	9,274	14,544	8,627	6,978	9,902
フィリピン	4,665	5,477	5,382	4,884	4,887
中国	5,965	6,713	7,421	4,572	3,940
韓国	1,716	1,341	1,149	684	618
タイ	1,100	1,089	893	560	584
ペルー	618	844	979	441	536
米国	676	518	498	430	502
インドネシア	187	182	192	209	253
英国	145	140	160	168	187
パラグアイ	85	180	143	120	180
その他	2,306	2,139	2,017	1,811	1,809

25-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍(出身地)別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	270,775	279,625	280,436	271,719	262,778
ブラジル	97,330	101,623	97,262	90,732	85,482
中国	48,698	50,525	53,554	53,126	52,016
フィリピン	46,152	46,265	46,233	45,510	44,366
韓国・朝鮮	21,753	22,057	22,548	21,868	21,285
タイ	11,100	12,272	13,042	12,838	12,243
米国	9,796	9,495	9,238	9,021	8,948
ペルー	10,303	9,978	9,643	8,923	8,042
英国	2,349	2,342	2,398	2,403	2,444
インドネシア	1,686	1,877	2,122	2,335	2,508
カナダ	1,464	1,512	1,536	1,606	1,707
その他	20,144	21,679	22,860	23,357	23,737

26-1 「永住者の配偶者等」の在留資格による国籍(出身地)別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	341	389	494	473	581
中国	120	151	222	191	250
フィリピン	20	33	54	63	90
ベトナム	23	22	56	50	55
ブラジル	3	6	9	28	45
韓国	122	106	59	41	39
ペルー	10	22	33	26	30
バングラデシュ	1	2	3	5	10
パキスタン	1	5	7	6	10
カンボジア	7	7	3	12	7
ラオス	2	2	5	6	5
その他	32	33	43	45	40

26-2 「永住者の配偶者等」の在留資格による国籍(出身地)別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	6,410	6,685	7,047	7,576	8,519
韓国・朝鮮	3,875	3,560	3,336	3,093	2,891
中国	1,346	1,724	1,961	2,252	2,698
フィリピン	309	350	432	496	696
ペルー	118	151	226	343	465
ベトナム	176	201	259	319	346
ブラジル	79	96	135	228	391
米国	123	112	110	113	120
タイ	42	44	55	65	87
パキスタン	13	21	41	57	74
イラン	15	22	33	52	60
その他	314	404	459	558	691

27-1 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	23,465	40,033	29,729	22,905	30,780
ブラジル	15,110	29,264	19,103	14,014	21,578
中国	3,561	3,745	3,847	3,168	2,610
フィリピン	1,895	2,924	2,332	2,610	3,039
ペルー	1,593	2,573	2,835	1,572	2,066
ベトナム	281	282	323	382	452
ポリビア	210	277	371	344	273
タイ	138	159	134	144	110
インドネシア	160	167	153	119	116
韓国	131	170	151	100	89
パラグアイ	19	36	75	59	70
その他	367	436	405	393	377

27-2 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	215,347	237,607	244,460	243,451	245,147
ブラジル	117,469	137,649	142,082	139,826	140,552
中国	38,982	37,337	36,580	35,020	33,292
フィリピン	10,181	13,285	15,530	18,246	21,117
ペルー	20,454	21,369	22,047	21,538	21,045
韓国・朝鮮	10,028	9,509	9,243	9,091	8,941
ベトナム	5,401	4,986	4,707	4,696	4,792
ポリビア	2,473	2,669	2,892	3,034	2,934
タイ	1,080	1,350	1,676	2,011	2,283
米国	1,697	1,632	1,627	1,583	1,582
インドネシア	802	973	1,092	1,183	1,230
その他	6,780	6,848	6,984	7,223	7,379

28 「特別永住者」の地位による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成11	12	13	14	15
総数	522,677	512,269	500,782	489,900	475,952
韓国・朝鮮	517,787	507,429	495,986	485,180	471,756
中国	4,252	4,151	4,060	3,924	3,406
米国	215	250	279	324	358
無国籍	199	192	181	174	93
カナダ	26	31	33	39	51
英国	32	33	36	34	37
オーストラリア	20	22	27	29	34
フィリピン	22	25	27	29	26
フランス	15	17	19	21	23
ブラジル	15	15	14	15	17
その他	94	104	120	131	151

(2) 主な国籍（出身地）ごとの在留の資格別新規入国者数・外国人登録者数（「外交」「公用」の在留資格を除く）の推移

1-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		835,297	951,884	1,005,451	1,121,672	1,293,809
外交		911	1,012	991	1,155	1,170
公用		2,289	3,197	3,408	4,258	3,829
教授		129	176	197	187	195
芸術		1	2	—	3	—
宗教		123	136	110	106	100
報道		27	11	19	20	8
投資・経営		57	74	80	65	86
法律・会計業務		—	—	—	—	2
医療		—	—	—	—	—
研究		106	95	82	72	73
教育		9	4	14	9	8
技術		398	314	592	596	472
人文知識・国際業務		287	250	332	241	244
企業内転勤		447	457	503	399	426
興行		2,679	2,847	2,991	2,519	2,184
技能		164	283	137	105	90
文化活動		375	357	293	286	316
短期滞在		812,210	927,557	980,761	1,098,766	1,271,914
留学		2,362	3,185	3,694	3,541	3,745
就学		6,771	5,660	5,452	4,910	4,251
研修		696	592	435	344	274
家族滞在		2,974	3,230	3,121	2,426	2,259
特定活動		313	828	880	839	1,417
日本人の配偶者等		1,716	1,341	1,149	684	618
永住者の配偶者等		122	106	59	41	39
定住者		131	170	151	100	89

## 1-2 韓国・朝鮮人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		636,548	635,269	632,405	625,422	613,791
教授		543	685	754	838	901
芸術		27	30	29	32	25
宗教		703	724	772	804	821
報道		79	77	81	81	66
投資・経営		631	737	847	927	1,045
法律・会計業務		1	2	2	2	5
医療		13	10	11	10	10
研究		330	323	367	381	320
教育		64	59	79	82	82
技術		1,435	1,537	2,175	2,682	3,019
人文知識・国際業務		2,333	2,595	3,223	3,509	3,656
企業内転勤		1,224	1,345	1,597	1,704	1,644
興行		768	1,341	1,045	777	804
技能		1,121	1,275	1,307	1,277	1,209
文化活動		492	468	396	392	353
短期滞在		7,531	9,362	10,040	10,344	9,955
留学		13,194	14,848	16,671	17,091	16,951
就学		7,776	7,432	7,587	7,236	6,560
研修		251	259	200	185	192
家族滞在		12,372	13,516	15,047	15,785	15,559
特定活動		319	734	812	799	1,329
永住者		28,766	31,955	34,624	37,121	39,807
日本人の配偶者等		21,753	22,057	22,548	21,868	21,285
永住者の配偶者等		3,875	3,560	3,336	3,093	2,891
定住者		10,028	9,509	9,243	9,091	8,941
特別永住者		517,787	507,429	495,986	485,180	471,756
未取得者		2,000	1,866	1,788	2,084	2,271
一時庇護		—	—	—	—	—
その他		1,132	1,534	1,838	2,047	2,334

## 2-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		156,507	190,380	225,357	272,894	276,297
外交		238	311	271	396	270
公用		333	380	512	751	386
教授		294	416	428	443	489
芸術		3	12	14	7	6
宗教		2	1	—	2	1
報道		—	—	—	1	—
投資・経営		35	34	27	25	34
法律・会計業務		—	—	2	—	—
医療		—	—	—	—	—
研究		285	254	217	197	162
教育		21	22	24	27	19
技術		876	942	1,192	880	1,016
人文知識・国際業務		376	604	398	356	429
企業内転勤		406	448	476	512	715
興行		2,056	2,798	3,730	5,670	6,486
技能		758	1,069	806	944	835
文化活動		931	998	1,027	876	746
短期滞在		97,365	115,099	138,920	184,275	184,079
留学		5,330	8,362	11,261	11,996	11,640
就学		9,638	13,788	15,517	17,720	19,337
研修		22,041	27,839	32,894	34,754	38,319
家族滞在		5,856	6,372	6,128	5,112	4,467
特定活動		17	22	21	19	61
日本人の配偶者等		5,965	6,713	7,421	4,572	3,940
永住者の配偶者等		120	151	222	191	250
定住者		3,561	3,745	3,847	3,168	2,610

## 2-2 中国（台湾）人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		901,874	882,394	777,673	848,283	760,322
外交		1	—	—	—	—
公用		13	4	7	9	7
教授		16	14	18	25	24
芸術		—	—	—	1	—
宗教		11	9	9	11	4
報道		1	1	1	1	1
投資・経営		27	24	18	26	20
法律・会計業務		—	—	—	—	—
医療		3	—	—	1	—
研究		6	2	3	10	11
教育		1	1	2	—	—
技術		36	137	51	27	32
人文知識・国際業務		79	79	86	59	75
企業内転勤		87	106	130	111	140
興行		1,102	913	629	574	462
技能		57	45	22	53	26
文化活動		58	50	65	43	46
短期滞在		897,491	878,031	774,011	844,465	756,538
留学		883	1,145	1,201	1,216	1,202
就学		745	669	546	662	650
研修		299	335	204	328	395
家族滞在		314	359	259	214	232
特定活動		166	170	169	249	271
日本人の配偶者等		391	238	190	143	145
永住者の配偶者等		6	6	11	5	3
定住者		81	56	41	50	38

## 2-3 中国人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		294,201	335,575	381,225	424,282	462,396
教授		1,827	2,062	2,228	2,437	2,443
芸術		171	172	169	161	135
宗教		57	57	66	69	71
報道		23	15	14	19	19
投資・経営		1,133	1,137	1,173	1,185	1,234
法律・会計業務		11	11	10	14	14
医療		84	69	66	71	59
研究		1,214	1,277	1,387	1,483	1,164
教育		76	81	93	91	84
技術		10,003	10,334	11,382	11,433	11,079
人文知識・国際業務		10,597	11,013	11,952	12,132	12,470
企業内転勤		1,490	1,632	1,936	2,201	2,324
興行		1,177	1,912	2,065	2,762	3,848
技能		5,495	6,033	6,333	6,756	6,895
文化活動		1,496	1,360	1,260	1,054	996
短期滞在		7,685	10,545	11,187	11,778	12,951
留学		35,879	45,321	59,079	73,795	87,091
就学		22,782	26,542	30,170	35,450	38,873
研修		16,101	22,163	25,640	26,945	30,763
家族滞在		31,375	32,306	34,821	36,453	35,390
特定活動		12,150	16,443	22,110	29,437	35,481
永住者		37,960	48,809	58,778	70,599	83,321
日本人の配偶者等		48,698	50,525	53,554	53,126	52,016
永住者の配偶者等		1,346	1,724	1,961	2,252	2,698
定住者		38,982	37,337	36,580	35,020	33,292
特別永住者		4,252	4,151	4,060	3,924	3,406
未取得者		1,676	1,966	2,446	2,778	3,007
一時庇護		—	—	—	—	—
その他		461	578	705	857	1,272

## 3-1 英国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		161,392	169,053	173,396	194,190	176,940
外交		374	469	395	330	310
公用		108	137	118	153	139
教授		75	91	82	73	120
芸術		16	14	21	20	11
宗教		21	20	11	11	9
報道		11	10	12	11	6
投資・経営		98	63	48	55	37
法律・会計業務		—	1	—	—	—
医療		1	1	—	—	—
研究		41	34	19	18	12
教育		699	690	736	616	612
技術		65	68	46	46	34
人文知識・国際業務		1,207	1,259	1,131	1,166	1,228
企業内転勤		366	341	241	211	232
興行		2,781	2,939	2,956	2,854	2,724
技能		19	16	12	6	2
文化活動		75	32	17	47	22
短期滞在		154,436	162,023	166,653	187,627	170,344
留学		284	238	236	229	243
就学		61	51	41	38	40
研修		77	41	71	36	55
家族滞在		425	356	246	230	221
特定活動		1	13	143	244	347
日本人の配偶者等		145	140	160	168	187
永住者の配偶者等		1	—	—	—	1
定住者		5	6	1	1	4

## 3-2 英国人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		15,402	16,525	17,527	18,508	18,230
教授		388	412	420	433	457
芸術		8	10	14	17	20
宗教		90	99	94	96	86
報道		42	43	43	45	37
投資・経営		436	448	435	415	405
法律・会計業務		10	19	18	18	19
医療		3	3	3	2	1
研究		78	73	66	69	53
教育		1,541	1,618	1,744	1,751	1,684
技術		330	355	395	427	402
人文知識・国際業務		3,424	3,831	4,567	5,211	5,045
企業内転勤		690	795	888	914	815
興行		70	77	54	52	47
技能		331	318	314	302	236
文化活動		73	70	46	47	39
短期滞在		826	949	826	846	855
留学		736	795	754	756	723
就学		359	278	191	144	144
研修		10	23	18	20	19
家族滞在		1,628	1,758	1,745	1,778	1,596
特定活動		12	25	127	182	250
永住者		1,342	1,618	1,839	2,074	2,329
日本人の配偶者等		2,349	2,342	2,398	2,403	2,444
永住者の配偶者等		36	39	43	37	40
定住者		505	435	394	371	360
特別永住者		32	33	36	34	37
未取得者		41	47	42	50	69
一時庇護		—	—	—	—	—
その他		12	12	13	14	18

## 4-1 米国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		634,216	661,564	628,731	667,296	596,494
外交		1,688	2,119	1,602	2,083	1,897
公用		2,280	2,362	1,832	2,607	2,433
教授		358	374	359	329	392
芸術		19	40	58	60	40
宗教		830	814	674	563	559
報道		92	173	108	279	201
投資・経営		454	387	275	199	218
法律・会計業務		3	2	2	—	2
医療		—	—	—	—	—
研究		64	58	30	49	36
教育		1,444	1,492	1,422	1,635	1,559
技術		1,714	1,204	598	488	252
人文知識・国際業務		1,822	1,779	1,747	1,645	1,833
企業内転勤		1,071	1,069	772	484	533
興行		6,548	6,200	6,488	6,887	7,066
技能		1,495	1,266	368	51	21
文化活動		500	398	376	409	415
短期滞在		609,564	637,610	608,119	645,845	575,000
留学		1,143	1,276	1,399	1,552	1,760
就学		274	255	292	270	281
研修		98	52	46	36	30
家族滞在		1,984	1,946	1,496	1,243	1,298
特定活動		40	130	139	129	141
日本人の配偶者等		676	518	498	430	502
永住者の配偶者等		6	3	2	8	—
定住者		49	37	29	15	25

## 4-2 米国人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		42,802	44,856	46,244	47,970	47,836
教授		1,288	1,289	1,257	1,252	1,264
芸術		46	51	55	58	63
宗教		2,351	2,356	2,223	2,119	2,018
報道		87	83	78	71	52
投資・経営		1,364	1,396	1,370	1,288	1,253
法律・会計業務		41	48	54	58	62
医療		2	1	1	3	2
研究		101	96	97	121	97
教育		3,737	3,713	3,936	4,359	4,198
技術		542	567	648	644	568
人文知識・国際業務		5,532	5,933	6,987	7,817	7,796
企業内転勤		1,447	1,723	1,646	1,701	1,442
興行		236	311	375	374	374
技能		59	67	68	65	52
文化活動		307	322	255	285	262
短期滞在		724	904	737	754	771
留学		999	1,183	1,228	1,263	1,445
就学		239	251	272	302	305
研修		23	23	19	18	15
家族滞在		6,506	6,939	6,736	6,706	6,277
特定活動		112	125	117	124	130
永住者		5,063	5,826	6,636	7,348	8,149
日本人の配偶者等		9,796	9,495	9,238	9,021	8,948
永住者の配偶者等		123	112	110	113	120
定住者		1,697	1,632	1,627	1,583	1,582
特別永住者		215	250	279	323	358
未取得者		107	111	136	147	164
一時庇護		—	—	—	—	—
その他		58	49	59	52	69

5-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移 (人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		84,767	104,324	115,318	120,812	131,834
外交		136	114	144	233	198
公用		176	240	201	297	234
教授		13	17	12	53	62
芸術		—	—	—	—	—
宗教		24	34	40	35	47
報道		—	2	—	—	—
投資・経営		6	5	7	2	2
法律・会計業務		—	—	—	—	—
医療		—	—	—	—	—
研究		29	16	18	9	12
教育		4	14	6	3	7
技術		75	114	116	97	145
人文知識・国際業務		37	62	65	32	57
企業内転勤		177	155	179	130	215
興行		45,594	60,455	71,678	74,729	80,048
技能		21	30	40	15	30
文化活動		16	50	67	37	42
短期滞在		27,513	30,099	30,432	33,660	38,430
留学		186	154	185	183	196
就学		58	65	68	57	51
研修		3,694	3,727	3,768	3,222	3,618
家族滞在		241	287	275	227	211
特定活動		187	250	249	234	213
日本人の配偶者等		4,665	5,477	5,382	4,884	4,887
永住者の配偶者等		20	33	54	63	90
定住者		1,895	2,924	2,332	2,610	3,039

## 5-2 フィリピン人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		115,685	144,871	156,667	169,359	185,237
教授		27	34	39	44	58
芸術		2	2	2	2	2
宗教		150	180	203	217	235
報道		1	1	1	—	—
投資・経営		27	25	31	31	30
法律・会計業務		1	1	1	1	1
医療		2	2	2	1	—
研究		40	24	31	32	33
教育		28	42	45	47	42
技術		569	603	706	759	789
人文知識・国際業務		322	362	439	460	492
企業内転勤		282	338	392	455	459
興行		27,020	43,790	44,784	46,547	50,539
技能		149	156	174	173	182
文化活動		42	30	27	24	20
短期滞在		5,088	6,078	6,987	8,452	10,115
留学		608	554	574	598	620
就学		502	461	440	420	381
研修		2,037	2,734	2,356	2,329	2,689
家族滞在		809	948	1,094	1,234	1,251
特定活動		1,801	2,066	2,778	3,121	3,454
永住者		14,884	20,933	26,967	32,796	39,733
日本人の配偶者等		46,152	46,265	46,233	45,510	44,366
永住者の配偶者等		309	350	432	496	696
定住者		10,181	13,285	15,530	18,246	21,117
特別永住者		22	25	27	29	26
未取得者		1,775	1,908	2,198	2,572	2,828
一時庇護		—	—	—	—	—
その他		2,855	3,674	4,174	4,763	5,079

6-1 ブラジル人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		38,275	58,577	39,533	33,296	41,101
外交		44	52	88	83	73
公用		68	54	51	31	35
教授		7	5	6	4	10
芸術		1	—	1	4	1
宗教		28	17	51	37	40
報道		—	—	—	—	—
投資・経営		2	1	2	2	2
法律・会計業務		—	—	—	—	—
医療		—	—	—	1	—
研究		3	7	2	6	1
教育		2	—	—	2	1
技術		4	4	4	6	5
人文知識・国際業務		10	23	24	14	19
企業内転勤		25	27	5	11	24
興行		755	798	984	769	938
技能		8	18	10	11	15
文化活動		11	7	11	11	6
短期滞在		12,145	13,031	9,848	10,627	7,749
留学		125	129	146	139	123
就学		40	48	44	44	50
研修		495	402	360	349	305
家族滞在		106	132	146	110	170
特定活動		9	8	11	15	9
日本人の配偶者等		9,274	14,544	8,627	6,978	9,902
永住者の配偶者等		3	6	9	28	45
定住者		15,110	29,264	19,103	14,014	21,578

## 6-2 ブラジル人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成11	12	13	14	15
総数		224,299	254,394	265,962	268,332	274,700
教授		18	15	20	18	27
芸術		4	3	5	8	9
宗教		50	51	89	99	102
報道		1	1	1	1	1
投資・経営		16	13	15	12	13
法律・会計業務		—	—	—	—	—
医療		—	—	—	1	1
研究		11	7	7	14	9
教育		2	1	1	2	3
技術		20	24	35	39	41
人文知識・国際業務		52	57	67	71	76
企業内転勤		39	54	35	39	45
興行		207	300	253	241	251
技能		53	58	59	62	62
文化活動		16	18	12	18	5
短期滞在		1,472	1,892	1,351	1,172	1,076
留学		347	352	360	378	365
就学		44	51	58	55	60
研修		194	191	161	143	145
家族滞在		276	313	347	353	408
特定活動		13	15	22	22	71
永住者		4,592	9,062	20,277	31,203	41,771
日本人の配偶者等		97,330	101,623	97,262	90,732	85,482
永住者の配偶者等		79	96	135	228	391
定住者		117,469	137,649	142,082	139,826	140,552
特別永住者		15	15	14	15	17
未取得者		1,699	2,222	2,922	3,254	3,470
一時庇護		—	—	—	—	—
その他		280	311	372	326	247

### 3 我が国の出入国管理行政の仕組み

#### (1) 出入国管理行政の目的と根拠法令

入管法（昭和26年政令第319号）（注）は、その第1条において、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。

この「出入国の公正な管理」とは、外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な排除をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり、この目的を達成するために、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯す外国人等に対しては厳正に対処することとしている。

なお、国際社会における我が国の責任として、近時、社会的関心を集めている難民認定制度は、昭和56年に我が国が難民条約に加入したことに伴い、出入国管理行政に含まれることとなったものである。

入管法関連の主要な法令としては、特別永住者に関する入管法の特則を定めた「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）、入管法の実施等に関する規定を具体化した出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）、「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して」（入管法第7条第1項第2号）定められる「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」（平成2年法務省令第16号）などがある。

また、在留外国人に関する法律として外登法（昭和27年法律第125号）がある。

外登法は、その第1条において規定しているとおり、「本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的」とした法律である。

我が国に在留する外国人を対象とする点において、入管法上の在留審査と密接な関連を有しているが、具体的な外国人登録事務は、法定受託事務として地方公共団体において行われていること、在留外国人でも登録義務を有しない場合があることなど、異なる部分も少なくない。

外登法関連の主要な法令としては、上記入管特例法のほか、外国人登録事務の詳細等を定めた外国人登録法施行令（平成4年政令第339号）、外国人登録法施行規則（平成4年法務省令第36号）などがある。

（注）不法滞在者対策及び難民認定制度の見直し等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を第159回国会に提出し、平成16年5月27日、衆議院本会議において可決・成立した。なお、その概要は第2部第1章参照。

#### (2) すべての人の出入（帰）国手続

##### ア 外国人の出入国手続（注1）

日本国籍を有しない外国人（無国籍者を含む。）が我が国に入国する場合、原則として海外にある日本大使館等で取得した査証（ビザ）（注2）のある有効な旅券（パスポート）を所持した上で、出入国港（注3）において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸許可の証印を受けなければならない。また、我が国から出国する場合は、出国の確認を受けなければならない。

上陸審査の結果、旅券や査証が偽変造されたもので有効とはいえない場合、我が国において行

う予定であると申請された活動が虚偽であると認められる場合、過去に麻薬等の犯罪で刑に処せられたことがあるなど法律に列挙された上陸拒否事由（入管法第5条）に当たるなどの場合は、上陸を拒否される。この上陸拒否事由は、日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがある外国人の入国・在留を禁止する目的で定められたものである。

このような一般的な外国人の出入国のほか、入管法は、外国人の特殊な入国形態について、特例上陸許可という簡易な上陸許可制度を認めている。

(注1) 外国人が我が国の「領海又は領空に入ること」を入国、我が国の「領土内に足を踏み入れること」を上陸という。したがって、出入国港において、いわゆる「入国審査」の結果、外国人に与えられる入国・在留のための許可のことを入管法上は「上陸許可」という。

外国と国境を接している国では、入国とは外国人が国境を越えて領土内に入ることであり、これに加えて、上陸という概念を区別する必要はない。しかしながら、四方を海に囲まれた我が国においては、両者を区別して用いている。

(注2) 本邦に上陸しようとする外国人の申請に基づき、日本国領事官等が、一定の条件の下に、旅券の所持人が正当な理由と資格があつて旅行するものであることを、所定の形式により当該旅券上に裏書すること又はその裏書証明のことをいう。

(注3) 外国人が出入国できる特定の港又は飛行場（入管法第2条第8号）をいう。入管法施行規則において具体的な出入国港を規定しており、平成16年4月1日現在、臨時指定のものを除き、港は126、飛行場は25となっている。

## イ 外国人の入国（上陸）審査

外国人が在留資格・在留期間を決定されて我が国に上陸するためには、原則として、以下のとおりの上陸のための条件を満たさなければならない（入管法第7条第1項）。

- ①有効な旅券を所持すること
- ②査証が免除されている場合を除き、当該旅券に有効な査証を受けていること
- ③我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽のものでなく、在留資格のいずれかに該当し、かつ、一部の在留資格については基準省令で定める上陸許可基準に適合すること
- ④申請された在留期間が法務省令の規定に適合すること
- ⑤上陸拒否事由に該当しないこと

外国人が来日し出入国港において入国審査官による上陸の審査を受けた結果、上陸のための条件に適合していると認定されなかった場合には、特別審理官（注）に引き渡されて、口頭審理を受けることになる（同法第9条第4項、第10条第1項）。

口頭審理の結果、特別審理官により上陸のための条件に適合すると認定された外国人は、直ちに上陸が許可される（同法第10条第7項）。

他方、上陸のための条件に適合しないと認定された外国人は、これに服するかあるいは不服を申し立てるかいずれかを選択することになる。前者の場合は我が国からの退去命令が出されるが、後者の場合は認定後3日以内に法務大臣に異議の申出を行うことができる（同法第10条10項、第11条第1項）。

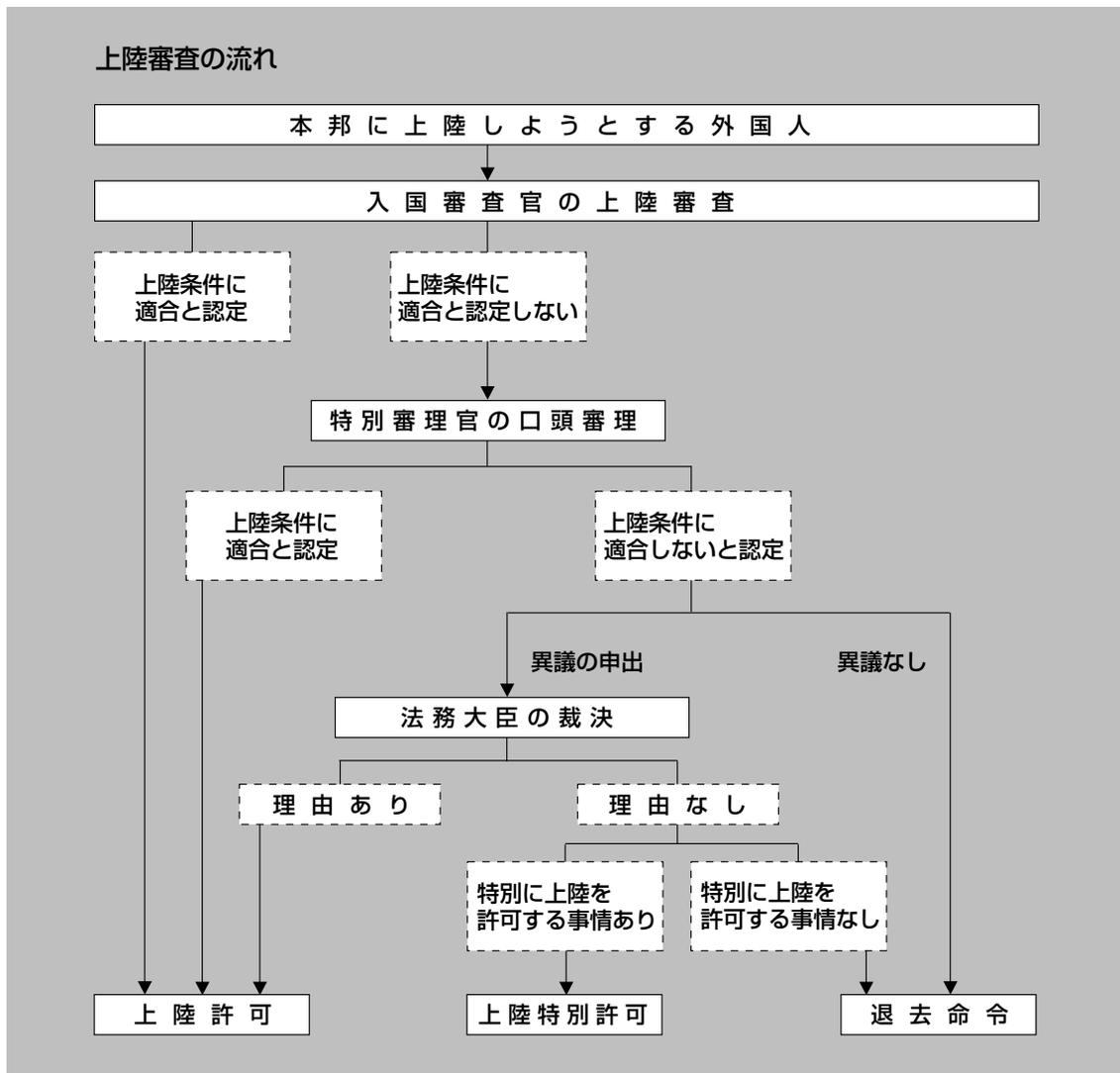
法務大臣は、特別審理官により上陸のための条件に適合しないと認定された外国人から異議の申出があつたときは、その異議の申出に理由があるかどうか、すなわち、当該外国人が上陸のための条件に適合しているか否かを裁決する。当該外国人は、異議の申出に対して「理由あり」の裁決があつた場合は直ちに上陸を許可されるが、「理由なし」の裁決があつた場合は本邦からの退去を命ぜられ（同法第11条第3、4、6項）、退去命令を受けた外国人が遅滞なく本邦から退去しない場合には、退去強制手続が執られることになる。

なお、法務大臣は、異議の申出に「理由がない」と認める場合でも、再入国の許可を受けてい

るとき、その他特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その外国人の上陸を特別に許可することができる（同法第12条。いわゆる上陸特別許可）。

このように、我が国における外国人の上陸審査手続は、中でも上陸がすぐに認められないケースについて、外国人が上陸のための条件に適合していることを自ら十分に主張・立証する機会が与えられており、その審査が慎重に行われるよう、三審制の仕組みとなっている。

(注) 入国審査官のうち、上陸審査手続及び退去強制手続における口頭審理を担当させるため、法務大臣が指定した者をいう。



## ウ 入国・事前審査

### (ア) 査証事前協議

査証の発給は外務省の権限であるが、有効な査証を所持することが上陸のための条件の1つとされていることから、査証の発給は出入国管理行政と密接な関係にある。

そのため、査証事務を所管する外務省と出入国管理を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の査証発給案件について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。この協議を受けた法務大臣は、提出された書類を検討するほか、国内の受入機関の関係者から事情を聴取することなどによって、外国人が行おうとする活動が入管法別表に掲げる在留資格に該当するかどうか、加えて、一定の活動を行おうとする外国人については、法務省令で定める上陸許可基準に適合するかどうかについて審査し、査

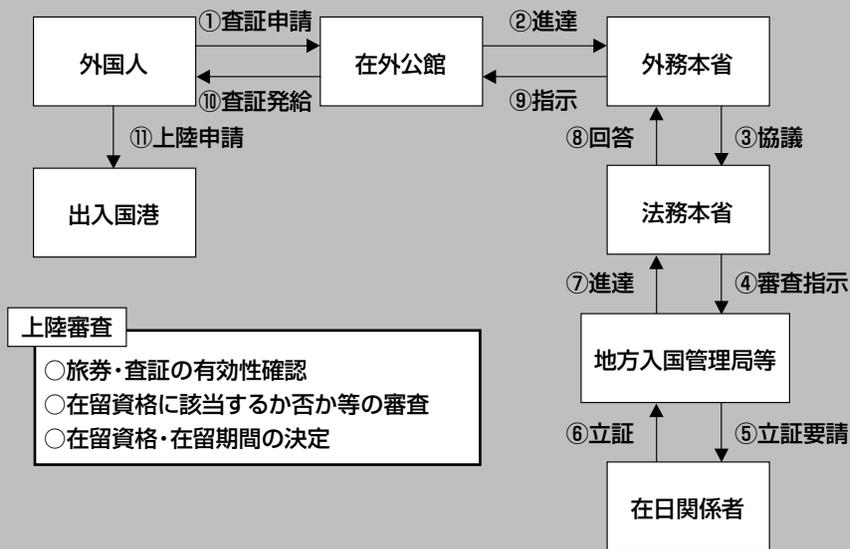
証を発給することが適当か否かに関する意見を外務大臣に回答している。

#### (イ) 在留資格認定証明書

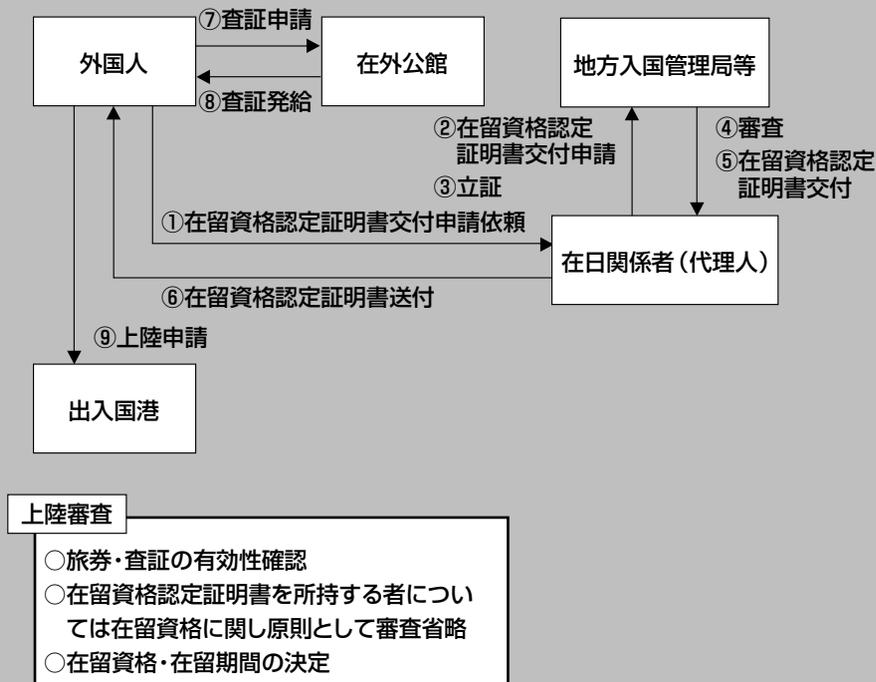
外国人は、原則として来日前に査証の発給を我が国の在外公館等で受けなければならないが、「短期滞在」の在留資格に関するもの等在外公館で査証が発給されるものを除いては、海外で受理した査証申請書類が我が国へ送られ、国内で審査の上、査証を発給してもよいとの意見が回付されなければ査証が発給されないため、申請から査証発給までに相当の日数を要するのが通例である。

### 査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請のの流れ

#### 1 査証事前協議



#### 2 在留資格認定証明書交付申請



そこで、入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした在留資格認定証明書制度が設けられた。この制度は、平成2年施行の改正入管法により導入されたものであり、「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人に在留資格の該当性があるか、また、一定の活動を行おうとする外国人については上陸許可基準への適合性が認められるかなど、事前に審査を行い、在留資格該当性及び基準適合性があると認めるときはその旨の証明書を交付し、その外国人はこれを提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである。

この制度では、査証事前協議制度と異なり、すべての事前審査の手続を日本国内で行うことから、書類の送付等に要する時間が大幅に省略され、手続が迅速に行われることとなる。

## エ 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く。）

外国人は、旅券及び査証を有していることに加えて、在留資格に関する上陸のための条件に適合し、在留資格を決定されて我が国に上陸することが原則であるが、特例上陸の許可は、この原則に対する例外として、船舶・航空機の外国人乗員や外国人乗客等に対し、一定の条件を満たす場合に、査証等を求めることなく、簡易な手続により一時的な上陸を認めるものである。その趣旨はいずれも、その目的の性格上、我が国における滞在が短期間（又は短時間）である外国人に対し、上陸手続の簡素化を図るためのものである。ただし、簡素な手続で適正な滞在を確保することの担保として、上陸時間や行動の範囲などに関して、必要な制限が課されている。

### （ア）寄港地上陸の許可（入管法第14条、入管法施行規則第13条）

船舶等を乗り継いで他国へ行く外国人客の利便を図るものである。我が国を經由して他の外国へ行こうとする外国人が、乗継ぎの際、買い物や休養等のために寄港地（空港又は海港）の近くに一時的に上陸する場合に、72時間の範囲内で与えられる。我が国が最終目的地であって経由地でない場合には、この許可の対象にはならない。

### （イ）通過上陸の許可（同法第15条、同規則第14条）

船舶等の乗客の利便を図るものである。我が国の二つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗っている外国人が、1つの寄港地で上陸し陸路で移動しながら観光した後、他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合、あるいは我が国を經由して他の国へ行こうとする外国人乗客が、乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し、その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に、それぞれ15日間及び3日間の範囲内で与えられる。

### （ウ）乗員上陸の許可（同法第16条、同規則第15条、第15条の2）

船舶等の外国人乗員の利便を図るものである。船舶等に乗っている外国人乗員が、乗換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に、7日間又は15日間の範囲内で与えられる。

また、頻繁に我が国の出入国港から上陸する外国人乗員のためには、数次乗員上陸許可の制度も設けられている。

### （エ）緊急上陸の許可（同法第17条、同規則第16条）

船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するためのものである。これら外国人が、病気、負傷等身体上の事故の治療等を受けるために上陸する必要がある場合に与えられる。

### （オ）遭難による上陸の許可（同法第18条、同規則第17条）

船舶等の遭難に迅速に対処するためのものである。船舶等の遭難、不時着等により、これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に与えられる。

## オ 日本人の出帰国手続

出入国管理行政の主な役割は、外国人の出入国の管理であるが、同時にすべての人の国境を越える動きを把握する役割をも担っていることから、入管法は、日本人の出帰国手続についても定めている。

日本人が外国へ出国する場合、出入国港において、入国審査官から出国の確認を受け、また、帰国した場合は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならないこととなっており、その確認は、旅券に出帰国の証印をする方法で行われている。

## (3) 外国人の在留審査

### ア 在留資格制度

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、どのような種類の外国人であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものであり、我が国の出入国管理行政はこの在留資格制度を基本としている（注及び資料編4）。

在留資格は、現在、27種類が設けられており、それらは次のように大別できる。

- (ア) その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（後記表の（以下同じ）①から⑤まで）
- (イ) その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（⑥）

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者は、その外国人が「誰であるか」がポイントであるといえる。

また、我が国は、専門的な技術、技能又は知識を活かして職業活動に従事する外国人の入国・在留は認めるが、これら以外の外国人労働者—いわゆる単純労働の分野で働く外国人の入国・在留は認めないこととしている（ワンポイント解説2）ので、就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）ができるもの（①、②、⑤、⑥）と、原則として就労が認められないもの（③、④）に分類できる。なお⑥は、就労を目的とする在留資格ではないが、その活動に制限がないことから、就労をすることも自由なものである。

さらに、在留資格のうち、活動内容からみて我が国の産業及び国民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、法務省令で定める上陸許可基準に適合しなければ、我が国への上陸が認められないこととなる（②、④）。

これら在留資格を具体的な職業等を例に挙げて整理をすると次のとおりである。

#### (注) 外国人労働者受入れの基本方針

専門的な技術、技能、知識等を活かして職業活動に従事する外国人の在留資格等を明確にした平成2年施行の入管法において、いわゆる単純労働者に係る在留資格を設けなかった経緯について、閣議決定を経て国会に提出された提案理由説明は「(特別な技術、技能又は知識を必要としない)単純労働者の受入れに関する議論が多岐に分かれているほか、受け入れた場合における日本社会への影響が大きいと考えられるので、その問題点について引き続き十分な討議を重ね、広く国内関係各方面の意見を見極めつつ、長期的視野に立って、所要の対策を考えるべきである」と述べている。また、同改正法案を審議した衆議院法務委員会においては、「いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の議論が多岐に分かれていることに鑑み、その是非については広く国内各方面の意見をも見極めつつ引き続き十分な検討を重ねること」との附帯決議が採択された（平成元年11月17日）。

こうした状況は今日においても変わっておらず、11年8月13日閣議決定「第9次雇用対策基本計画」においても「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する。」「いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場に関わる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出し国や外国人労働者本人にと

っての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。」ことを引き続き基本方針としている。

### ① 上陸許可基準の適用がなく、就労活動が認められるもの

在留資格	在留期間	該当例
外交	外交活動の期間	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等、その家族
公用	公用活動の期間	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等、その家族
教授	3年又は1年	大学教授等
芸術	同上	作曲家、画家、著述家等
宗教	同上	外国の宗教団体から派遣される宣教師
報道	同上	外国の報道機関の記者、カメラマン

### ② 上陸許可基準の適用があり、就労活動が認められるもの

在留資格	在留期間	該当例
投資・経営	3年又は1年	外資系企業の経営者・管理者
法律・会計業務	同上	弁護士、公認会計士
医療	同上	医師、歯科医師、看護師
研究	同上	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	同上	高校・中学校等の語学教師等
技術	同上	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	同上	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等
企業内転勤	同上	外国の事業所からの事業者
興行	1年、6月又は3月	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	3年又は1年	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人

## ③ 上陸許可基準の適用がなく、就労活動が認められないもの

在留資格	在留期間	該当例
文化活動	1年又は6月	日本文化の研修者等
短期滞在	90日、30日又は15日	観光客、会議参加者等

## ④ 上陸許可基準の適用があり、就労活動が認められないもの

在留資格	在留期間	該当例
留 学	2年又は1年	大学、短大等の学生
就 学	1年又は6月	高校・専修学校（高等又は一般課程）等の生徒
研 修	同上	研修生
家族滞在	3年、2年、1年、 6月又は3月	在留外国人が扶養する配偶者・子

## ⑤ 就労の可否は指定される活動の内容によるとされるもの

在留資格	在留期間	該当例
特定活動	3年、1年又は6月、 法務大臣が個々に指 定する期間（1年を 超えない範囲）	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー及び技能実習 の対象者等

## ⑥ 身分・地位に基づく在留資格（就労活動は可能）

在留資格	在留期間	該当例
永 住 者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永 住者」を除く。）
日本人の 配偶者等	3年又は1年	日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の 配偶者等	同上	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在 留している子
定 住 者	3年、1年、法務 大臣が個々に指定 する期間（1年を 超えない範囲）	日本人の親族、日系人の子、外国人配偶者の連れ子等

## イ 在留審査

我が国に在留する外国人が、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留資格の変更を希望する場合等には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣から所定の許可を受ける必要がある。具体的には在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国許可、資格外活動の許可及び永住許可などがあり、これらの判断を行うのが在留審査である。

### (ア) 在留期間更新の許可（入管法第21条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き滞在しようとする場合には、在留期限前までに在留期間更新の許可を受ける必要がある。

### (イ) 在留資格変更の許可（同法第20条）

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

### (ウ) 在留資格取得の許可（同法第22条の2）

我が国で出生したり、日本国籍を離脱して外国人となった人や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

### (エ) 再入国許可（同法第26条）

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を取ることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる。

また、再入国許可は1つの許可で1回に限り再入国できるのが原則であるが、頻繁に海外に渡航する必要のある外国人は、1つの許可でその有効期間中は何度でも出入国できる数次再入国許可を取得することも可能である。

### (オ) 資格外活動の許可（同法第19条第2項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留・就学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

### (カ) 永住許可（同法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に付与される。

## (4) 外国人の退去強制手続

出入国管理行政においては、外国人の円滑な受入れを推進する一方、我が国にとって好ましくない外国人については、国外に排除し、日本社会の安全を守り秩序を維持する必要がある。

退去強制手続は、在留の条件に違反した外国人を、その意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用である。退去強制は、国際慣習法上、国家の自由裁量に属するものであるところ、我が国においては、入管法に退去強制事由及び退去強制手続が規定されており、これに基づき実施している。

退去強制手続は、入国警備官による違反調査に始まり、入国審査官の審査、特別審理官の口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決の三審制の仕組みを採っており、退去強制手続を執られている外国人が、自らの容疑事実を争い、あるいは在留を希望する場合などに十分に主張できるようにし、慎重な判断がなされるようになっている。

## ア 入国警備官の違反調査

違反調査は、退去強制手続の第1段階であり、入国警備官は、退去強制事由（入管法第24条）に該当すると思われる外国人（以下「容疑者」という。）があるときは、調査（違反調査）を行うことができ（同法第27条）、その結果、同事由に該当すると疑うに足る相当の理由があるときは、主任審査官（注）が発付する収容令書により容疑者を収容した後、入国審査官に引渡しがなされる（同法第39条、第44条）。

（注）入国審査官のうち、収容令書又は退去強制令書の発付、仮放免及びその取消し等の権限があり、法務大臣が上級の入国審査官から指定するものをいう。

## イ 入国審査官の違反審査

入国警備官から容疑者の身柄とともに事件の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制事由に該当するかどうかの審査（違反審査）を行う（同法第45条第1項）。入国審査官が退去強制事由に該当すると認定した場合において、その認定に不服がある容疑者は、特別審理官による口頭審理を請求することができ（同法第48条第1項）、更に特別審理官の判定に不服がある容疑者は、法務大臣に対して異議の申出をすることができる（同法第49条第1項）。

## ウ 法務大臣の裁決

法務大臣は、容疑者からの異議の申出を受理したときは、異議の申出に理由があるかどうかを裁決する（同法第49条第3項）。

## エ 在留の許否

### （ア）在留が許可されない場合（退去強制）

違反審査から法務大臣の裁決までの手続（違反審判）が行われた結果、次の場合、主任審査官により退去強制令書が発付される。

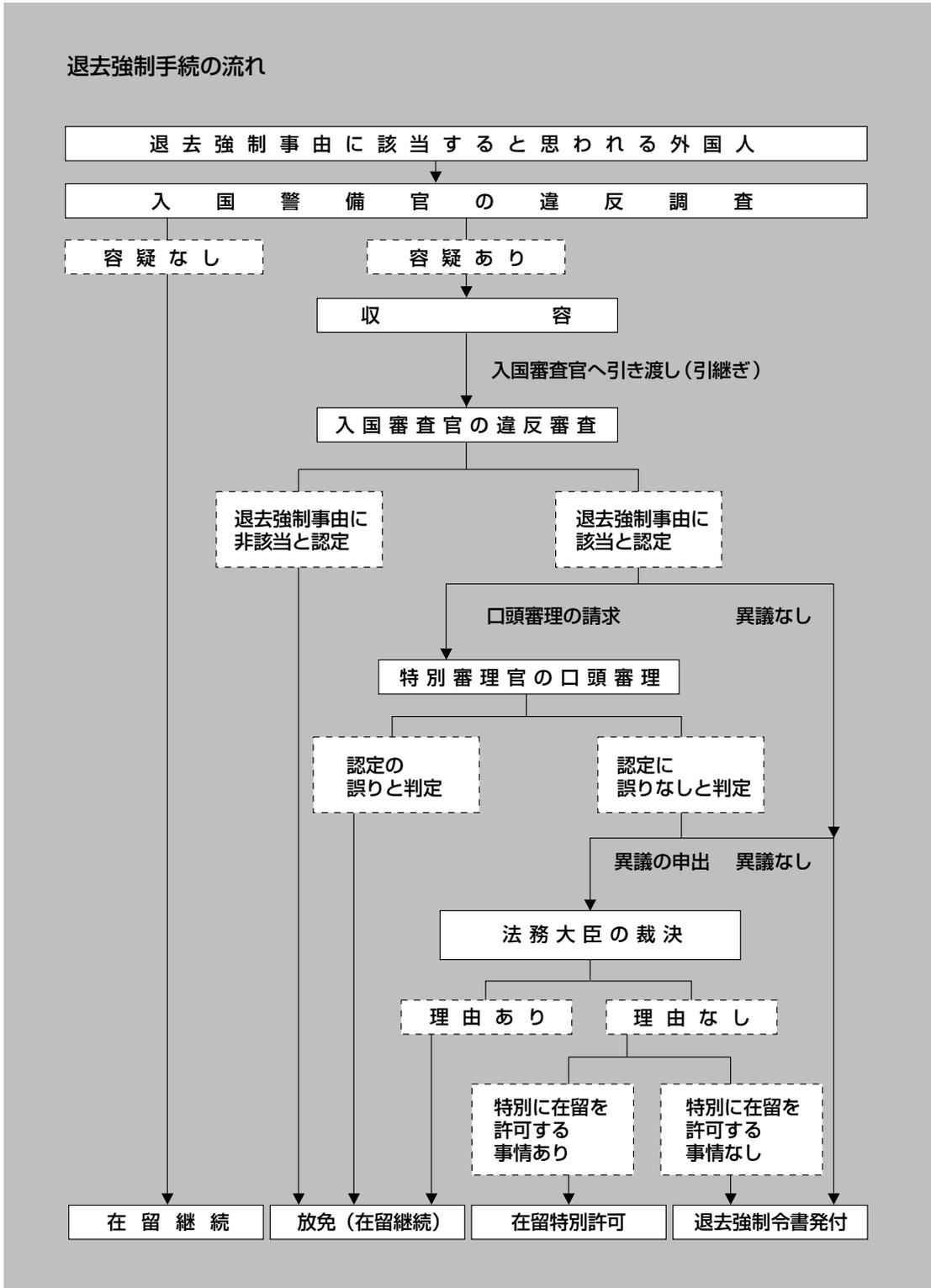
- a 入国審査官による違反審査が行われた結果、入国審査官から退去強制事由に該当すると認定され、当該外国人がこの認定に服したとき（同法第45条第1項、第47条第4項）
- b 退去強制事由に該当すると認定された外国人が、認定を不服として特別審理官に口頭審理を請求し、口頭審理の結果、認定に誤りなしと判定され、当該外国人がこの判定に服した場合（同法第48条第1項、同第8項）
- c 口頭審理の結果に不服がある外国人が、法務大臣に対して異議の申出を行い、その結果、異議の申出に「理由なし」と裁決された場合（同法第49条第1項、同第5項）

なお、違反審判手続において、退去強制事由に該当しないとされた場合及び法務大臣に対する異議の申出の裁決において「理由あり」とされた場合には、当該外国人は直ちに放免される。

### （イ）法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）

法務大臣は、異議の申出に対する裁決に当たり、「理由がない」と認める場合でも、当該外国人が永住許可を受けているとき、かつて日本人であったことがあるとき、難民の認定を受けている者であるとき、その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるときは、

当該外国人の在留を特別に許可することができる（同法第50条第1項、第61条の2の8。いわゆる「在留特別許可」）。



## (5) 難民認定手続

### ア 難民条約等への加入

我が国は、昭和54年前半のインドシナ難民の大量発生を契機として、難民問題との関わりを深め、56年10月3日に難民条約、57年1月1日に難民議定書に加入した（注）。

この難民条約と難民議定書は、どのような条件にあてはまる人が難民かという定義を定め、難

民に対して、締約国は条約に規定されている諸種の権利を認め、また、迫害のおそれのある領域に追放したり送還したりしてはならないことなどを定めている。

我が国では、この難民条約と難民議定書に加入するに当たって、その内容を確実に履行するためには政府全体として取り組む必要があったことから、関係機関で役割分担を協議し、その結果、我が国にきた外国人が難民条約で定義される難民かどうかを判断する難民認定の業務は、法務大臣が担当することになった（昭和56年3月13日付け「難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書の締結及びその実施について」の閣議了解）。そこで、従来の「出入国管理令」を改正し、難民認定手続について詳細に規定するとともに、法令の題名を「出入国管理及び難民認定法」に改称した（57年1月1日施行）。

(注) 難民条約と難民議定書

難民条約（昭和56年条約第21号）は、難民の定義を定め、締約国に、難民を迫害のおそれがある所に追放又は送還しないこと及び自国に滞在する難民については主として国内制度上の諸権利と保護を与えるべき旨を規定しており、また、難民議定書は、難民条約における難民の定義のうち「1951年1月1日以前に生じた事件の結果」の文言を削除し、難民の範囲を拡大した定義規定を置いている（昭和57年条約第1号）。

## イ 難民認定手続

### (ア) 定義

難民は、難民条約上「…人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの…」(第1条A(2))と定義されている。

すなわち難民と認定されるためには、①「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に」、②「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖がある」という状況が存在しなければならない。

まず、迫害の原因としては①に掲げる5つのうちの1つに該当しなければ難民とはいえない。単に経済状況を改善する目的で出国する人は難民ではなく、また、飢餓や自然災害から逃れる人も同じく同条約上の難民とはいえない。

次に②の「十分に理由のある恐怖」には、主観的・客観的要素の双方が含まれる。恐怖は心理状況なので、主観的な感覚であるが、客観的にみて申請者の供述内容に十分な信憑性があるか否かも確認する必要がある。そのためには申請者の出身国の状況に関する情報が必要となる。

### (イ) 申請期間

難民認定の申請は、原則として、申請する外国人が来日した日、あるいは我が国にいる間に難民となる事由が生じた場合はそのことを知った日から60日以内に行われなければならない(入管法第61条の2第2項)とされているが、平成16年5月27日に成立した改正入管法により、申請期間は廃止されることとなっている(本改正部分は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっている)。

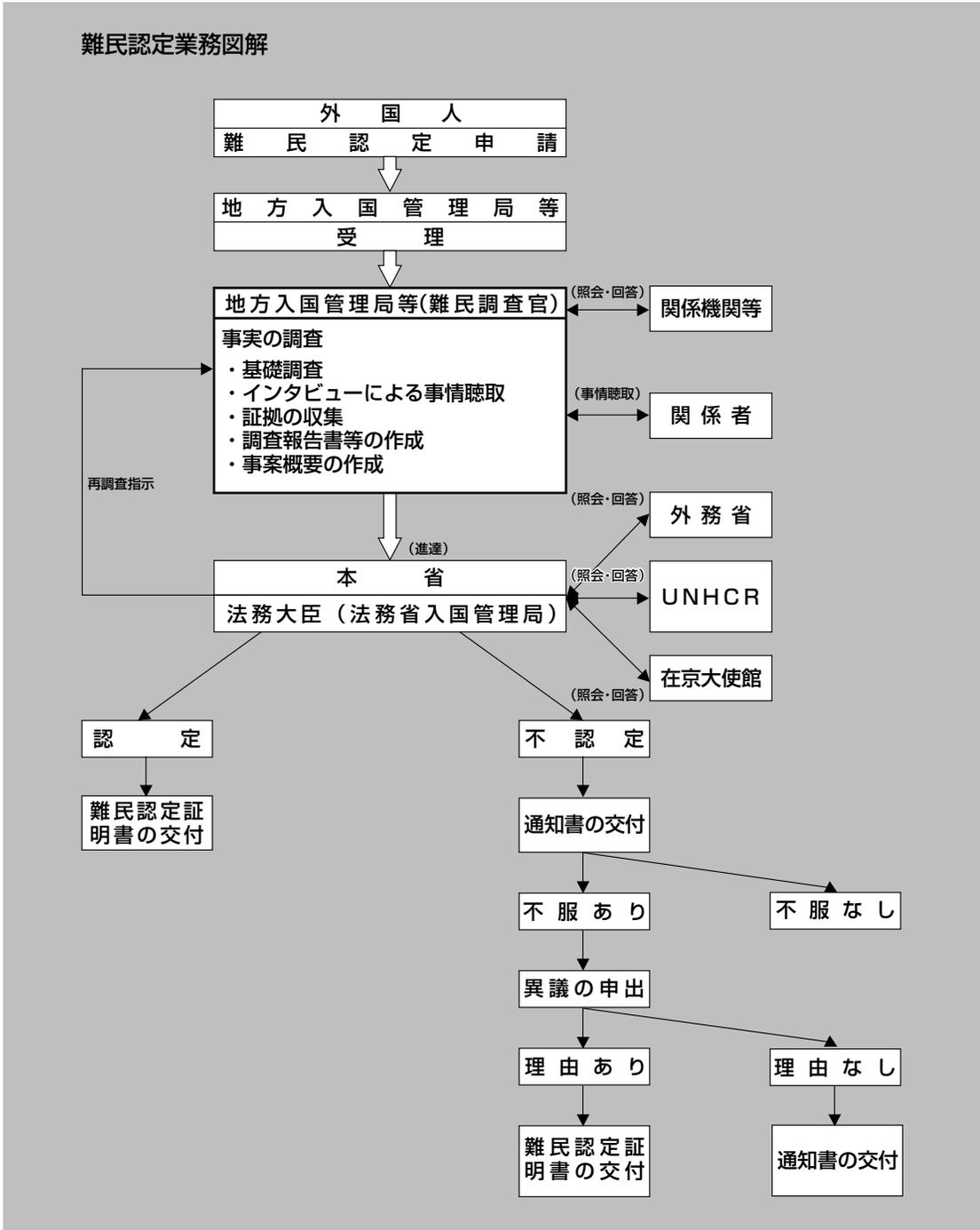
### (ウ) 難民調査と結果に対する異議の申出

難民であることの立証責任は申請者にあるとされている(同法第61条の2第1項)が、難民認定申請者は一般に、我が国においてその立証をすることが困難な場合の多いことを考慮しなければならない。そこで、申請者の提出した資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合には、難民調査官が事実の調査をすることになっている(同法第61条の2の3)。

法務大臣は、難民の認定をしたときは、その外国人に対し難民認定証明書を交付し、認定を

しないときは、当該外国人に対し理由を付した書面をもって、その旨を通知する（同法第61条の2第3項）。

難民と認定されなかった者又は難民の認定を取り消された者は、その処分に不服があれば、法務大臣に対し異議を申し出ることができる（同法第61条の2の4）。



#### (エ) 難民認定の効果

難民と認定された外国人は、入管法上の効果として、難民旅行証明書の交付を受けることができ、永住許可要件の一部が緩和され、また、退去強制手続における異議の申出の際、法務大臣による在留特別許可を受けることも可能となる（同法第61条の2の5、6、8）。

また、社会保障の面からみると、原則として自国民あるいは一般外国人と同じ取扱いが行われ、そのために、国民年金や児童扶養手当などの受給資格を得られることとされている。

#### (オ) 一時庇護のための上陸の許可

外国人の特例上陸許可の1つとして規定されている一時庇護のための上陸の許可（同法第18条の2）は、昭和56年の入管法改正により新設されたものであり、その当初は主として、船舶により我が国に到着したボート・ピープルに与えられた。

この一時庇護のための上陸許可は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する5つの理由その他これらに準ずる理由により、難民に該当する可能性があり、かつ、その外国人を一時的に上陸させるのが相当であると思料するときに、入国審査官が許可することができ、上陸期間は、6月を超えない範囲内で定める（入管法施行規則第18条第4項）。この際、その外国人が旅券を所持していない場合や偽変造旅券で上陸の申請を行った場合についても、その制度の趣旨に照らして一定の要件を満たせば一時庇護のための上陸の許可が与えられる。

この許可を与えられて上陸した外国人は、その後我が国において難民認定申請を行うか、何らかの在留資格の取得を申請することが想定されているが、第三国での定住を希望して出国することもある。

## （6）外国人登録制度

日本人については、戸籍の編製、住民基本台帳の作成がなされ、その身分関係や居住関係が明確にされているが、外国人は日本人と異なり、当然に我が国に在留できるわけではなく、我が国に在留するためには日本政府の許可を必要とするものである。そこで、身分関係や居住関係を明確にする前提として、個々の外国人がどのような内容の入国・在留の許可を受けているかなどを正確に把握する必要がある。このような日本人と外国人の我が国における基本的な法的地位の違いから、戸籍法や住民基本台帳法とは異なる制度が必要とされ、外国人登録制度と呼ばれる制度が定められている。

この外国人登録制度は、「外国人登録令」（昭和22年勅令第207号、同年5月2日公布・施行。）によって発足したが、昭和27年4月28日、平和条約の発効と同時に公布・施行された外国人登録法（昭和27年法律第125号）に引き継がれ、その後累次に及ぶ改正を経て現在に至っている。

同法は、その目的を、第1条において「この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。」と規定している。

制度の内容については、時代によって登録事項や登録証明書（注1）の切替期間等に変更があるが、現行制度では、我が国に入国した外国人は上陸した日から90日以内に、また、我が国で出生し、又は日本国籍を離脱するなどして外国人になった者はその日から60日以内に、居住地の市区町村長に対し外国人登録の申請をしなければならないこととされている。

登録原票（注2）については原則非公開であるが、その管理に関して新規に明文で規定され、一定の関係者に対して一定の範囲でその内容の開示が認められている。

登録事項は、「氏名」、「生年月日」、「国籍」、「居住地」、「職業」、「在留資格」等20項目あるが、永住者及び特別永住者については「職業」及び「勤務所又は事務所の名称及び所在地」を、また、入管法の規定により1年未満の在留期間を決定され、その期間内にある外国人については家族事項を登録事項から除外している。

また、16歳以上の外国人は、交付された登録証明書の常時携帯を義務付けられているとともに、原則として新規登録又は登録事項の確認を受けた日の後の5回目の誕生日（永住者又は特別永住者の場合は7回目）から30日以内に確認申請を行うこととなっている。

外登法に規定する市区町村の外国人登録事務は、法定受託事務とされている。そのため、入国管理局と市区町村の間で直接的な関係を有しつつ、的確な全国的基準に沿った処理を確保するため、入国管理局（国）は市区町村に対して処理基準を示し、あるいは技術的助言・勧告ができることになっている。

（注1）本邦に在留する外国人から居住地の市区町村に新規登録申請等が行われたときに、市区町村長が外国人に対し交付する外国人登録証明書の略称である。

（注2）我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係に係る外登法上の原簿である外国人登録原票の略称である。

## 4 在留資格一覧表及び在留期間一覧表

## (1) 在留資格一覧表

## 入管法別表第一（第二条の二，第十九条関係）

一

在留資格	本邦において行うことができる活動
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員，条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動
芸術	収入を伴う音楽，美術，文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

二

在留資格	本邦において行うことができる活動
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）
法律・会計業務	外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動

医 療	医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研 究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教 育	本邦の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，盲学校，聾学校，養護学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技 術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項，医療の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項，芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
企 業 内 転 勤	本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
興 行	演劇，演芸，演奏，スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）
技 能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

## 三

在 留 資 格	本邦において行うことができる活動
文 化 活 動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）
短 期 滞 在	本邦に短期間滞在して行う観光，保養，スポーツ，親族の訪問，見学，講習又は会合への参加，業務連絡その他これらに類似する活動

## 四

在留資格	本邦において行うことができる活動
留 学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動
就 学	本邦の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動
研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。）
家 族 滞 在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

## 五

在留資格	本邦において行うことができる活動
特 定 活 動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

（注）構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）において、在留期間の伸長等の特例措置を受ける「特定活動」の対象となる活動として、特定研究活動、特定研究事業活動、及び特定研究等特定家族滞在活動が、また、同法の一部改正（平成十五年六月六日法律第六十六号）において、特定情報処理活動及び特定情報処理家族滞在活動が規定されている。

## 別表第二（第二条の二、第十九条関係）

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永 住 者	法務大臣が永住を認める者
日 本 人 の 配 偶 者 等	日本人の配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永 住 者 の 配 偶 者 等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

## (2) 在留期間一覧表

### 入管法施行規則別表第二

在留資格	在留期間
外交	法別表第一の一の表の外交の項の下欄に掲げる活動（「外交活動」と称する。）を行う期間
公用	法別表第一の一の表の公用の項の下欄に掲げる活動（「公用活動」と称する。）を行う期間
教授	三年又は一年
芸術	三年又は一年
宗教	三年又は一年
報道	三年又は一年
投資・経営	三年又は一年
法律・会計業務	三年又は一年
医療	三年又は一年
研究	三年又は一年
教育	三年又は一年
技術	三年又は一年
人文知識・国際業務	三年又は一年
企業内転勤	三年又は一年
興行	一年，六月又は三月
技能	三年又は一年
文化活動	一年又は六月

短期滞在	九十日、三十日又は十五日
留学	二年又は一年
就学	一年又は六月
研修	一年又は六月
家族滞在	三年、二年、一年、六月又は三月
特定活動	一 法第七条第一項第二号の告示で定める活動を指定される者にあつては、三年、一年又は六月 二 一に掲げる活動以外の活動を指定される者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
永住者	無期限
日本人の配偶者等	三年又は一年
永住者の配偶者等	三年又は一年
定住者	一 法第七条第一項第二号の告示で定める地位を認められる者にあつては、三年又は一年 二 一に掲げる地位以外の地位を認められる者にあつては、三年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

## 5 第2次出入国管理基本計画の概要

### 出入国管理基本計画とは

外国人の入国・在留の管理に関する施策の基本となるべき計画であり、

- ①入国・在留する外国人の状況
- ②外国人の入国・在留の管理の指針
- ③その他の施策

を定める。(入管法第61条の9)

### なぜ今、第2次出入国管理基本計画か

- ①国際化の一層の進展と円滑かつ適正な出入国管理を行う必要性の高まり
- ②人口減少時代を迎える社会の在り方の展望の上での対応の検討・準備の必要性
- ③不法入国の組織化・巧妙化と不法滞在者問題に対する強力かつ効果的な取組の必要性

### 出入国管理行政が目指すもの

- 社会の安全と秩序を維持
- 人権尊重の理念の下で社会のニーズに応える外国人受入れ

▼

- 21世紀に向け、社会のあるべき姿の実現に貢献
- 日本人と外国人が心地よく共生する社会の実現

## (1) 外国人の入国・在留をめぐる顕著な状況

### 入国・在留外国人の総体的な増加と主な在留資格をめぐる動向

- 戦後、外国人入国者数はほぼ一貫して増加。近年は450万人超。
- 「我が国で生活している」在留外国人の数は150万人超、我が国総人口の約1.2%。
- 就労を目的とする在留資格による新規入国者数は10万人超、新規入国者の約3%。
- 「研修」の新規入国者数は約5万人で、企業の研修生受入れ気運が拡大。技能実習生の数も制度発足以来年々増加し、年間約1万3千人が移行、同制度は着実に我が国社会に定着。
- 外国人留学生の受入れは政府の基本方針として積極的に推進（「留学」の外国人登録者数約6万人）。就学生の入国は、入国審査等の厳格化で一時的減少した後、近年は増加傾向。
- 南米系の日系人が当面の就労を目的として家族を伴い多数来日したことが、近年の大きな社会現象（「定住者」の外国人登録者数約21万人）。

\*数値はいずれも平成10年

### 入管法違反者の推移と諸問題

- 平成11年7月1日現在、我が国に滞在中の不法残留者は26万8,421人。過去最高であった同5年5月1日現在の数に比べると約10%減少。
- 平成8年末以降、集団密航等不法入国事案が急増。昭和60年代に約500人だった退去強制手続を執った不法入国者は、平成10年には7,472人と激増。
- 入管法違反事件の特徴として、不法就労期間の長期化並びに不法就労の小口化及び地方拡散化あるいは組織的ブローカーが関与する悪質・巧妙化事案の増加が顕著。
- 不法滞在者が社会に惹起している諸問題として、日本人労働者の雇用機会の侵害、来日外国人犯罪の増加等がある一方、外国人本人の労働搾取、医療問題等、人権上の問題も発生。

## (2) 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

### 国際化と社会のニーズに応える外国人受入れの円滑な実現

- 国際化の進展と社会のニーズに応じた、外国人の円滑な受入れ
- 今後の社会のあるべき姿についての議論を継続し、社会のコンセンサスを形成

#### 我が国社会が必要とする外国人労働者の円滑な受入れ

- 国際ビジネスや技術者交流の必要性に応じた、所要経験年数や受入れ職種等就労資格に係る基準の見直し
- 新たな形態での就労に関し所要の在留資格の整備を検討
- 少子・高齢化に伴う労働力不足が懸念される介護労働の分野等に関しては、専門的、技術的分野と評価し得る人材については積極的に受入れを図ることとし、社会のニーズを見極めその受入れの是非を検討

#### 研修制度及び技能実習制度の適正かつ円滑な推進と一層の充実

- 両制度を一層適正かつ円滑に運用し、手続等を簡素合理化
- 両制度の趣旨の徹底と今後の在り方についての更なる検討
- 農業・水産加工業・ホテル業等技能実習の対象職種に更なる拡大の要望に、円滑かつ迅速に対応
- 技能実習の法的基盤の整備、不法就労防止のための対応強化、(財)国際研修協力機構の体制整備

#### 学術・文化・青少年交流の推進と留学生、就学生の積極的な受入れ

- 留学生、就学生や研究者の受入れ促進のための諸施策の実施
- スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた交流を支援
- 2002年のワールドカップサッカー大会等の成功に貢献

#### 長期にわたり我が国社会に在留する外国人の定着の円滑化

- 在留外国人の地位安定化のための在留資格の運用について検討
- 関係行政機関等との協力の下に総合的な外国人行政の構築を検討

### 不法滞在者への現実的かつ効果的な対応

- 今後、外国人の一層円滑な受入れを指向するとすればなおのこと、不法入国・不法残留者については厳正に対処し、入管法違反者の減少を図ることが必要

#### 強力かつ効果的な不法滞在者対策の実施

- 不法滞在の長期化、不法入国者の増加に対応する総合的な不法就労対策の展開
- 情報のリアルタイムの把握のための所要の体制整備、鑑識技術レベルの向上
- 広域的摘発活動を展開
- 円滑な退去強制の遂行、そのための収容施設の確保と迅速な送還
- 関係機関との連携の強化と地域ネットワーク等の活用による情報収集、一層の協力体制構築
- 国際的な相互協力の枠組みの構築、協力の推進

#### 不法滞在者と我が国社会のつながりに配慮した取扱い

- 不法滞在者を一律に合法化するアムネスティ政策は採らない
- 不法滞在者については、退去強制することが原則。ただし我が国社会とのつながりが強く、退去強制をさせることが非人道的と考えられる不法滞在者については適切に対応

## その他の主要な課題

### 規制緩和と体制の整備による人的交流の円滑化

- 手続の簡素合理化の他、制度上の規制緩和措置の可能性について継続的に検討
- 審査体制の一層の整備、手続の電算化、積極的な広報活動

### 国際協力の更なる推進

- 各国との一層の協力関係の構築、国際協力の枠組みの策定
- 入管行政の国際ネットワークの構築のために主体的な役割

### 難民認定制度の適切な運用

- 迅速・適切な難民認定手続の実施
- 制度濫用への誘因を排除
- 難民認定されなかった外国人の在留に関し、事案に応じた適切な対応

## 6 難民認定制度に関する検討結果（中間報告）抜粋

### 難民認定制度に関する検討結果（中間報告）

出入国管理政策懇談会は、10月28日難民問題に関する専門部会（横田洋三部会長）から提出のあった「難民認定制度に関する検討結果（中間報告）」を了承し、一部修辞した上、次の意見を付して中間報告とする。

- 1 難民を保護するための制度が不法滞在者や不法就労者、さらには、テロリスト等不正な目的を有する者に悪用されることを防止することが必要であり、この点に十分留意した制度を構築すべきである。
- 2 申請中の者について退去強制をしないことを法的に保障し、また、経済的援助等を行うことは、真に難民として保護を求める者に対してその目的の範囲内で行うべきであり、このような者の日本国内での就労は認めない等一定の条件の下に実施すべきである。

なお、以上のほか、個別の意見として「真の難民が申請期間のために保護を受けられないということと可能な限り防ぐため、6月ないし1年とする提言の中でも申請期間は出来るだけ長くすべきである。」とする意見と、申請は日本に到着した時点で直ちに行わなければならないなどの理由から「申請期間や仮の地位の規定は必要ない。」とする意見がそれぞれ述べられた。

平成14年11月1日

第四次出入国管理政策懇談会

### 「難民認定制度に関する検討結果（中間報告）」

#### 1 はじめに

##### 1-1 難民問題に関する専門部会設置の目的

今日、難民問題は社会の大きな関心を集めており、昭和57（1982）年に発足した我が国の難民認定制度の在り方をめぐっても活発な議論が展開されているほか、紛争地域等からの避難民等に対する人道的な配慮や国際的対応の在り方を問い直す声が高まっているように思われる。

そのような状況を踏まえ、法務大臣が各方面の有識者から、難民認定制度の今後の在り方について意見を聴取し、今後の法務行政に活かすため、本年6月11日、法務大臣の私的懇談会「出入国管理政策懇談会」の下に「難民問題に関する専門部会」（以下「専門部会」という。）を設け、現在、我が国の難民認定制度の中で議論の対象とされている事項のうち、①いわゆる「60日ルール」、②難民認定申請中の者の法的地位、③不服申立ての仕組み、の3点について検討を求め、諮問した。

## 1-2 中間報告の目的

専門部会においては、本年10月15日までの間、いわゆる「60日ルール」及び難民認定申請者の法的地位の2項目を中心として、合計7回、延べ約22時間にわたり、各委員が意見を交換したほか、東日本入国管理センター及び東京入国管理局を視察して難民認定を含む入管行政の実情を見聞し、さらに、複数の在京大使館の担当職員から各国における難民認定制度の仕組みと現状等について説明を受け、我が国で難民として認定され在留している者からその経験を聴取し、国際法学者から国際法の視点から見た難民問題について講演を受けるなどして、難民問題についての理解を深めることに努めた。

その結果、専門部会における議論はいまだ完了したとはいえないものの、難民認定制度に関する法律改正のための準備期間を考慮すると、ひとまず現段階で専門部会の検討結果を取りまとめ、法務大臣に提言として提出し、参考に供することが有益であると考え、早期に実現されることが望ましいと考えられるいくつかの事項を中間報告として取りまとめることとしたものである。

## 4 難民認定制度における検討課題と提言

### 4-1 いわゆる「60日ルール」について

いわゆる「60日ルール」、すなわち難民認定申請を60日以内に行うという期間制限が厳格に適用されれば、難民条約上の難民に該当する者であっても、60日以内という申請期間を経過したことを理由として難民認定を受けられないという不当な結果を招きかねない。そのため、「60日ルール」の厳格な適用は行わず、申請期間内に申請されたかどうかにとらわれず、難民であるかどうかの実体審査を重視すべきであるとの批判があり、これが難民不認定処分取消訴訟における主要な争点の一つになっていると指摘されている。

他方、60日を経過した後の申請であっても、申請が遅延したことに「やむを得ない事情」があるときは申請が許容される旨の規定があるが、「やむを得ない事情」をいたずらに拡大して運用するのではルールの形骸化を招き、申請期限を無意味なものとするおそれがある。

専門部会においては、これらの批判や問題点を視野に入れながら申請期間を設けることの可否及びその期間の長短等について検討を加えたが、「欧州諸国において難民認定申請期間を設けている国（仏、スペイン、ベルギー等）と比較しても、現行の60日は期間として十分であると思われ、60日経過後の申請についても「やむを得ない事情」を柔軟に解釈して運用すれば足りるのではないか」、「真の難民であれば、申請期間に関係なく認定されるべきであるから、申請期間を撤廃してよいのではないか」など様々な立場があることを認めつつも、我が国に庇護を求める者は入国して間もない時期に申請を行うことが通常であると思われること、また、無期限に申請を認めると証拠の散逸等により適正な難民認定が妨げられるおそれがあるばかりか、濫用者を誘発するおそれもあること等から、申請期間を設けることには、現在でも合理的理由があると考えられる。そして、この申請期間の問題を、難民認定制度全体の中での公平性、透明性にかかわる問題と位置付け、我が国が、今後、積極的に難民を受け入れていく姿勢を国際社会に示すメッセージとして、申請期間を現在より延長し、これを6月ないし1年とする方向で法改正されることを提言する。

### 4-2 難民認定申請中の者の法的地位

現行法の下では、難民認定を申請した者が、正規在留者であればその在留資格がそのまま保持されることが可能であるが、不法滞在者であれば退去強制事由該当者として退去強

制手続が進められることとなる。そのため、申請者が不法滞在者の場合、難民認定申請手続と退去強制手続が同時に進行することとなり、申請者が退去強制手続のため当局に収容されることについて、難民認定申請中の者を収容することは人権上問題であるとの批判があることも事実である。

また、申請者が合法的に在留している場合の在留資格内訳を見ると、大多数が「短期滞在」で在留し、当面の生計を維持するために資格外活動の許可を受けた上で就労しているが、難民認定申請中であれば資格外活動許可を受けて就労できるとの情報が流布し、我が国での就労のために難民認定申請を行う者が後を絶たないという実情にも目を向ける必要がある。

他方、難民認定申請中の者のうち衣食住に欠ける等生活に困窮する者に対しては、昭和57年7月の難民行政監察に基づき、外務省が予算措置を講じ、翌年から保護措置を実施し、平成7年以降は外務省が財団法人アジア福祉教育事業財団難民事業本部に同事業を委託して実施している。

このような実情を踏まえて専門部会において検討を重ねた結果、難民認定申請者については、安心して審査が受けられるよう、①法務大臣による難民認定の許否の決定（異議申出を含む。）が下されるまでの間は、退去強制事由該当者であっても退去強制されないよう法的に保障すること、②政府として衣食住の提供や保護施設の設置等必要な経済的・物質的保護措置の充実を図り（NGOとの効果的な連携も検討する。）、申請者が審査を受けることに専念できるような生活環境を確保することを提言する。ただし、経済的・物質的援助を当てとする難民認定制度の濫用者を排除することに努力する必要がある。

#### 4-3 関連する提言

難民認定申請に対する判断が遅延することは好ましくないので、真の難民を保護し、審査手続の合理化・迅速化を図り、審査が1年以内に終結することを目途とした難民調査官の大幅な増員、適正な人員配置、難民調査官の能力と専門性向上のための研修等の充実・強化、及び、適切な通訳の確保に努められることを要望する。

さらに、難民認定制度濫用者を排除する基準ないし指針として、外国において既に難民不認定処分を受けた者、明らかに安全な第三国を経由して来た者、身分事項を偽り又は偽造証明書を提出するなど不正の手段を用いて庇護を受けようとする者等を排除している欧州諸国の対応が参考にされてよいであろう。

## 5 今後の課題

真に政治的迫害等から逃れて我が国に難民として庇護を求めて来た者については、迅速に庇護し、必要に応じた援助を行うことが望ましい。これを実現するため、関係省庁が真の難民の円滑な受入体制を整備するため相互に緊密な連携を保ちつつ積極的に取り組んでいくことを希望する。

また、新たに構築される難民認定制度は、全体として合理性と透明性の高められたものであることが要請されているのであって、例えば、不認定理由の具体的で明確な告知などについて改善が図られる必要がある。

なお、難民不認定処分に対する不服申立ての仕組みが外部から分かりづらく、また、不服申立ての効果に疑問があると指摘されており、この点については今後更に検討を継続することとして、今回の報告では取り上げないこととした。

## 7 難民認定制度に関する検討結果（最終報告）抜粋

出入国管理政策懇談会は、12月16日難民問題に関する専門部会（横田洋三部会長）から提出のあった「難民認定制度に関する検討結果（最終報告）」について、以下の修正を施した上で了承し、併せて次の補足意見を付して最終報告とする。

### 1 修正意見

- (1) 不服申立手続に関与する専門委員が諮問機関として法務大臣に意見を提出するに当たっては、原則として合議によりつつ、個別の意見にも配慮するような制度とすることが望ましい。
- (2) 不服申立手続を事後審査審と位置付けることについては慎重な検討が必要であり、従来の手続と比較して申立人の利益が損なわれることのないように配慮すべきである。

### 2 補足意見

- (1) 不服申立手続においても、申立人の弁明、証拠提出の機会を不当に制限することのないよう配慮すべきである。
- (2) 本人のプライバシー、専門委員の中立性に与える影響等に配慮しつつ、専門委員の意見が法務大臣の判断に反映されたか否か、その理由は何かについて、事後的に確認できるよう開示されるべきである。

なお、以上のほか、個別の意見として以下の意見が述べられた。

- ① 不服申立ての審査は、第一次審査とは独立して裁決・決定を行う第三者機関によるべきである。
- ② 不服申立手続に関与する諮問機関として法務大臣に意見を提出するに当たっては、諮問機関は合議制組織として常に一個の意見書を作成（少数意見があればこれを記載）するものとし、上記意見は情報公開法の定めるところにより公開されるべきである。
- ③ 専門委員の人選については国会承認事項とすべきである。
- ④ 不服申立ての審理は、不服申立件数の多い地方入国管理局に専門委員を集中させるなどして組織としての合理化を図る一方、他の地方入国管理局においても、必要に応じて不服申立手続を行うことができるよう弾力的に運用すべきである。

平成15年12月24日

第四次出入国管理政策懇談会

## 「難民認定制度に関する検討結果（最終報告）」

### 第1 はじめに

我が国において難民認定制度が発足した昭和57（1982）年以降の世界の動向を見ると、欧州地域においては東西冷戦の終結による難民（refugees）・避難民（displaced persons）の発生、旧ユーゴスラビアの解体に伴うバルカン半島からの大量の難民等の流出の動きがあり、また、アフリカにおいてもルワンダにおける200万人以上に上る難民の発生等、人道的見地から緊急の対応が必要とされる問題が相次いで発生しており、これらの問題は近年特に重要度を増している。

また、平成13（2001）年9月11日の米国における同時多発テロ事件を端緒として、アフガニスタンを実効的に支配していたタリバン政権が崩壊したことにより、それまで同政権の下で迫害を受け国外に逃れていた同国民の帰国が実現しつつある一方で、このテロ事件を教訓としてテロリストの排除が各国における重要な課題とされたこと（特に国連安全保障理事会決議1373号）に伴い、難民を偽装して入国を企てるテロリストないし犯罪者の入国防止が各国の入管当局に課せられた重要な責務とされるに至っている。

さらに、交通・通信手段の目覚ましい発達を受けて、国際交流の流れは、経済、文化など社会のあらゆる分野において、その速度、流量ともに飛躍的な増大を見せているが、経済活動のグローバル化に伴い、経済的により良い生活を求めて貧しい国から豊かな国へと国境を移動する人々（合法・非合法を問わず）の存在と、それらの人々が受入国の社会に与える様々な影響は、ここ数年、大きな社会問題として顕在化しつつある。

このような国際情勢の下にあって、我が国においても、難民認定申請件数の増加、申請者の出身国・地域の多様化、申請内容の複雑化が顕著となっており、これらの状況変化に適切に対応するための難民認定制度の見直しの必要性が認識されるようになった。

そのような状況を踏まえ、法務大臣が各方面の有識者から、難民認定制度の今後の在り方について意見を聴取し、今後の法務行政に活かすため、平成14年6月11日、法務大臣の私的懇談会「出入国管理政策懇談会」に対し、我が国の難民認定制度の中で議論の対象とされている事項のうち、①いわゆる「60日ルール」、②難民認定申請中の者の法的地位、③不服申立ての仕組み、の3点について諮問し、それらの検討に当たるため、同懇談会の下に「難民問題に関する専門部会」（以下「専門部会」という。）が設けられた。

専門部会は、難民問題は我が国が真剣に取り組むべき重要課題であるとの認識の下に、真に難民である者を迅速かつ確実に難民として認定して保護するとともに、犯罪者等による制度の濫用を防止するという観点から、これらの諮問事項について検討を加え、議論を重ねた結果、以下のとおり意見を取りまとめ、提言するものである。

### 第3 専門部会における調査・審議の概要と法務省の取組等

#### 4 不服申立制度に関する調査審議経過

専門部会においては、中間報告を提出した後も、平成15年11月21日までの間、不服申立制度を中心として、合計11回、延べ約21時間にわたり、各委員が意見を交換したほか、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部「国際救援センター」及び東京入国管理局新庁舎の難民調査のためのインタビュールーム等の施設を視察した。また、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）職員からは難民をめぐる諸問題について、行政法の学者からは行政不服審査制度全般について、それぞれ説明を受けたほか、主要国における難民不服申立制度の仕組みと実情について把握すべく、イギリス、フランス、ドイツに派遣され調査に当たった専門の学者から、その調査結果について報告を受けるなどして、不服申立制度についての理解を深めることに努めた。

### 第5 不服申立制度に関する提言

#### 1 第三者関与の妥当性と配慮すべき諸点

我が国の難民認定制度においては、難民の認定に関する処分の事務は法務省入国管理局総務課難民認定室が、不服申立手続の事務は同局審判課がそれぞれ担当しており、それぞれの案件の調査に当たる難民調査官についても、一次処分に関与する者と不服申立手続に関与する者とは重複しない配慮が払われているものの、いずれも法務省入国管理局職員のみによって手続が進められ

ている点等において、公正性・中立性が必ずしも十分ではないとの指摘が従来からあった。

専門部会は、難民認定業務に対する信頼性を高めていくためにも、手続の公正性・中立性等に対する配慮が強く求められるとの観点から、複数かつ奇数から成る第三者（難民調査官等の法務省入国管理局職員ではない専門家）を不服申立ての審査手続に関与させることを提言する。そして、第三者の関与の在り方を検討するに当たっては、以下の点に十分な配慮が払われることを要望する。

#### (1) 公平性、客観性

難民認定行政に対する信頼を確保する見地から、難民認定に関する判断は公平で客観的なものでなければならない。

例えば、ある国から迫害を受けるおそれがあるとして同時に多数の者が我が国に来て難民認定の申請を一斉に行った場合、その迫害状況や出国経緯等がほぼ共通であれば、その難民該当性についての判断はおおよそ統一されたものとなろう。

新たな不服申立手続を検討するに当たっては、難民該当性についての判断がこのように公平で客観的なものであって、統一性・整合性の取れた仕組みとなるよう配慮されなければならない。

#### (2) 専門性

法務省においても難民調査官の研修を繰り返し実施するなどしてその専門性を高めるべく努めているところではあるが、難民認定手続においては、証拠が海外にあって収集が困難であり、限られた証拠を的確に評価して適正な事実認定を実現していかなければならず、また、諸外国の政治情勢を正確に把握することが必要不可欠である。そのためには、各国の政治状況、地域紛争状況、民族問題、宗教問題等関係する様々な分野の専門家の知見を求める制度とすることが望まれるとともに、これら専門家の意見が特に不服申立手続において十分に斟酌されるような体制を構築していくことが必要である。

#### (3) 迅速性

真に政治的迫害等から逃れてきた難民として保護を必要とする者は、迅速に難民として認定され保護される必要があるが、それとともに、我が国に滞在するための方便として難民認定制度を悪用しようとする不法就労者や犯罪者を排除するためにも、難民認定手続は全体として迅速に進められる必要がある。近年、欧州諸国において、難民に係る手続の迅速化が進められているのも、同様の配慮によるものと思われる。

特に我が国においては、欧州主要国とは異なり、行政の判断に不服のある者は何らの制約もなく裁判所の救済を求めることができる。平成11年、12年に裁判所に提訴された難民認定手続関係訴訟が現在も多数係属中であり、司法審査に長期間を要しているのが実情である。

このような現状に照らせば、迅速性の要請は一層高いものと考えられる。不服申立手続については、従来は手続に6か月以上の期間を要していたようであるが、原則として例えば申立て後3か月以内に結論を出すような体制ないし仕組みの構築が望ましい。

#### (4) 行政改革の趣旨

国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（中央省庁等改革の推進に関する方針）の趣旨に照らせば、新たに過大な組織を設置することには慎重な配慮が望まれる。

なお、不服申立手続においても、真実難民である者について迅速かつ確実に保護することの重要性は言うまでもないが、いわゆる偽装難民を的確かつ早期に我が国から排除するシステムの構築も同様に重要である。来日外国人による犯罪の増加といった事態に適切に対処し、社会の安全に対する国民の信頼を回復するため、犯罪者等が偽装難民として流入してくる事態は未然に防止する必要がある。難民条約第1条F項の趣旨に照らしても、国家の安全及び公の秩序にとって危

険となるような者が難民認定制度を悪用して我が国に入国・滞在しようとする試みは阻止されなければならない。

## 2 第三者関与の具体的な制度案

### (1) 諮問機関としての位置付け

専門部会においては、以上の諸点を踏まえ、第三者関与の望ましい在り方について検討を重ねた結果、独自の裁決・決定権を有する第三者機関の設置は必ずしも最善とはいえ、法務大臣に対する諮問機関として関与することが望ましいとの結論に至った。

すなわち、不服申立手続に関与する第三者に裁決・決定権を付与する仕組みを作るとすれば、難民認定に携わっていない第三者が一から当該案件の検討をしなければならず、最終判断に至る過程が長期化するおそれ大きい。また、特に複数の第三者が関与する場合、各自の判断が異なる可能性があるが、第三者に最終判断権を付与するとなれば、判断の統一性が損なわれる場合の生じることが心配される。さらに、新たに独立した機関を設けることについては、行政改革の趣旨からも制約が多い。したがって、現行制度のように法務大臣が統一的観点から最終的な判断を行うことが望ましいものと思われる。

諸外国においては、独立した行政裁判所ないし行政審判所が設置されている例が多いが、今回調査した結果からも明らかなように、不服申立手続を充実させている国ほど、司法審査の機会を制限し、全体としての救済手続における慎重な審査の要請と迅速性の要請の均衡を図ろうとしている。これに対し、我が国では、行政裁判所の設置には憲法上の制約がある上、難民認定及びその不服申立手続に対する司法審査が保障されている。我が国における司法審査に長期間を要しているという現状等に留意すれば、行政手続における不服申立段階では、公平性、迅速性といった諸要請に従い、最終決定権を有する第三者機関の新設は回避すべきと思われる。

以上からすれば、不服申立手続の公正性等を担保するために関与する第三者には、あくまで諮問機関としての役割が付与されることが望ましい。

### (2) 専門委員制度の導入

諮問機関としての意思決定の在り方については、難民認定制度の特殊性に十分配慮されることが必要である。

すなわち、複数の分野から複数（具体的には一つの案件につき3名程度）の専門家を関与させるとした場合、専門家間で情報を共有するとともに意見交換を行う機会を有することが考慮されなければならない。

他方、常に合議体としての意思決定を求めるとなれば、その前提として、これら専門家が一つの結論に達するまで討議を行わなければならない。各専門家の分野が異なれば異なるほどその討議には時間を要することが予想され、迅速性の要請を十分に充たし得るか疑問がある。また、最終的に意見が一致しないことも当然あり得ようが、法務大臣が専門家の意見を聴く制度とする以上は、多数意見に重きを置きつつ少数意見も尊重して判断を下すことになるのであって、合議体として一つの結論に到達する必要は必ずしもない。さらに、合議制機関を新たに設置することについては、行政改革の趣旨からの制約があることも考慮すべきである。

以上の諸点から、専門部会は、複数の第三者が一つの結論に達することを義務付けず、協議の上共同で意見を答申することも、第三者が個別の意見を直接答申することも可能な制度として、いわゆる専門委員制度の導入を提言するものである。

この制度においては、各案件の審理の進め方や報告書の形式等に関しても、第三者である専門委員の判断に委ねてよいのではないかと考える。

### (3) 専門委員の人選

以上のような専門委員制度が信頼に値する制度として機能する前提として、法務大臣が専門委員を選任するに当たっては、適切な人選に十分配慮する必要がある。

すなわち、専門委員は、学識及び経験が豊かで人格高潔な、社会的常識を持った人物が選任されるべきであるが、具体的には

- ① 難民認定手続においては、証拠が海外にあって収集が難しく、限られた証拠を的確に評価して適正な事実認定を実現しなければならないという要請があることから、事実認定を含む法律実務の経験豊富な法曹実務家
- ② 海外情勢を審査・判断に正確に反映させるという観点から、地域情勢や国際問題に明るい元外交官・商社等海外勤務経験者・海外特派員経験者・国際政治学者・国連関係機関勤務経験者等
- ③ 法律的知識・素養も求められることから、国際法・外国法・行政法等の分野の法律専門家等の中から選任されることが望ましい。また、専門委員の人選に当たっては、男女共同参画基本計画の趣旨に沿って、女性委員の積極的な登用に努めることが必要である。

そして、このように各分野から広く専門的知見を求めるため、一つの案件に関与する専門委員は複数、おおむね3名程度であることが望ましい。もちろん、専門委員の総数としては、現行制度の下における不服申立（異議申出）件数が年間200件を超える実情にあることにかんがみると、少なくとも十数名程度の選任を必要とするであろう。

### (4) 審査手続の改善

不服申立ての審査手続についても改善に努めるべきであり、専門委員制度を有効に機能させるためには、各専門委員が的確な判断を行うことができるよう、従来の難民調査官による事情聴取に代えて、自ら申出人から直接意見を聴取する手続を設けることが考えられる。その際、専門委員は、申出人に対して質問を行うことも認められるべきである。

他方、現在の不服申立手続の運用を見ると、不服申立手続においても新たな主張や証拠の提出には一切制約が設けられておらず、不服申立手続はいわゆる続審として機能しているが、再検討の要がある。我が国では司法審査における主張内容が不服申立手続におけるそれによって制限されることはなく、事実認定についても不服申立手続のそれに拘束されないなど、事後的に司法の場で十分な審査が行われるのであるから、不服申立手続を迅速に進めるためにも、不服申立手続はいわゆる事後審査審として位置付けることが考慮されてよいのであって、判断対象は一次処分の当否それ自体に限定されるのが好ましい。

その意味では、新たな不服申立手続において必ず口頭審理が行われるとする必要はなく、申出人に意見陳述の機会を与える一方で、申出人が希望しない場合や申出人から意見聴取をするまでもなく結論が明らかな場合等一定の場合には意見陳述を不要とし、書類審査による手続簡略化を認めることも考えられる。

また、現在の不服申立ての実態に照らせば、各地方入国管理局すべてに常時専門委員を設置することは組織として非効率であるから、専門委員を東京及び大阪の二局に集中させるなどして、組織としての合理化を図ることも考えられる。また、本制度の円滑な運営を期するためには、事務処理体制の充実についても配慮する必要がある。

さらに、不服申立手続の過程においても、手続の内容等について申出人に十分な説明を行い、手続の透明性を高めて、申出人がより納得しやすい環境作りに配慮するとともに、専門委員が申出人から意見聴取する際、申出人の代理人がこれに立ち会うことを認めるべきである。

### 3 不服申立期間

不服申立期間については、現行の7日間が不服を申し立てるまでの期間として特に短いとは思われないとの意見が多数を占めた。

#### 〔第四次出入国管理政策懇談会のメンバー〕

（平成15年12月24日現在・敬称略・50音順）

座長	楠川 絢一	元東京都立大学総長
	井田 敏	全国商工会連合会専務理事
	紀陸 孝	日本経済団体連合会常務理事
	グレゴリー・クラーク	多摩大学名誉学長
	高橋 進	日本総合研究所調査部長
	多賀谷 一照	千葉大学副学長
	龍井 葉二	日本労働組合総連合会常任中央執行委員・総合政策局総合局長
	寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	中谷 巖	多摩大学学長，UFJ総合研究所理事長
	西岡 幸一	日本経済新聞社論説副主幹
	前田 雅英	東京都立大学法学部長
	目黒 依子	上智大学文学部教授
	横田 洋三	中央大学法学部教授
	吉川 精一	弁護士

#### 〔難民問題に関する専門部会のメンバー〕

（平成15年12月16日現在・敬称略・50音順）

部会長	横田 洋三	中央大学法学部教授
	岩間 陽子	政策研究大学院大学助教授
	讃井 暢子	日本経済団体連合会国際労働政策本部長
	谷野 作太郎	東芝取締役，早稲田大学客員教授，日中友好会館副会長
	中嶋 滋	日本労働組合総連合会総合国際局総合局長
	疋田 幸子	ビジネスコーチ・カウンセラー
	柳瀬 房子	難民を助ける会理事長
	山本 達雄	弁護士
	(アドバイザー)	
	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部助教授

## 8 地方入国管理官署所在地一覧表

(平成16年6月30日現在)

### (入国者収容所)

センター	所在地	電話番号・FAX
入国者収容所 東日本入国管理センター	300-1288 茨城県牛久市久野町1766	029-875-1291 FAX029-830-9010
入国者収容所 西日本入国管理センター	567-8550 大阪府茨木市郡山1-11-1	072-641-8152 FAX072-640-2454
入国者収容所 大村入国管理センター	856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3	0957-52-2121 FAX0957-27-3070

### (地方入国管理局)

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
札幌入国管理局		060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-261-7502 FAX011-281-0631
	函館港出張所	040-0061 北海道函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎	0138-41-6922 FAX0138-41-6929
	小樽港出張所	047-0007 北海道小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎	0134-33-9238 FAX0134-33-9239
	釧路港出張所	085-0022 北海道釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎	0154-22-2430 FAX0154-24-7409
	稚内港出張所	097-0023 北海道稚内市開運2-2-1 稚内港湾合同庁舎	0162-23-3269 FAX0162-23-2094
	千歳苫小牧出張所	066-0012 北海道千歳市美美 新千歳空港国際線旅客ターミナルビル	0123-24-6439 FAX0123-45-2067

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
仙台入国管理局		983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2地方法務合同庁舎	022-256-6076 FAX022-298-9102
	青森港出張所	030-0861 青森県青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	017-777-2939 FAX017-777-2963
	八戸港出張所	031-0831 青森県八戸市築港街2-16 八戸港湾合同庁舎	0178-33-0042 FAX0178-33-2402
	盛岡出張所	022-0024 岩手県盛岡市菜園1-4-10 第二産業会館	019-621-1206 FAX019-621-1207
	仙台空港出張所	989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港旅客ターミナルビル	022-383-4545 FAX022-383-1914
	秋田出張所	010-0976 秋田県秋田市八橋南2-10-16 秋田県JAビル	018-895-5221 FAX018-895-5223
	酒田港出張所	998-0036 山形県酒田市船場町2-5-43 酒田港湾合同庁舎	0234-22-2746 FAX0234-22-2824
	郡山出張所	963-8024 福島県郡山市朝日2-22-7	024-936-3231 FAX024-936-3229

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
東京入国管理局		108-8255 東京都港区港南5-5-30	03-5796-7111 FAX03-5796-7125
	水戸出張所	310-0803 茨城県水戸市城南2-9-12	029-300-3601 FAX029-300-3605
	宇都宮出張所	320-0033 栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル	028-600-7750 FAX028-600-7751
	高崎出張所	370-0848 群馬県高崎市連雀町81 日本生命高崎ビル	027-328-1154 FAX027-324-3122

さいたま出張所	336-0002 埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-4 アルーサA館	048-851-9671 FAX048-851-9685
千葉出張所	260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港2-1 中央コミュニティーセンター	043-242-6597 FAX043-247-5199
羽田空港出張所	144-0041 東京都大田区羽田空港3-4-4 国際線旅客ターミナルビル	03-5756-4852 FAX03-5756-4854
新宿出張所	業務上の都合により公表していません。	(東京入国管理局) 03-5796-7111 FAX03-5796-7125
立川出張所	186-0001 東京都国立市北3-31-2 立川法務総合庁舎	042-528-7179 FAX042-528-7178
新潟出張所	950-0001 新潟県新潟市松浜町3710 新潟空港ターミナルビル	025-275-4735 FAX025-275-4848
直江津港出張所	942-0011 新潟県上越市港町1-11-20 直江津港湾合同庁舎	025-543-0230 FAX025-544-0955
甲府出張所	400-0031 山梨県甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル	055-221-0206 FAX055-221-0631
長野出張所	380-0846 長野県長野市旭町1108 長野地方法務合同庁舎	026-232-3317 FAX026-232-3422
成田空港支局	282-0004 千葉県成田市古込字古込1-1	0476-34-2222 FAX0476-30-1475
横浜支局	231-0023 神奈川県横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎	045-661-5110 FAX045-640-1800
横浜港出張所	231-0002 神奈川県横浜市中区海岸通り1-1 横浜第2港湾合同庁舎	045-211-0365 FAX045-900-3874
川崎出張所	215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎	044-965-0012 FAX044-965-0014
小笠原総合事務所	100-2101 東京都小笠原村父島字東町	04998-2-2102 FAX04998-2-3357

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
名古屋入国管理局		460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋法務合同庁舎	052-951-2391 FAX052-968-2720
	丸の内分室	460-8582 愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル3階 就労・永住審査部門  留学・研修審査部門  調査記録部門	052-223-7585 FAX052-223-7236  052-223-7586 FAX052-223-7237  052-223-7587 FAX052-223-7238
	富山出張所	930-0029 富山県富山市本町9-10 大同生命富山ビル	076-445-5646 FAX076-445-5648
	金沢出張所	920-0024 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-222-2450 FAX076-233-8387
	福井出張所	910-0019 福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-28-2101 FAX0776-28-2144
	岐阜出張所	500-8429 岐阜県岐阜市加納清水3-8-1 日本泉ビル	058-268-7050 FAX058-268-7052
	静岡出張所	420-0858 静岡県静岡市伝馬町9-4 abcプラザビル	054-653-5571 FAX054-653-5573
	浜松出張所	432-8043 静岡県浜松市浅田町81-6	053-458-6496 FAX053-459-0465
	名古屋港出張所	455-0032 愛知県名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎	052-651-6436 FAX052-659-1318
	豊橋港出張所	441-8075 愛知県豊橋市神野ふ頭町3-11 豊橋港湾合同庁舎	0532-32-6567 FAX0532-34-1931
名古屋空港出張所	480-0202 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先 名古屋空港ビル	0568-28-0515 FAX0568-39-0065	
四日市港出張所	510-0051 三重県四日市市千歳町5-1 四日市港湾合同庁舎	0593-52-5695 FAX0593-59-2091	

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
大阪入国管理局		540-0012 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	06-6941-0771 FAX06-6910-3047
	茨木分室 (違反関係)	567-0071 大阪府茨木市郡山1-11-1 茨木法務合同庁舎	072-641-3052 FAX072-640-3075
	大津出張所	520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	077-511-4231 FAX077-524-8903
	京都出張所	606-8395 京都府京都市左京区丸太町川端東入ル 東丸太町34-12 京都第2地方合同庁舎	075-752-5997 FAX075-762-2121
	舞鶴港出張所	624-0946 京都府舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎	0773-75-1149 FAX0773-75-7142
	大阪港出張所	552-0021 大阪府大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎	06-6571-0773 FAX06-6573-3381
	天王寺出張所	543-0074 大阪府大阪市天王寺区六万體町1-9	06-6774-3413 FAX06-6774-0571
	堺港出張所	592-8332 大阪府堺市石津西町20 堺港湾合同庁舎	072-244-1441 FAX072-244-1452
	奈良出張所	630-8305 奈良県奈良市東紀寺町3-4-1 奈良第2法務総合庁舎	0742-23-6501 FAX0742-23-6602
	和歌山出張所	640-8287 和歌山県和歌山市築港6-22-2 和歌山港湾合同庁舎	073-422-8778 FAX073-422-8779
関西空港支局	549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1	0724-55-1453 FAX0724-55-1465	
神戸支局		650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	078-391-6377 FAX078-325-2097
	神戸港出張所	650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り26 神戸地方合同庁舎	078-325-5102 FAX078-325-1082
	姫路港出張所	672-8063 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1 姫路港湾合同庁舎	0792-35-4688 FAX0792-35-3375

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
広島入国管理局		730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-4411 FAX082-502-3193
	境港出張所	684-0034 鳥取県境港市昭和町9 境港港湾合同庁舎	0859-42-3628 FAX0859-42-5020
	松江出張所	690-0841 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-21-3834 FAX0852-27-5864
	岡山出張所	700-0907 岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第2地方合同庁舎	086-234-3531 FAX086-224-9030
	水島港出張所	712-8056 岡山県倉敷市水島福崎町2-15 水島港湾合同庁舎2号館	086-444-6071 FAX086-444-0059
	福山港出張所	721-0962 広島県福山市東手城町2-18-3 福山港湾合同庁舎	0849-41-1969 FAX0849-43-0654
	広島空港出張所	729-0416 広島県豊田郡本郷町大字善入寺字平岩 64-31	0848-86-8015 FAX0848-86-8016
	下関出張所	750-0009 山口県下関市上田中町8-2-1 下関地方法務合同庁舎	0832-23-1431 FAX0832-31-2091
周南出張所	745-0045 山口県周南市徳山港町6-35 徳山港湾合同庁舎	0834-21-1329 FAX0834-22-0991	

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
高松入国管理局		760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5852 FAX087-826-1341
	小松島港出張所	773-0001 徳島県小松島市小松島町字外開1-11 小松島みなと合同庁舎	08853-2-1530 FAX08853-3-0672
	松山出張所	791-8057 愛媛県松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ	089-951-1413 FAX089-951-4661
	高知港出張所	780-8010 高知県高知市棧橋通5-4-55 高知港湾合同庁舎	088-832-5431 FAX088-831-6529

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
福岡入国管理局		812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル	092-623-2400 FAX092-626-5204
	北九州出張所	803-0813 福岡県北九州市小倉北区城内5-3 小倉合同庁舎	093-582-6915 FAX093-582-5935
	博多港出張所	812-0031 福岡県福岡市博多区沖浜町8-1 博多港湾合同庁舎	092-262-2373 FAX092-262-2357
	福岡空港出張所	816-0051 福岡県福岡市博多区大字青木739 福岡空港国際線ターミナルビル	092-477-0121 FAX092-477-7878
	佐賀出張所	840-0814 佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45 三井生命佐賀駅前ビル	0952-27-1606 FAX0952-22-7970
	長崎出張所	850-0921 長崎県長崎市松ヶ枝町7-29 長崎港湾合同庁舎	095-822-5289 FAX095-828-3871
	対馬出張所	817-0016 長崎県対馬市厳原町東里341-42 厳原地方合同庁舎	0920-52-0432 FAX0920-52-6517
	熊本出張所	862-0971 熊本県熊本市大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-362-1721 FAX096-363-5431
	大分出張所	870-0037 大分県大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-5006 FAX097-536-5030
	宮崎出張所	880-0912 宮崎県宮崎市大字赤江宮崎空港ビル東 別館	0985-51-2226 FAX0985-51-2225
	鹿児島出張所	892-0822 鹿児島県鹿児島市泉町18-2-40 鹿児島港湾合同庁舎	099-222-5658 FAX099-226-3218
	志布志出張所	899-7103 鹿児島県曾於郡志布志町志布志3259 志布志港湾合同庁舎	0994-73-1873 FAX0994-73-1874

那覇支局	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-832-4185 FAX098-834-6411
那覇空港出張所	901-0142	沖縄県那覇市鏡水174 那覇国際線ターミナルビル	098-857-0053 FAX098-857-6657
平良港出張所	906-0012	沖縄県平良市字西里7-21 平良港湾合同庁舎	0980-72-3440 FAX0980-73-4179
石垣港出張所	907-0013	沖縄県石垣市浜崎町1-1-8 石垣港湾合同庁舎	0980-82-2333 FAX0980-83-4301
嘉手納出張所	904-0004	沖縄県沖縄市中央1-22-12	098-938-1177 FAX098-934-2059

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
外国人 在留総合 インフォメーション センター	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	022-298-9014
	108-8255	東京都港区港南5-5-30	03-5796-7112
	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町37-9	045-651-2851~2
	460-0001	愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル3F	052-223-7336~7
	543-0074	大阪府大阪市天王寺区六万体町1-9	06-6774-3409~10
	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り29	078-326-5141
	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-502-6060
	812-0003	福岡県福岡市博多区下白井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	092-626-5100

---

# 出入国管理

(平成16年版)

平成16年8月31日発行

法務省入国管理局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1